処　分　基　準

令和元年12月14日作成

法　　令　　名：風俗営業等適正化法	
根　拠　条　項：第８条	
処 分 の 概 要：風俗営業の許可の取消し	
原権者（委任先）：福島県公安委員会	
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第３条（許可）、第４条（許可の基準）、第７条（承認）、第７条の２（承認）、第７条の３（承認）	
処　分　基　準： 風俗営業等適正化法第８条各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、以下のように、速やかに是正、回復等することができ、かつ、現に是正、回復しようとしている場合等で悪意がない又はごく軽微な場合を除き、風俗営業の許可（承認）を取り消すこととする。 ・　第４条第１項第11号に該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。	
問　合　せ　先：福島県警察本部生活安全部生活安全企画課	
備　　考：	

処　分　基　準

平成28年６月23日作成

法　　令　　名	風俗営業等適正化法
根　拠　条　項	第25条
処 分 の 概 要	風俗営業者に対する指示
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	
処　分　基　準	別紙１（Ａ－４－１ページからＡ－４－２ページ）を参照
問　合　せ　先	福島県警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考	

別紙１

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく
指示及び措置命令の基準

第１　指示

１　指示の基準

(1)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）若しくはその他の法令又は法に基づく条例の規定に違反する行為（法第28条第１項（法第31条の13第１項において準用する場合を含む。）の規定及び同条第２項（法第31条の13第１項において準用する場合を含む。）の規定に基づく条例の規定に違反する行為を除く。）が行われた場合は、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがないと明らかに認められるときを除き、法第25条、第29条、第31条の４第１項若しくは第31条の６第２項第１号、第31条の９第１項若しくは第31条の11第２項第１号、第31条の14、第31条の19第１項若しくは第31条の21第２項第１号、第31条の24、第34条第１項又は第35条の４第１項若しくは第４項第１号の規定に基づき、指示をするものとする。ただし、風俗営業若しくは特定遊興飲食店営業の許可を取り消し、又は店舗型性風俗特殊営業若しくは店舗型電話異性紹介営業の廃止を命ずる場合は指示を行わないこと。

なお、法に基づく処分又は法第３条第２項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定に基づき付された条件に違反した場合は、営業停止等の対象であり、指示の対象ではないので留意すること。

(2)　指示は、比例原則にのっとって行うこと。

(3)　指示は、営業者に過大な負担を課さないものとすること。

(4)　指示の内容は、違反行為と関連性のあるものとすること。

(5)　指示は、１回の違反について１回行うものとすること。

２　指示の手続

(1)　指示を行う際には、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第26号）第20条に規定する弁明通知書を交付し、営業者に対し弁明の機会を付与するものとすること。ただし、技術的な基準に従うべきことを指示するときは、行政手続法（平成５年法律第88号）第13条第２項第３号の規定により弁明の機会の付与を要しない。

(2)　指示は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則

（昭和60年国家公安委員会規則第１号。以下「施行規則」という。）第112条第１項の書面に不服申立てをすることができる旨を記載して行うこと。

３　指示の内容

(1)　違反状態が解消されていない場合は、当該違反状態を解消するため必要な指示をするものとする。この場合において、当該違反が、指示後直ちに解消させるべきものであるが、それが困難なものであるときは、その態様に応じ、必要最小限度の猶予期間を設けるものとし、また、必要に応じ、違反状態を解消するための方法を盛り込むものとする。

(2)　将来において類似の違反が行われることを防止するため必要な指示を行うものとする。

(3)　状況に応じ、(1)及び(2)の指示を併せて行い、善良の風俗の保持等を図るものとする。

４　指示を行った後の措置

指示を行った後は、指示に違反していないかどうかを確認し、指示に違反している場合には、営業停止等の処分を行うこと。

第２　措置命令

１　措置命令の基準

(1)　法第31条の８第３項又は第４項の規定に違反する行為が行われた場合は、法第31条の10又は第31条の11第２項第２号の規定に基づく命令（以下「措置命令」という。）をするものとする。

(2)　措置命令は、比例原則にのっとって行うこと。

(3)　措置命令は、営業者にとって過大な負担を課さないものとすること。

(4)　措置命令の内容は、違反行為と関連性のあるものとすること。

(5)　措置命令は、１回の違反について１回行うものとすること。

２　措置命令の手続

(1)　措置命令を行う際には、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第20条に規定する弁明通知書を交付し、営業者に対し弁明の機会を付与するものとすること。

(2)　措置命令は施行規則第112条第１項の書面に不服申立てをすることができる旨を記載して行うこと。

３　措置命令の内容

第１の３に準じて行うこと。

４　措置命令を行った後の措置

措置命令を行った後は、措置命令に違反していないかどうかを確認すること。

処　分　基　準

令和６年12月12日作成

法　　令　　名	風俗営業等適正化法
根　拠　条　項	第26条第１項
処 分 の 概 要	風俗営業の許可の取消し、停止命令
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	
処　分　基　準	別紙２（Ａ－５－１ページからＡ－５－46ページ）を参照
問　合　せ　先	福島県警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考	

別紙２

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく営業停止命令等の基準

（用語の意義）

１　この基準における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

(1)　「取消し」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第26条第１項又は第31条の25第１項の規定に基づき、風俗営業又は特定遊興飲食店営業の許可を取り消すことをいう。

(2)　「営業停止命令」とは、法第26条、第30条第１項若しくは第３項、第31条の５第１項、第31条の６第２項第２号、第31条の15第１項、第31条の20、第31条の21第２項第２号、第31条の25、第34条第２項、第35条、第35条の２又は第35条の４第２項若しくは第４項第２号の規定に基づき、風俗営業、飲食店営業、店舗型性風俗特殊営業、浴場業営業、興行場営業、旅館業、無店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業、無店舗型電話異性紹介営業、特定遊興飲食店営業、特定性風俗物品販売等営業又は接客業務受託営業の停止を命ずることをいう。

(3)　「営業廃止命令」とは、法第30条第２項、第31条の５第２項、第31条の６第２項第３号又は第31条の15第２項の規定に基づき、店舗型性風俗特殊営業、受付所営業又は店舗型電話異性紹介営業の廃止を命ずることをいう。

(4)　「指示処分」とは、法第25条、第29条、第31条の４第１項、第31条の６第２項第１号、第31条の14、第31条の19第１項、第31条の21第２項第１号、第31条の24、第34条第１項又は第35条の４第１項若しくは第４項第１号の規定に基づき、指示をすることをいう。

(5)　「法令違反行為」とは、法令（法に基づく条例を含む。）に違反し、若しくは法に基づく処分若しくは法第３条第２項（第31条の23において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき付された条件に違反する行為又は法第30条第１項、第31条の５第１項、第31条の６第２項第２号、第31条の15第１項、第31条の20、第31条の21第２項第２号、第35条若しくは第35条の２に掲げる罪に当たる違法な行為（２において「法に掲げる罪に当たる違法な行為」という。）若しくは風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下「令」という。）第17条、第18条、第20条、第21条若しくは第28条に定める重大な不正行為（以下「政令で定める重大な不正行為」という。）をいう。

（指示処分との関係）

２　風俗営業者、特定遊興飲食店営業者又は店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊

営業、店舗型電話異性紹介営業、無店舗型電話異性紹介営業、飲食店営業若しくは接客業務受託営業を営む者に対する取消し、営業停止命令（法第26条第２項及び第31条の25第２項の規定に基づくものを除く。）又は営業廃止命令は、それぞれ当該処分を行うべき事由（以下「処分事由」という。）について指示処分を行い、当該指示処分に違反した場合に行うことを通常とする。ただし、法に基づく処分又は法第３条第２項の規定に基づき付された条件に違反した場合のほか、次のような場合は、指示処分を行わずに、直ちに取消し、営業停止命令又は営業廃止命令を行っても差し支えない。

(1)　同種の処分事由に当たる法令違反行為であって悪質なもの（法に掲げる罪に当たる違法な行為及び政令で定める重大な不正行為を含む。）を短期間に繰り返し、又は指導や警告を無視する等指示処分によっては自主的に法令を遵守する見込みがないと認められる場合

(2)　指示処分の期間中に、当該指示処分には違反していないが、当該指示処分の処分事由に係る法令違反行為と同種の法令違反行為を行った場合

(3)　罰則の適用がある法令違反行為によって検挙された場合（起訴相当として送致した場合に限る。）

(4)　短期20日以上の量定に相当する処分事由（法に基づく条例の違反に係る処分事由であって各都道府県において短期20日以上の量定が定められているものを含む。）に当たる法令違反行為が行われた場合

(5)　(1) から (4) までに掲げる場合のほか、法令違反行為の態様が悪質で、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがある重大な結果が生じた場合

（量定）

３　取消し又は営業停止命令（法第26条第２項、第30条第３項又は第31条の25第２項の規定に基づく場合を除く。）の量定（以下単に「量定」という。）の区分は、次のとおりとし、各処分事由に係る量定は、別表に定めるところによるものとする。

(1)　風俗営業、特定遊興飲食店営業、飲食店営業、興行場営業、特定性風俗物品販売等営業又は接客業務受託営業

Ａ　風俗営業及び特定遊興飲食店営業にあっては取消し。飲食店営業、興行場営業、特定性風俗物品販売等営業及び接客業務受託営業にあっては、６月の営業停止命令。

Ｂ　40日以上６月以下の営業停止命令。基準期間は、３月。

Ｃ　20日以上６月以下の営業停止命令。基準期間は、40日。

Ｄ　10日以上80日以下の営業停止命令。基準期間は、20日（別表の処分事由１(30)遊技機変更届出義務違反にあっては基準期間１月）。

Ｅ　５日以上40日以下の営業停止命令。基準期間は、14日。

Ｆ　５日以上20日以下の営業停止命令。基準期間は、７日。

Ｇ　営業停止命令を行わないもの（指示処分に限り、当該指示処分に違反した場合に当該指示処分違反を処分事由として営業停止命令を行う。）

Ｈ　５日以上80日以下の営業停止命令（別表の処分事由１(31)及び６(26)条例の遵守事項違反については、各都道府県において５日以上80日以下の範囲内で定める量定による。）。その基準期間は、以上の基準に準じて各都道府県において定めるところによる。

(2)　店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業又は無店舗型電話異性紹介営業

Ａ　８月の営業停止命令

Ｂ　２月以上８月以下の営業停止命令。基準期間は、４月。

Ｃ　１月以上８月以下の営業停止命令。基準期間は、２月。

Ｄ　20日以上４月以下の営業停止命令。基準期間は、１月。

Ｅ　10日以上２月以下の営業停止命令。基準期間は、20日。

Ｆ　５日以上40日以下の営業停止命令。基準期間は、14日。

（取消し）

4　取消しは、９前段に定める場合及び量定がＡである処分事由がある場合のほか、３及び７から９までに定めるところにより、量定の長期が６月に達した場合で、10(2)アに掲げる処分を加重すべき事由が複数あり、又はその程度が著しい等の事情から、再び法令違反行為を繰り返すおそれが強い等営業の健全化が期待できないと判断されるときに行うものとする。

（営業廃止命令）

5　営業廃止命令は、３及び７から９までに定めるところにより、量定の長期が８月に達した場合で、10(2)アに掲げる処分を加重すべき事由が複数あり、又はその程度が著しい等の事情から、再び法令違反行為を繰り返すおそれが強い等営業禁止区域等において営業を継続させることが妥当でないと判断されるときに行うものとする。

（情状による軽減）

6　取消しを行うべき事案につき情状により特に処分を軽減すべき事由があるときは、取消しに替えて営業停止命令を行うことができるものとする。この場合において、その量定は、２月以上６月以下の営業停止命令とする。

（営業停止命令の併合）

7　処分事由に当たる法令違反行為が２つ以上行われた場合は、１つの行政処分を行うものとする。この場合において、これらの処分事由の中に量定がＡに相当するものが含まれているときの量定はＡとするものとし、量定がＡに相当するものが含まれていないと

きの量定は、各処分事由について定めた量定の長期のうち最も長い量定の長期にその２分の１の期間を加算した期間を長期とし、各処分事由について定めた量定の短期のうち最も長い量定の短期を短期とするものとする。ただし、その長期は、各処分事由について定めた量定の長期を合計した期間及び法定の期間を超えないものとする。

（観念的競合）

8　２つ以上の処分事由に該当する１つの法令違反行為について営業停止命令を行う場合は、それらの処分事由に量定がＡに相当するものが含まれているときの量定はＡとするものとし、量定がＡに相当するものが含まれていないときの量定は、それらの処分事由について定めた量定の長期及び短期のうち最も長いものをそれぞれ長期及び短期とする。

（常習違反加重）

9　最近１年間に２月以上の営業停止命令を受けた風俗営業者若しくは特定遊興飲食店営業者又はその代理人等が当該営業停止命令の処分事由に係る法令違反行為と同種の法令違反行為を行ったときは、取消しを行うものとする。

また、最近３年間に営業停止命令を受けた者に対し営業停止命令を行う場合の量定は、その処分事由に係る量定がＡに相当するときを除き、当該営業停止命令の処分事由について３及び６から８までに定める量定の長期及び短期にそれぞれ最近３年間に営業停止命令を受けた回数の２倍の数を乗じた期間を長期及び短期とする。ただし、その長期は、法定の期間を超えることができない。

（営業停止命令に係る期間の決定）

10　営業停止命令により営業の停止を命ずる期間は、次のとおりとする。

(1)　原則として、量定がＡに相当するものについて営業停止命令を行う場合は、当該営業の種別に応じて６月又は８月とする。

また、量定がＡに相当するもの以外のものについて営業停止命令を行う場合は、３に定める基準期間（７に規定する場合は各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間の1.5倍の期間を基準期間とし、８に規定する場合は各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間を基準期間とし、９後段に規定する場合は当該処分事由について定められた基準期間の２倍の期間を基準期間とする。）によることとする。

(2)　量定がＡに相当するもの以外のものについて営業停止命令を行う場合において次に掲げるような処分を加重し、又は軽減すべき事由があるときは、(1)にかかわらず、情状により、３及び６から９までに定める量定の範囲内において加重し、又は軽減するものとする。

また、量定がＡに相当するものについて営業停止命令を行う場合において処分を軽

減すべき事由があるときは、情状により、２月を下限として(1)前段に定める期間より短い期間の営業の停止を命ずることができるものとする。

ア　処分を加重すべき事由とは、例えば、次のようなものである。

(ｱ)　最近３年間に同一の処分事由により行政処分に処せられたこと。

(ｲ)　指示処分の期間中にその処分事由に係る法令違反行為と同種の法令違反行為を行ったこと。

(ｳ)　処分事由に係る行為の態様が著しく悪質であること。

(ｴ)　従業者の大多数が法令違反行為に加担していること。

(ｵ)　改悛の情が見られないこと。

(ｶ)　付近の住民からの苦情が多数あること。

(ｷ)　結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいこと。

(ｸ)　16歳未満の者の福祉を害する法令違反行為であること。

イ　処分を軽減すべき事由とは、例えば、次のようなものである。

(ｱ)　他人に強いられて法令違反行為を行ったこと。

(ｲ)　営業者（法人にあっては役員）の関与がほとんどなく、かつ、処分事由に係る法令違反行為を防止できなかったことについて過失がないと認められること。

(ｳ)　最近３年間に処分事由に係る法令違反行為を行ったことがなく、改悛の情が著しいこと。

(ｴ)　具体的な営業の改善措置を自主的に行っていること。

(3)　法第26条第２項、第30条第３項又は第31条の25第２項の規定に基づく営業停止命令により営業の停止を命ずる期間は、特段の事情がない限り、法第26条第１項又は第31条の25第１項の規定に基づく取消しに伴う場合は６月、法第30条第２項の規定に基づく営業廃止命令に伴う場合は８月とし、法第26条第１項、第30条第１項又は第31条の25第１項の規定に基づく営業停止命令に伴う場合は、当該営業停止命令により営業の停止を命ずる期間と同一の期間とする。

（営業停止等命令と他の行政処分との関係）

11　取消し又は営業廃止命令を行うときは、営業停止命令（法第26条第２項、第30条第３項又は第31条の25第２項の規定に基づくものを除く。）は行わないものとする。

12　営業停止命令を行う場合において法令違反状態の解消等のため必要があるときは、当該営業停止命令の処分事由について指示処分を併せて行うことができる。

別表

処　分　事　由	関係条項	量定
１　風俗営業者に対する許可の取消し又は営業停止命令（法第26条第1項）		
＜法若しくは法に基づく命令又は法に基づく条例の規定に違反する行為＞		
（１）　無許可風俗営業	第3条第1項、第49条第1号	A
（２）　許可証亡失・滅失届出義務違反	第5条第4項	G
（３）　許可証等掲示義務違反	第6条、第55条第1号	G
（４）　相続承認時許可証書換え義務違反	第7条第5項、第55条第2号	G
（５）　合併承認時許可証書換え義務違反	第7条の2第3項（第7条第5項）、第55条第2号	G
（６）　分割承認時許可証書換え義務違反	第7条の3第3項（第7条第5項）、第55条第2号	G
（７）　構造・設備の無承認変更、偽りその他不正な手段による変更に係る承認の取得	第9条第1項、第50条第1項第1号・第2号	A
（８）　変更届出義務違反	第9条第3項、第55条第3号	F
（９）　変更届出に係る許可証書換え義務違反	第9条第4項	G
(10)　特例風俗営業者の営業所の構造又は設備の変更に係る届出義務違反	第9条第5項後段、第54条第2号	E
(11)　許可証返納義務違反	第10条第1項第3号、第55条第4号	G
(12)　不正の手段による認定の取得	第10条の2第1項、第50条第1項第3号	B
(13)　特例風俗営業者認定申請書等虚偽記載	第10条の2第2項、第54条第3号	E
(14)　認定証亡失・滅失届出義務違反	第10条の2第5項	G
(15)　認定証返納義務違反	第10条の2第7項第2号・第3号、第55条第5号	F
(16)　名義貸し禁止違反	第11条、第49条第3号	A
(17)　構造・設備維持義務違反	第12条	D
(18)　営業時間制限違反	第13条第1項・第2項	C
(19)　迷惑行為防止措置義務違反	第13条第3項	D

(20)　苦情処理に関する帳簿備付け記載義務違反	第13条第4項	D
(21)　照度規制違反	第14条	E
(22)　騒音・振動規制違反	第15条	D
(23)　広告・宣伝規制違反	第16条	D
(24)　料金表示義務違反	第17条	G
(25)　年少者立入禁止表示義務違反	第18条	G
(26)　接客従業者に対する拘束的行為の規制違反	第18条の2	D
(27)　遊技料金等規制違反	第19条	D
(28)　遊技機規制違反	第20条第1項	B
(29)　遊技機の無承認変更、偽りその他不正な手段による遊技機の変更に係る承認の取得	第20条第10項（第9条第1項）、第50条第1項第1号・第2号	A
(30)　遊技機変更届出義務違反	第20条第10項（第9条第3項第2号）、第55条第3号	D
(31)　条例の遵守事項違反	第21条に基づく条例	H
(32)　客引き禁止違反	第22条第1項第1号、第52条第1号	B
(33)　客引き準備行為禁止違反	第22条第1項第2号、第52条第1号	B
(34)　年少者接待業務従事禁止違反	第22条第1項第3号、第50条第1項第4号	A
(35)　年少者接客業務従事禁止違反	第22条第1項第4号、第50条第1項第4号	A
(36)　年少者の立ち入らせ禁止違反	第22条第1項第5号、第50条第1項第4号、第22条第2項に基づく条例	B
(37)　二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違反	第22条第1項第6号、第50条第1項第4号	B
(38)　現金等提供禁止違反	第23条第1項第1号、第52条第2号	B
(39)　賞品買取り禁止違反	第23条第1項第2号、第52条第2号	B
(40)　遊技球等持ち出し禁止違反	第23条第1項第3号、第23条第3項、第54条第4号	E
(41)　遊技球等保管書面発行禁止違反	第23条第1項第4号、第23条第3項、第54条第4号	E
(42)　賞品提供禁止違反	第23条第2項、第52条第3号	C
(43)　管理者選任義務違反	第24条第1項、第54条第5号	E
(44)　管理者講習受講義務違反	第24条第7項	G
(45)　営業禁止区域・地域における店舗型性風俗特殊営業の営業（風俗営業者が違反）	第28条第1項・第2項に基づく条例、第49条第5号・第6号	A

(46)　無許可特定遊興飲食店営業	第31条の22、第49条第7号	A
(47)　従業者名簿備付け記載義務違反	第36条、第53条第3号	D
(48)　接客従業者の生年月日等の確認義務違反	第36条の2第1項、第53条第4号	D
(49)　接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務違反	第36条の2第2項、第53条第5号	D
(50)　報告・資料提出義務違反	第37条第1項、第53条第6号	D
(51)　立入の拒否、妨害、忌避	第37条第2項、第38条の2第1項、第53条第7号	D
＜他の法令の規定に違反する行為＞		
(52)　刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(52)において同じ。）、第226条、第226条の２（第３項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(52)において同じ。）、第226条の３、第227条第１項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２又は第226条の３の罪を犯した者を幇(ほう)助する目的に係る部分に限る。以下(52)において同じ。）若しくは第３項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(52)において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２、第226条の３又は第227条第１項若しくは第３項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(53)　刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第２項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで、第187条又は第223条の罪に当たる違法な行為		B
(54)　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）第３条第１項（第５号又は第６号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(55)　組織的犯罪処罰法第３条（第１項第９号に係る部分に限る。）、第４条（同法第３条第１項第９号に係る部分に限る。）又は第６条（第１項第２号に係		B

る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		
(56)　暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、営業に従事する者の意思に反して次に掲げる役務を提供することを強制する行為 イ　個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務 ロ　令第２条各号に規定する興行に係る衣服を脱いだ姿態を見せる役務 ハ　面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者と面会する役務（イに該当するものを除く。）		D
(57)　(56)に規定する手段によって、客に(56)イ、ロ若しくはハに掲げる役務（(56)ロに掲げる役務にあっては、令第２条第３号に規定する興行に係るものを除く。）の提供を受けること又は令第４条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為		D
(58)　売春防止法第２章の罪に当たる違法な行為		A
(59)　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（以下「児童買春・児童ポルノ法」という。）第４条から第６条まで、第７条第２項から第８項まで又は第８条の罪に当たる違法な行為		A
(60)　児童買春・児童ポルノ法第７条第１項の罪に当たる違法な行為		B
(61)　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第２条から第６条までの罪に当たる違法な行為		B
(62)　労働基準法第117条、第118条第１項（同法第６条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第１号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」と		A

いう。）の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為		
(63)　職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為		A
(64)　児童福祉法第60条第１項又は第２項（同法第34条第１項第５号、第７号又は第９号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(65)　児童福祉法第60条第２項（同法第34条第１項第４号の３に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
(66)　児童福祉法第60条第２項（同法第34条第１項第１号から第４号の２まで又は第８号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		E
(67)　出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為であって、風俗営業において客の接待その他客に接する業務に従事させていたもの		A
(68)　(67)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為		B
(69)　出入国管理及び難民認定法第74条第１項、第２項若しくは第３項、第74条の２第１項若しくは第２項、第74条の３、第74条の４第１項、第２項若しくは第３項、第74条の５、第74条の６又は第74条の８第１項、第２項若しくは第３項の罪に当たる違法な行為		C
(70)　労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為		A
(71)　毒物及び劇物取締法第24条の２第１号の罪に当たる違法な行為		D
(72)　覚醒剤取締法第41条の２（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の３（同法第19条若しくは第20条第２項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第３項に係る部分に限る。）、第41条の４（同法第30条の７、第30条の９（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為		B

(73)　麻薬及び向精神薬取締法第64条の２（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の３（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の２（同法第27条第１項、第３項又は第４項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の４、第68条の２、第69条第５号、第69条の５又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		B
(74)　あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の３又は第55条第１号の罪に当たる違法な行為		B
(75)　競馬法第30条第３号又は第31条第１号の罪に当たる違法な行為		D
(76)　自転車競技法第56条第２号又は第57条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(77)　小型自動車競走法第61条第２号又は第62条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(78)　モーターボート競走法第65条第２号又は第66条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(79)　スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(80)　刑法第24章（礼拝所及び墳墓に関する罪）の罪に当たる違法な行為		D
(81)　関税法第69条の11第１項の規定（第１号及び第７号に係る部分に限る。）に違反する行為（薬物、公安・風俗を害する書籍・図画等の輸入）	関税法第109条第1項・第2項	A
(82)　電波法第108条（わいせつな通信の発信）の罪に当たる違法な行為		A
(83)　無限連鎖講の防止に関する法律第３条（無限連鎖講の禁止）の規定に違反する行為	無限連鎖講の防止に関する法律第5条、第6条、第7条	D
(84)　当せん金付証票法第６条第７項の規定に違反する行為（当せん金付証票の転売）	当せん金付証票法第18条第1項第1号	D
(85)　二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第１条第１項又は第２項の規定に違反する行為（二十歳未	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第3条第2項	F

満の者の飲酒、親権者等の不制止）		
(86)　二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第１条第３項の規定に違反する行為（営業者による酒類の販売・供与）	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第3条第1項	D
(87)　二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律第１条（二十歳未満の者の喫煙禁止）の規定に違反し、又は同法第３条第１項若しくは第２項（親権者等の不制止）の罪に当たる違法な行為		F
(88)　二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律第５条の罪に当たる違法な行為（煙草・器具の販売）		D
(89)　酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第４条第１項若しくは第３項又は第５条第２項の罪に当たる違法な行為（酩酊者の粗野・乱暴な言動等）	酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第4条第2項	F
(90)　動物の愛護及び管理に関する法律第44条第１項、第２項又は第３項の罪に当たる違法な行為（愛護動物のみだりな殺傷等）		E
(91)　軽犯罪法第１条第４号、第14号、第20号、第22号、第23号、第24号、第26号、第27号、第28号、第33号若しくは第34号又は第３条の罪に当たる違法な行為	軽犯罪法第2条	F
(92)　食品衛生法第６条若しくは第55条第１項の規定に違反し、又は同法第81条第１項第３号若しくは第83条第４号若しくは第５号の罪に当たる違法な行為（人の健康を損なうおそれがある食品の販売、無許可営業、営業停止命令違反等）	食品衛生法第54条、第55条第3項、第59条第1項、第60条、第61条、第81条第1項第1号、第81条第2項、第82条第1項・第2項	D
(93)　興行場法第２条第１項（営業の許可）の規定に違反し、又は同法第８条第２号（営業停止命令違反）若しくは第９条（虚偽の報告、検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為	興行場法第5条第1項、第6条、第8条第1号	D
(94)　旅館業法第３条第１項（営業の許可）、第５条（宿泊をさせる義務）若しくは第６条第１項（宿泊者名簿の備付け等）の規定に違反し、又は同法第10条第２号（営業停止命令違反）若しくは第11条第２号（虚偽の報告、検査の妨害等）の罪に当たる違法	旅館業法第7条第1項、第8条、第10条第1号、第11条第1号	D

な行為		
(95)　公衆浴場法第２条第１項（経営の許可）の規定に違反し、又は同法第８条第２号（営業停止命令違反）若しくは第９条（虚偽の報告、立入検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為	公衆浴場法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1号	D
(96)　道路交通法第77条第１項の規定に違反する行為（無許可道路使用）	道路交通法第119条第2項第7号	E
(97)　建築基準法第98条第１項第１号の罪に当たる違法な行為（特定行政庁等の命令に対する違反）	建築基準法第9条第1項・第10項前段	D
(98)　消防法第39条の２の２（防火対象物の使用禁止命令違反等）、第39条の３の２（防火対象物の改修命令違反等）、第41条第１項第１号（火を使用する設備の使用禁止等に係る命令違反）若しくは第５号（消防用設備等の設置に係る命令違反等）又は第44条第12号（消防用設備等の維持に係る措置命令違反等）の罪に当たる違法な行為	消防法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第17条の4第1項・第2項	D
(99)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条（投棄禁止）の規定に違反する行為	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第1項第14号、第25条第2項	D
(100)　その他の法令の規定に違反する行為		H
＜法に基づく処分又は条件に違反する行為＞		
(101)　広告・宣伝規制違反に対する指示処分違反	第16条、第25条	B
(102)　(101)以外の指示処分違反	第25条	C
(103)　営業停止命令違反	第26条第1項、第49条第4号	A
(104)　許可の条件違反	第3条第2項	C
２　店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する営業停止命令（法第30条第１項）		
＜法に規定する罪（法第49条第５号及び第６号の罪を除く。）に当たる違法な行為＞		
（１）　営業届出義務違反の罪	第27条第1項・第3項、第52条第4号・第5号	B
（２）　営業廃止・変更届出義務違反の罪	第27条第2項・第3項、第54条第6	E

	号	
（３） 広告・宣伝の禁止違反の罪	第27条の2、第53条第1号	C
（４） 広告・宣伝の方法違反の罪	第28条第5項、第53条第2号	C
（５） 客引き禁止違反の罪	第28条第12項第1号、第52条第1号	B
（６） 客引き準備行為禁止違反の罪	第28条第12項第2号、第52条第1号	B
（７） 年少者接客業務従事禁止違反の罪	第28条第12項第3号、第50条第1項第5号	A
（８） 年少者の立ち入らせ禁止違反の罪	第28条第12項第4号、第50条第1項第5号	B
（９） 二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違反の罪	第28条第12項第5号、第50条第1項第5号	B
(10) 標章破壊等禁止違反の罪	第31条第4項、第55条第6号	E
(11) 従業者名簿備付け記載義務違反の罪	第36条、第53条第3号	D
(12) 接客従業者の生年月日等の確認義務違反の罪	第36条の2第1項、第53条第4号	D
(13) 接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務違反の罪	第36条の2第2項、第53条第5号	D
(14) 報告・資料提出義務違反の罪	第37条第1項、第53条第6号	D
(15) 立入の拒否、妨害、忌避の罪	第37条第2項、第38条の2第1項、第53条第7号	D
＜法第30条第１項に掲げる罪に当たる違法な行為＞		
(16) 刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第226条、第226条の２（第３項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(16)において同じ。）、第226条の３、第227条第１項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２又は第226条の３の罪を犯した者を幇(ほう)助する目的に係る部分に限る。以下(16)において同じ。）若しくは第３項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(16)において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２、第226条の３又は第227条第１項若しくは第３項に係る部分に限る。）の罪		A

に当たる違法な行為		
(17)　組織的犯罪処罰法第３条第１項（第５号又は第６号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(18)　組織的犯罪処罰法第６条（第１項第２号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
(19)　売春防止法第２章の罪に当たる違法な行為		A
(20)　児童買春・児童ポルノ法第４条から第６条まで、第７条第２項から第８項まで又は第８条の罪に当たる違法な行為		A
(21)　児童買春・児童ポルノ法第７条第１項の罪に当たる違法な行為		B
(22)　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第２条から第６条までの罪に当たる違法な行為		B
(23)　労働基準法第117条、第118条第１項（同法第６条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第１号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為		A
(24)　職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為		A
(25)　児童福祉法第60条第１項又は第２項（同法第34条第１項第５号、第７号又は第９号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(26)　児童福祉法第60条第２項（同法第34条第１項第４号の３に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
(27)　出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為であって、店舗型性風俗特殊営業において客に接する業務に従事させていたもの		A
(28)　(27)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為		B
(29)　労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為		A
＜政令で定める重大な不正行為＞		

(30)　刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第２項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで又は第187条の罪に当たる違法な行為		B
(31)　暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、営業に従業する者の意思に反して次に掲げる役務を提供することを強制する行為 イ　法第２条第６項第１号又は第２号に掲げる営業に係る異性の客に接触する役務 ロ　令第２条各号に規定する興行に係る衣服を脱いだ姿態を見せる役務 ハ　令第５条に規定する営業に係る異性の客と面会する役務		D
(32)　(31)に規定する手段によって、客に(31)イ、ロ若しくはハに掲げる役務（(31)ロに掲げる役務にあっては、令第２条第３号に規定する興行に係るものを除く。）の提供を受けること又は法第２条第６項第５号に掲げる営業に係る令第４条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為		D
(33)　毒物及び劇物取締法第24条の２第１号の罪に当たる違法な行為		D
(34)　覚醒剤取締法第41条の２（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の３（同法第19条若しくは第20条第２項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第３項に係る部分に限る。）、第41条の４（同法第30条の７、第30条の９（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為		B
(35)　麻薬及び向精神薬取締法第64条の２（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の３（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の２（同法		B

第27条第１項、第３項又は第４項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の４、第68条の２、第69条第５号、第69条の５又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		
(36)　あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の３又は第55条第１号の罪に当たる違法な行為		B
(37)　競馬法第30条第３号又は第31条第１号の罪に当たる違法な行為		D
(38)　自転車競技法第56条第２号又は第57条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(39)　小型自動車競走法第61条第２号又は第62条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(40)　モーターボート競走法第65条第２号又は第66条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(41)　スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第２号の罪に当たる違法な行為		D
＜法に基づく処分に違反する行為＞		
(42)　届出確認書の備付け・提示義務違反に対する指示処分違反	第27条第5項、第29条	C
(43)　営業時間制限違反に対する指示処分違反	第28条第4項に基づく条例、第29条	C
(44)　清浄な風俗環境を害するおそれのある方法による広告・宣伝に対する指示処分違反	第28条第8項、第29条	C
(45)　広告・宣伝に係る年少者立入禁止明示義務違反に対する指示処分違反	第28条第9項、第29条	C
(46)　年少者立入禁止表示義務違反に対する指示処分違反	第28条第10項、第29条	C
(47)　接客従業者に対する拘束的行為の規制違反に対する指示処分違反	第28条第11項(第18条の2)、第29条	C
(48)　(42)～(47)以外の指示処分違反	第29条	C
(49)　営業停止命令違反	第30条第1項、第49条第4号	A

３　無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する営業停止命令（法第31条の５第１項、第31条の６第２項第２号）		
＜法に規定する罪に当たる違法な行為＞		
（１）　営業禁止区域・地域における店舗型性風俗特殊営業の営業（無店舗型性風俗特殊営業を営む者が違反）	第28条第1項・第2項に基づく条例、第49条第5号・第6号	A
（２）　営業届出義務違反の罪	第31条の2第1項・第3項、第52条第4号・第5号	B
（３）　営業廃止・変更届出義務違反の罪	第31条の2第2項・第3項、第54条第6号	E
（４）　広告・宣伝の禁止違反の罪	第31条の2の2、第53条第1号	C
（５）　広告・宣伝の方法違反の罪	第31条の3第1項（第28条第5項）、第53条第2号	C
（６）　禁止区域内営業の罪（受付所営業）	第31条の3第2項（第28条第1項）、第49条第5号	A
（７）　禁止地域内営業の罪（受付所営業）	第31条の3第2項（第28条第2項）に基づく条例、第49条第6号	A
（８）　客引き禁止違反の罪（受付所営業）	第31条の3第2項（第28条第12項第1号）、第52条第1号	B
（９）　客引き準備行為禁止違反の罪（受付所営業）	第31条の3第2項（第28条第12項第2号）、第52条第1号	B
(10)　年少者の立ち入らせ禁止違反の罪（受付所営業）	第31条の3第2項（第28条第12項第4号）、第50条第1項第5号	B
(11)　二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違反の罪（受付所営業）	第31条の3第2項（第28条第12項第5号）、第50条第1項第5号	B
(12)　年少者接客業務従事禁止違反の罪	第31条の3第3項第1号、第50条第1項第6号	A
(13)　標章破壊等禁止違反の罪（受付所営業）	第31条の5第3項（第31条第4項）、第31条の6第3項（第31条第4項）、第55条第6号	E
(14)　従業者名簿備付け記載義務違反の罪	第36条、第53条第3号	D
(15)　接客従業者の生年月日等の確認義務違反の罪	第36条の2第1項、第53条第4号	D
(16)　接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義	第36条の2第2項、第53条第5号	D

務違反の罪		
(17)　報告・資料提出義務違反の罪	第37条第1項、第53条第6号	D
(18)　立入の拒否、妨害、忌避の罪	第37条第2項、第38条の2第1項、第53条第7号	D
＜法第31条の５第１項及び第31条の６第２項第２号に掲げる罪に当たる違法な行為＞		
(19)　刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(19)において同じ。）、第226条、第226条の２（第３項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(19)において同じ。）、第226条の３、第227条第１項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２又は第226条の３の罪を犯した者を幇(ほう)助する目的に係る部分に限る。以下(19)において同じ。）若しくは第３項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(19)において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２、第226条の３又は第227条第１項若しくは第３項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(20)　組織的犯罪処罰法第３条第１項（第５号又は第６号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(21)　組織的犯罪処罰法第６条（第１項第２号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
(22)　売春防止法第２章の罪に当たる違法な行為		A
(23)　児童買春・児童ポルノ法第４条から第６条まで、第７条第２項から第８項まで又は第８条の罪に当たる違法な行為		A
(24)　児童買春・児童ポルノ法第７条第１項の罪に当たる違法な行為		B
(25)　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第２条から第６条までの罪に当たる違法な行為		B
(26)　労働基準法第117条、第118条第１項（同法第６条		A

又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第１号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為		
(27)　職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為		A
(28)　児童福祉法第60条第１項又は第２項（同法第34条第１項第５号、第７号又は第９号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(29)　児童福祉法第60条第２項（同法第34条第１項第４号の３に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
(30)　出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為であって、無店舗型性風俗特殊営業において客に接する業務に従事させていたもの		A
(31)　(30)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為		B
(32)　労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為		A
＜政令で定める重大な不正行為＞		
(33)　刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第２項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで又は第187条の罪に当たる違法な行為		B
(34)　毒物及び劇物取締法第24条の２第１号の罪に当たる違法な行為		D
(35)　覚醒剤取締法第41条の２（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の３（同法第19条若しくは第20条第２項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第３項に係る部分に限る。）、第41条の４（同法第30条の７、第30条の９（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為		B
(36)　麻薬及び向精神薬取締法第64条の２（譲渡、交付		B

又は所持に係る部分に限る。）、第64条の３（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の２（同法第27条第１項、第３項又は第４項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の４、第68条の２、第69条第５号、第69条の５又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		
(37)　あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の３又は第55条第１号の罪に当たる違法な行為		B
(38)　競馬法第30条第３号又は第31条第１号の罪に当たる違法な行為		D
(39)　自転車競技法第56条第２号又は第57条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(40)　小型自動車競走法第61条第２号又は第62条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(41)　モーターボート競走法第65条第２号又は第66条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(42)　スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(43)　暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、営業に従業する者の意思に反して法第２条第７項第１号に掲げる営業に係る異性の客に接触する役務を提供することを強制する行為		D
(44)　(43)に規定する手段によって、客に(43)に規定する役務の提供を受けること又は法第２条第７項第２号に掲げる営業に係る令第４条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為		D
＜法に基づく処分に違反する行為＞		
(45)　届出確認書の備付け・提示義務違反に対する指示処分違反	第31条の2第5項、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号	C
(46)　接客従業者に対する拘束的行為の規制違反に対す	第31条の3第1項（第18条の2第1	C

る指示処分違反	項)、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号	
(47)　清浄な風俗環境を害するおそれのある方法による広告・宣伝に対する指示処分	第31条の3第1項(第28条第8項)、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号	C
(48)　広告・宣伝に係る年少者利用禁止明示義務違反に対する指示処分違反	第31条の3第1項(第28条第9項)、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号	C
(49)　営業時間制限違反に対する指示処分違反（受付所営業）	第31条の3第2項(第28条第4項)に基づく条例、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号	C
(50)　年少者立入禁止表示義務違反に対する指示処分違反（受付所営業）	第31条の3第2項(第28条第10項)、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号	C
(51)　年少者を客とすることの禁止違反に対する指示処分違反	第31条の3第3項第2号、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号	C
(52)　(45)～(51)以外の指示処分違反	第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号	C
(53)　営業停止命令等違反	第31条の5第1項・第2項、第31条の6第2項第2号・第3号、第49条第4号	A
4　店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する営業停止命令（法第31条の15第１項）		
＜法に規定する罪（法第49条第５号及び第６号の罪を除く。）に当たる違法な行為＞		
(１)　営業届出義務違反の罪	第31条の12第1項・第2項(第27条第3項)、第52条第4号・第5号	B
(２)　営業廃止・変更届出義務違反の罪	第31条の12第2項(第27条第2項・第3項)、第54条第6号	E
(３)　広告・宣伝の方法違反の罪	第31条の13第1項(第28条第5項)、第53条第2号	C
(４)　客引き禁止違反の罪	第31条の13第2項第1号、第52条	B

	第1号	
（５） 客引き準備行為禁止違反の罪	第31条の13第2項第2号、第52条第1号	B
（６） 年少者接客業務従事禁止違反の罪	第31条の13第2項第3号、第50条第1項第8号	A
（７） 年少者会話機会提供業務従事禁止違反の罪	第31条の13第2項第4号、第50条第1項第8号	B
（８） 年少者の立ち入らせ禁止違反の罪	第31条の13第2項第5号、第50条第1項第8号	B
（９） 二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違反の罪	第31条の13第2項第6号、第50条第1項第8号	B
(10) 標章破壊等禁止違反の罪	第31条の16第4項、第55条第6号	E
(11) 従業者名簿備付け記載義務違反の罪	第36条、第53条第3号	D
(12) 報告・資料提出義務違反の罪	第37条第1項、第53条第6号	D
(13) 立入の拒否、妨害、忌避の罪	第37条第2項、第38条の2第1項、第53条第7号	D
＜法第31条の15第１項に掲げる罪に当たる違法な行為＞		
(14) 刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(14)において同じ。）、第226条、第226条の２（第３項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(14)において同じ。）、第226条の３、第227条第１項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２又は第226条の３の罪を犯した者を幇（ほう）助する目的に係る部分に限る。以下(14)において同じ。）若しくは第３項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(14)において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２、第226条の３又は第227条第１項若しくは第３項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(15) 組織的犯罪処罰法第３条第１項（第５号又は第６号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(16) 組織的犯罪処罰法第６条（第１項第２号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B

(17)　売春防止法第２章の罪に当たる違法な行為		A
(18)　児童買春・児童ポルノ法第４条から第６条まで、第７条第２項から第８項まで又は第８条の罪に当たる違法な行為		A
(19)　児童買春・児童ポルノ法第７条第１項の罪に当たる違法な行為		B
(20)　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第２条から第６条までの罪に当たる違法な行為		B
(21)　労働基準法第117条、第118条第１項（同法第６条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第１号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為		A
(22)　職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為		A
(23)　児童福祉法第60条第１項又は第２項（同法第34条第１項第５号、第７号又は第９号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(24)　児童福祉法第60条第２項（同法第34条第１項第４号の３に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
(25)　出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為であって、店舗型電話異性紹介営業において会話の機会を提供する会話の当事者にすることその他客に接する業務に従事させていたもの		A
(26)　(25)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為		B
(27)　労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為		A
＜政令で定める重大な不正行為＞		
(28)　刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第２項、第140条、第176条、第177条、第179条か		B

ら第182条まで又は第187条の罪に当たる違法な行為		
(29)　毒物及び劇物取締法第24条の２第１号の罪に当たる違法な行為		D
(30)　覚醒剤取締法第41条の２（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の３（同法第19条若しくは第20条第２項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第３項に係る部分に限る。）、第41条の４（同法第30条の７、第30条の９（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為		B
(31)　麻薬及び向精神薬取締法第64条の２（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の３（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の２（同法第27条第１項、第３項又は第４項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の４、第68条の２、第69条第５号、第69条の５又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		B
(32)　あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の３又は第55条第１号の罪に当たる違法な行為		B
(33)　競馬法第30条第３号又は第31条第１号の罪に当たる違法な行為		D
(34)　自転車競技法第56条第２号又は第57条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(35)　小型自動車競走法第61条第２号又は第62条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(36)　モーターボート競走法第65条第２号又は第66条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(37)　スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第２号の罪に当たる違法な行為		D

＜法に基づく処分に違反する行為＞		
(38)　届出確認書の備付け・提示義務違反に対する指示処分違反	第31条の12第2項(第27条第5項)、第31条の14	C
(39)　営業時間制限違反に対する指示処分違反	第31条の13第1項(第28条第4項)に基づく条例、第31条の14	C
(40)　清浄な風俗環境を害するおそれのある方法による広告・宣伝に対する指示処分違反	第31条の13第1項(第28条第8項)、第31条の14	C
(41)　広告・宣伝に係る年少者立入禁止等明示義務違反に対する指示処分違反	第31条の13第1項(第28条第9項)、第31条の14	C
(42)　年少者立入禁止表示義務違反に対する指示処分違反	第31条の13第1項(第28条第10項)、第31条の14	C
(43)　年少者からの会話申込み取次ぎ禁止違反に対する指示処分違反	第31条の13第2項第7号、第31条の14	C
(44)　年齢確認措置義務違反に対する指示処分違反	第31条の13第3項、第31条の14	C
(45)　(38)～(44)以外の指示処分違反	第31条の14	C
(46)　営業停止命令違反	第31条の15第1項、第49条第4号	A
５　無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する営業停止命令（法第31条の20、第31条の21第２項第２号）		
＜法に規定する罪に当たる違法な行為＞		
（１）　営業届出義務違反の罪	第31条の17第1項・第2項(第31条の2第3項)、第52条第4号・第5号	B
（２）　営業廃止・変更届出義務違反の罪	第31条の17第2項(第31条の2第2項・第3項)、第54条第6号	E
（３）　広告・宣伝の方法違反の罪	第31条の18第1項(第28条第5項)、第53条第2号	C
（４）　年少者会話機会提供業務従事禁止違反の罪	第31条の18第2項第1号、第50条第1項第9号	B
（５）　従業者名簿備付け記載義務違反の罪	第36条、第53条第3号	D
（６）　報告・資料提出義務違反	第37条第1項、第53条第6号	D

＜法第31条の20及び第31条の21第２項第２号に掲げる罪に当たる違法な行為＞		
（７） 刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下（７）において同じ。）、第226条、第226条の２（第３項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下（７）において同じ。）、第226条の３、第227条第１項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２又は第226条の３の罪を犯した者を幇助（ほう）する目的に係る部分に限る。以下（７）において同じ。）若しくは第３項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下（７）において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２、第226条の３又は第227条第１項若しくは第３項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
（８） 組織的犯罪処罰法第３条第１項（第５号又は第６号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
（９） 組織的犯罪処罰法第６条（第１項第２号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
(10) 売春防止法第２章の罪に当たる違法な行為		A
(11) 児童買春・児童ポルノ法第４条から第６条まで、第７条第２項から第８項まで又は第８条の罪に当たる違法な行為		A
(12) 児童買春・児童ポルノ法第７条第１項の罪に当たる違法な行為		B
(13) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第２条から第６条までの罪に当たる違法な行為		B
(14) 労働基準法第117条、第118条第１項（同法第６条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第１号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為		A

(15)　職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為		A
(16)　児童福祉法第60条第１項又は第２項（同法第34条第１項第５号、第７号又は第９号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(17)　児童福祉法第60条第２項（同法第34条第１項第４号の３に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
(18)　出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為であって、無店舗型電話異性紹介営業において会話の機会を提供する会話の当事者にさせていたもの		A
(19)　(18)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為		B
(20)　労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為		A
＜政令で定める重大な不正行為＞		
(21)　刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第２項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで又は第187条の罪に当たる違法な行為		B
(22)　毒物及び劇物取締法第24条の２第１号の罪に当たる違法な行為		D
(23)　覚醒剤取締法第41条の２（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の３（同法第19条若しくは第20条第２項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第３項に係る部分に限る。）、第41条の４（同法第30条の７、第30条の９（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為		B
(24)　麻薬及び向精神薬取締法第64条の２（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の３（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の２（同法		B

第27条第１項、第３項又は第４項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の４、第68条の２、第69条第５号、第69条の５又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		
(25)　あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の３又は第55条第１号の罪に当たる違法な行為		B
(26)　競馬法第30条第３号又は第31条第１号の罪に当たる違法な行為		D
(27)　自転車競技法第56条第２号又は第57条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(28)　小型自動車競走法第61条第２号又は第62条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(29)　モーターボート競走法第65条第２号又は第66条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(30)　スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第２号の罪に当たる違法な行為		D
＜法に基づく処分に違反する行為＞		
(31)　届出確認書の備付け・提示義務違反に対する指示処分違反	第31条の17第2項(第31条の2第5項)、第31条の19第1項、第31条の21第2項第1号	C
(32)　清浄な風俗環境を害するおそれのある方法による広告・宣伝に対する指示処分違反	第31条の18第1項(第28条第8項)、第31条の19第1項、第31条の21第2項第1号	C
(33)　広告・宣伝に係る年少者電話禁止明示義務違反に対する指示処分違反	第31条の18第1項(第28条第9項)、第31条の19第1項、第31条の21第2項第1号	C
(34)　年少者との間の会話申込み取次ぎ禁止違反に対する指示処分違反	第31条の18第2項第2号、第31条の19第1項、第31条の21第2項第1号	C
(35)　年齢確認措置義務違反に対する指示処分違反	第31条の18第3項、第31条の19第1項、第31条の21第2項第1号	C
(36)　(31)～(35)以外の指示処分違反	第31条の19第1項、第31条の21	C

(37)　営業停止命令違反	第2項第1号 第31条の20、第31条の21第2項第2号、第49条第4号	A
6　特定遊興飲食店営業者に対する許可の取消し又は営業停止命令（法第31条の25） **＜法若しくは法に基づく命令又は法に基づく条例の規定に違反する行為＞**		
（1）　無許可風俗営業	第3条第1項、第49条第1号	A
（2）　無許可特定遊興飲食店営業	第31条の22、第49条第7号	A
（3）　許可証亡失・滅失届出義務違反	第31条の23（第5条第4項）	G
（4）　許可証等掲示義務違反	第31条の23（第6条）、第55条第1号	G
（5）　相続承認時許可証書換え義務違反	第31条の23（第7条第5項）、第55条第2号	G
（6）　合併承認時許可証書換え義務違反	第31条の23（第7条の2第3項（第7条第5項））、第55条第2号	G
（7）　分割承認時許可証書換え義務違反	第31条の23（第7条の3第3項（第7条第5項））、第55条第2号	G
（8）　構造・設備の無承認変更、偽りその他不正な手段による変更に係る承認の取得	第31条の23（第9条第1項）、第50条第1項第1号・第2号	A
（9）　変更届出義務違反	第31条の23（第9条第3項）、第55条第3号	F
(10)　変更届出に係る許可証書換え義務違反	第31条の23（第9条第4項）	G
(11)　特例特定遊興飲食店営業者の営業所の構造又は設備の変更に係る届出義務違反	第31条の23（第9条第5項後段）、第54条第2号	E
(12)　許可証返納義務違反	第31条の23（第10条第1項第3号）、第55条第4号	G
(13)　不正の手段による認定の取得	第31条の23（第10条の2第1項）、第50条第1項第3号	B
(14)　特例特定遊興飲食店営業者認定申請書等虚偽記載	第31条の23（第10条の2第2項）、第54条第3号	E
(15)　認定証亡失・滅失届出義務違反	第31条の23（第10条の2第5項）	G

(16)　認定証返納義務違反	第31条の23（第10条の2第7項第2号・第3号）、第55条第5号	F
(17)　名義貸し禁止違反	第31条の23（第11条）、第49条第3号	A
(18)　構造・設備維持義務違反	第31条の23（第12条）	D
(19)　営業時間制限違反	第31条の23（第13条第2項）	C
(20)　迷惑行為防止措置義務違反	第31条の23（第13条第3項）	D
(21)　苦情処理に関する帳簿備付け記載義務違反	第31条の23（第13条第4項）	D
(22)　照度規制違反	第31条の23（第14条）	E
(23)　騒音・振動規制違反	第31条の23（第15条）	D
(24)　年少者立入禁止表示義務違反	第31条の23（第18条）	G
(25)　接客従業者に対する拘束的行為の規制違反	第31条の23（第18条の2）	D
(26)　条例の遵守事項違反	第31条の23（第21条）に基づく条例	H
(27)　客引き禁止違反	第31条の23（第22条第1項第1号）、第52条第1号	B
(28)　客引き準備行為禁止違反	第31条の23（第22条第1項第2号）、第52条第1号	B
(29)　年少者接客業務従事禁止違反	第31条の23（第22条第1項第4号）、第50条第1項第4号	A
(30)　年少者の立ち入らせ禁止違反	第31条の23（第22条第1項第5号）、第50条第1項第4号	B
(31)　二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違反	第31条の23（第22条第1項第6号）、第50条第1項第4号	B
(32)　管理者選任義務違反	第31条の23（第24条第1項）、第54条第5号	E
(33)　管理者講習受講義務違反	第31条の23（第24条第7項）	G
(34)　営業禁止区域・地域における店舗型性風俗特殊営業の営業（特定遊興飲食店営業者が違反）	第28条第1項・第2項に基づく条例、第49条第5号・第6号	A
(35)　従業者名簿備付け記載義務違反	第36条、第53条第3号	D
(36)　接客従業者の生年月日等の確認義務違反	第36条の2第1項、第53条第4号	D
(37)　接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務違反	第36条の2第2項、第53条第5号	D
(38)　報告・資料提出義務違反	第37条第1項、第53条第6号	D
(39)　立入の拒否、妨害、忌避	第37条第2項、第38条の2第1項、	D

	第53条第7号	
＜他の法令の規定に違反する行為＞		
(40)　刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。）以下(40)において同じ。）、第226条、第226条の２（第３項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(40)において同じ。）、第226条の３、第227条第１項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２又は第226条の３の罪を犯した者を幇(ほう)助する目的に係る部分に限る。以下(40)において同じ。）若しくは第３項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(40)において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２、第226条の３又は第227条第１項若しくは第３項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(41)　刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第２項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで、第187条又は第223条の罪に当たる違法な行為		B
(42)　組織的犯罪処罰法第３条第１項（第５号又は第６号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(43)　組織的犯罪処罰法第３条（第１項第９号に係る部分に限る。）、第４条（同法第３条第１項第９号に係る部分に限る。）又は第６条（第１項第２号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
(44)　暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、営業に従事する者の意思に反して次に掲げる役務を提供することを強制する行為 イ　個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務 ロ　令第２条各号に規定する興行に係る衣服を脱いだ姿態を見せる役務		D

ハ　面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者と面会する役務（イに該当するものを除く。）		
(45)　(44)に規定する手段によって、客に(44)イ、ロ若しくはハに掲げる役務（(44)ロに掲げる役務にあっては、令第２条第３号に規定する興行に係るものを除く。）の提供を受けること又は令第４条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為		D
(46)　売春防止法第２章の罪に当たる違法な行為		A
(47)　児童買春・児童ポルノ法第４条から第６条まで、第７条第２項から第８項まで又は第８条の罪に当たる違法な行為		A
(48)　児童買春・児童ポルノ法第７条第１項の罪に当たる違法な行為		B
(49)　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第２条から第６条までの罪に当たる違法な行為		B
(50)　労働基準法第117条、第118条第１項（同法第６条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第１号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為		A
(51)　職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為		A
(52)　児童福祉法第60条第１項又は第２項（同法第34条第１項第５号、第７号又は第９号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(53)　児童福祉法第60条第２項（同法第34条第１項第４号の３に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
(54)　児童福祉法第60条第２項（同法第34条第１項第１号から第４号の２まで又は第８号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		E
(55)　出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪		A

に当たる違法な行為であって、特定遊興飲食店営業において客の接待その他客に接する業務に従事させていたもの		
(56)　(55)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為		B
(57)　出入国管理及び難民認定法第74条第１項、第２項若しくは第３項、第74条の２第１項若しくは第２項、第74条の３、第74条の４第１項、第２項若しくは第３項、第74条の５、第74条の６又は第74条の８第１項、第２項若しくは第３項の罪に当たる違法な行為		C
(58)　労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為		A
(59)　毒物及び劇物取締法第24条の２第１号の罪に当たる違法な行為		D
(60)　覚醒剤取締法第41条の２（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の３（同法第19条若しくは第20条第２項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第３項に係る部分に限る。）、第41条の４（同法第30条の７、第30条の９（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為		B
(61)　麻薬及び向精神薬取締法第64条の２（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の３（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の２（同法第27条第１項、第３項又は第４項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の４、第68条の２、第69条第５号、第69条の５又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		B
(62)　あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の３又は第55条第１号の罪に当たる違法な行為		B

(63)　競馬法第30条第３号又は第31条第１号の罪に当たる違法な行為		D
(64)　自転車競技法第56条第２号又は第57条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(65)　小型自動車競走法第61条第２号又は第62条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(66)　モーターボート競走法第65条第２号又は第66条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(67)　スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(68)　刑法第24章（礼拝所及び墳墓に関する罪）の罪に当たる違法な行為		D
(69)　関税法第69条の11第１項の規定（第１号及び第７号に係る部分に限る。）に違反する行為（薬物、公安・風俗を害する書籍・図画等の輸入）	関税法第109条第1項・第2項	A
(70)　電波法第108条（わいせつな通信の発信）の罪に当たる違法な行為		A
(71)　無限連鎖講の防止に関する法律第３条（無限連鎖講の禁止）の規定に違反する行為	無限連鎖講の防止に関する法律第5条、第6条、第7条	D
(72)　当せん金付証票法第６条第７項の規定に違反する行為（当せん金付証票の転売）	当せん金付証票法第18条第1項第1号	D
(73)　二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第１条第１項又は第２項の規定に違反する行為（二十歳未満の者の飲酒、親権者等の不制止）	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第3条第2項	F
(74)　二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第１条第３項の規定に違反する行為（営業者による酒類の販売・供与）	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第3条第1項	D
(75)　二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律第１条（二十歳未満の者の喫煙禁止）の規定に違反し、又は同法第３条第１項若しくは第２項（親権者等の不制止）の罪に当たる違法な行為		F
(76)　二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律第５条の罪に当たる違法な行為（煙草・器具の販売）		D
(77)　酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第４条第１項若しくは第３項又は第５条第	酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第4条第2項	F

２項の罪に当たる違法な行為（酩酊者の粗野・乱暴な言動等）		
(78)　動物の愛護及び管理に関する法律第44条第１項、第２項又は第３項の罪に当たる違法な行為（愛護動物のみだりな殺傷等）		E
(79)　軽犯罪法第１条第４号、第14号、第20号、第22号、第23号、第24号、第26号、第27号、第28号、第33号若しくは第34号又は第３条の罪に当たる違法な行為	軽犯罪法第2条	F
(80)　食品衛生法第６条若しくは第55条第１項の規定に違反し、又は同法第81条第１項第３号若しくは第83条第４号若しくは第５号の罪に当たる違法な行為（人の健康を損なうおそれがある食品の販売、無許可営業、営業停止命令違反等）	食品衛生法第54条、第55条第3項、第59条第1項、第60条、第61条、第81条第1項第1号、第81条第2項、第82条第1項・第2項	D
(81)　興行場法第２条第１項（営業の許可）の規定に違反し、又は同法第８条第２号（営業停止命令違反）若しくは第９条（虚偽の報告、検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為	興行場法第5条第1項、第6条、第8条第1号	D
(82)　旅館業法第３条第１項（営業の許可）、第５条（宿泊をさせる義務）若しくは第６条第１項（宿泊者名簿の備付け等）の規定に違反し、又は同法第10条第２号（営業停止命令違反）若しくは第11条第２号（虚偽の報告、検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為	旅館業法第7条第1項、第8条、第10条第1号、第11条第1号	D
(83)　公衆浴場法第２条第１項（経営の許可）の規定に違反し、又は同法第８条第２号（営業停止命令違反）若しくは第９条（虚偽の報告、立入検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為	公衆浴場法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1号	D
(84)　道路交通法第77条第１項の規定に違反する行為（無許可道路使用）	道路交通法第119条第2項第7号	E
(85)　建築基準法第98条第１項第１号の罪に当たる違法な行為（特定行政庁等の命令に対する違反）	建築基準法第9条第1項・第10項前段	D
(86)　消防法第39条の２の２（防火対象物の使用禁止命令違反等）、第39条の３の２（防火対象物の改修命令違反等）、第41条第１項第１号（火を使用する設	消防法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第17条の4第1項・第2項	D

備の使用禁止等に係る命令違反）若しくは第５号（消防用設備等の設置に係る命令違反等）又は第44条第12号（消防用設備等の維持に係る措置命令違反等）の罪に当たる違法な行為		
(87)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条（投棄禁止）の規定に違反する行為	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第1項第14号、第25条第2項	D
(88)　その他の法令の規定に違反する行為		H
＜法に基づく処分又は条件に違反する行為＞		
(89)　指示処分違反	第31条の24	C
(90)　営業停止命令違反	第31条の25第1項、第49条第4号	A
(91)　許可の条件違反	第31条の23（第3条第2項）	C
７　飲食店営業を営む者に対する営業停止命令（法第34条第２項）		
＜法若しくは法に基づく命令又は法に基づく条例の規定に違反する行為＞		
（１）　無許可風俗営業	第3条第1項、第49条第1号	A
（２）　無許可特定遊興飲食店営業	第31条の22、第49条第7号	A
（３）　構造・設備維持義務違反	第32条第1項	D
（４）　照度規制違反	第32条第2項（第14条）	E
（５）　騒音・振動規制違反	第32条第2項（第15条）	D
（６）　客引き禁止違反	第32条第3項（第22条第1項第1号）、第52条第1号	B
（７）　客引き準備行為禁止違反	第32条第3項（第22条第1項第2号）、第52条第1号	B
（８）　年少者接客業務従事禁止違反	第32条第3項（第22条第1項第4号）、第50条第1項第4号	A
（９）　年少者の立ち入らせ禁止違反	第32条第3項（第22条第1項第5号）、第50条第1項第4号	B
(10)　二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違反	第32条第3項（第22条第1項第6号）、第50条第1項第4号	B
(11)　深夜酒類提供飲食店営業の営業届出義務違反	第33条第1項・第3項、第54条第6号	E

(12)　深夜酒類提供飲食店営業の営業廃止・変更届出義務違反	第33条第2項・第3項、第55条第3号	F
(13)　深夜酒類提供飲食店営業地域規制違反	第33条第4項に基づく条例、第50条第1項第10号	B
(14)　接客従業者に対する拘束的行為の規制違反	第33条第6項(第18条の2)	D
(15)　従業者名簿備付け記載義務違反	第36条、第53条第3号	D
(16)　接客従業者の生年月日等の確認義務違反	第36条の2第1項、第53条第4号	D
(17)　接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務違反	第36条の2第2項、第53条第5号	D
(18)　報告・資料提出義務違反	第37条第1項、第53条第6号	D
(19)　立入の拒否、妨害、忌避	第37条第2項、第38条の2第1項、第53条第7号	D
＜他の法令の規定に違反する行為＞		
(20)　刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(20)において同じ。）、第226条、第226条の２（第３項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(20)において同じ。）、第226条の３、第227条第１項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２又は第226条の３の罪を犯した者を幇(ほう)助する目的に係る部分に限る。以下(20)において同じ。）若しくは第３項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(20)において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２、第226条の３又は第227条第１項若しくは第３項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(21)　刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第２項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで、第187条又は第223条の罪に当たる違法な行為		B
(22)　組織的犯罪処罰法第３条第１項（第５号又は第６号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(23)　組織的犯罪処罰法第３条（第１項第９号に係る部		B

分に限る。）、第４条（同法第３条第１項第９号に係る部分に限る。）又は第６条（第１項第２号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		
(24)　暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、営業に従事する者の意思に反して次に掲げる役務を提供することを強制する行為 イ　個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務 ロ　令第２条各号に規定する興行に係る衣服を脱いだ姿態を見せる役務 ハ　面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者と面会する役務（イに該当するものを除く。）		D
(25)　(24)に規定する手段によって、客に(24)イ、ロ若しくはハに掲げる役務（(24)ロに掲げる役務にあっては、令第２条第３号に規定する興行に係るものを除く。）の提供を受けること又は令第４条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為		D
(26)　売春防止法第２章の罪に当たる違法な行為		A
(27)　児童買春・児童ポルノ法第４条から第６条まで、第７条第２項から第８項まで又は第８条の罪に当たる違法な行為		A
(28)　児童買春・児童ポルノ法第７条第１項の罪に当たる違法な行為		B
(29)　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第２条から第６条までの罪に当たる違法な行為		B
(30)　労働基準法第117条、第118条第１項（同法第６条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第１号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為		A

(31)　職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為		A
(32)　児童福祉法第60条第１項又は第２項（同法第34条第１項第５号、第７号又は第９号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(33)　児童福祉法第60条第２項（同法第34条第１項第４号の３に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
(34)　児童福祉法第60条第２項（同法第34条第１項第１号から第４号の２まで又は第８号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		E
(35)　出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為であって、飲食店営業において客の接待その他客に接する業務に従事させていたもの		A
(36)　(35)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為		B
(37)　出入国管理及び難民認定法第74条第１項、第２項若しくは第３項、第74条の２第１項若しくは第２項、第74条の３、第74条の４第１項、第２項若しくは第３項、第74条の５、第74条の６又は第74条の８第１項、第２項若しくは第３項の罪に当たる違法な行為		C
(38)　労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為		A
(39)　毒物及び劇物取締法第24条の２第１号の罪に当たる違法な行為		D
(40)　覚醒剤取締法第41条の２（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の３（同法第19条若しくは第20条第２項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第３項に係る部分に限る。）、第41条の４（同法第30条の７、第30条の９（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為		B
(41)　麻薬及び向精神薬取締法第64条の２（譲渡、交付		B

又は所持に係る部分に限る。）、第64条の３（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の２（同法第27条第１項、第３項又は第４項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の４、第68条の２、第69条第５号、第69条の５又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		
(42)　あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の３又は第55条第１号の罪に当たる違法な行為		B
(43)　競馬法第30条第３号又は第31条第１号の罪に当たる違法な行為		D
(44)　自転車競技法第56条第２号又は第57条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(45)　小型自動車競走法第61条第２号又は第62条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(46)　モーターボート競走法第65条第２号又は第66条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(47)　スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(48)　刑法第24章（礼拝所及び墳墓に関する罪）の罪に当たる違法な行為		D
(49)　関税法第69条の11第１項の規定（第１号及び第７号に係る部分に限る。）に違反する行為（薬物、公安・風俗を害する書籍・図画等の輸入）	関税法第109条第1項・第2項	A
(50)　電波法第108条（わいせつな通信の発信）の罪に当たる違法な行為		A
(51)　無限連鎖講の防止に関する法律第３条（無限連鎖講の禁止）の規定に違反する行為	無限連鎖講の防止に関する法律第5条、第6条、第7条	D
(52)　当せん金付証票法第６条第７項の規定に違反する行為（当せん金付証票の転売）	当せん金付証票法第18条第1項第1号	D
(53)　二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第１条第１項又は第２項の規定に違反する行為（二十歳未満の者の飲酒、親権者等の不制止）	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第3条第2項	F

(54)　二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第１条第３項の規定に違反する行為（営業者による酒類の販売・供与）	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第3条第1項	D
(55)　二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律第１条（二十歳未満の者の喫煙禁止）の規定に違反し、又は同法第３条第１項若しくは第２項（親権者等の不制止）の罪に当たる違法な行為		F
(56)　二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律第５条の罪に当たる違法な行為（煙草・器具の販売）		D
(57)　酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第４条第１項若しくは第３項又は第５条第２項の罪に当たる違法な行為（酩酊者の粗野・乱暴な言動等）	酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第4条第2項	F
(58)　動物の愛護及び管理に関する法律第44条第１項、第２項又は第３項の罪に当たる違法な行為（愛護動物のみだりな殺傷等）		E
(59)　軽犯罪法第１条第４号、第14号、第20号、第22号、第23号、第24号、第26号、第27号、第28号、第33号若しくは第34号又は第３条の罪に当たる違法な行為	軽犯罪法第2条	F
(60)　食品衛生法第６条若しくは第55条第１項の規定に違反し、又は同法第81条第１項第３号若しくは第83条第４号若しくは第５号の罪に当たる違法な行為（人の健康を損なうおそれがある食品の販売、無許可営業、営業停止命令違反等）	食品衛生法第54条、第55条第3項、第59条第1項、第60条、第61条、第81条第1項第1号、第81条第2項、第82条第1項・第2項	D
(61)　興行場法第２条第１項（営業の許可）の規定に違反し、又は同法第８条第２号（営業停止命令違反）若しくは第９条（虚偽の報告、検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為	興行場法第5条第1項、第6条、第8条第1号	D
(62)　旅館業法第３条第１項（営業の許可）、第５条（宿泊をさせる義務）若しくは第６条第１項（宿泊者名簿の備付け等）の規定に違反し、又は同法第10条第２号（営業停止命令違反）若しくは第11条第２号（虚偽の報告、検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為	旅館業法第7条第1項、第8条、第10条第1号、第11条第1号	D

(63)　公衆浴場法第２条第１項（経営の許可）の規定に違反し、又は同法第８条第２号（営業停止命令違反）若しくは第９条（虚偽の報告、立入検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為	公衆浴場法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1号	D
(64)　道路交通法第77条第１項の規定に違反する行為（無許可道路使用）	道路交通法第119条第2項第7号	E
(65)　建築基準法第98条第１項第１号の罪に当たる違法な行為（特定行政庁等の命令に対する違反）	建築基準法第9条第1項・第10項前段	D
(66)　消防法第39条の２の２（防火対象物の使用禁止命令違反等）、第39条の３の２（防火対象物の改修命令違反等）、第41条第１項第１号（火を使用する設備の使用禁止等に係る命令違反）若しくは第５号（消防用設備等の設置に係る命令違反等）又は第44条第12号（消防用設備等の維持に係る措置命令違反等）の罪に当たる違法な行為	消防法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第17条の4第1項・第2項	D
(67)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条（投棄禁止）の規定に違反する行為	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第1項第14号、第25条第2項	D
(68)　その他の法令の規定に違反する行為		H
＜法に基づく処分に違反する行為＞		
(69)　指示処分違反	第34条第1項	C
(70)　営業停止命令違反	第34条第2項、第49条第4号	A
８　興行場営業（法第２条第６項第３号の営業を除く。）を営む者に対する営業停止命令（法第35条）		
＜法に規定する罪＞		
（１）　刑法第174条又は第175条の罪		A
（２）　児童買春・児童ポルノ法第７条第２項から第８項までの罪		A
（３）　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第２条から第６条までの罪		B

9　特定性風俗物品販売等営業に対する営業停止命令（法第35条の２） ＜法に規定する罪＞ （１）　刑法第175条の罪 （２）　児童買春・児童ポルノ法第７条第２項から第８項までの罪 （３）　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第２条から第６条までの罪		 A A B
10　接客業務受託営業を営む者に対する営業停止命令（法第35条の４第２項、同条第４項第２号） ＜政令で定める重大な不正行為＞ （１）　毒物及び劇物取締法第24条の２第１号の罪に当たる違法な行為 （２）　覚醒剤取締法第41条の２（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の３（同法第19条若しくは第20条第２項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第３項に係る部分に限る。）、第41条の４（同法第30条の７、第30条の９（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為 （３）　麻薬及び向精神薬取締法第64条の２（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の３（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の２（同法第27条第１項、第３項又は第４項（これらの規定中		 D B B

他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の４、第第68条の２、第69条第５号、第69条の５又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		
（４） あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の３又は第55条第１号の罪に当たる違法な行為		B
（５） 刑法第174条、第175条、第183条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下（５）において同じ。）、第226条、第226条の２（第３項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下（５）において同じ。）、第226条の３、第227条第１項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２又は第226条の３の罪を犯した者を幇助（ほう）する目的に係る部分に限る。以下（５）において同じ。）若しくは第３項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下（５）において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２、第226条の３又は第227条第１項若しくは第３項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
（６） 刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第２項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで又は第223条の罪に当たる違法な行為		B
（７） 組織的犯罪処罰法第３条（第１項第９号に係る部分に限る。）又は第４条（同法第３条第１項第９号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
（８） 組織的犯罪処罰法第６条（第１項第２号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
（９） 売春防止法第２章（第５条を除く。）に規定する罪に当たる違法な行為		A
(10) 児童買春・児童ポルノ法第４条から第６条まで、第７条第２項から第８項まで又は第８条の罪に当たる違法な行為		A
(11) 児童買春・児童ポルノ法第７条第１項の罪に当た		B

る違法な行為		
(12)　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第２条から第６条までの罪に当たる違法な行為		B
(13)　労働基準法第117条、第118条第１項（同法第６条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第１号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為		A
(14)　職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為		A
(15)　児童福祉法第60条第１項又は第２項（同法第34条第１項第５号、第７号又は第９号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(16)　児童福祉法第60条第２項（同法第34条第１項第４号の３に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
(17)　出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為であって、法第２条第13項各号に掲げる営業において客の接待その他客に接する業務に従事させていたもの		A
(18)　(17)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為		B
(19)　労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為		A
＜法の規定による指示に違反する行為＞		
(20)　受託接客従業者に対する拘束的行為の規制違反に対する指示処分違反	第35条の3第1号・第2号、第35条の4第1項・第4項第1号	C

処　分　基　準

令和６年12月12日作成

法　　令　　名	風俗営業等適正化法
根　拠　条　項	第26条第２項
処 分 の 概 要	飲食店営業の停止命令
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	
処　分　基　準	別紙２（Ａ－５－１ページからＡ－５－46ページ）を参照
問　合　せ　先	福島県警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考	

処　分　基　準

平成28年６月23日作成

法　　令　　名	風俗営業等適正化法
根　拠　条　項	第29条
処 分 の 概 要	店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	
処　分　基　準	別紙１（Ａ－４－１ページからＡ－４－２ページ）を参照
問　合　せ　先	福島県警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考	

処　分　基　準

令和６年12月12日作成

法　　令　　名	風俗営業等適正化法
根　拠　条　項	第30条第１項
処 分 の 概 要	店舗型性風俗特殊営業の停止命令
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	風俗営業等適正化法施行令第17条（政令で定める重大な不正行為）
処　分　基　準	別紙２（Ａ－５－１ページからＡ－５－46ページ）を参照
問　合　せ　先	福島県警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考	

処　分　基　準

令和６年12月12日作成

法　　令　　名	風俗営業等適正化法
根　拠　条　項	第30条第２項
処 分 の 概 要	店舗型性風俗特殊営業の廃止命令
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	風俗営業等適正化法第28条第１項・第２項（店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等）
処　分　基　準	別紙２（Ａ－５－１ページからＡ－５－46ページ）を参照
問　合　せ　先	福島県警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考	

処　分　基　準

令和６年12月12日作成

法　　令　　名	風俗営業等適正化法
根　拠　条　項	第30条第３項
処 分 の 概 要	浴場業営業等の停止命令
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	
処　分　基　準	別紙２（Ａ－５－１ページからＡ－５－46ページ）を参照
問　合　せ　先	福島県警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考	

処　分　基　準

平成28年６月23日作成

法　　令　　名	風俗営業等適正化法
根　拠　条　項	第31条の４第１項
処 分 の 概 要	無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	
処　分　基　準	別紙１（Ａ－４－１ページからＡ－４－２ページ）を参照
問　合　せ　先	福島県警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考	

処　分　基　準

令和６年12月12日作成

法　　令　　名	風俗営業等適正化法
根　拠　条　項	第31条の５第１項
処 分 の 概 要	無店舗型性風俗特殊営業の停止命令
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	風俗営業等適正化法施行令第18条（政令で定める重大な不正行為）
処　分　基　準	別紙２（Ａ－５－１ページからＡ－５－46ページ）を参照
問　合　せ　先	福島県警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考	

処　分　基　準

令和６年12月12日作成

法　　令　　名	風俗営業等適正化法
根　拠　条　項	第31条の５第２項
処 分 の 概 要	受付所営業の廃止命令
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	風俗営業等適正化法第31条の３第２項、第28条第１項・第２項（受付所営業の禁止区域等）
処　分　基　準	別紙２（Ａ－５－１ページからＡ－５－46ページ）を参照
問　合　せ　先	福島県警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考	

処　分　基　準

平成28年６月23日作成

法　　令　　名	風俗営業等適正化法
根　拠　条　項	第31条の６第２項第１号
処　分　の　概　要	無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法　令　の　定　め	風俗営業等適正化法第31条の６第１項（処分移送通知書の送付）
処　分　基　準	別紙１（Ａ－４－１ページからＡ－４－２ページ）を参照
問　合　せ　先	福島県警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考	

処　分　基　準

令和６年12月12日作成

法　　令　　名	風俗営業等適正化法
根　拠　条　項	第31条の６第２項第２号
処 分 の 概 要	無店舗型性風俗特殊営業の停止命令
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	風俗営業等適正化法第31条の６第１項（処分移送通知書の送付）
処　分　基　準	別紙２（Ａ－５－１ページからＡ－５－46ページ）を参照
問　合　せ　先	福島県警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考	

処　分　基　準

令和６年12月12日作成

法　　令　　名	風俗営業等適正化法
根　拠　条　項	第31条の６第２項第３号
処 分 の 概 要	受付所営業の廃止命令
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	風俗営業等適正化法第31条の６第１項（処分移送通知書の送付）、第31条の３第２項、第28条第１項・第２項（受付所営業の禁止区域等）
処　分　基　準	別紙２（Ａ－５－１ページからＡ－５－46ページ）を参照
問　合　せ　先	福島県警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考	

処　分　基　準

平成28年６月23日作成

法　　令　　名	風俗営業等適正化法
根　拠　条　項	第31条の９第１項
処 分 の 概 要	映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する指示
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	
処　分　基　準	別紙１（Ａ－４－１ページからＡ－４－２ページ）を参照
問　合　せ　先	福島県警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考	

処　分　基　準

平成28年６月23日作成

法　　令　　名	風俗営業等適正化法
根　拠　条　項	第31条の10
処　分　の　概　要	映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する年少者利用防止のための命令
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法　令　の　定　め	風俗営業等適正化法第31条の８第３項・第４項（映像送信型性風俗特殊営業を営む者の年少者利用防止措置）
処　分　基　準	別紙１（Ａ－４－１ページからＡ－４－２ページ）を参照
問　合　せ　先	福島県警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考	

処　分　基　準

平成28年６月23日作成

法　　令　　名	風俗営業等適正化法
根　拠　条　項	第31条の11第２項第１号
処 分 の 概 要	映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する指示
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	風俗営業等適正化法第31条の11第１項（処分移送通知書の送付）
処　分　基　準	別紙１（Ａ－４－１ページからＡ－４－２ページ）を参照
問　合　せ　先	福島県警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考	

処　分　基　準

平成28年６月23日作成

法　　令　　名：	風俗営業等適正化法
根　拠　条　項：	第31条の11第２項第２号
処　分　の　概　要：	映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する年少者利用防止のための命令
原権者（委任先）：	福島県公安委員会
法　令　の　定　め：	風俗営業等適正化法第31条の11第１項（処分移送通知書の送付）
処　分　基　準：	別紙１（Ａ－４－１ページからＡ－４－２ページ）を参照
問　合　せ　先：	福島県警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考：	

処　分　基　準

平成28年６月23日作成

法　　令　　名	風俗営業等適正化法
根　拠　条　項	第31条の14
処 分 の 概 要	店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	
処　分　基　準	別紙１（Ａ－４－１ページからＡ－４－２ページ）を参照
問　合　せ　先	福島県警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考	

処　分　基　準

令和６年12月12日作成

法　　令　　名	風俗営業等適正化法
根　拠　条　項	第31条の15第１項
処 分 の 概 要	店舗型電話異性紹介営業の停止命令
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	風俗営業等適正化法施行令第20条（政令で定める重大な不正行為）
処　分　基　準	別紙２（Ａ－５－１ページからＡ－５－46ページ）を参照
問　合　せ　先	福島県警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考	

処　分　基　準

令和６年12月12日作成

法　　令　　名	風俗営業等適正化法
根　拠　条　項	第31条の15第２項
処 分 の 概 要	店舗型電話異性紹介営業の廃止命令
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	風俗営業等適正化法第31条の13第１項において準用する第28条第１項・第２項（店舗型電話異性紹介営業の禁止区域等）
処　分　基　準	別紙２（Ａ－５－１ページからＡ－５－46ページ）を参照
問　合　せ　先	福島県警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考	

処　分　基　準

平成28年６月23日作成

法　　令　　名	風俗営業等適正化法
根　拠　条　項	第31条の19第１項
処 分 の 概 要	無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	
処　分　基　準	別紙１（Ａ－４－１ページからＡ－４－２ページ）を参照
問　合　せ　先	福島県警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考	

処　分　基　準

令和６年12月12日作成

法　　令　　名	風俗営業等適正化法
根　拠　条　項	第31条の20
処 分 の 概 要	無店舗型電話異性紹介営業の停止命令
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	風俗営業等適正化法施行令第21条（政令で定める重大な不正行為）
処　分　基　準	別紙２（Ａ－５－１ページからＡ－５－46ページ）を参照
問　合　せ　先	福島県警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考	

処　分　基　準

平成28年６月23日作成

法　　令　　名	風俗営業等適正化法
根　拠　条　項	第31条の21第２項第１号
処 分 の 概 要	無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	風俗営業等適正化法第31条の21第１項（処分移送通知書の送付）
処　分　基　準	別紙１（Ａ－４－１ページからＡ－４－２ページ）を参照
問　合　せ　先	福島県警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考	

処　分　基　準

令和６年12月12日作成

法　　令　　名	風俗営業等適正化法
根　拠　条　項	第31条の21第２項第２号
処 分 の 概 要	無店舗型電話異性紹介営業の停止命令
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	風俗営業等適正化法第31条の21第１項（処分移送通知書の送付）
処　分　基　準	別紙２（Ａ－５－１ページからＡ－５－46ページ）を参照
問　合　せ　先	福島県警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考	

処　分　基　準

令和元年12月14日作成

法　　令　　名：風俗営業等適正化法	
根　拠　条　項：第31条の23において準用する第８条	
処 分 の 概 要：特定遊興飲食店営業の許可の取消し	
原権者（委任先）：福島県公安委員会	
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第31条の22（許可）、第31条の23において準用する第４条（第４項を除く。）（許可の基準）、第31条の23において準用する第７条（承認）、第31条の23において準用する第７条の２（承認）、第31条の23において準用する第７条の３（承認）	
処　分　基　準： 風俗営業等適正化法第31条の23において準用する第８条各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、以下のように、速やかに是正、回復等することができ、かつ、現に是正、回復しようとしている場合等で悪意がない又はごく軽微な場合を除き、特定遊興飲食店営業の許可（承認）を取り消すこととする。 ・　第31条の23において準用する第４条第１項第11号に該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。	
問　合　せ　先：福島県警察本部生活安全部生活安全企画課	
備　　考：	

処　分　基　準

平成28年６月23日作成

法　　令　　名	風俗営業等適正化法
根　拠　条　項	第31条の24
処 分 の 概 要	特定遊興飲食店営業者に対する指示
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	
処　分　基　準	別紙１（Ａ－４－１ページからＡ－４－２ページ）を参照
問　合　せ　先	福島県警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考	

処　分　基　準

令和６年12月12日作成

法　　令　　名	風俗営業等適正化法
根　拠　条　項	第31条の25第１項
処 分 の 概 要	特定遊興飲食店営業の許可の取消し、停止命令
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	
処　分　基　準	別紙２（Ａ－５－１ページからＡ－５－46ページ）を参照
問　合　せ　先	福島県警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考	

処　分　基　準

令和６年12月12日作成

法　　令　　名	風俗営業等適正化法
根　拠　条　項	第31条の25第２項
処 分 の 概 要	飲食店営業の停止命令
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	
処　分　基　準	別紙２（Ａ－５－１ページからＡ－５－46ページ）を参照
問　合　せ　先	福島県警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考	

処　分　基　準

平成28年６月23日作成

法　　令　　名	風俗営業等適正化法
根　拠　条　項	第34条第１項
処 分 の 概 要	飲食店営業者に対する指示
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	
処　分　基　準	別紙１（Ａ－４－１ページからＡ－４－２ページ）を参照
問　合　せ　先	福島県警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考	

処　分　基　準

令和６年12月12日作成

法　　令　　名	風俗営業等適正化法
根　拠　条　項	第34条第２項
処 分 の 概 要	飲食店営業の停止命令
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	
処　分　基　準	別紙２（Ａ－５－１ページからＡ－５－46ページ）を参照
問　合　せ　先	福島県警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考	

処　分　基　準

令和６年12月12日作成

法　　令　　名	風俗営業等適正化法
根　拠　条　項	第35条
処 分 の 概 要	興行場営業の停止命令
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	
処　分　基　準	別紙２（Ａ－５－１ページからＡ－５－46ページ）を参照
問　合　せ　先	福島県警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考	

処　分　基　準

令和６年12月12日作成

法　　令　　名	風俗営業等適正化法
根　拠　条　項	第35条の２
処 分 の 概 要	特定性風俗物品販売等営業の停止命令
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	
処　分　基　準	別紙２（Ａ－５－１ページからＡ－５－46ページ）を参照
問　合　せ　先	福島県警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考	

処　分　基　準

平成28年６月23日作成

法　　令　　名	風俗営業等適正化法
根　拠　条　項	第35条の４第１項
処 分 の 概 要	接客業務受託営業を営む者に対する指示
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	
処　分　基　準	別紙１（Ａ－４－１ページからＡ－４－２ページ）を参照
問　合　せ　先	福島県警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考	

処　分　基　準

令和６年12月12日作成

法　　令　　名	風俗営業等適正化法
根　拠　条　項	第35条の４第２項
処 分 の 概 要	接客業務受託営業の停止命令
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	風俗営業等適正化法施行令第28条（政令で定める重大な不正行為）
処　分　基　準	別紙２（Ａ－５－１ページからＡ－５－46ページ）を参照
問　合　せ　先	福島県警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考	

処　分　基　準

平成28年６月23日作成

法　　令　　名	風俗営業等適正化法
根　拠　条　項	第35条の４第４項第１号
処 分 の 概 要	接客業務受託営業を営む者に対する指示
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	風俗営業等適正化法第35条の４第３項（処分移送通知書の送付）
処　分　基　準	別紙１（Ａ－４－１ページからＡ－４－２ページ）を参照
問　合　せ　先	福島県警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考	

処　分　基　準

令和６年12月12日作成

法　　令　　名	風俗営業等適正化法
根　拠　条　項	第35条の４第４項第２号
処 分 の 概 要	接客業務受託営業の停止命令
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	風俗営業等適正化法第35条の４第３項（処分移送通知書の送付）
処　分　基　準	別紙２（Ａ－５－１ページからＡ－５－46ページ）を参照
問　合　せ　先	福島県警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考	

処　分　基　準

令和３年６月１日作成

法　　令　　名：	古物営業法
根　拠　条　項：	第６条第１項及び第２項
処 分 の 概 要：	古物営業の許可の取消し
原権者（委任先）：	福島県公安委員会
法 令 の 定 め：	古物営業法第４条（許可の基準）
処　分　基　準：	古物営業法第６条第１項各号又は第２項に該当する場合、以下のように帰責事由が無い場合又は悪性がごく軽微な場合であって、速やかに是正、回復等することができ、現に是正、回復等しようとしているとき等を除き、許可を取り消すこととする。 ・　法人の責めに帰すことのできない事由により法人の役員が法第４条第１号から第８号までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 い 合 わ せ 先：	警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考：	

処　分　基　準

平成１５年１１月４日作成

法　　令　　名 ：	古物営業法
根　拠　条　項 ：	第２１条
処 分 の 概 要 ：	古物の差止め
原権者（委任先）：	福島県警察本部長又は警察署長
法 令 の 定 め ：	
処　分　基　準 ：	古物商が取り扱っている古物が盗品等（盗品その他財産に対する罪によって領得された物をいう。以下同じ。）であると疑うに足りる相当な理由がある場合に、その古物の保管を命ずる。 なお、「相当な理由がある場合」とは、被害届、遺失届等に記載された盗品等と同一のものである可能性がある場合、当該古物を持ち込んだ者が同種の古物に係る財産犯の被疑者である場合又は当該古物の品目や価格、当該古物商の営業実態等から判断すれば当該古物が正当な取引過程において取り扱われたものとは考えられないなど、社会通念上、盗品等であると疑う根拠が客観的に見て合理的に存在する場合である。
問 い 合 わ せ 先 ：	保管命令を行った福島県警察本部又は警察署の直接の担当課・係にしてください。
備　　考 ：	

処　分　基　準

平成１５年１１月４日作成

法　　令　　名 ：	古物営業法
根　拠　条　項 ：	第２１条の７
処 分 の 概 要 ：	古物に係る競りの中止
原権者（委任先）：	福島県警察本部長又は警察署長
法 令 の 定 め ：	
処　分　基　準 ：	出品された古物について、盗品等（盗品その他財産に対する罪によって領得された物をいう。以下同じ。）であると疑うに足りる相当な理由がある場合に、当該古物に係る競りを中止することを命ずる。 なお、「相当な理由がある場合」とは、財産犯の被害が発生していると認められ、その被害品と出品物との同一性が合理的に推認されるなど、社会通念上、盗品等であると疑う根拠が客観的に見て合理的に存在する場合である。
問 い 合 わ せ 先 ：	競りの中止命令を行った福島県警察本部又は警察署の直接の担当課・係にしてください。
備　　考 ：	

処　分　基　準

令和３年６月１日作成

法　　令　　名：	古物営業法
根　拠　条　項：	第23条
処　分　の　概　要：	古物商等に対する指示
原権者（委任先）：	福島県公安委員会
法　令　の　定　め：	
処　分　基　準：	別紙「古物営業法に基づく指示、営業停止命令及び許可の取消しの基準」のとおり。
問い合わせ先：	警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考：	

別紙

古物営業法に基づく指示、営業停止命令及び許可の取消しの基準

（趣旨）

第１条　この基準は、古物商若しくは古物市場主又はこれらの代理人若しくは使用人その他の従業者が行った法令違反行為等に対し福島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が指示、営業停止命令又は許可の取消しを行うための要件等について必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第２条　この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　指示　古物営業法（昭和24年法律第108号。以下「法」という。）第23条の規定に基づき、古物商又は古物市場主に対し、必要な措置をとるべきことを指示することをいう。

(2)　営業停止命令　法第24条の規定に基づき、古物商又は古物市場主に対し、古物営業の全部又は一部の停止を命ずることをいう。

(3)　許可の取消し　法第24条第１項の規定に基づき、古物商又は古物市場主に対し、その古物営業の許可を取り消すことをいう。

(4)　法令違反行為　法、法に基づく命令若しくは古物営業に関して行われた他の法令の規定に違反する行為又は法に基づく処分に違反する行為をいう。

(5)　法令違反行為等　法令違反行為及び指示に違反する行為をいう。

(6)　指示対象行為　指示の理由とした法令違反行為をいう。

(7)　営業停止命令対象行為　営業停止命令の理由とした法令違反行為等をいう。

(8)　営業停止期間　営業停止命令において古物商又は古物市場主が営業を停止しなければならないこととする期間をいう。

（法令違反行為等の分類）

第３条　法令違反行為等は、別表第１及び第２に定めるとおり、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅ、Ｆ及びＩに分類するものとする。

（指示を行うべき場合）

第４条　次の各号のいずれかに該当するときは、指示を行うものとする。

(1)　古物商又は古物市場主がＢ、Ｃ、Ｄ、Ｅ又はＦに分類されるものを行ったとき。

(2)　古物商又は古物市場主がこれらの代理人又は使用人その他の従業者（以下「代理人等」という。）に対し指導及び監督その他代理人等による法令違反行為を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、代理人等がＢ、Ｃ、Ｄ、Ｅ又はＦに分類されるものを行ったとき。

(3)　前各号に掲げるもののほか、古物商若しくは古物市場主又は代理人等がＩに分類されるものを行った場合であって、盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害されるおそれがあると認めるとき。

（指示の内容）

第５条　指示においては、次の各号に掲げる措置をとるべきことを指示するものとする。

(1)　指示対象行為の原因となった事由を解消するための措置その他の指示対象行為と同種又は類似の法令違反行為が将来において行われることを防止するための措置

(2)　指示対象行為により生じた違法状態が残存しているときは、当該違法状態を解消するための措置

(3)　前各号に掲げるもののほか、盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見のために必要な措置

(4)　前各号に規定する措置が確実にとられたか否かを確認する必要があるときは、

当該措置の実施状況について公安委員会に報告する措置

２　前項各号に規定する措置については、指示対象行為の態様、指示対象行為により生じた違法状態の残存の程度等を勘案し、期限を付すことができる。

（営業停止命令）

第６条　古物商又は古物市場主が次の各号のいずれかに該当し、盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、営業停止命令を行うものとする。

(1)　古物商又は古物市場主がＢ、Ｃ、Ｄ又はＥに分類されるものを行ったとき。

(2)　古物商又は古物市場主が代理人等に対する指導及び監督その他代理人等による法令違反行為等を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、代理人等がＢ、Ｃ、Ｄ又はＥに分類されるものを行ったとき。

２　古物商若しくは古物市場主がＦに分類されるものを行ったとき、又は古物商若しくは古物市場主が代理人等に対する指導及び監督その他代理人等による法令違反行為を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、代理人等がＦに分類されるものを行ったときであって、次の各号のいずれかに該当するときは、営業停止命令を行うものとする。

(1)　古物商若しくは古物市場主又は代理人等により当該営業停止命令対象行為と同種又は類似の法令違反行為が繰り返し行われているとき。

(2)　古物商若しくは古物市場主又は代理人等が当該営業停止命令対象行為を行った日前５年以内に当該古物商又は古物市場主が営業停止命令を受けたことがあるとき。

(3)　古物商若しくは古物市場主又は代理人等が当該営業停止命令対象行為を行った日前３年以内に当該古物商又は古物市場主が指示を受けたことがあるとき。

(4)　古物商若しくは古物市場主又は代理人等が当該営業停止命令対象行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとしたとき。

(5)　前各号に掲げるもののほか、古物商又は古物市場主が引き続き古物営業を行った場合に盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。

（営業の一部の停止命令）

第７条　古物商の営業所又は古物市場主の古物市場のうち、一部の営業所又は古物市場のみを対象として営業停止命令を行うべき必要があり、かつ、それにより目的を達成できる場合には、一部の営業所又は古物市場に対して営業停止命令を行うことができる。

（営業停止命令に係る基準期間等）

第８条　営業停止命令に係る基準期間、短期及び長期（以下それぞれ「基準期間」、「短期」及び「長期」という。）は、次の各号に掲げる法令違反行為等の分類に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1)　Ｂ　基準期間は４月、短期は２月、長期は６月とする。

(2)　Ｃ　基準期間は２月、短期は１月、長期は４月とする。

(3)　Ｄ　基準期間は１月、短期は14日、長期は２月とする。

(4)　Ｅ　基準期間は14日、短期は７日、長期は１月とする。

(5)　Ｆ　基準期間は７日、短期は３日、長期は14日とする。

（営業停止命令の併合）

第９条　法令違反行為等に該当する行為が２個以上行われた場合において営業停止命令を行うときは、１個の営業停止命令を行うものとする。

２　前項の場合における基準期間、短期及び長期は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。ただし、これらの期間は、６月を超えることはできない。

(1)　基準期間　各法令違反行為等について前条により定められた基準期間の最も長いもの（その最も長いものが１月である場合にあっては、30日）にその２分の１の期間を加算した期間（その期間に１日に満たない端数があるときにあっ

ては、これを切り捨てるものとする。)。

(2)　短期　各法令違反行為等について前条の規定により定められた短期のうち最も長いもの。

(3)　長期　各法令違反行為等について前条の規定により定められた長期のうち最も長いものにその２分の１の期間を加算した期間（その期間に１日に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)。

（観念的競合）

第10条　１個の行為が２個以上の法令違反行為等に該当する場合において営業停止命令を行うときは、各法令違反行為等について第８条の規定により定められた基準期間、短期及び長期のうち、最も長いものをそれぞれ基準期間、短期及び長期とする。

（常習違反加重）

第11条　古物商又は古物市場主が営業停止命令を受けた日から５年以内に当該古物商又は古物市場主に営業停止を行うときは、当該営業停止命令に係る法令違反行為等について第８条の規定により定められた基準期間、短期及び長期にそれぞれ２を乗じた期間を基準期間、短期及び長期とする。ただし、その基準期間、短期及び長期は、６月を超えることはできない。

（営業停止命令の期間の決定）

第12条　営業停止期間は、第８条から前条までの規定により定められた基準期間とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第８条から前条までの規定により定められた短期を下回らない範囲内において、基準期間より短い期間を営業停止期間とすることができる。

(1)　営業停止命令対象行為による盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害される程度が低いと認められること。

(2)　古物商若しくは古物市場主又は代理人等が暴行又は脅迫を受けて営業停止命

令行為を行ったこと。

(3)　代理人等が営業停止命令対象行為を行うことを防止できなかったことについて、古物商又は古物市場主の過失が極めて軽微であると認められること。

(4)　古物商又は古物市場主が営業停止命令対象行為と同種若しくは類似の法令違反行為等が将来において行われることを防止するための措置又は営業停止命令対象行為により生じた違法状態若しくは依頼者等の被害を解消し、若しくは回復するための措置を自主的にとっており、かつ、改悛(しゅん)の情が著しいこと。

３　第１項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第８条から前条までの規定により定められた長期を超えない範囲内において、基準期間より長い期間を営業停止期間とすることができる。

(1)　営業停止命令対象行為の態様が極めて悪質であること。

(2)　法令又は指示に違反した程度が著しく大きいこと。

(3)　営業停止命令対象行為により生じた盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害される程度が著しく高いと認められること。

(4)　古物商又は古物市場主が営業停止命令対象行為を行った日前５年以内に同種又は類似の営業停止命令対象行為を理由として、指示又は営業停止命令を受けたこと。

(5)　営業停止命令対象行為を代理人等が行うことを防止できなかったことについて、古物商又は古物市場主の過失が極めて重大であると認められること。

(6)　古物商又は古物市場主が営業停止命令対象行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとするなど情状が特に重いこと。

（許可の取消しを行うべき場合）

第13条　次の各号に掲げる場合は、許可を取り消すものとする。

(1)　古物商又は古物市場主がＡに分類されるものを行ったとき。

(2)　古物商又は古物市場主が代理人等に対し指導及び監督その他代理人等による

法令違反行為を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、代理人等がＡに分類されるものを行ったとき。

(3)　第８条から第11条までの規定により営業停止命令の長期が６月に達した場合であって、かつ、前条第３項に掲げる事由があるとき。

(4)　許可の取消しを行おうとする日前１年間に60日以上の営業停止命令を受けた古物商若しくは古物市場主又は代理人等が当該営業停止命令の理由となった法令違反行為に係る法令の規定と同一の法令の規定に違反したとき。

(5)　前各号に掲げるものの場合のほか、法令違反行為等（Ｉに分類されるものを除く。）を行った古物商若しくは古物市場主又は代理人等が再び法令違反行為等を繰り返すおそれが極めて強く、古物営業の健全化が期待できないと判断されるとき。

（情状による軽減）

第14条　許可の取消しを行うこととなる事案であっても、情状により特に処分を軽減すべき事由があるときは、許可の取消しに代えて営業停止命令を行うことができるものとする。

（指示、営業停止及び取消しの関係）

第15条　法令違反行為等に対して許可の取消しを行うときは、指示又は営業停止命令は行わないものとする。

２　営業停止命令を行う場合において、法令違反状態の解消等のため必要があるときは、当該営業停止命令の処分事由について指示を併せて行うことができる。

別表第１（第３条関係）

法令違反行為等	関係条項	分類
（１）　不正手段により許可を受ける行為	法第３条、法第31条第２号	A
（２）　名義貸し	法第９条、法第31条第３号	A
（３）　営業停止等命令違反	法第24条、法第31条第４号	A
（４）　古物商の営業制限違反	法第14条第１項、法第32条	C
（５）　古物市場での取引制限違反	法第14条第３項、法第33条第１号	D
（６）　確認等義務違反	法第15条第１項、法第33条第１号	D
（７）　帳簿等備付け義務違反	法第18条第１項、法第33条第１号	D
（８）　古物商の品触れ相当品届出義務違反	法第19条第３項、法第33条第１号	C
（９）　古物市場主の品触れ相当品届出義務違反	法第19条第４項、法第33条第１号	C
(10)　古物商の帳簿等記載等義務違反	法第16条、法第33条第２号	D
(11)　古物市場主の帳簿等記載等義務違反	法第17条、法第33条第２号	D
(12)　帳簿等毀損等届出義務違反	法第18条第２項、法第33条第３号	D
(13)　品触書保存等義務違反	法第19条第２項、法第33条第４号	D
(14)　差止め命令違反	法第21条、法第33条第５号	C
(15)　許可申請書等虚偽記載	法第５条第１項、法第34条第１号	D
(16)　競り売り届出義務違反	法第10条、法第34条第２号	D
(17)　変更届出義務違反	法第７条第１項、第２	E

	項、第４項、法第35条第１号	
(18)　許可証返納義務違反	法第８条第１項、法第35条第２号	F
(19)　許可証携帯義務違反	法第11条第１項、法第35条第２号	F
(20)　行商従業者証携帯義務違反	法第11条第２項、法第35条第２号	F
(21)　標識掲示等義務違反	法第12条、法第35条第２号	F
(22)　立入り等の拒否等	法第22条第１項、法第35条第３号	D
(23)　報告義務違反	法第22条第３項、法第35条第４号	D
(24)　許可証亡失等届出義務違反	法第５条第４項	F
(25)　許可証等提示義務違反	法第11条第３項	F
(26)　管理者選任義務違反	法第13条第１項	F
(27)　古物商の不正品申告義務違反	法第15条第３項	D
(28)　指示処分違反	法第23条	B

別表第２（第３条関係）

法令違反行為	分類
（１）　刑法第240条、第241条又は第243条（第240条又は第241条第３項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	B
（２）　刑法第95条、第137条（製造に係る部分を除く。）、第141条（第137条（製造に係る部分を除く。）に係る部分に限る。）、第235条、第236条、第238条、第239条、第243条（同法第235条、第236条、第238条又は第239条に係る部分に限る。）、第246条から第250条まで、第252条から第254条まで、第256条、第258条又は第259条に規定する罪に当たる行為	C
（３）　刑法第140条（あへん煙を吸食するための器具の所持に係る部分に限る。）、第141条（第140条（あへん煙を吸食するための器具の所持に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）又は第237条に規定する罪に当たる行為	D
（４）　刑法第175条第１項（物の頒布に係る部分に限る。）若しくは第２項（所持に係る部分に限る。）、第261条又は第263条に規定する罪に当たる行為	E
（５）　盗犯等の防止及び処分に関する法律第２条又は第３条に規定する罪に当たる行為	C
（６）　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第３条第１項（第13号又は第14号に掲げる罪に係るものに限る。）若しくは第２項（第１項第14号に掲げる罪に係るものに限る。）、第４条（第３条第１項第13号若しくは第14号又は第３条第２項（第１項第14号に係る部分に限る。）に掲げる罪に係るものに限る。）、第10条（第３項に係る部分を除く。）又は第11条に規定する罪に当たる行為	C
（７）　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第３項に規定する罪に当たる行為	D
（８）　印紙犯罪処罰法第２条（交付又は輸入に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	C
（９）　臘虎膃肭獣猟獲取締法第５条（第１条第１項の販売又は第２項の所持に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	D
(10)　印紙等模造取締法第２条（第１条第１項の輸入、販売又は頒布に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	D

(11)　産業標準化法第78条（第３号に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	D
(12)　外国為替及び外国貿易法第69条の６（第２項第１号に係る部分を除く。）、第69条の７第１項（第３号から第５号までに係る部分に限る。）又は第70条第１項（第６号（貴金属の輸出又は輸入に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	C
(13)　外国為替及び外国貿易法第71条（第１号（貴金属の輸出又は輸入に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	D
(14)　文化財保護法第193条又は第194条に規定する罪に当たる行為	C
(15)　関税法第108条の４第２項、第３項若しくは第５項、第109条又は第112条に規定する罪に当たる行為	C
(16)　銃砲刀剣類所持等取締法第31条の２第２項又は第３項（第２項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	B
(17)　銃砲刀剣類所持等取締法第31条の３第１項、第３項（第１号又は第２号に係る部分に限る。）若しくは第４項（第３項第１号又は第２号に係る部分に限る。）、第31条の４第２項若しくは第３項（第２項に係る部分に限る。）、第31条の７第２項若しくは第３項（第２項に係る部分に限る。）、第31条の８、第31条の９第２項若しくは第３項（第２項に係る部分に限る。）、第31条の11第１項（第１号又は第２号に係る部分に限る。）若しくは第２項、第31条の12若しくは第31条の13（いずれも第31条の２第２項に係る部分に限る。）、第31条の15、第31条の16第１項（第１号、第２号又は第３号に係る部分に係る。）若しくは第２項又は第31条の17第１項（第31条の２第２項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	C
(18)　銃砲刀剣類所持等取締法第31条の17（第１項に係る部分を除く。）、第31条の18（第１号に係る部分に限る。）、第32条（第１号、第４号又は第５号に係る部分に限る。）、第33条（第１号に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	D
(19)　銃砲刀剣類所持等取締法第35条（第２号（第22条の２第１項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	F
(20)　特許法第196条の２（第101条の譲渡、輸入又は所持する行為に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	C
(21)　実用新案法第56条（第28条により侵害するものとみなされる行為のうち譲渡、輸入又は所持する行為に係る部分に限る。）に規	C

定する罪に当たる行為	
(22)　意匠法第69条の２（第38条の譲渡、輸入又は所持する行為に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	C
(23)　商標法第78条の２（第37条又は第67条の譲渡、輸入又は所持する行為に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	C
(24)　電気用品安全法第57条（第３号（販売に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	D
(25)　印紙税法第22条（第３号（第16条の販売又は所持に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	D
(26)　著作権法第119条第２項（第３号（第113条第１項第２号の申出に係る部分を除く。）に係る部分に限る。）、第120条の２（第１号（譲渡、輸入又は所持に係る部分に限る。）、第３号（第113条第４項第３号の頒布、輸入又は所持に係る部分に限る。）又は第４号（第113条第６項の輸入、頒布又は所持に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	C
(27)　著作権法第121条又は第121条の２（頒布又は所持に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	D
(28)　郵便切手類模造等取締法第２条（第１条第１項の輸入、販売又は頒布に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	D
(29)　消費生活用製品安全法第58条（第１号（第４条第１項の販売に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	D
(30)　有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第10条（第１号（第５条の販売又は授与に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	D
(31)　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第57条の２（第12条第１項又は第15条第１項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	C
(32)　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第58条第２号（第17条に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	D
(33)　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第63条第６号（第21条第３項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	F
(34)　不正競争防止法第21条第２項（第１号（第２条第１項第１号又は第20号の譲渡、引渡し、輸出又は輸入に係る部分に限る。）、第３号（第２条第１項第３号の譲渡、輸出又は輸入に係る部分に限る。）又は第７号（第16条又は第17条の譲渡、引渡し、輸出又	C

は輸入に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	
(35)　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第７条第３項（所持、輸入又は輸出に係る部分に限る。）又は第７項（所持、輸入又は輸出に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	C
(36)　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第83条第１項(第４号(第25条第１項又は第26条第１項に係る部分に限る。)に係る部分に限る。）又は第84条第１項（第５号（第16条第２項又は第27条（譲渡し、譲受け、販売、引渡し又は引受けに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	D
(37)　特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第16条（第３条に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	D
(38)　消費者安全法第51条（第１号（第41条第１項の譲渡又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	C
(39)　軽犯罪法第１条（第17号に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	I
(40)　質屋営業法第30条に規定する罪に当たる行為	C
(41)　質屋営業法第31条、第32条又は第33条（第２号に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	D
(42)　質屋営業法第33条（第１号に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	F
(43)　古物営業法施行規則第６条、第13条、第15条第４項又は第17条第３項に違反する行為	I
(44)　法又は法に基づく命令以外の法令の規定に違反する行為で(１)から(43)までに掲げる行為以外のもの（罰金以上の刑が定められている罰則の適用があるものに限る。）	F
(45)　法又は法に基づく命令以外の法令の規定に違反する行為で(１)から(43)までに掲げる行為以外のもの（罰金以上の刑が定められている罰則の適用があるものを除く。）	I
(46)　(１)から(45)までのいずれかに掲げる法令違反行為（罰則の適用があるものに限る。）を教唆し、若しくは幇(ほう)助する行為又は当該行為を教唆する行為	当該法令違反行為に係る分類と同一

	の分類

処　分　基　準

令和３年６月１日作成

法　　令　　名：	古物営業法
根　拠　条　項：	第24条第１項
処　分　の　概　要：	古物営業の許可の取消し
原権者（委任先）：	福島県公安委員会
法　令　の　定　め：	
処　分　基　準：	別紙「古物営業法に基づく指示、営業停止命令及び許可の取消しの基準」（Ｂ－４－１ページからＢ－４－13ページまで）のとおり。
問い合わせ先：	警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考：	

処　分　基　準

令和３年６月１日作成

法　　令　　名：	古物営業法
根　拠　条　項：	第24条
処　分　の　概　要：	古物営業の停止命令
原権者（委任先）：	福島県公安委員会
法　令　の　定　め：	
処　分　基　準：	別紙「古物営業法に基づく指示、営業停止命令及び許可の取消しの基準」（Ｂ－４－１ページからＢ－４－13ページまで）のとおり。
問い合わせ先：	警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考：	

処　分　基　準

平成１２年６月２７日作成

法　　令　　名：	質屋営業法
根　拠　条　項：	第２３条
処 分 の 概 要：	質物等の差止
原権者（委任先）：	警察署長
法 令 の 定 め：	
処　分　基　準： 質屋が所持している物品が盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物又は遺失物であると疑うに足りる相当な理由がある場合に、その物品の保管を命ずる。 なお、質屋営業法第２３条の「相当な理由がある場合」とは、被害届、遺失届等に記載された物品又は遺失物と同一のものである可能性がある場合、当該質物を持ち込んだ者が同種物品に係る窃盗その他財産に対する罪の被疑者である場合、当該質物の品目や価格、当該質屋の営業実態等から判断すれば当該質物が正当な取引過程を経たものとは考えられない場合等である。	
問 い 合 わ せ 先：	保管命令を行った警察署の直接の担当課・係にしてください。
備　　考：	直接の担当課・係は、差止めを受けた物品が盗品の場合は刑事課、遺失物の場合は会計課・係となる。

処　分　基　準

令和３年６月１日作成

法　　令　　名：	質屋営業法
根　拠　条　項：	第25条第１項
処　分　の　概　要：	質屋の許可の取消し、質屋営業の停止命令
原権者（委任先）：	福島県公安委員会
法　令　の　定　め：	質屋営業法第３条（許可の基準）
処　分　基　準：	別紙「質屋営業法に基づく営業停止命令及び許可の取消しの基準」のとおり。
問い合わせ先：	警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考：	

別紙

質屋営業法に基づく営業停止命令及び許可の取消しの基準

（趣旨）

第１条　この基準は、質屋（質屋が未成年者又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人を含む。以下同じ。）又は代理人若しくは使用人その他の従業者が行った法令違反行為に対し福島県公安委員会が営業停止命令又は許可の取消しを行うための要件等について必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第２条　この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　営業停止命令　質屋営業法（昭和25年法律第158号。以下「法」という。）第25条の規定に基づき、質屋に対し、質屋営業の停止を命ずることをいう。

(2)　許可の取消し　法第25条の規定に基づき、質屋に対し、その質屋営業の許可を取り消すことをいう。

(3)　法令違反行為　法、法に基づく命令又は他の法令の規定に違反する行為をいう。

(4)　営業停止命令対象行為　営業停止命令の理由とした法令違反行為をいう。

(5)　営業停止期間　営業停止命令において質屋が営業を停止しなければならないこととする期間をいう。

（法令違反行為の分類）

第３条　法令違反行為は、別表第１及び第２に定めるとおり、法に違反する行為をＡ、Ｂ、Ｃ及びＤ、法以外の法令に違反する行為をＥ、Ｆ、Ｇ及びＨに分類するものとする。

（営業停止命令を行うべき場合）

第４条　次の各号のうちいずれかに該当し、盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認める場合は、営業停止命令を行うものとする。

(1)　質屋がＢ、Ｃ又はＤに分類されるものを行ったとき。

(2)　質屋がＥ、Ｆ、Ｇ又はＨに分類されるものを行ったことにより罰金刑に処せられたとき。

(3)　質屋がその代理人又は使用人その他の従業者（以下「代理人等」という。）に対する指導及び監督その他代理人等による法令違反行為を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、代理人等がＢ、Ｃ又はＤに分類されるものを行ったとき。

（営業停止命令に係る基準期間等）

第５条　営業停止命令に係る基準期間、短期及び長期（以下それぞれ「基準期間」、「短期」及び「長期」という。）は、次の各号に掲げる法令違反行為の分類に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1)　Ｅ　　基準期間は４月、短期は２月、長期は６月とする。

(2)　Ｂ及びＦ　基準期間は２月、短期は１月、長期は４月とする。

(3)　Ｃ及びＧ　基準期間は１月、短期は14日、長期は２月とする。

(4)　Ｄ及びＨ　基準期間は14日、短期は７日、長期は１月とする。

（営業停止命令の併合）

第６条　法令違反行為に該当する行為が２個以上行われた場合において営業停止命令を行うときは、１個の営業停止命令を行うものとする。

２　前項の場合における基準期間、短期及び長期は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

(1)　基準期間　各法令違反行為について前条の規定により定められた基準期間のうち最も長いもの（その長いものが１月である場合にあっては、30日）にその

２分の１の期間を加算した期間（その期間に１日に満たない端数があるときにあっては、これを切り捨てるものとする。）。

(2)　短期　各法令違反行為について前条の規定により定められた短期のうち最も長いもの。

(3)　長期　各法令違反行為について前条の規定により定められた長期のうち最も長いものにその２分の１を加算した期間（その期間に１日に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）。

（観念的競合）

第７条　１個の行為が２個以上の法令違反行為に該当するものである場合において営業停止命令を行うときは、各法令違反行為について第５条の規定により定められた基準期間、短期及び長期のうち、最も長いものをそれぞれ基準期間、短期及び長期とする。

（常習違反加重）

第８条　質屋が営業停止命令を受けた日から３年以内に当該質屋に営業停止命令を行うときは、当該営業停止命令に係る法令違反行為について第５条の規定により定められた基準期間、短期及び長期にそれぞれ２を乗じた期間を基準期間、短期及び長期とする。

（営業停止期間の決定）

第９条　営業停止期間は、第５条から前条までの規定により定められた基準期間とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第５条から前条までの規定により定められた短期を下回らない範囲内において、基準期間より短い期間を営業停止期間とすることができる。

(1)　営業停止命令対象行為により盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害される程度が低いと認められること。

(2)　質屋又は代理人等が暴行又は脅迫を受けて営業停止命令対象行為を行ったこと。

(3)　代理人等が営業停止命令対象行為を行うことを防止できなかったことについて、質屋の過失が極めて軽微であると認められること。

(4)　質屋が営業停止命令対象行為と同種若しくは類似の法令違反行為が将来において行われることを防止するための措置又は営業停止命令対象行為により生じた違法状態を解消するための措置を自主的にとっており、かつ、改悛(しゅん)の情が著しいこと。

3　第１項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第５条から前条までの規定により定められた長期を超えない範囲内において、基準期間より長い期間を営業停止期間とすることができる。

(1)　営業停止命令対象行為の態様が極めて悪質であること。

(2)　法令に違反した程度が著しく大きいこと。

(3)　営業停止命令対象行為により生じた盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害される程度が著しく高いと認められること。

(4)　質屋が営業停止命令対象行為を行った日前３年以内に同種又は類似の営業停止命令対象行為を理由として、営業停止命令を受けたこと。

(5)　営業停止命令対象行為を代理人等が行うことを防止できなかったことについて、質屋の過失が極めて重大であると認められること。

(6)　質屋が営業停止命令対象行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとするなど情状が特に重いこと。

（許可の取消しを行うべき場合）

第10条　次の各号のうちいずれかに該当する場合は、質屋に帰責事由が無い場合又は悪性が極めて軽微な場合であって、速やかに是正、回復等することができ、現に是正、回復しようとしているとき等を除き、許可を取り消すものとする。

(1)　質屋が法以外の法令に違反して、禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)　質屋（質屋が未成年者である場合の法定代理人を除く。）が法第３条第１項第３号、第４号、第６号又は第９号に該当したとき。

(3)　質屋が法人である場合において、その業務を行う役員のうちに法第３条第１項第１号、第３号から第７号までに該当したとき、又は許可の取消しをしようとする以前３年以内に法第５条の規定に違反して罰金の刑に処せられた者があるに至ったとき。

(4)　質屋の法定代理人が法第３条第１項第１号、第３号、第４号若しくは第７号に該当し、又は該当するに至ったとき。

２　前項に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消すものとする。

(1)　質屋がＡに分類されるものを行ったとき。

(2)　質屋が代理人等に対し指導及び監督その他代理人等による法令違反を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、代理人等がＡに分類されるものを行ったとき。

(3)　第８条の規定により営業停止命令の長期が１年に達した場合であって、前条第３項に掲げる処分を加重すべき事由があるとき。

(4)　許可の取消しを行おうとする日前１年間に60日以上の営業停止命令を受けた質屋又は代理人等が当該営業停止命令の理由となった法令違反行為に係る法令の規定と同一の法令の規定に違反したとき。

(5)　前各号に掲げる場合のほか、法令違反行為を行った質屋又は代理人等が法令違反行為を繰り返すおそれが極めて強く、質屋営業の健全化が期待できないと判断されるとき。

（情状による軽減）

第11条　前条第２項の基準のみによれば許可の取消しを行うこととなる事案であって

も、情状により特に処分を軽減すべき事由があるときは、許可の取消しに代えて営業停止命令を行うことができるものとする。

（営業停止命令及び取消しの関係）

第12条　法令違反行為に対して許可の取消しを行うときは、営業停止命令は行わないものとする。

（二以上の営業所を有する質屋に対する許可の取消し等）

第13条　二以上の営業所を有する質屋が、一の営業所について許可を取り消された場合は、許可を取り消された原因である行為を代理人等が行い、かつ、当該行為が当該営業所の営業に関するものに限られるときを除き、他の営業所についても許可を取り消すものとする。

２　二以上の営業所を有する質屋が、一の営業所について営業停止を命じられた場合は、営業停止を命じられた原因である行為を代理人等が行い、かつ、当該行為が当該営業所の営業に関するものに限られるときを除き、他の営業所についても営業停止を命ずるものとする。

別表第１（第３条関係）

法令違反行為等	関係条項	分類
（１）　無許可営業	法第５条、法第30条	A
（２）　名義貸し	法第６条、法第30条	A
（３）　営業停止等命令違反	法第25条、法第30条	A
（４）　営業制限違反	法第11条、法第31条	B
（５）　無許可営業所移転等	法第４条第１項、法第32条	C
（６）　確認義務違反	法第12条前段、法第32条	C
（７）　帳簿等記載等義務違反	法第13条、法第32条	C
（８）　帳簿保存義務違反	法第14条第１項、法第32条	C
（９）　品触書保存等義務違反	法第20条第２項、法第32条	C
(10)　品触れ相当品届出義務違反	法第20条第３項、法第32条	B
(11)　差止め命令違反	法第23条、法第32条	B
(12)　変更等届出義務違反	法第４条第２項、法第33条第１号	C
(13)　許可証亡失等届出義務違反	法第８条第３項、法第33条第１号	C
(14)　許可証の返納義務違反	法第９条、法第33条第１号	C
(15)　許可の表示義務違反	法第10条、法第33条第１号	C
(16)　帳簿毀損等届出義務違反	法第14条第２項、法第33条第１号	C
(17)　質契約内容の掲示義務違反	法第16条第１項、法第33条第１号	C
(18)　三月未満の流質期限の定め	法第16条第２項、法第33条第１号	C
(19)　掲示内容違反契約	法第16条第３項、法第33条第１号	C
(20)　立入等の拒否等	法第24条第１項、法第33条第２号	B
(21)　質物の保管設備の基準違反	法第７条第３項	D
(22)　不正品申告義務違反	法第12条後段	C
(23)　質受証交付義務違反	法第15条第１項	D
(24)　受取権者確認義務違反	法第17条第２項	D
(25)　質物が滅失等した場合の通知義務違反	法第19条第１項	D
(26)　損害賠償請求権放棄契約	法第19条第３項	D

別表第２（第３条関係）

法令違反行為	分類
（１）　刑法第95条、第235条、第243条（第235条に係る部分に限る。）、第247条、第250条（第247条に係る部分に限る。）、第256条第２項又は第261条に規定する罪に当たる行為	E
（２）　刑法第175条第１項（物の頒布に係る部分に限る。）若しくは第２項（所持に係る部分に限る。）、第254条又は第263条に規定する罪に当たる行為	F
（３）　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条（第３項に係る部分を除く。）又は第11条に規定する罪に当たる行為	E
（４）　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第３項に規定する罪に当たる行為	F
（５）　臘虎膃肭獣猟獲取締法第５条（第１条第１項の販売又は第２項の所持に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	F
（６）　印紙等模造取締法第２条（第１条第１項の輸入、販売又は頒布に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	F
（７）　産業標準化法第78条（第３号に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	F
（８）　外国為替及び外国貿易法第69条の６（第２項第１号に係る部分を除く。）、第69条の７第１項（第３号から第５号までに係る部分に限る。）又は第70条第１項（第６号（貴金属の輸出又は輸入に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	E
（９）　外国為替及び外国貿易法第71条（第１号（貴金属の輸出又は輸入に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	F
(10)　文化財保護法第193条又は第194条に規定する罪に当たる行為	E
(11)　関税法第108条の４第２項、第３項若しくは第５項、第109条又は第112条に規定する罪に当たる行為	E
(12)　銃砲刀剣類所持等取締法第31条の２第２項若しくは第３項（第２項に係る部分に限る。）、第31条の３第３項（第１号又は第２号に係る部分に限る。）若しくは第４項（第３項第１号又は第２号に係る部分に限る。）、第31条の４第２項若しくは第３項（第２項に係る部分に限る。）、第31条の７第２項若しくは第３項（第２項に係る部分に限る。）、第31条の８、第31条の９第２項若しくは第３項（第２項に係る部分に限る。）、第31条の11第１項（第１号又は第２号に係る部分に限る。）若しくは第２項、第	E

31条の12若しくは第31条の13（いずれも第31条の２第２項に係る部分に限る。）、第31条の15、第31条の16第１項（第１号、第２号又は第３号に係る部分に限る。）若しくは第２項又は第31条の17第１項（第31条の２第２項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	
(13)　銃砲刀剣類所持等取締法第31条の17（第１項に係る部分を除く。）、第31条の18（第１号に係る部分に限る。）、第32条（第１号、第４号又は第５号に係る部分に限る。）、第33条（第１号に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	F
(14)　銃砲刀剣類所持等取締法第35条（第２号（第22条の２第１項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	G
(15)　特許法第196条の２（第101条の譲渡、輸入又は所持する行為に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	E
(16)　実用新案法第56条（第28条により侵害するものとみなされる行為のうち譲渡、輸入又は所持する行為に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	E
(17)　意匠法第69条の２（第38条の譲渡、輸入又は所持する行為に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	E
(18)　商標法第78条の２（第37条又は第67条の譲渡、輸入又は所持する行為に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	E
(19)　電気用品安全法第57条（第３号（販売に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	F
(20)　印紙税法第22条（第３号（第16条の販売又は所持に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	F
(21)　著作権法第119条第２項（第３号（第113条第１項第２号の申出に係る部分を除く。）に係る部分に限る。）、第120条の２（第１号（譲渡、輸入又は所持に係る部分に限る。）、第３号（第113条第４項第３号の頒布、輸入又は所持に係る部分に限る。）又は第４号（第113条第６項の輸入、頒布又は所持に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	E
(22)　著作権法第121条又は第121条の２（頒布又は所持に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	F
(23)　郵便切手類模造等取締法第２条（第１条第１項の輸入、販売又は頒布に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	F
(24)　消費生活用製品安全法第58条（第１号（第４条第１項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	F

(25)　有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第10条（第１号（第５条の販売又は授与に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	F
(26)　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第57条の２（第12条第１項又は第15条第１項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	E
(27)　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第58条第２号（第17条に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	F
(28)　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第63条第６号（第21条第３項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	G
(29)　不正競争防止法第21条第２項（第１号（第２条第１項第１号又は第20号の譲渡、引渡し、輸出又は輸入に係る部分に限る。）、第３号（第２条第１項第３号の譲渡、輸出又は輸入に係る部分に限る。）又は第７号（第16条又は第17条の譲渡、引渡し、輸出又は輸入に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	E
(30)　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第７条第３項（所持、輸入又は輸出に係る部分に限る。）又は第７項（所持、輸入又は輸出に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	E
(31)　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第83条第１項(第４号(第25条第１項又は第26条第１項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）又は第84条第１項（第５号（第16条第２項又は第27条（譲渡し、譲受け、販売、引渡し又は引受けに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	F
(32)　特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第16条（第３条に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	F
(33)　消費者安全法第51条（第１号（第41条第１項の譲渡又は引渡しの禁止に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	E
(34)　古物営業法第31条に規定する罪に当たる行為	E
(35)　古物営業法第32条又は第33条（第５号（第21条の７の規定による警察本部長等の命令違反に係る部分に限る。）を除く。）に規定する罪に当たる行為	F
(36)　古物営業法第34条（第１号又は第２号に係る部分に限る。）又	G

は第35条（第１号（第10条の２第２項の規定違反に係る部分に限る。）を除く。）に規定する罪に当たる行為	
(37)　出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第５条、第５条の２、第５条の３又は第８条に規定する罪に当たる行為	E
(38)　法又は法に基づく命令以外の法令の規定に違反する行為で（１）から(37)までに掲げる行為以外のもの（罰金以上の刑が定められている罰則の適用があるものに限る。）	H
(39)　（１）から(38)までのいずれかに掲げる法令違反行為（罰金以上の刑が定められている罰則の適用があるものに限る。）を教唆し、若しくは幇(ほう)助する行為又は当該行為を教唆する行為	当該法令違反行為に係る分類と同一の分類

処　分　基　準

令和３年６月１日作成

法　　令　　名：	質屋営業法
根　拠　条　項：	第25条第２項
処　分　の　概　要：	質屋の許可の取消し、質屋営業の停止命令
原権者（委任先）：	福島県公安委員会
法　令　の　定　め： 質屋営業法第25条第１項（質屋の許可の取消し、質屋営業の停止命令）	
処　分　基　準： 別紙「質屋営業法に基づく営業停止命令及び許可の取消しの基準」のとおり（Ｃ－２－１ページからＣ－２－11ページまで）のとおり。	
問い合わせ先：	警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考：	

処　分　基　準

令和４年３月15日作成

法　　令　　名	銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項	第４条の３第２項
処 分 の 概 要	認知症に係る指定医の診断書の提出命令
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第４条（許可）、第４条の３第２項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第15条（認知機能の低下の状況を判断する基準）
処　分　基　準	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第15条の基準に該当する場合は、認知症に係る専門医の診断書が既に提出されている場合等を除き、指定する医師の診断を受け、当該医師の診断書を提出することを命ずる。
問　合　せ　先	警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考	

処　分　基　準

令和７年３月１日作成

法　　令　　名	銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項	第４条の４第２項
処 分 の 概 要	許可猟銃等に係る打刻命令
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第４条第１項第１号（許可）、第４条の４第２項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第18条（打刻命令）
処　分　基　準	銃番号が打刻されていない場合、銃番号が３桁以下である場合、既に同一の銃番号の猟銃等がある場合等は、打刻を命ずる。
問 い 合 わ せ 先	打刻命令を発した警察署の生活安全課・係窓口にしてください。
備　　考	

処　分　基　準

令和４年３月15日作成

法　　令　　名：	銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項：	第４条の４第３項
処 分 の 概 要：	許可クロスボウに係る表示措置命令
原権者（委任先）：	福島県公安委員会
法 令 の 定 め：	銃砲刀剣類所持等取締法第４条第１項第１号（許可）、第４条の４第３項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第18条の２（表示措置命令）
処　分　基　準：	所持許可に係るクロスボウに製造番号等固有の番号が刻印されていない場合、製造番号等固有の番号が刻印されているものの容易に消失するおそれがある場合等は、クロスボウ番号票の貼付けによる表示措置を命ずる。
問 い 合 わ せ 先：	表示措置命令を発した警察署の生活安全課・係窓口にしてください。
備　　考：	

処　分　基　準

令和４年３月15日作成

法　　令　　名：	銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項：	第８条第７項
処 分 の 概 要：	銃砲等又は刀剣類の提出命令
原権者（委任先）：	福島県公安委員会
法 令 の 定 め：	銃砲刀剣類所持等取締法第８条第６項及び第７項
処　分　基　準：	当該銃砲等又は刀剣類が犯罪に使用されるおそれがある場合等、危害を予防する必要があると認めるとき、又は許可が失効した日から起算して50日を経過したときは、銃砲等又は刀剣類の提出を命じ、これを仮領置する。
問 い 合 わ せ 先：	銃砲刀剣類を提出した警察署の生活安全課・係窓口にしてください。
備　　考：	

処　分　基　準

令和７年３月１日作成

法　　令　　名	銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項	第９条の２第２項
処 分 の 概 要	指定射撃場の指定の解除
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第５条第１項（許可の基準）、第５条の２第２項第２号及び第３号（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例）、第９条の２第１項（指定射撃場の指定）、同条第２項 指定射撃場の指定に関する内閣府令第２条（射撃を行う銃砲の種類による指定射撃場の種類）、第３条（指定射撃場の種類ごとの区分）、第４条（位置に関する基準）、第５条（構造設備の基準）、第６条（設置者の基準）、第６条の２（管理者の基準）、第８条、第９条（管理方法の基準）、第14条（指定の解除） 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則
処　分　基　準	別紙のとおり
問　合　せ　先	警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考	

別紙

処　分　基　準：

指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和37年総理府令第46号。以下「府令」という。）に定める基準に適合しなくなった場合は、原則として指定を解除することとするが、短期間のうちに基準に適合するように改善等することが見込まれ、かつ、それまでの間、休業等の措置を執ろうとする場合には、解除しないことができる。

なお、府令の基準の解釈等は次のとおり。

１　府令第６条の２第１号に掲げる事由のうち、

(1)　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号。以下「法」という。）第５条第１項第９号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。

(2)　法第５条第１項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。

注１　暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に掲げるものをいう。

注２　暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成３年国家公安委員会規則第８号）に掲げるものをいう。

(3)　法第５条第１項第18号の「相当な理由」とは、設置者及び管理者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該設置者及び管理者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。

２　府令第６条の２第２号の規定に該当する者とは、射撃を行おうとする者の銃砲や実包が、指定に係る種類の銃砲及びその銃砲に使用する実包であるか否かの識別、当該銃砲への実包の正しい装填手順の確認等ができるなど、射撃場の適正な管理に必要な銃砲と実包に関する知識を有している者をいう。

３　府令第６条の２第３号の規定に該当する者とは、指定に係る種類の銃砲の射撃に習熟し、かつ適正な射撃動作に関する知識等射撃中の危害防止のために必要な知識を有している者をいう。

処　分　基　準

令和７年３月１日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法	
根　拠　条　項：第９条の３第２項	
処 分 の 概 要：猟銃等射撃指導員の指定の解除	
原権者（委任先）：福島県公安委員会	
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第９条の３第１項（猟銃等射撃指導員）及び第２項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条（猟銃等射撃指導員の基準）、第45条（射撃指導員の指定の解除）	
処　分　基　準： 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条第１項各号について、その適合性の有無を判断し、いずれかの項目に不適合と判明すれば、指定を解除する。 なお、同規則に定める猟銃等射撃指導員の指定の基準中 (1)　「銃砲、火薬類及び狩猟に関する法令」とは、銃砲刀剣類所持等取締法、武器等製造法、火薬類取締法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の法律、これらに基づく命令及びこれらに基づく行政庁の処分を指す。 (2)　「相当な人格識見」とは、猟銃等の射撃に関するものにとどまらず、社会生活全般におけるそれを指す。 (3)　「相当な知識」、「相当に習熟」とは、一般的な知識、技能にとどまらず、指導の相手方の個別具体的事案に即して指導可能な程度に知識、技能を有するという趣旨である。 これらは、指定時の水準を基準として判断するのではなく、解除の判断を行う時点での水準を基準として判断する。	
問　合　せ　先：警察本部生活安全部生活安全企画課	
備　　考：	

処　分　基　準

令和７年３月１日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法	
根　拠　条　項：第９条の３の２第２項	
処 分 の 概 要：クロスボウ射撃指導員の指定の解除	
原権者（委任先）：福島県公安委員会	
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第９条の３の２第１項（クロスボウ射撃指導員）及び第２項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条の２（クロスボウ射撃指導員の基準）、第45条（射撃指導員の指定の解除）	
処　分　基　準： 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条の２各号について、その適合性の有無を判断し、いずれかの項目に不適合と判明すれば、指定を解除する。 なお、同規則に定めるクロスボウ射撃指導員の指定の基準中 (1)　「クロスボウに関する法令」とは、銃砲刀剣類所持等取締法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の法律、これらに基づく命令及びこれらに基づく行政庁の処分を指す。 (2)　「相当な人格識見」とは、クロスボウの射撃に関するものにとどまらず、社会生活全般におけるそれを指す。 (3)　「相当な知識」、「相当に習熟」とは、一般的な知識、技能にとどまらず、指導の相手方の個別具体的事案に即して指導可能な程度に知識、技能を有するという趣旨である。 これらは、指定時の水準を基準として判断するのではなく、解除の判断を行う時点での水準を基準として判断する。	
問　合　せ　先：警察本部生活安全部生活安全企画課	
備　　考：	

処　分　基　準

令和４年３月15日作成

法　　令　　名	銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項	第９条の４第３項
処 分 の 概 要	教習射撃指導員の解任の命令
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第９条の４第３項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第53条（教習射撃指導員の解任の命令）
処　分　基　準	射撃成績の水増し等、その業務に関する不正又は法令等の違反を行った教習射撃指導員にそのまま射撃教習を続けさせることが、適正な射撃教習の実施に支障を来すと認められる場合は、教習射撃場の管理者に対し、その解任を命ずる。
問　合　せ　先	警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考	

処　分　基　準

令和７年３月１日作成

法　　令　　名	銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項	第９条の５第３項
処 分 の 概 要	射撃教習を受ける資格の認定の取消し
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第５条（第１項第１号及び第２項から第４項までを除く。）（許可の基準）、第５条の２（第３項、第６項及び第７項を除く。）（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例）、第５条の４第１項（技能検定）、第９条の５第３項 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第11条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）、第13条（講習課程修了者と同等以上の知識を有する者）、第14条（猟銃の所持が許可される20歳未満の者についての推薦）、第15条（人の生命又は身体を害する罪等）、第18条（ライフル銃の所持が許可される射撃競技選手に係るライフル射撃競技等） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第36条（許可証等の返納の手続） 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則
処　分　基　準	別紙のとおり
問　合　せ　先	警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考	

別紙

処　分　基　準：

法定の取消事由のうち、

(1)　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号。以下「法」という。）第５条第１項第９号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。

(2)　法第５条第１項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。

注１　暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に掲げるものをいう。

注２　暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成３年国家公安委員会規則第８号）に掲げるものをいう。

(3)　法第５条第１項第18号の「相当な理由」とは、射撃教習を受ける資格の認定を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該射撃教習を受ける資格の認定を受けた者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。

(4)　法第５条第５項の基準の適用については、同条第１項第３号から第５号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合以外は、射撃教習を受ける資格の認定を取り消す。

処　分　基　準

令和４年３月15日作成

法　　令　　名	銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項	第９条の６第３項
処 分 の 概 要	教習用備付け銃に係る打刻命令
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第９条の６第３項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第18条（打刻命令）
処　分　基　準	銃番号が打刻されていない場合、銃番号が３桁以下である場合、既に同一の銃番号の猟銃等がある場合等は、打刻を命ずる。
問 い 合 わ せ 先	打刻命令を発した警察署の生活安全課・係窓口にしてください。
備　　考	

処　分　基　準

令和４年３月15日作成

法　　令　　名	銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項	第９条の７第３項
処 分 の 概 要	教習用備付け銃に関する措置命令
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第９条の７第３項
処　分　基　準	当該教習用備付け銃の保管が基準に適合していない場合は、法第９条の８第１項第４号の規定により教習射撃場の指定の解除を行う場合を除き、是正に通常必要と認められる期間を定め、保管の設備又は方法を基準に適合するよう改善すべき旨の命令を行うものとする。 その他危害予防上必要がある場合（保管基準を遵守してもなお危害発生のおそれがある場合に限る。）については、管理者が通常受忍すべきと認められる範囲において、是正に通常必要と認められる期間を定め、危害予防上必要な措置を執るべき旨の命令を行うものとする。
問 い 合 わ せ 先	措置命令を発した警察署の生活安全課・係窓口にしてください。
備　　考	

処　分　基　準

令和７年３月１日作成

法　　令　　名	銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項	第９条の８第１項
処 分 の 概 要	教習射撃場の指定の解除、教習修了証明書の交付の禁止
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第９条の４第１項から第３項まで（教習射撃場の指定等）、第９条の５第５項（射撃教習）、第９条の６（教習用備付け銃）、第９条の７第２項から第５項まで（教習用備付け銃の管理）、第９条の８第１項 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第34条第１項（教習用備付け銃の構造又は機能の基準） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第47条（教習射撃場の管理者及び管理方法の基準）、第49条（教習射撃指導員の基準）、第59条（教習用備付け銃の保管の設備及び方法の基準）、第61条（教習射撃場の指定の解除）、第62条（教習修了証明書の交付の禁止）
処　分　基　準	銃砲刀剣類所持等取締法第９条の８第１項各号の事由につき、当該違反等に起因する実害の発生の有無、当該違反等の是正の見込み、過去における同種の違反等の有無、社会的に非難されるべき程度等を考慮し、解除等の処分を量定する。 なお、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第47条第１号の「必要な知識」とは、教習射撃場の管理に必要な法令、当該射撃場の指定に係る種類の銃砲及びその実包並びにその射撃動作等に関する知識をいい、「経験」とは、射撃場の運営業務、射撃、射撃指導等の経験をいう。
問　合　せ　先	警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考	

処　分　基　準

令和７年３月１日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法	
根　拠　条　項：第９条の８第２項	
処 分 の 概 要：教習射撃場の指定の解除	
原権者（委任先）：福島県公安委員会	
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第９条の４第１項から第３項まで（教習射撃場の指定等）、第９条の５第５項（射撃教習）、第９条の６（教習用備付け銃）、第９条の７第２項から第５項まで（教習用備付け銃の管理）、第９条の８第１項（教習射撃場の指定の解除等と教習用備付け銃の仮領置）及び第２項 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第34条第１項（教習用備付け銃の構造又は機能の基準） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第47条（教習射撃場の管理者及び管理方法の基準）、第49条（教習射撃指導員の基準）、第59条（教習用備付け銃の保管の設備及び方法の基準）、第61条（教習射撃場の指定の解除）、第62条（教習修了証明書の交付の禁止）	
処　分　基　準： 教習修了証明書の交付の禁止に対する違反については、違反の態様が特に軽微であり、再発のおそれがないと確実に認められる場合等を除き、教習射撃場の指定を解除する。	
問　合　せ　先：警察本部生活安全部生活安全企画課	
備　　考：	

処　分　基　準

令和４年３月15日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法	
根　拠　条　項：第９条の９第２項	
処 分 の 概 要：練習射撃指導員の解任の命令	
原権者（委任先）：福島県公安委員会	
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第９条の４第３項（教習射撃場の指定等）、第９条の９第２項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第53条（教習射撃指導員の解任の命令）、第67条（練習射撃指導員の解任の命令）	
処　分　基　準： 練習資格認定証に記載された以外の銃種の猟銃を射撃練習を行う者に撃たせる等、その業務に関する不正若しくは法令等の違反を行った練習射撃指導員にそのまま射撃練習に対する指導若しくは助言を続けさせることが、適正な射撃練習の実施に支障を来すと認められる場合又は射撃練習を行おうとする年少射撃資格者に対し練習用備付け銃による射撃の指導を行う練習射撃指導員として指名を受けた場合において、当該指名に係る年少射撃資格者が当該練習射撃指導員の監督に従わないで練習用備付け銃を所持したときで、年少射撃資格者のした行為に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められるときは、練習射撃場の管理者に対し、その解任を命ずる。	
問　合　せ　先：警察本部生活安全部生活安全企画課	
備　　考：	

処　分　基　準

令和７年３月１日作成

法　　令　　名	銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項	第９条の10第３項
処 分 の 概 要	射撃練習を行う資格の認定の取消し
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第５条（第１項第１号及び第２項から第４項までを除く。）（許可の基準）、第５条の２（第３項、第６項及び第７項を除く。）（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例）、第５条の４第１項（技能検定）、第９条の５第３項（射撃教習）、第９条の10第３項 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第11条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）、第13条（講習課程修了者と同等以上の知識を有する者）、第14条（猟銃の所持が許可される20歳未満の者についての推薦）、第15条（人の生命又は身体を害する罪等）、第18条（ライフル銃の所持が許可される射撃競技選手に係るライフル射撃競技等） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第36条（許可証等の返納の手続） 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則
処　分　基　準	別紙のとおり
問　合　せ　先	警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考	

別紙

処　分　基　準：

法定の取消事由のうち、

(1)　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号。以下「法」という。）第５条第１項第９号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。

(2)　法第５条第１項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。

注１　暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に掲げるものをいう。

注２　暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成３年国家公安委員会規則第８号）に掲げるものをいう。

(3)　法第５条第１項第18号の「相当な理由」とは、練習射撃を行う資格の認定を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該練習射撃を行う資格の認定を受けた者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。

(4)　法第５条第５項の基準の適用については、同条第１項第３号から第５号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合以外は、射撃練習を行う資格の認定を取り消す。

処　分　基　準

令和７年３月１日作成

法　　令　　名	銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項	第９条の11第２項
処 分 の 概 要	練習用備付け銃に係る打刻命令
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第９条の６第３項（番号又は記号の打刻）、第９条の11第２項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第18条（打刻命令）
処　分　基　準	銃番号が打刻されていない場合、銃番号が３桁以下である場合、既に同一の銃番号の猟銃等がある場合等は、打刻を命ずる。
問 い 合 わ せ 先	打刻命令を発した警察署の生活安全課・係窓口にしてください。
備　　考	

処　分　基　準

令和４年３月15日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法	
根　拠　条　項：第９条の11第２項	
処 分 の 概 要：練習用備付け銃に関する措置命令	
原権者（委任先）：福島県公安委員会	
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第９条の７第３項（教習用備付け銃に関する措置命令）、同第９条の11第２項	
処　分　基　準： 当該練習用備付け銃の保管が基準に適合していない場合は、法第９条の12第１項第５号の規定により指定の解除を行う場合を除き、是正に通常必要と認められる期間を定め、保管の設備又は方法を基準に適合するよう改善すべき旨の命令を行うものとする。 その他危害予防上必要がある場合（保管基準を遵守してもなお危害発生のおそれがある場合に限る。）については、管理者が通常受忍すべきと認められる範囲において、是正に通常必要と認められる期間を定め、危害予防上必要な措置を執るべき旨の命令を行うものとする。	
問 い 合 わ せ 先：措置命令を発した警察署の生活安全課・係窓口にしてください。	
備　　考：	

処　分　基　準

令和７年３月１日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法	
根　拠　条　項：第９条の12第１項	
処 分 の 概 要：練習射撃場の指定の解除	
原権者（委任先）：福島県公安委員会	
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第９条の４第２項及び第３項（教習射撃場の指定等）、第９条の６第２項及び第３項（教習用備付け銃）、第９条の７第２項から第５項まで（教習用備付け銃の管理）、第９条の９（練習射撃場の指定等）、第９条の11（練習用備付け銃）、第９条の12第１項 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第34条（教習用備付け銃又は練習用備付け銃の構造又は機能の基準） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第47条（第２号イ、ロ及びニを除く。）（教習射撃場の管理者及び管理方法の基準）、第59条（教習用備付け銃の保管の設備及び方法の基準）第71条（練習用備付け銃の備付けの基準）、第73条（練習用備付け銃の保管の設備及び方法の基準）、第74条（練習射撃場の指定の解除）	
処　分　基　準： 銃砲刀剣類所持等取締法第９条の12第１項各号の事由につき、当該違反等に起因する実害の発生の有無、当該違反等の是正の見込み、過去における同種の違反等の有無、社会的に非難されるべき程度等を考慮し、解除の適否を判断する。 なお、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第47条第１号の「必要な知識」とは、練習射撃場の管理に必要な法令、当該射撃場の指定に係る種類の銃砲及びその実包並びにその射撃動作等に関する知識をいい、「経験」とは、射撃場の運営業務、射撃、射撃指導等の経験をいう。	
問　合　せ　先：警察本部生活安全部生活安全企画課	
備　　考：	

処　分　基　準

令和７年３月１日作成

法　　令　　名	銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項	第９条の16第２項
処 分 の 概 要	クロスボウ射撃資格の認定の取消し
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第５条第１項及び第５項（許可の基準）、第９条の５第３項（射撃教習）、第９条の16第２項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第36条（許可証等の返納の手続）
処　分　基　準	別紙のとおり
問　合　せ　先	警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考	

別紙

処　分　基　準：

法定の取消事由のうち、

１　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号。以下「法」という。）第５条第１項第９号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。

２　法第５条第１項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。

注１　暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に掲げるものをいう。

注２　暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成３年国家公安委員会規則第８号）に掲げるものをいう。

３　法第５条第１項第18号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。

４　法第５条第５項の基準の適用については、同条第１項第３号から第５号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合以外は、クロスボウ射撃資格の認定を取り消す。

処　分　基　準

令和７年３月１日作成

法　　令　　名	銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項	第10条の６第６項
処 分 の 概 要	保管に係る銃砲に関する措置命令
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第９条の７第３項（教習用備付け銃に関する措置命令）、第10条の４第１項（銃砲の保管）、第10条の６第６項
処　分　基　準	当該銃砲の保管が法第10条の４第２項又は第３項に違反している場合は、法第11条第１項第１号の規定により許可の取消しを行う場合を除き、是正に通常必要と認められる期間を定め、保管の設備又は方法を基準に適合するよう改善すべき旨の命令を行うものとする。 その他危害予防上必要がある場合（保管基準を遵守してもなお危害発生のおそれがある場合に限る。）については、所持者が通常受忍すべきと認められる範囲において、是正に通常必要と認められる期間を定め、危害予防上必要な措置を執るべき旨の命令を行うものとする。
問 い 合 わ せ 先	措置命令を発した警察署の生活安全課・係窓口にしてください。
備　　考	

処　分　基　準

令和７年３月１日作成

法　　令　　名	銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項	第10条の８第２項
処 分 の 概 要	猟銃等保管業者に対する措置命令
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第９条の７第３項（教習用備付け銃に関する措置命令）、第10条の８第１項（猟銃又は空気銃の保管の委託）及び第２項
処　分　基　準	当該保管の委託を受けた銃砲の保管が基準に適合していない場合は、是正に通常必要と認められる期間を定め、保管の設備又は方法を基準に適合するよう改善すべき旨の命令を行うものとする。 その他危害予防上必要がある場合（保管基準を遵守してもなお危害発生のおそれがある場合に限る。）については、保管業者が通常受忍すべきと認められる範囲において、是正に通常必要と認められる期間を定め、危害予防上必要な措置を執るべき旨の命令を行うものとする。
問 い 合 わ せ 先	措置命令を発した警察署の生活安全課・係窓口にしてください。
備　　考	

処　分　基　準

令和７年３月１日作成

法　　令　　名	銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項	第10条の８第３項
処 分 の 概 要	猟銃等保管業者の業務の廃止命令、停止命令
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第９条の７第２項及び第３項（教習用備付け銃の管理）、第10条の８第１項から第３項まで（猟銃又は空気銃の保管の委託） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第91条（保管の委託を受けた猟銃等の保管の設備及び方法の基準）、第93条（保管業務の廃止又は停止の命令）
処　分　基　準	猟銃等保管業者が、銃砲刀剣類所持等取締法第10条の８第２項により準用される同法第９条の７第３項の規定による命令に応じなかった場合に、当該命令違反等に起因する実害の発生の有無、当該違反等の是正の見込み、過去における同種の違反等の有無、社会的に非難されるべき程度等を考慮し、業務の廃止命令等の処分を量定する。
問　合　せ　先	警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考	

処　分　基　準

令和４年３月15日作成

法　　令　　名	銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項	第10条の８の２第２項
処 分 の 概 要	クロスボウ保管業者に対する措置命令
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第９条の７第３項（教習用備付け銃に関する措置命令）、第10条の８の２第１項（クロスボウの保管の委託）及び第２項
処　分　基　準	当該保管の委託を受けたクロスボウの保管が基準に適合していない場合は、是正に通常必要と認められる期間を定め、保管の設備又は方法を基準に適合するよう改善すべき旨の命令を行うものとする。 その他危害予防上必要がある場合（保管基準を遵守してもなお危害発生のおそれがある場合に限る。）については、保管業者が通常受忍すべきと認められる範囲において、是正に通常必要と認められる期間を定め、危害予防上必要な措置を執るべき旨の命令を行うものとする。
問　合　せ　先	警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考	

処　分　基　準

令和４年３月15日作成

法　　令　　名	銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項	第10条の８の２第３項
処 分 の 概 要	クロスボウ保管業者の業務の廃止命令、停止命令
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第９条の７第３項（教習用備付け銃に関する措置命令）、第10条の８の２第１項から第３項まで（クロスボウの保管の委託） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第91条の２（保管の委託を受けたクロスボウの保管の設備及び方法の基準）、第93条（保管業務の廃止又は停止の命令）
処　分　基　準	クロスボウ保管業者が、銃砲刀剣類所持等取締法第10条の８の２第２項において準用される同法第９条の７第３項の規定による命令に応じなかった場合に、当該命令違反等に起因する実害の発生の有無、当該違反等の是正の見込み、過去における同種の違反等の有無、社会的に非難されるべき程度等を考慮し、業務の廃止命令等の処分を量定する。
問　合　せ　先	警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考	

処　分　基　準

令和７年３月１日作成

法　　令　　名	銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項	第10条の９第１項
処 分 の 概 要	所持許可を受けた者に対する指示
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第４条（許可）、第６条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、第10条の９第１項 火薬類取締法第50条の２第１項（猟銃用火薬類等の特則） 火薬類取締法施行令第12条（猟銃用火薬等）
処　分　基　準	銃砲刀剣類所持等取締法第10条の９第１項に定める法律等に違反し、かつ、銃砲等又は刀剣類について適正な取扱いを行っていないと認めるときで、 (1)　その違反行為が比較的軽微である (2)　違反行為が反復して行われておらず、営利性、計画性も認められない (3)　違反行為の再発防止が期待できる 等の条件を満たす場合は、危害予防上必要な措置を執るべきことを指示する。
問　合　せ　先	警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考	

処　分　基　準

令和７年３月１日作成

法　　令　　名	銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項	第10条の９第２項
処 分 の 概 要	年少射撃資格者に対する指示
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第３条第１項第４号の８（所持の禁止）、第４条第１項第５号の２（所持許可）、第10条の９第２項
処　分　基　準	銃砲刀剣類所持等取締法等に違反し、かつ、空気銃について適正な取扱いを行っていないと認めるときで、 (1)　その違反行為が比較的軽微である (2)　違反行為が反復して行われておらず、営利性、計画性も認められない (3)　違反行為の再発防止が期待できる 等の条件を満たす場合は、危害予防上必要な措置を執るべきことを指示する。
問　合　せ　先	警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考	

処　分　基　準

令和７年３月１日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法	
根　拠　条　項：第11条第１項	
処 分 の 概 要：銃砲等又は刀剣類の所持許可の取消し	
原権者（委任先）：福島県公安委員会	
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第４条（許可）、第４条第２項（条件）、第５条第１項第２号から第６号まで、第12号、第13号及び第15号から第18号まで（許可の基準）、第５条の２第２項第２号及び第３号並びに第４項第１号（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例）、第６条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、第11条第１項 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第11条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）、第15条（人の生命又は身体を害する罪等） 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則	
処　分　基　準： 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号。以下「法」という。）第11条第１項第１号の場合については、当該違反に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、許可を取り消すものとする。 なお、法定の人的欠格事由のうち、 (1)　法第５条第１項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注１　暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に掲げるものをいう。 注２　暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成３年国家公安委員会規則第８号）に掲げるものをいう。 (2)　法第５条第１項第18号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持の許可を受けた者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。	
問　合　せ　先：警察本部生活安全部生活安全企画課	
備　　考：	

処　分　基　準

令和４年３月15日作成

法　　令　　名：	銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項：	第11条第２項
処 分 の 概 要：	銃砲等又は刀剣類の所持許可の取消し
原権者（委任先）：	福島県公安委員会
法 令 の 定 め：	銃砲刀剣類所持等取締法第４条（許可）、第５条第１項第３号から第５号まで及び第15号から第18号まで並びに第５項（許可の基準）、第６条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、第11条第２項
処　分　基　準：	銃砲刀剣類所持等取締法第５条第１項第３号から第５号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族が生じた場合は、許可を受けた者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合を除き、許可を取り消す。
問　合　せ　先：	警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考：	

処　分　基　準

令和４年３月15日作成

法　　令　　名：	銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項：	第11条第３項
処 分 の 概 要：	銃砲等の所持許可の取消し
原権者（委任先）：	福島県公安委員会
法 令 の 定 め：	銃砲刀剣類所持等取締法第３条第２項（所持の禁止）、第４条第１項第２号（許可）、第11条第３項
処　分　基　準：	当該人命救助等に従事する者の所持に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、許可を取り消す。
問　合　せ　先：	警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考：	

処　分　基　準

令和４年３月15日作成

法　　令　　名	銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項	第11条第４項
処 分 の 概 要	拳銃等又は猟銃の所持許可の取消し
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第４条（許可）、第６条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、第11条第４項 火薬類取締法第50条の２第１項（猟銃用火薬類等の特則） 火薬類取締法施行令第12条（猟銃用火薬等）
処　分　基　準	当該違反に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、許可を取り消す。
問　合　せ　先	警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考	

処　分　基　準

令和７年３月１日作成

法　　令　　名：	銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項：	第11条第５項
処 分 の 概 要：	猟銃若しくは空気銃若しくはクロスボウの所持許可の取消し又は当該許可を一部の用途が当該許可に含まれないものに変更すること
原権者（委任先）：	福島県公安委員会
法 令 の 定 め：	銃砲刀剣類所持等取締法第４条第１項第１号（許可）、第11条第５項
処　分　基　準：	当該銃砲等を許可に係る用途(当該許可に係る用途が二以上である場合にあっては、その全部又は一部）に供していないことにつき、許可を受けた者に起因しないやむを得ない理由が認められる場合等を除き、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める処分をするものとする。 (1)　当該許可に係る用途（当該許可に係る用途が二以上である場合にあっては、その全部）に供していないと認める場合、当該許可を取り消すこと。 (2)　当該許可に係る用途が二以上である場合であって、その一部に供していないと認めるときは、当該許可を、当該一部の用途が当該許可に係る用途に含まれないものに変更すること。
問　合　せ　先：	警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考：	

処　分　基　準

令和７年３月１日作成

法　　令　　名：	銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項：	第11条第６項
処 分 の 概 要：	猟銃等射撃指導員の空気銃の所持許可の取消し
原権者（委任先）：	福島県公安委員会
法 令 の 定 め：	銃砲刀剣類所持等取締法第４条第１項第５号の２（許可）、第11条第６項
処　分　基　準：	年少射撃資格者が銃砲刀剣類所持等取締法第４条第１項第５号の２の規定による許可を受けた猟銃等射撃指導員の監督に従わないで当該許可に係る空気銃を所持した場合で、年少射撃資格者のした行為に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められるときは、許可を取り消す。
問　合　せ　先：	警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考：	

処　分　基　準

令和４年３月15日作成

法　　令　　名：	銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項：	第11条第７項
処 分 の 概 要：	クロスボウ射撃指導員の許可の取消し
原権者（委任先）：	福島県公安委員会
法 令 の 定 め：	銃砲刀剣類所持等取締法第４条第１項第５号の３（許可）、第11条第７項
処　分　基　準：	クロスボウ射撃資格者が銃砲刀剣類所持等取締法第４条第１項第５号の３の規定による許可を受けたクロスボウ射撃指導員の監督に従わないで当該許可に係るクロスボウを所持したときで、クロスボウ射撃資格者のした行為に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、許可を取り消す。
問　合　せ　先：	警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考：	

処　分　基　準

令和７年３月１日作成

法　　令　　名：	銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項：	第11条第８項
処 分 の 概 要：	取消し前の銃砲等又は刀剣類の提出命令
原権者（委任先）：	福島県公安委員会
法 令 の 定 め：	銃砲刀剣類所持等取締法第11条第１項から第４項まで及び第８項（許可の取消し及び仮領置）、第27条第１項（提出命令）
処　分　基　準：	当該銃砲等又は刀剣類が犯罪に使用されるおそれがある場合等、危害を予防する必要があると認めるときは、銃砲等又は刀剣類の提出を命じ、これを仮領置する。
問　合　せ　先：	警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考：	

処　分　基　準

令和７年３月１日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法	
根　拠　条　項：第11条の３第１項	
処 分 の 概 要：年少射撃資格の認定の取消し	
原権者（委任先）：福島県公安委員会	
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第５条第１項第２号から第６号まで、第12号、第13号及び第15号から第18号まで（許可の基準）、第５条の２第２項第２号及び第３号（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例）、第９条の13第１項（年少射撃資格の認定）、第11条の３第１項 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第11条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）、第15条（人の生命又は身体を害する罪等） 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則	
処　分　基　準： 法定の取消事由のうち、 (1)　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号。以下「法」という。）第５条第１項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注１　暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に掲げるものをいう。 注２　暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成３年国家公安委員会規則第８号）に掲げるものをいう。 (2)　法第５条第１項第18号の「相当な理由」とは、年少射撃資格の認定を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該年少射撃資格の認定を受けた者が、空気銃を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。	
問　合　せ　先：警察本部生活安全部生活安全企画課	
備　　考：	

処　分　基　準

令和４年３月15日作成

法　　令　　名：	銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項：	第11条の３第２項
処 分 の 概 要：	年少射撃資格の認定の取消し
原権者（委任先）：	福島県公安委員会
法 令 の 定 め：	銃砲刀剣類所持等取締法第９条の13第１項（年少射撃資格の認定）、第11条の３第２項
処　分　基　準：	年少射撃資格者による当該違反に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、認定を取り消す。
問　合　せ　先：	警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考：	

処　分　基　準

令和７年３月１日作成

法　　令　　名	銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項	第12条の３
処 分 の 概 要	調査のための受診命令
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第４条（許可）、第５条第１項第３号から第５号まで（許可の基準）、第６条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、第９条の13第１項第１号（年少射撃資格の認定）、第12条の３ 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第11条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）
処　分　基　準	銃砲刀剣類所持等取締法第４条若しくは第６条の許可を受けた者又は同法第９条の13の年少射撃資格の認定を受けた者が、同法第５条第１項第３号から第５号までに該当するかどうかを調査するため必要があると認めるときは、医師の診断を受けるべきことを命ずる。
問　合　せ　先	警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考	

処　分　基　準

令和７年３月１日作成

法　　令　　名	銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項	第13条の３第１項
処 分 の 概 要	調査を行う間における銃砲等又は刀剣類の提出命令
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第４条（許可）、第５条第１項第３号から第５号まで及び第18号（許可の基準）、第６条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、第12条の３（報告徴収等）、第13条の２（公務所等への照会）、第13条の３第１項 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第11条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）
処　分　基　準	当該銃砲等又は刀剣類を用いて危害が引き起こされてしまうおそれがある場合等、一定の欠格事由に該当する疑いがある者に、調査を行う間、これらを保管させておくことが適当ではないと認めるときは、当該銃砲等又は刀剣類の提出を命ずる。 なお、銃砲刀剣類所持等取締法第５条第１項第18号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持の許可を受けた者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。
問　合　せ　先	提出命令を発した警察署の生活安全課・係窓口にしてください。
備　　考	

処　分　基　準

令和７年３月１日作成

法　　令　　名	銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項	第27条第１項
処 分 の 概 要	銃砲等又は刀剣類の提出命令
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第３条第１項（所持の禁止）、第４条（所持許可）、第６条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、第10条第１項（運搬、携帯の制限）、第14条（登録）、第21条（所持の態様についての制限）、第27条第１項
処　分　基　準	当該銃砲等又は刀剣類の所持が本法の所持の禁止に違反している場合、不正な手段により許可又は登録を受けた場合、携帯違反について再発のおそれがある場合等は、提出を命ずるものとする。
問 い 合 わ せ 先	提出命令を発した警察署の生活安全課・係窓口にしてください。
備　　考	

処　分　基　準

平成１０年７月７日作成

法　　令　　名：道路交通法	
根　拠　条　文：第２２条の２第１項	
処 分 の 概 要：最高速度違反行為に係る指示	
原権者（委任先）：福島県公安委員会	
法 令 の 定 め：	
処　分　基　準： 「最高速度違反行為を防止するため必要な運行管理を行っていると認められないとき」とは、車両の使用者として通常行うべき運行の管理を十分に行っていないため、その結果としてその車両について最高速度違反行為が行われたと認められる場合であり、具体的には、 ・　同一の車両について最高速度違反行為が反復して行われている場合 ・　同一の使用者の使用する複数の車両につき最高速度違反行為が行われている場合 ・　使用者が最高速度違反行為を誘発するような行為を行っていることが確認された場合 などである。	
問 い 合 わ せ 先：警察本部交通指導課交通指導取締係 （０２４～５２２～２１５１　内線３３６５）	
備　　考：	

処　分　基　準

平成18年10月31日作成

法　　令　　名：道路交通法	
根　拠　条　項：第51条の４第４項	
処 分 の 概 要：放置違反金の納付命令	
原権者（委任先）：福島県公安委員会	
法令の定め： 　道路交通法第51条の４第１項及び第３項	
処分基準： 　第51条の４第３項の規定による報告に係る車両を放置車両と認める場合（同条第４項ただし書に規定する場合を除く。）は、当該車両に係る違法駐車行為が天災等の不可抗力に起因するなど、当該車両に係る違反を当該車両の使用者の責めに帰することが著しく相当性を欠くと明らかに認められる場合を除き、当該使用者に対し、放置違反金の納付を命ずることとする。	
問い合わせ先：福島県警察本部交通部交通指導課駐車対策係	
備　　考：問い合わせ先電話番号（024-522-2151 内線700-5172）	

処分基準

平成１７年１０月４日作成

法　　令　　名：	道路交通法
根　拠　条　項：	第５１条の９
処　分　概　要：	登録法人に対する適合命令
原権者（委任先）：	福島県公安委員会
法　令　の　定　め：	
処　分　基　準：	登録法人に法第５１条の８第４項各号のいずれかに適合しない事実が認められた場合には、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の早期是正の見込み等の事情を勘案して、当該事実に応じた必要な措置をとるべきことを命ずることとする。 なお、次のような場合は、適合命令は行わないこととする。 ・　法第５１条の８第４項各号のいずれかに適合しなくなった事実が判明した後当該法人が速やかにこれを是正・回復等しようとしており、その早期是正・回復等が見込まれるとき。
問い合わせ先：	福島県交通部交通指導課駐車対策係
備　　考：	

処分基準

平成１７年１０月４日作成

法　　令　　名：	道路交通法
根　拠　条　項：	第５１条の１０
処　分　概　要：	確認事務受託対象法人の登録の取消し
原権者（委任先）：	福島県公安委員会
法　令　の　定　め：	
処　分　基　準：	登録法人に道路交通法第５１条の１０各号のいずれかに該当する事実が認められた場合には、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の是正の可否、是正の見込み、再発のおそれ、当該法人においてとらえた再発防止措置その他諸般の事情を勘案して、登録の取消しの適否について判断することとする。 なお、次のような場合には、登録を取り消さないこととする。 ・　登録法人の役員が道路交通法第５１条の８第３項各号のいずれかに該当することとなった場合において、当該法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問い合わせ先：	福島県交通部交通指導課駐車対策係
備　　考：	

処分基準

平成１７年１０月４日作成

法　　令　　名：	道路交通法
根　拠　条　項：	第５１条の１３第２項
処　分　概　要：	駐車監視員資格者証の返納命令
原権者（委任先）：	福島県公安委員会
法令の定め：	確認事務の委託の手続等に関する規則第１４条
処　分　基　準：	駐車監視員資格者証の交付を受けた者が法第５１条の１３第２項各号のいずれかに該当する事実が認められた場合には、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の是正の可否、是正の見込み、再発のおそれ等諸般の事情を勘案して、同資格者証の返納命令の適否を判断する。 ここで同項第３号の規定に基づいて駐車監視員資格者証の返納を命ずる場合とは、故意による駐車監視員資格者証の不携帯、自己又は他人の利益を図るための放置車両の見逃し、自己又は他人の利益を図るための重大な秘密の漏洩等その態様、動機等からみて悪質な法令違反、義務の不履行をいう。
問い合わせ先：	福島県交通部交通指導課駐車対策係
備　　考：	

処　分　基　準

平成 6 年 10 月 1 日作成

法　　令　　名：道路交通法	
根　拠　条　文：第５８条の４	
処 分 の 概 要：過積載車両に係る指示	
原権者（委任先）：福島県公安委員会	
法 令 の 定 め：	
処　分　基　準： 「過積載を防止するため必要な運行の管理を行っていると認められないとき」とは、車両の使用者として通常行うべき運行の管理を十分に行っていないため、その結果としてその車両について過積載が行われたと認められる場合であり、具体的には、 ・　使用者が運転者に対し過積載を誘発するような行為をしていた場合 ・　同一の車両について過積載が繰り返されたような場合 ・　同一の使用者管理の下にある複数の車両につき過積載が行われたような場合 などである。	
問 い 合 わ せ 先：警察本部交通指導課交通指導取締係 （０２４～５２２～２１５１　内線３３６５）	
備　　考：	

処　分　基　準

平成 １０ 年 ７ 月 ７ 日作成

法　　令　　名：道路交通法	
根　拠　条　文：第６６条の２第１項	
処 分 の 概 要：過労運転に係る指示	
原権者（委任先）：福島県公安委員会	
法 令 の 定 め：	
処　分　基　準： 「過労運転を防止するため必要な運行の管理を行っていると認められないとき」とは、車両の使用者として通常行うべき運行の管理を十分に行っていないため、その結果としてその車両について過労運転が行われたと認められる場合であり、具体的には、 ・　同一の車両について過労運転が反復して行われている場合 ・　同一の使用者の使用する複数の車両につき過労運転が行われている場合 ・　使用者が過労運転を誘発するような行為を行っていることが確認された場合 などである。	
問 い 合 わ せ 先：警察本部交通指導課交通指導取締係 （０２４～５２２～２１５１　内線３３６５）	
備　　考：	

処　分　基　準

平成18年10月31日作成

法　　令　　名	道路交通法
根　拠　条　項	第75条第２項
処 分 の 概 要	自動車の使用制限命令
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	道路交通法第75条第１項（自動車の使用者の義務等） 道路交通法施行令第26条の６（自動車の使用の制限の基準）
処　分　基　準	別添のとおり。
問 い 合 わ せ 先	福島県警察本部交通部交通企画課
備　　考	問い合わせ先電話番号（024-522-2151 内線5034）

別添

自動車の使用制限命令の処分量定の基準

使用制限の期間の量定については、原則として、次の基準により行う。

１　用語の定義

この基準において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

(1)　処分対象行為

道路交通法施行令（以下「令」という。）第26条の６第１号及び第２号に規定する使用制限の処分基準に該当する場合における当該処分の事由となる自動車の使用者等の違反行為をいう。

(2)　処分事情

次に掲げる事情をいう。

ア　自動車の使用者等が、当該自動車の使用の本拠におけるその者の業務に関し、過去１年以内に、道路交通法（以下「法」という。）第117条の２第２号若しくは第３号、第117条の４第５号から第７号まで、第118条第１項第４号若しくは第５号、第119条第１項第11号、又は第119条の３第１項第３号の違反行為をした者であること。

イ　自動車の運転者が、令第26条の６第１号の表の下欄、又は第２号の表の中欄に掲げる違反行為をし、よって交通事故を起こして人を死亡させ、若しくは傷つけ、又は建造物を損壊したこと。

(3)　処分前歴

自動車の使用者が、当該自動車の使用の本拠において使用する自動車の運転について、過去１年以内に、法第75条第２項又は第75条の２第１項若しくは第２項の規定による公安委員会の命令を受けたことをいう。

２　期間の計算

令第26条の６第２号の表の下欄中「過去１年以内」という場合の期間の計算は、処分対象行為をした日を起算日として計算するものとする。

なお、この場合において、処分前歴の計算は、その処分期間の始期が過去１年以内にあるものについて計算するものとする。

また、１年間は、365日とするものとする。

３　処分量定の基準

(1)　処分量定の基準

令第26条の６に規定する使用制限の処分基準に該当することとなった使用者に対する使用制限の処分期間の量定については、処分対象行為及び処分事情ごとに、その内容に応じてそれぞれの点数を付し、その合計点数を基礎として行うものとする。

(2)　処分対象行為等に付する基礎点数

ア　処分対象行為に付する基礎点数

処分対象行為に付する基礎点数は、それぞれ別表１に掲げるとおりとする。

イ　処分事情に付する点数

(ｱ)　処分事情のうち、前記１(2)アに掲げる事情については、自動車の運転者が下命又は容認行為に係る違反行為を行った場合にのみ別表１に掲げる点数を付するものとする。

(ｲ)　処分事情のうち、前記１(2)イに掲げる事情については、別表２に掲げる点数を付するものとする。

(ｳ)　使用者等の違反行為の数え方

処分事情のうち、前記１(2)アに掲げる使用者等の違反行為の数え方については、使用者等の下命又は容認ごとに１回として数えるものとする。

(3)　処分量定の方法

ア　点数計算の方法

処分量定の基準となる点数の計算方法は、前記(2)に従い、処分対象行為及び処分事情ごとに付された点数を合計するものとする。

イ　処分期間の量定

処分期間の量定は、前記アの合計点数及び処分前歴の回数に応じて行うものとし、その基準は別表３に掲げるとおりとする。

(4)　政令で定める基準との関係

前記(3)の方法により処分量定を行った結果、処分期間が令第26条の６第１号及び第２号にそれぞれ処分対象行為ごとに区分して規定されている処分期間の上限を超える場合には、その上限をもって処分期間とする。

別表１　処分対象行為及び処分事情の違反行為に付する基礎点数

区分		点数
酒酔い運転		３６点
麻薬等運転		３６点
無免許運転		２６点
無資格運転		１６点
酒気帯び運転		１６点
過労運転等		１６点
速度超過運転		６点
放置駐車違反		６点
積載物重量制限超過車両運転	１０割以上	６点
	５割以上１０割未満	４点
	５割未満	２点
積載物大きさ制限超過車両運転		２点
積載方法制限超過車両運転		２点

別表２　交通事故に付する点数

交通事故の種別	点　　数
死　　亡　　事　　故	４０点
傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が３月以上であるもの又は後遺障害が存するもの	３０点
傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が３０日以上３月未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）	２０点
傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が３０日未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）	１０点
建造物損壊事故	

別表３　処分期間の量定

区分 点数	前歴なし	前歴１回	前歴２回	前歴３回 以　　上
６～１０点		２０日	４０日	６０日
１１～１５点	１０日	３０日	５０日	７０日
１６～２０点	２０日	４０日	６０日	８０日
２１～２５点	３０日	５０日	７０日	９０日
２６～３０点	４０日	６０日	８０日	１００日
３１～３５点	５０日	７０日	９０日	１１０日
３６～４０点	６０日	８０日	１００日	１２０日
４１～４５点	７０日	９０日	１１０日	１３０日
４６～５０点	８０日	１００日	１２０日	１４０日
５１～５５点	９０日	１１０日	１３０日	１５０日
５６～６０点	１００日	１２０日	１４０日	１６０日
６１～６５点	１１０日	１３０日	１５０日	１７０日
６６点以上	１２０日	１４０日	１６０日	１８０日

処　分　基　準

平成１６年　１月　８日

法　　令　　名	道路交通法
根　拠　条　項	第７５条の２第１項
処 分 の 概 要	自動車の使用制限命令
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	道路交通法施行令第２６条の７（自動車の使用の制限の基準）
処　分　基　準	使用制限の期間の基本量定については、違反行為関係累計点数、前歴の回数及び車種に応じ、別添に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。
問 い 合 わ せ 先	福島県警察本部交通部交通企画課
備　　考	問い合わせ先電話番号（024-522-2151 内線5034）

別添　処分量定の基準

前歴	累積点数 / 車種	２点又は３点	４点又は５点	６点から８点	９点以上
なし	大型車等			３０日	４５日
	普通車			２０日	３０日
	二輪車等			１０日	１５日
一回	大型車等		３０日	４５日	６０日
	普通車		２０日	３０日	４０日
	二輪車等		１０日	１５日	２０日
二回	大型車等	３０日	４５日	６０日	７５日
	普通車	２０日	３０日	４０日	５０日
	二輪車等	１０日	１５日	２０日	２５日
三回以上	大型車等	４５日	６０日	７５日	９０日
	普通車	３０日	４０日	５０日	６０日
	二輪車等	１５日	２０日	２５日	３０日

注：１　「大型車等」とは、大型自動車、大型特殊自動車又は重被けん引車をいう。
　：２　「普通車」とは、普通自動車をいう。
　：３　「二輪車等」とは、大型自動二輪車、普通自動二輪車又は小型特殊自動車をいう。

処　分　基　準

平成18年10月31日作成

法　　令　　名：	道路交通法
根　拠　条　項：	第75条の２第２項
処 分 の 概 要：	車両の使用制限命令
原権者（委任先）：	福島県公安委員会
法 令 の 定 め：	道路交通法施行令第26条の８（車両の使用の制限の基準）
処　分　基　準：	使用制限の期間の基本量定については、前歴の回数、放置違反金の納付命令の回数及び自動車の種類に応じ、別添に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。
問 い 合 わ せ 先：	福島県警察本部交通部交通企画課
備　　考：	問い合わせ先電話番号（024-522-2151 内線5034）

別添　処分量定の基準

前歴の回数・放置違反の納付命令の回数 自動車の種類	前歴なし			前歴１回			前歴２回以上
	３回	４回	５回以上	２回	３回	４回以上	１回以上
大型自動車、大型特殊自動車又は重被牽引車	３０日	４０日	５０日	６０日	７０日	８０日	３月
普通自動車	２０日	３０日	４０日	４０日	５０日	２月	２月
大型自動二輪車、普通自動二輪車、小型特殊自動車又は原動機付自転車	１０日	１５日	２０日	２０日	２５日	１月	１月

処　分　基　準

令和５年９月19日作成

法　　令　　名	道路交通法
根　拠　条　項	第75条の26第１項
処 分 の 概 要	特定自動運行実施者に対する指示
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	道路交通法第75条の26第２項
処　分　基　準	別紙のとおり
問　合　せ　先	交通企画課交通企画係（電話024－522－2151）
備　　考	

別紙

特定自動運行実施者に対する指示の基準：

１　指示の基準

(1)　道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）若しくは法に基づく政令、内閣府令若しくは国家公安委員会規則の規定若しくは法の規定に基づく福島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）若しくは警察署長の処分又は他の法令に違反する行為が行われた場合は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要がないと明らかに認められるときを除き、法第75条の26第１項の規定に基づき、特定自動運行実施者に対し指示をするものとする。

(2)　指示は、比例原則にのっとって行うこと。

(3)　指示は、特定自動運行実施者に過大な負担を課さないものとすること。

(4)　指示の内容は、違反と関連性のあるものとすること。

(5)　指示の内容は、１回の違反について１回行うものとすること。

２　指示の手続

(1)　指示を行う場合において、当該指示に係る特定自動運行実施者による特定自動運行が道路運送法（昭和26年法律第183号）第２条第２項に規定する自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第２条第４項に規定する貨物軽自動車運送事業を除く。）又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第２条第８項に規定する第二種貨物利用運送事業として行われるものであるときは、当該事業を監督する行政庁の意見を聴くこと。

(2)　指示を行う場合には、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第26号）第20条に規定する弁明通知書を交付し、特定自動運行実施者に対し弁明の機会を付与すること。ただし、作動状態記録装置を備える義務（法第75条の24の規定により読み替えて適用する法第63条の２の２第１項）等、行うべき事柄（又は行うべきでない事柄）が客観的に明確である義務に従うべきことを指示するときは、行政手続法（平成５年法律第88号。以下「行手法」という。）第13条第２項第３号の規定により弁明の機会の付与を要しない。

(3)　指示を行う場合には、行手法第14条第１項の規定に基づき、当該指示に係る特定自動運行実施者に対し、同時に、当該指示の理由を示すこと。

(4)　指示を行う場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第１項の規定に基づき、当該指示を口頭で行う場合を除き、当該指示に係る特定自動運行実施者に対し、当該指示につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示

すること。

(5)　指示を行う場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第１項の規定に基づき、当該指示を口頭で行う場合を除き、当該指示に係る特定自動運行実施者に対し、当該指示に係る取消訴訟の被告とすべき者及び当該指示に係る取消訴訟の出訴期間を書面で教示すること。

３　指示の内容

(1)　違反状態が解消されていない場合は、当該違反状態を解消するため必要な指示をするものとする。この場合において、当該違反が、指示後直ちに解消させるべきものであるが、それが困難なものであるときは、当該指示に従った措置をとるまでの間、特定自動運行を行わないことを指示するものとする。

(2)　将来において類似の違反が行われることを防止するため必要な指示を行うものとする。

(3)　状況に応じ、(1)及び(2)の指示を併せて行い、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るものとする。

(4)　(1)から(3)までに規定する措置が確実にとられたか否かを確認するため、必要に応じて、当該措置の実施状況について公安委員会に報告させる指示を行うものとする。

４　指示を行った後の措置

指示を行った後は、指示に違反していないかどうかを確認し、指示に違反している場合には、許可の効力の停止等の処分を行うこと。

処　分　基　準

令和５年９月19日作成

法　　令　　名	道路交通法
根　拠　条　項	第75条の27第１項
処 分 の 概 要	特定自動運行の許可の取消し、許可の効力の停止
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	道路交通法第75条の27第２項
処　分　基　準	別紙のとおり
問　合　せ　先	交通企画課交通企画係（電話024－522－2151）
備　　考	

別紙

特定自動運行の許可の取消し、許可の効力の停止の基準：

１　指示との関係

許可の取消し及び許可の効力の停止は、それぞれ当該処分を行うべき事由（以下「処分事由」という。）に当たる道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）の規定等の違反について法第75条の26第１項の規定に基づく指示（以下単に「指示」という。）を行い、当該指示に違反した場合に行うことを通常とする。ただし、次のような場合は、指示を行わずに、直ちに許可の取消し又は許可の効力の停止を行っても差し支えない。

(1)　法の規定に基づく福島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）又は警察署長の処分に違反した場合

(2)　同種の処分事由に当たる法若しくは法に基づく政令、内閣府令若しくは国家公安委員会規則の規定又は法の規定に基づく公安委員会若しくは警察署長の処分に違反する行為（以下「法令違反行為」という。）であって悪質なものを短期間に繰り返し、又は指導や警告を無視するなど、指示によっては自主的に法令を遵守する見込みがないと認められる場合

(3)　指示を行った場合に、当該指示には違反していないが、当該指示を行う事由となった法令違反行為と同種の法令違反行為を行った場合

(4)　罰則の適用がある法令違反行為によって検挙された場合（起訴相当として送致した場合に限る。）

(5)　Ｂ以上の量定に相当する処分事由に当たる法令違反行為が行われた場合

(6)　(1)から(5)までに掲げる場合のほか、法令違反行為の態様が悪質で、道路における危険の防止その他交通の安全と円滑に支障を及ぼすおそれがある重大な結果が生じた場合

２　量定

許可の取消し又は許可の効力の停止の量定の区分は次のとおりとし、各処分事由に係る量定は、別表に定めるところによるものとする。

Ａ　許可の取消し。

Ｂ　１月以上６月以下の許可の効力の停止。基準期間は３月。

Ｃ　10日以上３月以下の許可の効力の停止。基準期間は１月。

Ｄ　５日以上１月以下の許可の効力の停止。基準期間は７日。

３　許可の取消し

許可の取消しは、量定がＡである処分事由がある場合のほか、２及び４から６までに定めるところにより、量定の長期が６月に達した場合で、７(2)アに掲げる処分を加重すべき事由が複数あり、又はその程度が著しいなどの事情から、再び

法令違反行為を繰り返すおそれが強いなど改善が期待できないと判断されるときに行うものとする。

なお、別表の４の処分事由については、

○　特定自動運行実施者が法人である場合において、その役員が法第75条の14第１号に規定する欠格事由に該当することとなった場合で、事実判明後、当該特定自動運行実施者が速やかにその者の解任手続を進めているとき

等のように、処分事由に係る違反状態を速やかに是正、回復等することができ、又は、現に是正、回復等しようとしている場合で、当初は当該違反状態を認識していなかった場合には、許可の取消しは行わないものとする。

４　許可の効力の停止の併合

処分事由に当たる法令違反行為が２以上行われた場合は、一の行政処分を行うものとする。この場合において、これらの処分事由の中に量定がＡに相当するものが含まれているときの量定はＡとするものとし、量定がＡに相当するものが含まれていないときの量定は、各処分事由について定めた量定の長期のうち最も長い量定の長期にその２分の１の期間を加算した期間を長期とし、各処分事由について定めた量定の短期のうち最も長い量定の短期を短期とするものとする。ただし、その長期は、各処分事由について定めた量定の長期を合計した期間及び法定の期間を超えないものとする。

５　観念的競合

２以上の処分事由に該当する一つの法令違反行為について許可の取消し又は許可の効力の停止を行う場合は、それらの処分事由に量定がＡに相当するものが含まれているときの量定はＡとするものとし、量定がＡに相当するものが含まれていないときの量定は、それらの処分事由について定めた量定の長期及び短期のうち最も長いものをそれぞれ長期及び短期とする。

６　常習違反加重

最近１年間に３月以上の許可の効力の停止を受けた特定自動運行実施者が当該許可の効力の停止の処分事由に係る法令違反行為と同種の法令違反行為を行ったときは、許可の取消しを行うものとする。

また、最近３年間に許可の効力の停止を受けた者に対し許可の効力の停止を行う場合の量刑は、その処分事由に係る量刑がＡに相当するときを除き、当該許可の効力の停止の処分事由について２、４及び５に定める量刑の長期及び短期にそれぞれ最近３年間に許可の効力の停止を受けた回数の２倍の数を乗じた期間を長期及び短期とする。ただし、その長期は、法定の期間を超えることができない。

７　許可の効力の停止に係る期間の決定

許可の効力を停止する期間は、次のとおりとする。

(1)　量定がＡに相当するもの以外のものについて許可の効力の停止を行う場合は、

前記２に定める基準期間（４に規定する場合は、各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間の1.5倍の期間を基準期間とし、５に規定する場合は、各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間を基準期間とし、６後段に規定する場合は、当該処分事由について定められた基準期間の２倍の期間を基準期間とする。）によるものとする。

(2)　許可の効力の停止を行う場合において次に掲げるような処分を加重し、又は軽減すべき事由があるときは、(1)にかかわらず、情状により、２及び４から６までに定める量定の範囲内において加重し、又は軽減するものとする。

ア　処分を加重すべき事由とは、例えば、次のようなものである。

(ｱ)　最近３年間に同一の事由により行政処分に処せられたこと。

(ｲ)　指示を行った場合にその事由となった法令違反行為と同種の法令違反行為を行ったこと。

(ｳ)　処分事由に係る行為の態様が著しく悪質であること。

(ｴ)　悔悛の情が見られないこと。

(ｵ)　地域住民からの苦情等が多数あること。

(ｶ)　結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいこと。

イ　処分を軽減すべき事由とは、例えば、次のようなものである。

(ｱ)　他人に強いられて法令違反行為を行ったこと。

(ｲ)　処分事由に係る法令違反行為を防止できなかったことについて過失が小さいと認められること。

(ｳ)　最近３年間に処分事由に係る法令違反を行ったことがなく、悔悛の情が著しいこと。

(ｴ)　改善措置を自主的に行っていること。

(3)　別表の３の処分事由については、

○　特定自動運行の経路の一部において、道路工事、交通規制の変更その他の事後的な要因により、当該特定自動運行用自動車に係る自動運行装置の使用条件を満たさないこととなる区間が存在することとなった場合において、当該特定自動運行実施者が、直ちに、当該区間を含まない経路において特定自動運行を行うための特定自動運行計画の変更の許可を受けようとしているとき

等のように、特定自動運行実施者の責に帰すべきではない客観的事情によるものであって、処分事由に係る違反状態を速やかに是正、回復等することができ、又は、現に是正、回復等しようとしている場合には、許可の効力の停止は行わないものとする。

８　許可の取消し及び効力の停止の手続

(1)　許可の取消し又は効力の停止を行う場合において、当該処分に係る特定自動運行実施者による特定自動運行が道路運送法（昭和26年法律第183号）第２条第２項に規定する自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第２条第４項に規定する貨物軽自動車運送事業を除く。）又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第２条第８項に規定する第二種貨物利用運送事業として行われるものであるときは、当該事業を監督する行政庁の意見を聴くこと。

(2)　許可の取消しを行う場合には、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞及び弁明規則」という。）第８条に規定する聴聞通知書を交付し、特定自動運行実施者に対し聴聞の機会を付与すること。

(3)　許可の効力の停止を行う場合には、聴聞及び弁明規則第20条に規定する弁明通知書を交付し、特定自動運行実施者に対し弁明の機会を付与すること。

(4)　許可の取消し又は効力の停止を行う場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、当該処分を口頭で行う場合を除き、当該処分に係る特定自動運行実施者に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示すること。

(5)　許可の取消し又は効力の停止を行う場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、当該処分を口頭で行う場合を除き、当該処分に係る特定自動運行実施者に対し、当該処分に係る取消訴訟の被告とすべき者及び当該処分に係る取消訴訟の出訴期間を書面で教示すること。

９　許可の効力の停止と他の行政処分との関係

許可の取消しを行うときは、許可の効力の停止は行わないものとする。

また、許可の効力の停止を行う場合において、法令違反状態の解消等のため必要があるときは、当該許可の効力の停止の処分事由について指示を併せて行うことができる。

別表

処　分　事　由	関 係 条 項	量定
1　法又は法に基づく政令、内閣府令若しくは国家公安委員会規則の規定に違反する行為		
(1)　不正の手段による許可の取得	法第75条の12第１項、法第75条の16第１項、法第117条の２第２項第４号	A
(2)　特定自動運行計画の無許可変更	法第75条の16第１項、法第117条の２第２項第５号	B
(3)　特定自動運行計画等の遵守義務違反	法第75条の18、法第117条の４第２項	C
(4)　特定自動運行における救護義務違反（人の死傷があった場合）	法第75条の23第１項前段、同条第３項前段、法第117条第３項	B
(5)　特定自動運行における救護義務違反（(4)の違反行為に該当する場合を除く。）	法第75条の23第１項前段、同条第２項、同条第３項前段、法第117条の５第２項	C
(6)　その他の法又は法に基づく政令、内閣府令若しくは国家公安委員会規則の規定に違反する行為		D
2　法の規定に基づく公安委員会又は警察署長の処分		
(1)　特定自動運行実施者に対する指示違反	法第75条の26第１項、法第117条の２第２項第６号	B
(2)　許可の効力の停止違反	法第75条の27第１項、法第117条の２第２項第３号	A
(3)　許可の効力の仮停止違反	法第75条の28第１項、法第117条の２第２項第３号	A
3　特定自動運行計画が法第75条の13第１項各号に掲げる許可基準に適合しなくなったとき		B
4　特定自動運行実施者が法第75条の14各号に掲げる欠格事由のいずれかに該当することとなったとき		A

処　分　基　準

平成21年３月27日作成

法　　令　　名	道路交通法
根　拠　条　文	第77条第４項
処 分 の 概 要	道路使用許可の条件の変更・付加
原権者（委任先）	警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官）
法 令 の 定 め	
処　分　基　準	道路使用許可を与えた行為に係る場所を管轄する警察署長は、道路や交通の状況等の変化により道路使用許可の審査時には予見し得なかった交通の安全と円滑に著しい支障を新たに生じたときは、道路交通法第77条第３項に基づき付した条件を変更し、又は新たに条件を付することができる。
問 い 合 わ せ 先	許可を受けた警察署の交通課・係（高速隊）窓口
備　　考	

処　分　基　準

平成６年１０月１日作成

法　　令　　名	道路交通法
根　拠　条　文	第７７条第５項
処 分 の 概 要	道路使用許可の停止又は取消し
原権者（委任先）	警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官）
法 令 の 定 め	道路交通法第７７条第６項（条件に違反した者に対する処分をしようとするときの事前の弁明手続き）
処　分　基　準	別紙参照
問 い 合 わ せ 先	許可を受けた警察署の交通課・係（高速隊）窓口
備　　考	

別紙

道路使用許可を与えた行為に係る場所を管轄する警察署長は、当該行為に関して法第７７条第１項の許可を受けた者が１に該当する場合、又は当該行為が２に該当すると認めた場合は、当該行為に係る道路使用許可を３に応じて停止又は取り消しをすることができる。

１　同条第３項又は第４項の条件に違反したとき。
２　当該行為を許可したのち、道路や交通の状況等の変化により道路使用許可の審査基準を満たさなくなった場合において、同条第４項に基づき同条第３項により付した条件を変更したり、新たに条件を付したとしても道路使用許可の審査基準を満たしえないと認めるとき。

（停止、取り消しの実施基準）
３　当該行為が（１）に該当する場合は当該道路使用許可を停止し、（２）に該当する場合は当該道路使用許可を取り消すことができる。
(1)　一定期間当該行為を停止することによって、停止解除後上記１及び２の条件に該当しなくなると認められるとき（ただし、停止期間は当該行為を許可している期間内に限られる。）。
(2)　当該行為を許可している期間中に上記１又は２の条件が解消されないと認められるとき。

処　分　基　準

令和７年３月24日作成

法　　令　　名	道路交通法
根　拠　条　項	第90条第５項
処 分 の 概 要	運転免許の取消し、効力の停止
原権者（委任先）	福島県公安委員会（免許の効力の停止及びその期間の短縮については、福島県警察本部長）
法 令 の 定 め	道路交通法第90条第１項（免許の拒否等）第４号から第６号まで 道路交通法施行令第33条の２第１項、第３項及び第４項（免許の拒否又は保留の基準）、第33条の３（免許を与えた後における免許の取消し又は停止の基準）
処　分　基　準	運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。効力の停止の基準は、別紙のとおり
問　合　せ　先	運転免許課行政処分係（電話024-591-4372）
備　　考	

別紙

第１　運転免許の効力の停止等の処分量定基準

１　点数制度による運転免許の効力の停止等の処分の基本量定（４に規定するものを除く。）

(1)　運転免許の効力の停止の基準（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第38条第５項第２号イ）に該当する者

一般違反行為（令第33条の２第１項第１号に規定する一般違反行為をいう。以下同じ。）に係る累積点数（令第33条の２第３項に規定する累積点数をいう。以下同じ。）が令別表第３の１の表の第１欄に掲げる区分に応じ同表の第７欄に掲げる点数に達したことにより、運転免許（以下「免許」という。）の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、次表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に掲げる期間とする。

<table>
<tr><th colspan="2">前歴の回数</th><th>累積点数</th><th>期　間</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">前歴がない者</td><td>６点、７点、８点</td><td>30日</td></tr>
<tr><td>９点、10点、11点</td><td>60日</td></tr>
<tr><td>12点、13点、14点</td><td>90日</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">前歴が１回である者</td><td>４点、５点</td><td>60日</td></tr>
<tr><td>６点、７点</td><td>90日</td></tr>
<tr><td>８点、９点</td><td>120日</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">前歴が２回である者</td><td>２点</td><td>90日</td></tr>
<tr><td>３点</td><td>120日</td></tr>
<tr><td>４点</td><td>150日</td></tr>
<tr><td rowspan="4">前歴が３回以上である者</td><td rowspan="2">３回である者</td><td>２点</td><td>120日</td></tr>
<tr><td>３点</td><td>150日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">４回以上である者</td><td>２点</td><td>150日</td></tr>
<tr><td>３点</td><td>180日</td></tr>
</table>

（注）前歴とは令別表第３の備考の１に規定する前歴をいう。以下同じ。

(2)　免許の保留、免許を与えた後における免許の効力の停止又は６月を超えない範囲内の期間の自動車及び一般原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転の禁止の基準（令第33条の２、第33条の３又は第40条）に該当する者

上記(1)に掲げる期間は、免許の保留、免許を与えた後における免許の効力

の停止又は６月を超えない範囲内の期間の自動車等の運転の禁止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定について準用する。

なお、免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の基準に該当する者（運転免許試験に合格した者で、当該試験に係る免許以外の免許を現に受けているもの又は国際運転免許証若しくは外国免許証を現に所持している者（以下「他免許等既得者」という。）を除く。）については、上記(1)に掲げる期間から、当該処分の理由となった一般違反行為をした日（令第33条の２第４項各号に掲げる者については、当該各号に定める日とする。）から当該処分の日までの既に経過した期間を除いた残りの期間を処分期間とする。

２　点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定（３及び４に規定するものを除く。）

(1)　免許の効力の停止の基準（令第38条第５項第２号ロ又はハ）に該当する者

重大違反唆し等（道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第90条第１項第５号に規定する重大違反唆し等をいう。以下同じ。）若しくは道路外致死傷（同条第６号に規定する道路外致死傷をいう。以下同じ。）又は危険性帯有（法第103条第１項第８号に該当するものをいう。以下同じ。）により免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、次のとおりとする。

ア　重大違反唆し等、道路外致死傷（令第38条第５項第２号ロ）

(ｱ)　令別表第４第４号に掲げる重大違反唆し等をしたときは、次表の左欄に掲げる重大違反の種別に応じ、それぞれ右欄に掲げる期間

重大違反の種別	期　間
酒気帯び（0.25未満）速度超過（25未満）等、酒気帯び運転（0.25未満）、大型自動車等無資格運転、仮免許運転違反又は速度超過（50以上）	90日以上
速度超過（30（高速40）以上50未満）、積載物重量制限超過（大型等10割以上）、無車検運行又は無保険運行、携帯電話使用等（交通の危険）	30日以上

備考　重大違反の種別は、令別表第２の１の表に定める点数が６点から14点までの違反行為の種別をいう。

(ｲ)　令別表第４第４号に掲げる道路外致死傷をしたときは、次表の左欄に掲

げる道路外致死傷の種別に応じ、中欄又は右欄に掲げる期間

なお、処分の基本量定の期間は、当該事故が法第２条第１項第１号に規定する道路（以下「道路」という。）におけるものであった場合において、その処分が令第38条第５項第１号に掲げる免許の取消しの基準に該当するものであるときは180日の期間、同項第２号に掲げる免許の効力の停止の基準に該当するものであるときは上記１の(1)に定める処分の基本量定の期間に準じた期間とする。

道路外致死傷の種別	専ら当該道路外致死傷をした者の不注意によるものである場合における期間	中欄に規定する場合以外の場合における期間
人の傷害に係る道路外致死傷で負傷者の負傷の治療に要する期間が３月以上であるもの又は後遺障害が存するもの	－	60日以上
人の傷害に係る道路外致死傷で負傷者の負傷の治療に要する期間が30日以上３月未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）	60日以上	30日以上
人の傷害に係る道路外致死傷で負傷者の負傷の治療に要する期間が15日以上30日未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）	30日以上	30日以上

備考

1　負傷者の負傷の治療に要する期間は、当該負傷者の数が２人以上である場合にあっては、これらの者のうち最も負傷の程度が高い者の負傷の治療に要する期間をいう。イ(ｵ)において同じ。

2　この欄の後遺障害とは、当該負傷者の負傷が治ったとき（その症状が固定したときを含む。）における身体の障害で運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則（平成14年国家公安委員会規則第14号）で定める程度のものをいう。

イ　危険性帯有（令第38条第５項第２号ハ）

次に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、それぞれの行為ごとに定める期間

(ｱ)　自動車等の使用者その他自動車の装置の整備について責任を有する者が次表の左欄に掲げる一般違反行為をさせたときは、右欄に掲げる期間

一般違反行為の種別	期　間
整備不良（制動装置等）又は整備不良（尾灯等）	30日以上

(ｲ)　自動車の使用者（安全運転管理者、副安全運転管理者その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。３において「使用者等」という。）がその者の業務に関し、自動車の運転者に対して、次表の左欄に掲げる違反行為を命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認したとき（令第38条第５項第１号ロ又は第２号ロに該当する場合を除く。）は、それぞれの区分に応じ右欄に掲げる期間

違反行為の種別	期　間
酒気帯び運転（0.25以上）、過労運転等、無免許運転、酒気帯び（0.25未満）速度超過（50以上）等、酒気帯び（0.25未満）速度超過（30（高速40）以上50未満）等、酒気帯び（0.25未満）速度超過（25以上30（高速40）未満）等、酒酔い運転又は麻薬等運転	180日
酒気帯び（0.25未満）速度超過（25未満）等、酒気帯び運転（0.25未満）、大型自動車等無資格運転又は速度超過（50以上）	90日以上
速度超過（30（高速40）以上50未満）、積載物重量制限超過（大型等10割以上）、速度超過（25以上30（高速40）未満）、放置駐車違反（駐停車禁止場所等）、積載物重量制限超過（大型等５割以上10割未満）、積載物重量制限超過（普通等10割以上）、速度超過（20以上25未満）、放置駐車違反（駐車禁止場所等）、積載物重量制限超過（大型等５割未満）、積載物重量制限超過（普通等５割以上10割未満）、速度超過（20未満）又は積載物重量制限超過（普通等５割未満）	30日以上

備考　違反行為とは、一般違反行為及び特定違反行為（令第33条の２第２項第１号に規定する特定違反行為をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。

(ｳ)　交通事故があった場合において、唆して次表の左欄に掲げる措置義務違反をさせ、若しくは当該違反をした場合に助け、又は自動車の運転者以外の乗務員が左欄に掲げる措置義務違反をしたとき（令第33条の２の３第４項第２号に係る重大違反唆し等に該当する場合を除く。）は、それぞれの区分に応じ右欄に掲げる期間

措置義務違反の種別	期　間
人の死亡又は傷害に係る交通事故を起こした場合における措置義務違反	180日
物の損壊に係る交通事故を起こした場合における措置義務違反	30日以上

備考　上表において措置義務違反とは、法第72条第１項前段の規定に違反する行為をいう。

(ｴ)　道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第１項又は自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第５条の規定に違反する行為をしたとき（その者が自動車等を運転して当該規定に違反する行為をしたとき及び令第38条第５項第２号ロに該当するときを除く。）は、30日以上の期間

(ｵ)　道路以外の場所で、自動車等を運転した場合は、次の区分に応じた期間

ａ　故意により建造物を損壊したときは、180日の期間

ｂ　人を負傷させ（故意によるもの及び負傷者の負傷の治療に要する期間が15日以上であるもの又は後遺障害が存するものを除く。）、又は建造物を損壊したとき（故意によるものを除く。）は、当該事故が、道路におけるものであった場合において、その処分が令第38条第５項第１号に掲げる免許の取消しの基準に該当するものであるときは180日の期間、同項第２号に掲げる免許の効力の停止の基準に該当するものであるときは上記１の(1)に定める処分の基本量定の期間に準じた期間

(ｶ)　自動車等の運転を利用して、著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれのある犯罪を犯したときは、30日以上の期間

(ｷ)　免許の効力の停止の期間中に当該免許を失効させた者又は再試験に係る

免許の取消しを受けた者が、当該免許の効力を停止することとされていた期間が経過しない間に免許を受けたときは、当該処分の日を起算日とする処分の残期間

(ｸ) 運転免許証を偽造し、若しくは変造したとき、又はこれらの行為に関与したときは、60日以上の期間

(ｹ) 不正の手段で免許、免許証又は免許情報記録個人番号カードを取得し、若しくは取得しようとしたとき、又はこれらの行為に関与したときは、60日以上の期間

(ｺ) 前各号に掲げる場合のほか、その者が自動車等を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認められる行為をしたときは、30日以上の期間

(2) 免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の基準（令第33条の２又は第33条の３）に該当する者

上記(1)のアに掲げる期間は、免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定について準用する。

なお、免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の処分の基準に該当する者（他免許等既得者を除く。）については、上記(1)のアに掲げる期間から、当該処分の理由となった重大違反唆し等又は道路外致死傷をした日（令第33条の２第４項各号に掲げる者については、当該各号に定める日とする。）から当該処分の日までの既に経過した期間を除いた残りの期間を処分期間とする。この場合において、重大違反唆し等をした日は、唆した日又は助けた日とする。

３ 麻薬、覚醒剤等の使用等をした者等に対する免許の効力の停止の処分量定基準

次表の左欄に掲げる行為をした者が自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、令第38条第５項第２号ハの規定による免許の効力の停止を行うこととし、その処分の基本量定の期間は、それぞれ右欄に掲げる期間とする。

区　　分	期　間
法定の除外事由なしに、麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、	

反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	180日
免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者	
自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第５項第１号ロに該当する場合を除く。）	90日以上
麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者	

備考　この表における用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

１　麻薬とは、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第２条第１号に規定する麻薬をいう。

２　大麻とは、大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第２条第２項に規定する大麻をいう。

３　あへんとは、あへん法（昭和29年法律第71号）第３条に規定するあへん又はけしがらをいう。

４　覚醒剤とは、覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）第２条に規定する覚醒剤又は覚醒剤原料をいう。

５　麻薬、覚醒剤等の使用等とは、麻薬若しくは覚醒剤を自己に使用し、若しくは施用を受け、あへんを吸食することをいう。

　ただし、大麻草から製造された医薬品（テトラヒドロカンナビノール類を含有するもの）を麻向法の免許制度の下で適正に施用を受ける場合を除く。

６　麻薬、覚醒剤等の譲渡し等とは、次に掲げる行為（未遂を含む。）をいう。

(1)　ジアセチルモルヒネ、その塩類又はこれらのいずれかを含有する麻薬を譲り渡し、交付し、又は他人に施用すること。

(2)　(1)以外の麻薬を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。

(3)　あへんを譲り渡すこと。

(4)　覚醒剤を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。

4　暴走行為者等に対する免許の効力の停止等の処分量定基準

(1)　点数制度による免許の効力の停止等の処分の基本量定

ア　免許の効力の停止の基準（令第38条第５項第２号イ）に該当する者

自動車等の運転者が道路において２台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合における集団の勢力を借りて行う速度超過、信号無視、整備不良等の違反行為（共同危険行為等禁止違反（法第68条の規定に違反する行為をいう。以下同じ。）及び共同危険行為等禁止違反と同時にした違反行為を除く。以下「暴走行為」という。）に係る累積点数が令別表第３の１の表の第１欄に掲げる区分に応じ同表の第７欄に掲げる点数に達したことにより、免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、上記１(1)に定める基本量定の期間に30日を加えた期間とし、その期間が180日を超える場合は180日とする。

イ　免許の保留、免許を与えた後における免許の効力の停止又は６月を超えない範囲内の期間の自動車等の運転の禁止の基準（令第33条の２、第33条の３又は第40条）に該当する者

上記アに掲げる期間は、免許の保留、免許を与えた後における免許の効力の停止又は６月を超えない範囲内の期間の自動車等の運転の禁止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定について準用する。

なお、免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の処分の基準に該当する者（他免許等既得者を除く。）については、上記アに掲げる期間から、当該処分の理由となった一般違反行為をした日（令第33条の２第４項各号に掲げる者については、当該各号に定める日とする。）から、当該処分の日までの既に経過した期間を除いた残りの期間を処分期間とする。

(2)　点数制度によらない免許の効力の停止の処分の基本量定

次表の左欄に掲げる行為をした者が自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、令第38条第５項第２号ハの規定による免許の効力の停止を行うこととし、その処分の基本量定の期間は、それぞれ右欄に掲げる期間とする。

区　　分	期　間
他人を指揮して暴走行為をさせたとき又は暴走行為を率先助勢し	

たとき。	
２人以上の自動車等の運転者が道路以外の場所において、２台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合において、共同して、著しく他人の生命若しくは身体の危険を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる行為をしたとき。	180日
道路若しくは公園、海水浴場、駅構内等の道路以外の公共の場所において２台以上の自動車等を連ねて通行させ、若しくは並進させる機会における自動車等の運転者若しくは同乗者により集団の勢力を借りて行われる石、ガラスびん、金属片その他人若しくは自動車等を損傷するおそれのある物件を投げ、若しくは発射する行為若しくは暴行、傷害、器物毀棄等の行為で道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるもの（以下「集団走行暴力行為」という。）をしたとき又は唆して集団走行暴力行為をさせ、若しくはこれを助けたとき。	90日以上
共同危険行為等禁止違反が行われることを知りながら当該違反に係る自動車等にその集団の一員として乗車していたとき（令第38条第５項第１号ロに該当する場合を除く。）。	
(1)　共同危険行為等禁止違反を行うおそれがある集団（以下「暴走集団」という。）に参加した運転者が、道路における当該暴走集団の通行に際し、道路運送車両法第11条第５項、第19条、第36条（第73条第２項において準用する場合を含む。）、第73条第１項（第97条の３第２項において準用する場合を含む。）又は第98条第１項若しくは第３項（不正使用に関する部分に限る。）の規定に違反する行為をしたとき。 (2)　暴走集団に参加している運転者を指揮して(1)に規定する行為をさせたとき。	60日以上

５　違反者講習を受講しなかった者に対する免許の効力の停止等の処分量定基準

法第108条の３の２の規定による通知を受けた者で法第102条の２に規定する期間内に違反者講習（法第108条の２第１項第13号に掲げる講習をいう。以下同じ。）を受講しなかった者が、違反者講習の理由となった一般違反行為以外に一般違反行為を行っていた場合において、一般違反行為に係る累積点数が令別表第３の１

の表の第１欄に掲げる区分に応じ、同表の第７欄に掲げる点数に達したことにより、免許の効力の停止の基準に該当することとなったときの処分の基本量定の期間は、上記１(1)に定める処分の基本量定の期間に30日を加えた期間とする。

６　処分量定に関する特例

(1)　一般違反行為をしたことを理由とする免許の効力の停止等の処分を猶予された者がその後違反行為をしたときは、処分を猶予されなかったときに比し、処分が過重にならないよう処分量定を行う。

(2)　処分を受ける者の責に帰すべき理由以外の理由により、違反行為又は重大違反唆し等若しくは道路外致死傷（以下「違反行為等」という。）の発生の順に処分を行うことができなかったときは、違反行為等の発生の順に処分が行われたときに比し、処分が均衡を失せず、かつ、処分が過重にならないよう処分量定を行う。

(3)　処分を受ける者の責に帰すべき理由以外の理由により処分が遅れた場合で、その者が当該処分の理由となった違反行為等をした日以後違反行為等をしないで免許を受けていた期間（免許の効力が停止されていた期間を除く。以下同じ。）が通算して１年を経過しているものであるときは、その実績等を考慮して処分量定を行う。

(4)　前歴のある者の処分の場合で、その者が当該前歴の事由となった違反行為をした日以後、違反行為等をしないで免許を受けていた期間が通算して１年に近い期間を経過しているものであるときは、その実績、その後にした違反行為の危険性等を考慮して処分量定を行う。

(5)　前歴のある者の処分の場合で、当該前歴がその者の責に帰すべき理由以外の理由により処分が遅れたことによるものであるときは、通常の手続の範囲の期間内に処分が行われたときに比し､処分が過重にならないよう処分量定を行う。

第２　処分の軽減及び処分の猶予

１　取消し等の処分の軽減

一般違反行為をしたことを理由として処分を行おうとする場合に累積点数が令別表第３の１の表の第１欄に掲げる区分に応じ同表の第２欄から第６欄までに掲げる点数に達し、若しくは特定違反行為をしたことを理由として処分を行おうとする場合に累積点数が令別表第３の２の表の第１欄に掲げる区分に応じ同表の第２欄から第９欄までに掲げる点数に達し、又は令別表第４第１号から第３号まで

に掲げる行為をし、若しくは令別表第５第１号から第４号までに掲げる行為をしたことにより、免許の取消し、免許の拒否又は１年以上10年を超えない範囲内の期間の自動車等の運転の禁止の処分基準に該当することとなった者において、その者の運転者としての危険性がより低いと評価すべき特段の事情があるときは、それぞれ次の区分により処分を軽減することができる。

(1)　免許の取消し（免許を与えた後における免許の取消しを除く。）の処分基準に該当する者

ア　一般違反行為若しくは特定違反行為をしたことを理由として処分を行う場合（イに該当する場合を除く。）又は重大違反唆し等及び道路外致死傷を理由として処分を行う場合で、令第38条第６項又は同第７項に規定する免許を受けることができない期間（以下「欠格期間」という。）が２年以上に該当するときは、当該期間から１年を減じた期間に軽減することができる。欠格期間が１年に該当するときは180日の免許の効力の停止に軽減することができる。

イ　前歴を有しない者が安全運転義務違反をし、よって交通事故を起こしたことを理由に処分を行う場合で、その者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、交通事故が専ら相手側の不注意によって発生したものであるときは、欠格期間が２年に該当するときは180日の免許の効力の停止、当該期間が１年に該当するときは150日の免許の効力の停止に軽減することができる。

(2)　免許の拒否又は免許を与えた後における免許の取消し（以下「免許の拒否等」という。）の処分基準に該当する者（他免許等既得者を除く。）

ア　令第33条の４第１項第２号若しくは第３号又は同条第２項第１号若しくは第２号の規定により、欠格期間が、当該処分の理由となった行為をした日（令第33条の４第３項において準用する令第33条の２第４項各号に掲げる者については、それぞれ当該各号に定める日とする。以下同じ。）から起算して、２年以上を経過するまでの期間に該当するときは、当該期間から１年を減じた期間に軽減することができる。欠格期間が１年を経過するまでの期間に該当するときは、処分の理由となった行為をした日から180日を経過するまでの期間の免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止に軽減することができる。

なお、これらの期間計算の結果、１年を減じた後の欠格期間又は免許の保

留若しくは免許を与えた後における免許の効力の停止に係る期間が既に経過している場合は、免許の拒否等及び欠格期間の指定又は免許の保留若しくは免許を与えた後における免許の効力の停止をしない。

イ　前歴を有しない者が安全運転義務違反をし、よって交通事故を起こしたことを理由に処分を行う場合で、その者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、交通事故が専ら相手側の不注意によって発生したものであるときは、欠格期間が処分の理由となった行為をした日から２年を経過するまでの期間に該当するときは180日の免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止、欠格期間が処分の理由となった行為をした日から１年を経過するまでの期間に該当するときは150日の免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止に軽減することができる。

なお、これらの期間計算の結果、免許の保留若しくは免許を与えた後における免許の効力の停止に係る期間が既に経過している場合は、免許の保留若しくは免許を与えた後における免許の効力の停止をしないものとする。

(3)　自動車等の運転の禁止の処分基準に該当する者

ア　令第40条第１項第２号若しくは第３号又は同条第２項第１号若しくは第２号の規定により、自動車等の運転を禁止される期間が２年以上に該当するときは、当該期間から１年を減じた期間の自動車等の運転の禁止に軽減することができる。自動車等の運転を禁止される期間が１年に該当するときは、180日の自動車等の運転の禁止に軽減することができる。

イ　前歴を有しない者が安全運転義務違反をし、よって交通事故を起こしたことを理由に処分する場合で、その者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、交通事故が専ら相手側の不注意によって発生したものであるときは、自動車等の運転を禁止される期間が２年に該当するときは180日の自動車等の運転の禁止、自動車等の運転を禁止される期間が１年に該当するときは 150日の自動車等の運転の禁止に軽減することができる。

２　停止等の処分の軽減及び猶予

一般違反行為をしたことを理由として処分を行おうとする場合に累積点数が令別表第３の１の表の第１欄に掲げる区分に応じ同表の第７欄に掲げる点数に達し、若しくは令別表第４の第４号に掲げる行為をしたことにより免許の効力の停止、免許の保留若しくは６月を超えない範囲内の自動車等の運転の禁止の基準に

該当することとなった者又は危険性帯有により免許の効力の停止の基準に該当することとなった者において、その者の運転者としての危険性がより低いと評価すべき特段の事情があるときは、その者に係る上記第１において規定する処分の基本量定の期間から30日又は60日（前歴のある者については30日に限る。）を減じた期間に処分を軽減することができる。

また、処分の基本量定の期間が30日又は60日に該当する者（法第108条の３の２の規定による通知を受けた者で、法第102条の２に規定する期間内に違反者講習を受けなかったものを除く。）において、上記特段の事情がある場合は、処分を猶予することができる。

第３　停止等の処分の期間の短縮

法第108条の２第１項第３号に掲げる講習を受講した者の法第90条第12項又は第103条第10項の規定による処分期間の短縮は、考査の成績が50パーセント以上の者について、受講態度を加味して改善効果を評価し、次表「処分期間の短縮日数の基準」に準拠して行い、50パーセント未満の者については行わない。ただし、考査の成績が50パーセント未満の者からの申出に係る再考査の成績が50パーセント以上であるときは、上記に準じて処分期間の短縮を行うことができるものとし、この場合における短縮日数は、次表の考査成績が可の場合の短縮日数を超えてはならない。

処分期間の短縮日数の基準

受　講　者			考査成績別短縮日数		
処分区分	講習区分	処分日数	優	良	可
免許の効力の停止 自動車等の運転の禁止	短期講習	30日	29日	25日	20日
	中期講習	60日	30日	27日	24日
	長期講習	90日 120日 150日 180日	45日 60日 70日 80日	40日 50日 60日 70日	35日 40日 50日 60日
免許の保留 免許を与えた後における免許の効力の停止	短期講習	39日以下	受講日を除く残り日数	処分日数の80パーセントに当たる日数	処分日数の70パーセントに当たる日数
		40日	処分日数の	処分日数の	処分日数の

	中期講習	～ 89日	50パーセントに当たる日数	45パーセントに当たる日数	40パーセントに当たる日数
	長期講習	90日 ～ 180日	処分日数の45パーセントに当たる日数	処分日数の40パーセントに当たる日数	処分日数の35パーセントに当たる日数

備考

1　考査成績の優は85パーセント以上の成績、良は70パーセント以上の成績、可は50パーセント以上の成績とする。

2　免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の短縮日数を算出する場合において、１日未満の端数は切り捨てるものとする。

3　受講態度が不良で改善効果が低いと認めた者の短縮日数については、当該本人の考査成績に係る短縮日数を下回るものとすることができる。ただし、考査成績が優の者の短縮日数については良に係る短縮日数を、良の者の短縮日数については可に係る短縮日数をそれぞれ下回らないものとする。

4　令第33条の２第１項第８号の規定による免許の保留の短縮日数は、当該処分と同時に行われる免許の効力の停止等の短縮日数と同じとなる。

処　分　基　準

令和６年12月12日作成

法　　令　　名	道路交通法
根　拠　条　項	第90条第６項
処 分 の 概 要	運転免許の取消し
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	道路交通法第90条第２項（免許の拒否等）
処　分　基　準	運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う（別紙については、E-38-1ページからE-38-14ページまでを参照）。
問　合　せ　先	運転免許課行政処分係（電話024-591-4372）
備　　考	

処　分　基　準

令和６年12月12日作成

法　　令　　名	道路交通法
根　拠　条　項	第90条第９項
処 分 の 概 要	運転免許を受けることができない期間の指定
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	道路交通法施行令第33条の４第１項及び第３項（免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準）
処　分　基　準	運転免許を受けることができない期間の指定は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う（別紙については、E-38-1ページからE-38-14ページまでを参照）。
問　合　せ　先	運転免許課行政処分係（電話024-591-4372）
備　　考	

処　分　基　準

令和６年12月12日作成

法　　令　　名	道路交通法
根　拠　条　項	第90条第10項
処 分 の 概 要	運転免許を受けることができない期間の指定
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	道路交通法施行令第33条の４第２項及び第３項（免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準）
処　分　基　準	運転免許を受けることができない期間の指定は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う（別紙については、E-38-1ページからE-38-14ページまでを参照）。
問　合　せ　先	運転免許課行政処分係（電話024-591-4372）
備　　考	

処　分　基　準

令和元年12月14日作成

法　　令　　名：	道路交通法
根　拠　条　項：	第91条
処 分 の 概 要：	運転免許付与後の運転免許の条件の付加及び変更
原権者（委任先）：	福島県公安委員会
法 令 の 定 め：	道路交通法第93条第２項（免許証の記載事項） 道路交通法施行規則第23条第１項（適性試験）、第24条第６項（技能試験）
処　分　基　準：	身体障害者に係る運転免許の条件は、別紙１を基準としつつ、その者の運動能力に応じた条件を付し、又は変更するものとする。 聴覚障害者に係る運転免許の条件は、別紙２を基準とする。
問　合　せ　先：	運転免許課免許係、技能試験係（電話024-591-4372）
備　　考：	

別紙１

障害の状態と免許の範囲及び条件内容

身体障害の程度		免許の範囲	免許の条件内容	
部位	程度		構造装置等に関するもの	身体に関するもの
両上肢	１　両上肢をひじ関節以上で欠くもの、又は両上肢の用を全く廃したもの。 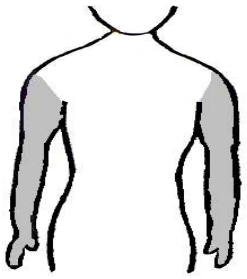	普通 普通第二種	○　普通車に限るものとする。 ○　下肢で運転できるＡＴ車に限るものとする。	
	２　両上肢をひじ関節を残して先の部分で欠くもの、又は両上肢の機能に著しい障害のあるもの。 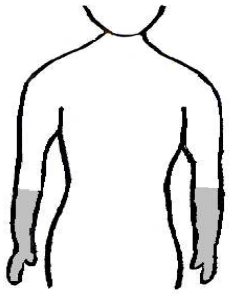	普通 小型特殊 原付 普通第二種	○　ＡＴ車に限るものとする。ただし、身体の状態又は運転の技能によっては、ＡＴ車の条件は付さないこともできる。 ○ 原付車は、三輪又は四輪に限るものとする。	○　義手（運転操作上有効な義手。以下同じ。）を使用するものとする。 ○　上肢の機能を補う装具を使用するものとする。
	３　両上肢のすべての指を欠くもの、又はこれと同等の機能障害のあるもの。 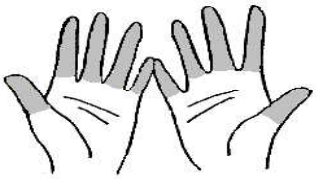	全ての免許（大型二輪及び普通二輪を除く。）	身体の状態又は運転の技能によっては、ＡＴ車に限るものとする。	

身体障害の程度		免許の範囲	免許の条件内容	
部位	程度		構造装置等に関するもの	身体に関するもの
両上肢	4　両上肢の親指以外の二指を欠くもの、又はこれと同等の機能障害のあるもの。 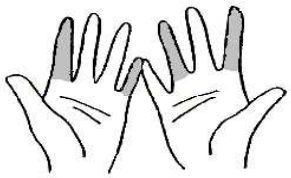	全ての免許	二輪車については、身体の状態又は運転の技能によっては、ＡＴ車に限るものとする。	
片上肢	1　片上肢を肩関節から先の部分で欠くもの、又は片上肢の機能を全廃したもの。 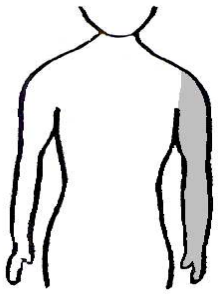	全ての免許（大型二輪及び普通二輪を除く。）	○　ＡＴ車に限るものとする。 ○　原付車は、三輪又は四輪に限るものとする。	
	2　片上肢のひじ関節を残して先の部分で欠くもの、又はこれと同等の機能障害のあるもの。 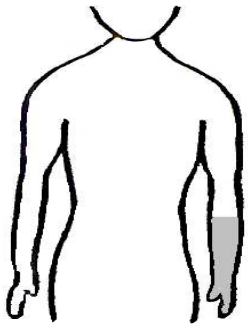	全ての免許（大型二輪を除く。）	○　身体の状態又は運転の技能によってはＡＴ車に限るものとする。 ○　普通二輪車は、小型二輪車に限るものとする。 ○　二輪車及び原付車については、ＡＴ車に限るものとする。	○　義手を使用するものとする。 ○　片上肢の機能を補う装具を使用するものとする。

身体障害の状態		免許の範囲	免許の条件内容	
部位	程度		構造装置等に関するもの	身体に関するもの
両下肢	1　両下肢を股関節から先の部分で欠くもの、又は両下肢の機能を全廃したもの。 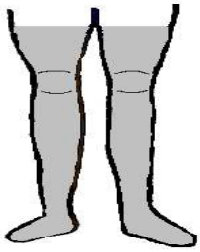	普通 小型特殊 原付 普通第二種	○　ＡＴ車でアクセル・ブレーキ手動式に限るものとする。 ○　原付車は、三輪又は四輪に限るものとする。	義足（運転操作上有効な義足。以下同じ。）を使用するものとする。
	2　両下肢をひざ関節から先の部分で欠くもの、又は両下肢の機能に著しい障害のあるもの。 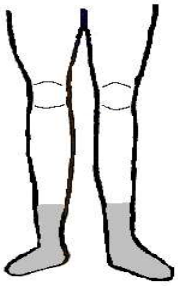	全ての免許（大型二輪を除く。）	○　身体の状態又は運転の技能によっては、ＡＴ車又はＡＴ車でアクセル・ブレーキは手動式に限るものとする。 ○　普通二輪車は、小型二輪車に限るものとする。	○　義足を使用するものとする。 ○　下肢の機能を補う装具を使用するものとする。
片下肢	1　片下肢を股関節から先の部分で欠くもの、又は片下肢の機能を全廃したもの。 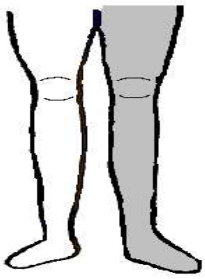	全ての免許（大型二輪及び普通二輪を除く。）	○　ＡＴ車に限るものとする。 ○　原付車は、三輪又は四輪に限るものとする。	義足を使用するものとする（身体の状態から、身体の安定を保つことができると認められるときは条件を付さないことができる。）。

身体障害の状態		免許の範囲	免許の条件内容	
部位	程度		構造装置等に関するもの	身体に関するもの
片下肢	2　片下肢をひざ関節から先の部分で欠くもの、又は片下肢の機能に著しい障害のあるもの。 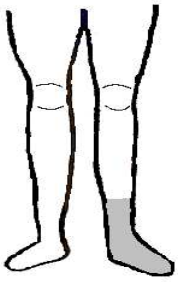	全ての免許	身体の状態又は運転の技能によっては、ＡＴ車に限るものとする。	○　義足を使用するものとする。 ○　片下肢の機能を補う装具を使用するものとする。
障害が重複する場合	○　上肢及び下肢に著しい障害のあるもの。 ○　四肢のほか、頭部、体幹に機能障害のあるもの。	普通小型特殊原付普通第二種	ＡＴ車に限るものとする。ただし、身体の状態又は運転の技能によっては、ＡＴ車に限る条件は付さないこともできる。	
備考	1　免許の条件の記載は、運転することができる自動車の種類の限定、構造装置に関するもの、身体に関するものを組み合わせて行うこと。 2　特別に改造をした車両を使用して技能試験を行った場合は、当該使用車両と同じ条件のものに限ること。			

別紙２

凡例 １　「法」・・・・・・・道路交通法（昭和35年法律第105号） ２　「令」・・・・・・・道路交通法施行令（昭和35年政令第270号） ３　「府令」・・・・・・道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）

１　臨時適性検査について

(1)　臨時適性検査の対象

法第102条第５項及び令第37条の７第１号の規定により、府令第29条の３第４項において準用する府令第23条第１項の表聴力の項第２号に係る適性検査を受けたい旨の申出があった場合に実施するものとする。

(2)　臨時適性検査の実施

臨時適性検査は、受検者に運転免許試験場等の試験コースを走行させることにより、特定後写鏡等を使用することで安全な運転に支障を及ぼすおそれがないことを確認するものとする。

２　安全教育について

(1)　安全教育の対象者

上記１(2)の臨時適性検査により適性が確認された者

(2)　安全教育の実施

安全教育は、聴覚により交通の状況を認知することができない状態でする運転に係る危険を予測した運転に必要な技能及び知識を指導するものとする。

３　臨時適性検査及び安全教育の実施要領について

別添のとおりとする。

４　臨時適性検査により適性が確認された後、安全教育を受けた者の運転免許に対して付する条件

臨時適性検査の結果、適性が確認された後、安全教育を受けた者については、補聴器を使用しなくても、特定後写鏡等を使用し、聴覚障害者標識を表示することで、準中型自動車又は普通自動車の運転を認めることとする。なお、上記の者の運転免許については、「補聴器（使用しない場合は特定後写鏡等で聴覚障害者標識を付けた重被牽引車を牽引しない準中型車と普通車に限る（旅客車を除く。）。）」等の条件を付するものとする。

５　その他

(1)　運転免許に補聴器条件が付されているものではないが、聴力の低下を理由として府令第23条第１項の表聴力の項第２号に係る適性検査を受けたい旨の申出があ

った場合についても、上記適性検査を行うものとする。その結果、適性が確認された者については、上記安全教育を行うこととする。その際、その者の運転免許には、準中型自動車又は普通自動車を運転する場合には、特定後写鏡等を使用すべきこととする条件を付すものとする。

(2)　補聴器条件を運転免許に付された者等から、補聴器を使用することなく、特定後写鏡等を使用して準中型自動車又は普通自動車を運転することの申出があった場合には、運転適性相談等の場において、臨時適性検査や安全教育、運転免許に付される条件の内容等について十分な説明を行うこと。

別添

第１　臨時適性検査

１　検査コース

運転免許試験場等の試験コースにおいて実施する。

２　検査用車両

(1)　準中型自動車の運転に係る臨時適性検査

検査用車両は、準中型自動車を使用し、運転する準中型自動車又は普通自動車の進路と同一の進路及び進路を運転者席の反対側に変更しようとする場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車等を運転者席から容易に確認することができることとなる後写鏡その他の装置（以下「特定後写鏡等」という。）を使用することとする。特定後写鏡等については、サイドミラーに取り付ける補助ミラー（以下「補助ミラー」という。）を使用する。

なお、臨時適性検査を受けようとする者が、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第24条第６項ただし書に該当する者であるため、本人の所有する自動車による受検を希望する場合には、その自動車の構造に応じてワイドミラー、補助ミラー又は道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第２条第２項に規定する後方等確認装置（以下「後方等確認装置」という。）を使用する。

(2)　普通自動車の運転に係る臨時適性検査

検査用車両は、普通自動車を使用し、特定後写鏡等を使用することとする。特定後写鏡等については、車室内においてワイドミラーを使用する。

なお、臨時適性検査を受けようとする者が、府令第24条第６項ただし書に該当する者であるため、本人の所有する自動車による受検を希望する場合には、その自動車の構造に応じてワイドミラー、補助ミラー又は後方等確認装置を使用する。

３　検査官

臨時適性検査は、府令第24条第８項に規定する警察職員が行うものとする。

４　臨時適性検査の実施手順

(1)　検査前の指示

ア　検査官は、検査前に、次の事項について指示及び説明を行う。

なお、受検者が補聴器を使用している場合には、補聴器を使用させても差し支えない。

(ｱ)　検査中の事故防止

(ｲ)　確認項目、確認項目の細目及び確認の基準

(ｳ)　検査コースの走行順路

(ｴ)　検査中における指示のサイン等

(ｵ)　その他検査実施について必要な事項

イ　検査官は、受検者の服装等が運転に不適切であると認めたとき（受検時に、受検者が和服、げた、サンダル又はハイヒールを着用している場合等）は、その者の検査を延期する。

(2)　検査中における指示

ア　検査中における指示をサイン等により行う場合は、受検者から視認しやすい位置で行い、脇見等にならないよう安全に配慮する。

イ　走行順路について指示する場合は、運転に余裕が持てるよう教示の時機を十分考慮する。

(3)　検査前のならし走行

おおむね100メートルのならし運転を行うものとする。

(4)　検査の実施

ア　おおむね500メートル以上走行させ、１回以上、運転者席と反対側の進路に進路変更をさせる。

イ　臨時適性検査に係る確認項目、確認項目の細目、確認の基準及び確認の方法については別表１のとおりである。

５　検査の判定

別表２「臨時適性検査判定表」を活用し、同表の「確認の基準」に記載された４つの基準を確認した場合に、判定欄に「○」を記載することとし、４つの基準を全て確認できた場合に、適性が確認されたものとする。

６　留意事項

中型車（８ｔ）限定中型免許を受けている者に対する臨時適性検査については、当該者が補聴器を使用しなくても、特定後写鏡等を使用すべきこととする条件により準中型自動車の運転を希望する場合は準中型自動車の運転に係る臨時適性検査を、普通自動車のみの運転を希望する場合は普通自動車の運転に係る臨時適性検査を、それぞれ受検させることとする。

第２　安全教育

１　安全教育の実施者

安全教育は、次に該当する者が行う。

(1)　府令第24条第８項に規定する警察職員

(2)　取消処分者講習、停止処分者講習等の講習指導員として公安委員会が認める者

(3)　その他安全教育を行うに当たり、上記(1)、(2)に掲げる者と同等の能力を有すると公安委員会が認める者

２　安全教育の実施

安全教育に係る指導項目、指導項目の細目、指導内容及び指導要領については別表３のとおりである。

３　留意事項

(1)　別表３中、指導内容「２　補聴器を使用せずに運転する場合に遵守すべき事項（特定後写鏡等（ワイドミラー、補助ミラー又は後方等確認装置）の意義及び活用方法並びに聴覚障害者標識の意義)」において、特定後写鏡等（ワイドミラー、補助ミラー又は後方等確認装置）の意義及び活用方法を指導する際は、ワイドミラー、補助ミラー又は後方等確認装置のいずれかについて指導する場合であっても準中型自動車又は普通自動車を使用して差し支えない。

(2)　準中型自動車の運転に係る安全教育を受ける者が、その保有する運転免許に「補聴器（使用しない場合は特定後写鏡等で聴覚障害者標識を付けた重被牽引車を牽引しない普通車に限る(旅客車を除く)」等の条件を付された者であって、以前に普通自動車の運転に係る安全教育等を受けているものに対しては、別表３中「１　準中型自動車の運転に係る安全教育」の表の指導項目「１　交通の状況を聴覚により認知することができない状況でする運転に係る危険を予測した運転に必要な技能」については、これを行わないことができる。

　また、指導項目「２　交通の状況を聴覚により認知することができない状態でする運転に係る危険を予測した運転に必要な知識」については、準中型自動車に係る内容を行えば足りる。

(3)　中型車（８ｔ）限定中型免許を受けている者に対する安全教育については、第１の６により準中型自動車の運転に係る臨時適性検査を受けて適性が確認された者については準中型自動車の運転に係る安全教育を、普通自動車の運転に係る臨時適性検査を受けて適性が確認された者については普通自動車の運転に係る安全教育を、それぞれ受けさせること。

別表１

臨時適性検査の実施要領

１　準中型自動車の運転に係る臨時適性検査

確認項目	確認項目の細目	確認の基準	確認の方法
特定後写鏡等を適切に活用することにより安全な運転に支障を及ぼすおそれがないこと。	１　受検者が運転する準中型自動車の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車等を確認することができること。	１　後方から進行してくる自動車等の有無を特定後写鏡等を使用して適切に確認することができること。 ２　特定後写鏡等に気を奪われ、前方の安全確認を怠らないこと。	受検者に特定後写鏡等を装着した準中型自動車を公安委員会の管理する運転免許試験場等の試験コースにおいて走行させ、１回以上進路変更を行うなどさせることにより、目視による特定後写鏡等の活用状況を確認すること。
	２　進路を運転者席の反対側に変更しようとする場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車等を確認することができること。	１　進路を運転者席の反対側に変更しようとする場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車等の有無を特定後写鏡等を使用して適切に確認することができること。 ２　特定後写鏡等に気を奪われ、前方の安全確認を怠らないこと。	

２　普通自動車の運転に係る臨時適性検査

確認項目	確認項目の細目	確認の基準	確認の方法
特定後写鏡等を適切に活用することにより安全な運転に支障を及ぼすおそれがないこと。	１　受検者が運転する普通自動車の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車等を確認することができること。	１　後方から進行してくる自動車等の有無を特定後写鏡等を使用して適切に確認することができること。 ２　特定後写鏡等に気を奪われ、前方の安全確認を怠らないこと。	受検者に特定後写鏡等を装着した普通自動車を公安委員会の管理する運転免許試験場等の試験コースにおいて走行させ、１回以上進路変更を行うなどさせることにより、目視による特定後写鏡等の活用状況を確認すること。
	２　進路を運転者席の反対側に変更しようとする場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車等を確認することができること。	１　進路を運転者席の反対側に変更しようとする場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車等の有無を特定後写鏡等を使用して適切に確認することができること。 ２　特定後写鏡等に気を奪われ、前方の安全確認を怠らないこと。	

（注）　適性検査中は、補聴器を使用させないこと。

別表２

臨時適性検査判定表

確認項目の細目	確認の基準	判　定
１　受検者が運転する準中型自動車又は普通自動車の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車等を確認することができること。	１　後方から進行してくる自動車等の有無を特定後写鏡等を使用して適切に確認することができること。	
	２　特定後写鏡等に気を奪われ、前方の安全確認を怠らないこと。	
２　進路を運転者席の反対側に変更しようとする場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車等を確認することができること。	１　進路を運転者席の反対側に変更しようとする場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車等の有無を特定後写鏡等を使用して適切に確認することができること。	
	２　特定後写鏡等に気を奪われ、前方の安全確認を怠らないこと。	

別表３

安全教育の実施要領

１　準中型自動車の運転に係る安全教育

指導項目	指導項目の細目	指導内容	指導要領
１　交通の状況を聴覚により認知することができない状態でする運転に係る危険を予測した運転に必要な技能	１　狭い道路から広い道路に前進及び後退し、又は道路外から道路に前進及び後退するときにおける危険を予測した運転に必要な技能	１　狭い道路から広い道路に前進及び後退するときにおける当該広い道路又は道路外から道路に前進及び後退するときにおける当該道路を通行する他の車両（この項において単に「他の車両」という。）からの見え方を意識した前進及び後退の仕方 ２　後退時において外輪差のため縁石等に接触したことを認知する方法	１　受検者に補聴器を使用させて差し支えない。ただし、指導内容の欄中２を指導するときは、受検者に補聴器を使用させないこと。 ２　公安委員会が管理する運転免許試験場等の試験コースにおいて行うこと。 ３　狭い道路から広い道路に前進し、又は道路外から道路に前進するときにおける危険を予測した運転については、普通自動車を使用すること。 ４　狭い道路から広い道路に後退し、又は道路外から道路に後退するときにおける危険を予測した運転については、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。 ５　他の車両を模した自動車その他の物を設置するとともに、他の車両を確認しにくくする遮蔽物をコーナー等に設置して行うこと。 ６　自車を徐々に前進させることにより他の車両に自車を確認させる前進の仕方を身に付けさせること。 ７　他の車両を模した自動車その他の物を確認できるまで前進させた後、降車させ、自車が進入する道路にどの程度進入しているかを確認させること。 ８　自車を徐々に後退させることにより他の車両に自車を確認させる後退の仕方を身に付けさせること。 ９　他の車両を模した自動車その他の物を確認できるまで後退させた後、降車させ、自車が進入する道路にどの程度進入しているかを確認させること。 10　後退時において外輪差が生じることを理解させるとともに、後退中に、縁石又はパイロン等に接触させ、振動により縁石又はパイロン等に接触したことを認知する方法を身に付けさせること。パイロン等を用いる場合は、パイロンその他の接触したことを認知させるために必要な物であって接触した場合でも安全なものを用いること。 11　狭い道路から広い道路への後退については、その危険性を理解させ、これを可能な限り行わないよう指導すること。
	２　「警笛鳴らせ」又は「警笛区間」を表示する規制標識が設置されている道路を通行するときにおける危険を予測した運転に必要な技能	１　警音器の適切な吹鳴方法 ２　「警笛鳴らせ」又は「警笛区間」を表示する規制標識が設置されている道路を通行する他の車両が自車の進路に進入してきた場合における危険を回避できる走行の仕方	１　受検者に補聴器を使用させて差し支えない。ただし、指導内容の欄中１を指導するときは、受検者に補聴器を使用させないこと。 ２　公安委員会が管理する運転免許試験場等の試験コースにおいて行うこと。 ３　準中型自動車又は普通自動車を使用すること。 ４　停車中に、警音器を吹鳴させ、適切な音量及び吹鳴する長さを身に付けさせること。 ５　対向車を模したパイロン等をカーブ部分に、また、これを確認しにくくする遮蔽物をカーブ部分の内側に接して設置して行うこと。 ６　警音器を適切に吹鳴することにより対向車に自車を確認させる走行の仕方を身に付けさせること。 ７　徐行することにより対向車が自車の進路に進入してきた場合における危険を回避することができる走行の仕方を身に付けさせること。
２　交通の状況を聴覚により認知することができない状態でする運転に係る危険を予測した運転に必要な知識	１　交通の状況を聴覚により認知することができない状態でする運転に係る危険がある場合において当該危険を周囲の交通の状	１　踏切を通過しようとするときにおいて列車が接近してきたことを周囲の交通の状況から認知する方法	１　教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。 ２　受検者による準中型自動車及び普通自動車の実際の走行状況等を踏まえて指導すること。 ３　列車が接近してきたときに起こることが考えられる周囲の車両及び歩行者の交通の状況を理解させること。

	況から視覚により認知する方法		
		2　緊急自動車が接近してきたことを周囲の交通の状況から視覚により認知する方法	1　教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。 2　受検者による準中型自動車及び普通自動車の実際の走行状況等を踏まえて指導すること。 3　緊急自動車が接近してきたときに起こることが考えられる周囲の車両及び歩行者の交通の状況を理解させること。
	2　その他交通の状況を聴覚により認知することができない状態でする運転に係る危険を予測した運転に必要な知識	1　その他交通の状況を聴覚により認知することができない状態でする運転に係る危険があるおそれがある交通の状況及び当該状況における安全な運転の方法	1　教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。 2　受検者による準中型自動車及び普通自動車の実際の走行状況等を踏まえて指導すること。 3　補聴器を使用せずに運転する場合に危険を感じる場面への対処に関し質疑応答を行うとともに、今後、運転を実際に行い気付いた事項について、警察への連絡を依頼すること。
		2　補聴器を使用せずに運転する場合に遵守すべき事項（特定後写鏡等（ワイドミラー、補助ミラー又は後方等確認装置）の意義及び活用方法並びに聴覚障害者標識の意義）	教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。

2　普通自動車の運転に係る安全教育

指導項目	指導項目の細目	指導内容	指導要領
1　交通の状況を聴覚により認知することができない状態でする運転に係る危険を予測した運転に必要な技能	1　狭い道路から広い道路に前進及び後退し、又は道路外から道路に前進及び後退するときにおける危険を予測した運転に必要な技能	1　狭い道路から広い道路に前進及び後退するときにおける他の車両からの見え方を意識した前進及び後退の仕方 2　後退時において外輪差のため縁石等に接触したことを認知する方法	1　受検者に補聴器を使用させて差し支えない。ただし、指導内容の欄中2を指導するときは、受検者に補聴器を使用させないこと。 2　公安委員会が管理する運転免許試験場等の試験コースにおいて行うこと。 3　普通自動車を使用すること。 4　他の車両を模した自動車その他の物を設置するとともに、他の車両を確認しにくくする遮蔽物をコーナー等に設置して行うこと。 5　自車を徐々に前進させることにより他の車両に自車を確認させる前進の仕方を身に付けさせること。 6　他の車両を模した自動車その他の物を確認できるまで前進させた後、降車させ、自車が進入する道路にどの程度進入しているかを確認させること。 7　自車を徐々に後退させることにより他の車両に自車を確認させる後退の仕方を身に付けさせること。 8　他の車両を模した自動車その他の物を確認できるまで後退させた後、降車させ、自車が進入する道路にどの程度進入しているかを確認させること。 9　後退時において外輪差が生じることを理解させるとともに、後退中に、縁石又はパイロン等に接触させ、振動により縁石又はパイロン等に接触したことを認知する方法を身に付けさせること。パイロン等を用いる場合は、パイロンその他の接触したことを認知させるために必要な物であって接触した場合でも安全なものを用いること。 10　狭い道路から広い道路への後退については、その危険性を理解させ、これを可能な限り行わないよう指導すること。
	2　「警笛鳴らせ」又は「警笛区間」を表示する規制標識が設置されている道路を通行するときにおける危険を予測した運転に必要な技能	1　警音器の適切な吹鳴方法 2　「警笛鳴らせ」又は「警笛区間」を表示する規制標識が設置されている道路を通行する他の車両が自車の進路に進入してきた場合における危険を回避できる走行の仕方	1　受検者に補聴器を使用させて差し支えない。ただし、指導内容の欄中1を指導するときは、受検者に補聴器を使用させないこと。 2　公安委員会が管理する運転免許試験場等の試験コースにおいて行うこと。 3　普通自動車を使用すること。 4　停車中に、警音器を吹鳴させ、適切な音量及び吹鳴する長さを身に付けさせること。 5　対向車を模したパイロン等をカーブ部分

			に、また、これを確認しにくくする遮蔽物をカーブ部分の内側に接して設置して行うこと。 6　警音器を適切に吹鳴することにより対向車に自車を確認させる走行の仕方を身に付けさせること。 7　徐行することにより対向車が自車の進路に進入してきた場合における危険を回避することができる走行の仕方を身に付けさせること。
2　交通の状況を聴覚により認知することができない状態でする運転に係る危険を予測した運転に必要な知識	1　交通の状況を聴覚により認知することができない状態でする運転に係る危険がある場合において当該危険を周囲の交通の状況から視覚により認知する方法	1　踏切を通過しようとするときにおいて列車が接近してきたことを周囲の交通の状況から認知する方法	1　教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。 2　受検者による普通自動車の実際の走行状況等を踏まえて指導すること。 3　列車が接近してきたときに起こることが考えられる周囲の車両及び歩行者の交通の状況を理解させること。
		2　緊急自動車が接近してきたことを周囲の交通の状況から視覚により認知する方法	1　教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。 2　受検者による普通自動車の実際の走行状況等を踏まえて指導すること。 3　緊急自動車が接近してきたときに起こることが考えられる周囲の車両及び歩行者の交通の状況を理解させること。
	2　その他交通の状況を聴覚により認知することができない状態でする運転に係る危険を予測した運転に必要な知識	1　その他交通の状況を聴覚により認知することができない状態でする運転に係る危険があるおそれがある交通の状況及び当該状況における安全な運転の方法	1　教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。 2　受検者による普通自動車の実際の走行状況等を踏まえて指導すること。 3　補聴器を使用せずに運転する場合に危険を感じる場面への対処に関し質疑応答を行うとともに、今後、運転を実際に行い気付いた事項について、警察への連絡を依頼すること。
		2　補聴器を使用せずに運転する場合に遵守すべき事項（特定後写鏡等（ワイドミラー、補助ミラー又は後方等確認装置）の意義及び活用方法並びに聴覚障害者標識の意義）	教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。

処　分　基　準

令和７年３月24日作成

法　　令　　名	道路交通法
根　拠　条　項	第103条第１項
処 分 の 概 要	運転免許の取消し、効力の停止
原権者（委任先）	福島県公安委員会（免許の効力の停止及びその期間の短縮については、福島県警察本部長）
法 令 の 定 め	道路交通法第103条第１項、第３項から第７項まで、第９項及び第10項（免許の取消し、停止等） 道路交通法施行令第33条の２の３（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条第１項から第５項まで（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）、第38条の２（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）
処　分　基　準	病気等の事由により運転免許の取消し又は効力の停止を行う場合の基準は、別紙１のとおり 点数制度等により運転免許の取消しを行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙２に従い処分の軽減を行う。効力の停止を行う場合の基準は、別紙２のとおり
問　合　せ　先	運転免許課行政処分係（電話024-591-4372）
備　　考	

別紙１

一定の病気等に係る免許の可否等の運用基準

１　統合失調症（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第33条の２の３第１項関係）

(1)　医師が「自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力（以下「安全な運転に必要な能力」という。）を欠くこととなるおそれのある症状を呈していない」旨の診断を行った場合（当該診断を行った理由が、自動車等の安全な運転に必要な能力を欠く状態となるおそれはあるが、そのような状態になった際は、自動車等の運転ができない状態であると判断されることによるものである場合を除く。）、免許の拒否、保留、取消し又は効力の停止（以下「拒否等」という。）は行わない。

(2)　医師が「６月以内に、上記(1)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には、６月の免許の保留又は効力の停止（以下「保留又は停止」という。）とする（医師の診断を踏まえて、６月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

①　適性検査結果又は診断結果が上記(1)の内容である場合には拒否等は行わない。

②　「結果的にいまだ上記(1)に該当すると診断することはできないが、それは期間中に○○といった特殊な事情があったためで、更に６月以内に上記(1)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に６月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、６月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

③　その他の場合には免許の拒否又は取消し（以下「拒否又は取消し」という。）とする。

(3)　その他の場合には拒否又は取消しとする。

(4)　上記(1)の場合であって、かつ、今後ｘ年間（又はｘ月間）程度であれば、運転に支障のある症状が再発するおそれはないと認められるなどの診断を医師が行ったときは、一定期間（ｘ年又はｘ月）後に臨時適性検査又は診断書提出命令（以下「臨時適性検査等」という。）を行うこととする。

また、上記(1)の場合であって、統合失調症にかかっているとの診断がなされて

おり、かつ、運転に支障のある症状に関する今後の再発のおそれに係る医師の診断がなかったときは、６月後に臨時適性検査等を行うこととする。

２　てんかん（令第33条の２の３第２項第１号関係）

(1)　以下のいずれかの場合には拒否等は行わない。

ア　発作が過去５年以内に起こったことがなく、医師が「今後、発作が起こるおそれがない」旨の診断を行った場合

イ　発作が過去２年以内に起こったことがなく、医師が「今後、ｘ年程度であれば、発作が起こるおそれがない」旨の診断を行った場合

ウ　医師が、１年間の経過観察の後「発作が意識障害及び運動障害を伴わない単純部分発作に限られ、今後、症状の悪化のおそれがない」旨の診断を行った場合

エ　医師が、２年間の経過観察の後「発作が睡眠中に限って起こり、今後、症状の悪化のおそれがない」旨の診断を行った場合

(2)　医師が、「６月以内に上記(1)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には、６月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、６月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

①　適性検査結果又は診断結果が上記(1)の内容である場合には拒否等は行わない。

②　「結果的にいまだ上記(1)に該当すると診断することはできないが、それは期間中に○○といった特殊な事情があったためで、更に６月以内に上記(1)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に６月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、６月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

③　その他の場合には拒否又は取消しとする。

(3)　その他の場合には拒否又は取消しとする。

(4)　上記(1)イに該当する場合については、一定期間（ｘ年）後に臨時適性検査等を行うこととする。

(5)　日本てんかん学会は、てんかんに係る発作が、投薬なしで過去５年間なく、今後も再発のおそれがない場合を除き、準中型免許（準中型免許（５ｔ限定）を除く。）、中型免許（中型免許（８ｔ限定）を除く。）、大型免許及び第二種免許の適性はないとの見解を有しているので、これに該当する者がこれら免許の申請又は更新の申請を行った場合には、上記(2)及び(3)の処分の対象とならない場合であっ

ても、当該見解を説明の上、免許申請・更新申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消しの制度の活用を慫慂（しょうよう）することとする。

3　再発性の失神（令第33条の２の３第２項第２号関係）

(1)　反射性（神経調節性）失神

過去５年以内に反射性失神で意識を失ったことがある者に対しては、以下のとおりとする。

ア　医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合には拒否等を行わない。

イ　医師が「６月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には６月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、６月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

①　適性検査結果又は診断結果が上記アの内容である場合には拒否等は行わない。

②　「結果的にいまだ上記アに該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったためで、更に６月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に６月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、６月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

③　その他の場合には拒否又は取消しとする。

ウ　その他の場合には拒否又は取消しとする。

(2)　不整脈を原因とする失神

ア　植込み型除細動器を植え込んでいる者に対しては、以下のとおりとする。

(ｱ)　植込み型除細動器を植え込み後に不整脈により意識を失った者である場合には、以下のとおりとする。

ａ　以下のいずれかの場合には拒否等は行わない。

(a)　医師が「植え込み後６月を経過しており、過去３月以内に除細動器の適切作動もなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(b)　医師が「植え込み後、意識を失ったのは不整脈以外が原因であり、この原因については治療、除細動器の調整等により回復したため、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った

場合

(c)　医師が「植え込み後６月を経過していないが、植え込み前に不整脈により意識を失ったことがなく、過去３月以内に除細動器の適切作動もなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

b　医師が「６月以内に上記ａに該当すると診断できることが見込まれる 」旨の診断を行った場合には６月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、６月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

①　適性検査結果又は診断結果が上記ａの内容である場合には拒否等は行わない。

②　「結果的にいまだ上記ａに該当すると診断することはできないが、それは期間中に○○といった特殊な事情があったためで、更に６月以内に上記ａに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に６月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、６月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

③　その他の場合には拒否又は取消しとする。

c　その他の場合には拒否又は取消しとする。

d　上記ａの診断については、臨時適性検査等による診断に限り認められるものとする。

(ｲ)　植込み型除細動器を植え込み後に不整脈により意識を失ったことがない場合には、以下のとおりとする。

a　以下のいずれかの場合には拒否等は行わない。

(a)　医師が「植え込み後６月を経過しており、過去３月以内に除細動器の適切作動がなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(b)　医師が「除細動器の不適切作動（誤作動）を認めたが、この原因については治療により回復したため、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(c)　医師が「植え込み後６月を経過していないが、植え込み後７日を経過しており、植え込み前に不整脈により意識を失ったことがなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を

行った場合

b　医師が「６月以内に上記ａに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には６月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、６月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

①　適性検査結果又は診断結果が上記ａの内容である場合には拒否等は行わない。

②　「結果的にいまだ上記ａに該当すると診断することはできないが、それは期間中に○○といった特殊な事情があったためで、更に６月以内に上記ａに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に６月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、６月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

③　その他の場合には拒否又は取消しとする。

c　その他の場合には拒否又は取消しとする。

(ｳ)　電池消耗、故障、不適切作動（誤作動）等により植込み型除細動器を交換した場合（(ｱ)又は(ｲ)の規定による拒否等の事由に該当する者及び故障、不適切作動（誤作動）等を原因として植込み型除細動器が作動した後に交換した者を除く。）には、以下のとおりとする。

a　医師が「電池消耗、故障、不適切作動（誤作動）等により植込み型除細動器の本体、リード線の双方又はいずれかの交換を行い、当該交換後７日を経過しており、過去７日以内に発作が起こったことがなく、かつ、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合には拒否等を行わない。

b　医師が「７日以内に上記ａに該当すると判断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には７日の保留又は停止とする。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

①　適性検査結果又は診断結果が上記ａの内容である場合には拒否等は行わない。

②　「結果的にいまだ上記ａに該当すると診断することはできないが、それは期間中に○○といった特殊な事情があったためで、更に６月以内に上記ａに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に６月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、６月より短期間の

保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

③　その他の場合には(ｱ)又は(ｲ)の規定によるものとする。

ｃ　その他の場合には(ｱ)又は(ｲ)の規定によるものとする。

(ｴ)　植込み型除細動器を植え込んでいる者が免許を取得した場合（上記(ｱ)ａ、(ｲ)ａ及び(ｳ)ａに該当する場合）には、６月後に臨時適性検査等を行う。

(ｵ)　日本不整脈心電学会は、植込み型除細動器を植え込んでいる者については中型免許（中型免許（８ｔ限定）を除く。）、大型免許及び第二種免許の適性はないとの見解を有しているので、これに該当する者がこれら免許の申請又は更新の申請を行った場合には、上記(ｱ)ｂ及びｃ、(ｲ)ｂ及びｃ並びに(ｳ)ｂ及びｃの処分の対象とならない場合であっても、当該見解を説明の上、免許申請・更新申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消しの制度の活用を慫慂（しようよう）することとする。

また、同学会は、植込み型除細動器を植え込んでいる者について準中型免許の適性がないとはいえないが、いかなる免許区分であっても職業運転は認められないとの見解を有しているので、この点についても併せて注意喚起を行うこととする。

イ　ペースメーカーを植え込んでいる者に対しては、以下のとおりとする。

(ｱ)　ペースメーカーを植え込み後に不整脈により意識を失った者である場合には、以下のとおりとする。

ａ　以下のいずれかの場合には拒否等は行わない。

(a)　医師が「植え込み後、意識を失ったのは○○が原因であるが、この原因については治療により回復したため、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(b)　医師が「植え込み後、意識を失ったのはペースメーカーの故障が原因であるが、修理により改善されたため、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(c)　医師が「植え込み後、意識を失ったのは○○が原因であり、この原因についてはいまだ回復しているとはいえないが、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(d)　医師が「植え込み後、意識を失ったのは○○が原因であり、この原因についてはいまだ回復しているとはいえないが、今後、ｘ年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

b　医師が「６月以内に上記ａに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には６月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、６月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

①　適性検査結果又は診断結果が上記ａの内容である場合には拒否等は行わない。

②　「結果的にいまだ上記ａに該当すると診断することはできないが、それは期間中に○○といった特殊な事情があったためで、更に６月以内に上記ａに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に６月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、６月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

③　その他の場合には拒否又は取消しとする。

c　その他の場合には拒否又は取消しとする。

d　上記ａ(d)に該当する場合については、一定期間（ｘ年）後に臨時適性検査等を行うこととする。

(ｲ)　ペースメーカーを植え込み後に不整脈により意識を失ったことがない者である場合には、以下のとおりとする。

a　医師が「「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」（以下３(2)イにおいて「免許取得可能」という。）とまではいえない」旨の診断を行った場合には拒否又は取消しとする。

b　以下のいずれかの場合には６月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、６月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

(a)　医師が「６月以内に免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合

(b)　医師が「６月以内に、今後、ｘ年程度であれば、免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合

上記(a)及び(b)の場合には、保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

①　適性検査結果又は診断結果が上記ａの内容である場合には拒否又は取消しとする。

②　以下のいずれかの場合には更に６月の保留又は停止とする（医師の

診断を踏まえて、６月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

ⅰ　「結果的にいまだ免許取得可能と診断することはできないが、それは期間中に○○といった特殊な事情があったためで、更に６月以内に免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の内容である場合

ⅱ　「結果的にいまだ、今後ｘ年程度であれば免許取得可能と診断することはできないが、それは期間中に○○といった特殊な事情があったためで、更に６月以内に、今後ｘ年程度であれば免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の内容である場合

③　その他の場合には拒否等は行わない。

ｃ　その他の場合には拒否等は行わない。

ｄ　「今後ｘ年程度であれば、免許取得可能である」旨の診断を行った場合（上記ｃに該当）については、一定期間（ｘ年）後に臨時適性検査等を行うこととする。

ウ　その他の場合には、以下のとおりとする。

(ｱ)　以下のいずれかの場合には拒否等は行わない。

ａ　医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

ｂ　医師が「今後、ｘ年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(ｲ)　医師が「６月以内に上記(ｱ)に該当することが見込まれる」旨の診断を行った場合には６月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、６月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

①　適性検査結果又は診断結果が上記(ｱ)の内容である場合には拒否等は行わない。

②　「結果的にいまだ上記(ｱ)に該当すると診断することはできないが、それは期間中に○○といった特殊な事情があったためで、更に６月以内に上記(ｱ)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に６月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、６月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

③　その他の場合には拒否又は取消しとする。

(ｳ)　その他の場合には拒否又は取消しとする。

(ｴ)　上記(ｱ)ｂに該当する場合については、一定期間（ｘ年）後に臨時適性検査等を行うこととする。

(3)　その他特定の原因による失神（起立性低血圧等）

過去にその他特定の原因で意識を失ったことがある者に対しては、以下のとおりとする。

ア　以下の場合には拒否等は行わない。

(ｱ)　医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(ｲ)　医師が「今後、ｘ年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

イ　医師が「６月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には６月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、６月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

①　適性検査結果又は診断結果が上記アの内容である場合には拒否等は行わない。

②　「結果的にいまだ上記アに該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったためで、更に６月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に６月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、６月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

③　その他の場合には拒否又は取消しとする。

ウ　その他の場合には拒否又は取消しとする。

エ　上記ア(ｲ)に該当する場合については、一定期間（ｘ年）後に臨時適性検査等を行うこととする。

４　無自覚性の低血糖症（令第33条の２の３第２項第３号関係）

(1)　薬剤性低血糖症

ア　過去１年以内に、起きている間にインスリン等の薬の作用により、前兆を自覚することなく意識の消失が現れたことがない場合については、以下のとおりとする。

(ｱ)　以下のいずれかの場合には拒否等は行わない。

a　医師が「（意識の消失その他自動車等の安全な運転に支障を及ぼす症状（以下「意識消失等」という。）の前兆を自覚できており、）運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

b　医師が「（意識消失等の前兆を自覚できないことがあるが、運転中における意識消失等を防止するための措置が実行できると認められることから、）運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(ｲ)　医師が「６月以内に上記(ｱ)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には６月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、６月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

①　適性検査結果又は診断結果が上記(ｱ)の内容である場合には拒否等は行わない。

②　「結果的にいまだ上記(ｱ)に該当すると診断することはできないが、それは期間中に○○といった特殊な事情があったためで、更に６月以内に上記(ｱ)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に６月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、６月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

③　その他の場合には拒否又は取消しとする。

(ｳ)　その他の場合には拒否又は取消しとする。

イ　過去１年以内に、起きている間で、インスリン等の薬の作用により、前兆を自覚することなく意識の消失が現れたことがある場合については、以下のとおりとする。

(ｱ)　以下のいずれかの場合には拒否等は行わない。

a　医師が「意識消失等の前兆を自覚できており、運転を控えるべきとはいえない。１年以内の意識の消失も、運転を控えるべきとはいえないと認められる状態で起きている」旨の診断を行った場合

b　医師が「意識消失等の前兆を自覚できないことがあるが、運転中における意識消失等を防止するための措置が実行できると認められることから、運転を控えるべきとはいえない。１年以内の意識の消失も運転を控えるべきとはいえないと認められる状態で起きている」旨の診断を行った場合

c　医師が「（意識の消失を起こした時には運転を控えるべき状態にあった

が、）その後の治療により、意識消失等の前兆を自覚できており、又は意識消失等の前兆を自覚できないことがあるが、運転中における意識消失等を防止するための措置が実行できると認められることから、現時点では運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(ｲ)　医師が「６月以内に上記(ｱ) c に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には６月の保留・停止とする（医師の診断を踏まえて、６月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

①　適性検査結果又は診断結果が上記(ｱ) c の内容である場合には拒否等は行わない。

②　「結果的にいまだ上記(ｱ) c に該当すると診断することはできないが、それは期間中に○○といった特殊な事情があったためで、更に６月以内に上記(ｱ) c に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に６月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、６月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

③　その他の場合には拒否又は取消しとする。

(ｳ)　その他の場合には拒否又は取消しとする。

(ｴ)　上記(ｱ) c の診断については、臨時適性検査等による診断に限り認められるものとする。

(2)　その他の低血糖症（腫瘍性疾患、内分泌疾患、肝疾患、インスリン自己免疫症候群等）

ア　以下のいずれかの場合には拒否等は行わない。

(ｱ)　医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(ｲ)　医師が「今後、ｘ年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

イ　医師が「６月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には６月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、６月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

①　適性検査結果又は診断結果が上記アの内容である場合には拒否等は行わ

ない。

② 「結果的にいまだ上記アに該当すると診断することはできないが、それは期間中に○○といった特殊な事情があったためで、更に６月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に６月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、６月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

ウ その他の場合には拒否又は取消しとする。

エ 上記ア(ｲ)に該当する場合については、一定期間（ｘ年）後に臨時適性検査等を行うこととする。

5 そう鬱病（令第33条の２の３第３項第１号関係）

上記１統合失調症と同様とする。

6 重度の眠気の症状を呈する睡眠障害（令第33条の２の３第３項第２号関係）

(1) 医師が「現在、睡眠障害で重度の眠気を生ずるおそれがあり、６月以内に重度の眠気が生じるおそれがなくなる見込みがあるとはいえない」旨の診断を行った場合には拒否又は取消しとする。

(2) 医師が「現在、睡眠障害で重度の眠気を生ずるおそれがあるが、６月以内に重度の眠気が生じるおそれがなくなる見込みがある」との診断を行った場合には６月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、６月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が「重度の眠気が生じるおそれがない」旨の内容である場合には拒否等は行わない。

② 「結果的にいまだ「重度の眠気が生じるおそれがない」旨の診断をすることはできないが、それは期間中に○○といった特殊な事情があったためで、更に６月以内に「重度の眠気が生じるおそれがなくなる見込みがある」旨の内容である場合には更に６月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、６月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

③ 「６月以内に重度の眠気が生ずるおそれがなくなる見込みがあるとはいえない」旨の内容である場合には拒否又は取消しとする。

(3) その他の場合には拒否等は行わない。

7 その他精神障害（急性一過性精神病性障害、持続性妄想性障害等）（令第33条の２

の３第３項第３号関係）

上記１統合失調症と同様とする。

８　脳卒中（脳梗塞、脳出血、くも膜下出血、一過性脳虚血発作等）（令第33条の２の３第３項第３号関係）

(1)　慢性化した症状

見当識障害、記憶障害、判断障害、注意障害等は「認知症」、運動障害（麻痺）、視覚障害（視力障害等）及び聴覚障害については「身体の障害」に係る規定等に従うこととする。

(2)　発作により生ずるおそれがある症状

ア　脳梗塞等の発作により次の障害のいずれかが繰り返し生じている場合については、拒否又は取消しとする。

(ｱ)　意識障害、見当識障害、記憶障害、判断障害、注意障害等（認知症に相当する程度の障害に限る。）

(ｲ)　運動障害（免許の取消事由に相当する程度の障害に限る。）

(ｳ)　視覚障害等（免許の取消事由に相当する程度の障害に限る。）

イ　アを除き、過去に脳梗塞等の発作でアに掲げる障害のいずれかが生じたことがある場合については、以下のとおりとする。

(ｱ)　医師が「「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」（以下８において「免許取得可能」という。）とまではいえない」旨の診断を行った場合には拒否又は取消しとする。

(ｲ)　以下のいずれかの場合には６月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、６月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

ａ　医師が「６月以内に、免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合

ｂ　医師が「６月以内に、今後ｘ年程度であれば、免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合

上記ａ及びｂの場合には、保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

①　適性検査結果又は診断結果が上記ア及びイ(ｱ)の内容である場合には拒否又は取消しとする。

②　以下のいずれかの場合には更に６月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、６月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

ⅰ　「結果的にいまだ免許取得可能と診断することはできないが、それは期間中に○○といった特殊な事情があったためで、更に６月以内に免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の内容である場合

ⅱ　「結果的にいまだ、今後ｘ年程度であれば免許取得可能と診断することはできないが、それは期間中に○○といった特殊な事情があったためで、更に６月以内に、今後ｘ年程度であれば免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の内容である場合

③　その他の場合には拒否等は行わない。

(ｳ)　その他の場合には拒否等は行わない。

(ｴ)　「今後ｘ年程度であれば、免許取得可能」旨の診断を行った場合（上記イ(ｳ)に該当）については、一定期間（ｘ年）後に臨時適性検査等を行うこととする。

(3)　本基準については、脳動脈瘤破裂、脳腫瘍等についても準用する。

9　認知症（道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第90条第１項第１号の２及び法第103条第１項第１号の２関係）

(1)　アルツハイマー型認知症、血管性認知症、前頭側頭型認知症（ピック病）及びレビー小体型認知症

拒否又は取消しとする。

(2)　その他の認知症（甲状腺機能低下症、脳腫瘍、慢性硬膜下血腫、正常圧水頭症、頭部外傷後遺症等）

ア　医師が「認知症について回復の見込みがない」又は「認知症について６月以内に回復する見込みがない」旨の診断を行った場合には、拒否又は取消しとする。

イ　医師が「認知症について６月以内に回復する見込みがある」旨の診断を行った場合には、６月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて６月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

①　適性検査結果又は診断結果が「認知症について回復した」旨の内容である場合には拒否等を行わない。

②　「結果的にいまだ回復した旨の診断はできないが、それは期間中に○○といった特殊な事情があったためで、更に６月以内にその診断を行う見込みがある」旨の内容である場合には更に６月以内の保留又は停止とする。

③　その他の場合には拒否又は取消しとする。

(3)　認知症ではないが認知機能の低下がみられ今後認知症となるおそれがある場合

医師が「軽度の認知機能の低下が認められる」、「境界状態にある」、「認知症の疑いがある」等の診断を行った場合には、その後認知症となる可能性があることから、６月後に臨時適性検査等を行うこととする。

なお、医師の診断結果を踏まえて、より長い期間や短い期間を定めることも可能である（ただし、長期の場合は最長でも１年とする。）。

10　アルコールの中毒者（法第90条第１項第２号及び法第103条第１項第３号）

(1)　アルコールの中毒者については、国際疾病分類（ICD－10）の「アルコール使用による精神および行動の障害」においてF10.2からF10.9までに該当し、かつ下記①から③までのいずれか又は全てを満たさないものとし、医師がその旨の診断を行った場合には拒否又は取消しとする。

①　断酒を継続している。

②　アルコール使用による精神病性障害、健忘症候群、残遺性障害及び遅発性の精神病性障害（アルコール幻覚症、認知症、コルサコフ症候群等）のない状態を続けている。

③　再飲酒するおそれが低い。

なお、①及び②といえるためには、最低でも６月以上その状態を継続していることを要し、①の期間について、入院その他の理由により本人の意思によらず飲酒できない環境にいた期間については断酒を継続している期間として算入しない。

(2)　医師が「アルコール依存症であり、現時点では上記(1)の①から③までの全てを満たすと診断することはできないが、６月以内に、上記(1)の①から③までの全てを満たすと診断することができると見込まれる」旨の診断を行った場合には、６月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、６月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

①　適性検査結果又は診断結果がアルコール依存症について上記(1)の①から③までの全てを満たす内容である場合には拒否等は行わない。

②　「結果的にいまだアルコール依存症について上記(1)の①から③までの全てを満たすと診断することはできないが、それは期間中に○○といった特殊な事情があったためで、更に６月以内に上記(1)の①から③までの全てを満たすと診断することができると見込まれる」旨の内容である場合には更に６月の保留又は停止とする。

③　その他の場合には拒否又は取消しとする。

(3)　医師が「アルコール依存症（国際疾病分類（ICD－10）におけるF10.2からF10.9

までに該当）であるが上記(1)の①から③までの全てを満たす」旨の診断を行った場合には拒否等は行わない。

なお、慢性化した運動障害が残る場合については「身体の障害」に係る規定等に従うこととする。

別紙２

第１　運転免許の効力の停止等の処分量定基準

１　点数制度による運転免許の効力の停止等の処分の基本量定（４に規定するものを除く。）

(1)　運転免許の効力の停止の基準（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第38条第５項第２号イ）に該当する者

一般違反行為（令第33条の２第１項第１号に規定する一般違反行為をいう。以下同じ。）に係る累積点数（令第33条の２第３項に規定する累積点数をいう。以下同じ。）が令別表第３の１の表の第１欄に掲げる区分に応じ同表の第７欄に掲げる点数に達したことにより、運転免許（以下「免許」という。）の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、次表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に掲げる期間とする。

<table>
<tr><th colspan="2">前歴の回数</th><th>累積点数</th><th>期　間</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">前歴がない者</td><td>６点、７点、８点</td><td>30日</td></tr>
<tr><td>９点、10点、11点</td><td>60日</td></tr>
<tr><td>12点、13点、14点</td><td>90日</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">前歴が１回である者</td><td>４点、５点</td><td>60日</td></tr>
<tr><td>６点、７点</td><td>90日</td></tr>
<tr><td>８点、９点</td><td>120日</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">前歴が２回である者</td><td>２点</td><td>90日</td></tr>
<tr><td>３点</td><td>120日</td></tr>
<tr><td>４点</td><td>150日</td></tr>
<tr><td rowspan="4">前歴が３回以上である者</td><td rowspan="2">３回である者</td><td>２点</td><td>120日</td></tr>
<tr><td>３点</td><td>150日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">４回以上である者</td><td>２点</td><td>150日</td></tr>
<tr><td>３点</td><td>180日</td></tr>
</table>

（注）前歴とは令別表第３の備考の１に規定する前歴をいう。以下同じ。

(2)　免許の保留、免許を与えた後における免許の効力の停止又は６月を超えない範囲内の期間の自動車及び一般原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転の禁止の基準（令第33条の２、第33条の３又は第40条）に該当する者

上記(1)に掲げる期間は、免許の保留、免許を与えた後における免許の効力

の停止又は６月を超えない範囲内の期間の自動車等の運転の禁止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定について準用する。

なお、免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の基準に該当する者（運転免許試験に合格した者で当該試験に係る免許以外の免許を現に受けている者又は国際運転免許証若しくは外国免許証を現に所持している者（以下「他免許等既得者」という。）を除く。）については、上記(1)に掲げる期間から、当該処分の理由となった一般違反行為をした日（令第33条の２第４項各号に掲げる者については、当該各号に定める日とする。）から当該処分の日までの既に経過した期間を除いた残りの期間を処分期間とする。

２　点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定（３及び４に規定するものを除く。）

(1)　免許の効力の停止の基準（令第38条第５項第２号ロ又はハ）に該当する者

重大違反唆し等（道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第90条第１項第５号に規定する重大違反唆し等をいう。以下同じ。）若しくは道路外致死傷（同条第６号に規定する道路外致死傷をいう。以下同じ。）又は危険性帯有（法第103条第１項第８号に該当するものをいう。以下同じ。）により免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、次のとおりとする。

ア　重大違反唆し等、道路外致死傷（令第38条第５項第２号ロ）

(ｱ)　令別表第４第４号に掲げる重大違反唆し等をしたときは、次表の左欄に掲げる重大違反の種別に応じ、それぞれ右欄に掲げる期間

重大違反の種別	期　間
酒気帯び（0.25未満）速度超過（25未満）等、酒気帯び運転（0.25未満）、大型自動車等無資格運転、仮免許運転違反又は速度超過（50以上）	90日以上
速度超過（30（高速40）以上50未満）、積載物重量制限超過（大型等10割以上）、無車検運行又は無保険運行、携帯電話使用等（交通の危険）	30日以上

備考　重大違反の種別は、令別表第２の１の表に定める点数が６点から14点までの違反行為の種別をいう。

(ｲ)　令別表第４第４号に掲げる道路外致死傷をしたときは、次表の左欄に掲

げる道路外致死傷の種別に応じ、中欄又は右欄に掲げる期間

なお、処分の基本量定の期間は、当該事故が法第２条第１項第１号に規定する道路（以下「道路」という。）におけるものであった場合において、その処分が令第38条第５項第１号に掲げる免許の取消しの基準に該当するものであるときは180日の期間、同項第２号に掲げる免許の効力の停止の基準に該当するものであるときは上記１の(1)に定める処分の基本量定の期間に準じた期間とする。

道路外致死傷の種別	専ら当該道路外致死傷をした者の不注意によるものである場合における期間	中欄に規定する場合以外の場合における期間
人の傷害に係る道路外致死傷で負傷者の負傷の治療に要する期間が３月以上であるもの又は後遺障害が存するもの	－	60日以上
人の傷害に係る道路外致死傷で負傷者の負傷の治療に要する期間が30日以上３月未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）	60日以上	30日以上
人の傷害に係る道路外致死傷で負傷者の負傷の治療に要する期間が15日以上30日未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）	30日以上	30日以上

備考

1　負傷者の負傷の治療に要する期間は、当該負傷者の数が２人以上である場合にあっては、これらの者のうち最も負傷の程度が高い者の負傷の治療に要する期間をいう。イ(ｵ)において同じ。

2　この欄の後遺障害とは、当該負傷者の負傷が治ったとき（その症状が固定したときを含む。）における身体の障害で運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則（平成14年国家公安委員会規則第14号）で定める程度のものをいう。

イ　危険性帯有（令第38条第５項第２号ハ）

次に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、それぞれの行為ごとに定める期間

(ｱ)　自動車等の使用者その他自動車の装置の整備について責任を有する者が次表の左欄に掲げる一般違反行為をさせたときは、右欄に掲げる期間

一般違反行為の種別	期　間
整備不良（制動装置等）又は整備不良（尾灯等）	30日以上

(ｲ)　自動車の使用者（安全運転管理者、副安全運転管理者その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。３において「使用者等」という。）がその者の業務に関し、自動車の運転者に対して、次表の左欄に掲げる違反行為を命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認したとき（令第38条第５項第１号ロ又は第２号ロに該当する場合を除く。）は、それぞれの区分に応じ右欄に掲げる期間

違反行為の種別	期　間
酒気帯び運転（0.25以上）、過労運転等、無免許運転、酒気帯び（0.25未満）速度超過（50以上）等、酒気帯び（0.25未満）速度超過（30（高速40）以上50未満）等、酒気帯び（0.25未満）速度超過（25以上30（高速40）未満）等、酒酔い運転又は麻薬等運転	180日
酒気帯び（0.25未満）速度超過（25未満）等、酒気帯び運転（0.25未満）、大型自動車等無資格運転又は速度超過（50以上）	90日以上
速度超過（30（高速40）以上50未満）、積載物重量制限超過（大型等10割以上）、速度超過（25以上30（高速40）未満）、放置駐車違反（駐停車禁止場所等）、積載物重量制限超過（大型等５割以上10割未満）、積載物重量制限超過（普通等10割以上）、速度超過（20以上25未満）、放置駐車違反（駐車禁止場所等）、積載物重量制限超過（大型等５割未満）、積載物重量制限超過（普通等５割以上10割未満）、速度超過（20未満）又は積載物重量制限超過（普通等５割未満）	30日以上

備考　違反行為とは、一般違反行為及び特定違反行為（令第33条の２第２項第１号に規定する特定違反行為をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。

(ｳ)　交通事故があった場合において、唆して次表の左欄に掲げる措置義務違反をさせ、若しくは当該違反をした場合に助け、又は自動車の運転者以外の乗務員が左欄に掲げる措置義務違反をしたとき（令第33条の２の３第４項第２号に係る重大違反唆し等に該当する場合を除く。）は、それぞれの区分に応じ右欄に掲げる期間

措置義務違反の種別	期　間
人の死亡又は傷害に係る交通事故を起こした場合における措置義務違反	180日
物の損壊に係る交通事故を起こした場合における措置義務違反	30日以上

備考　上表において措置義務違反とは、法第72条第１項前段の規定に違反する行為をいう。

(ｴ)　道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第１項又は自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第５条の規定に違反する行為をしたとき（その者が自動車等を運転して当該規定に違反する行為をしたとき及び令第38条第５項第２号ロに該当するときを除く。）は、30日以上の期間

(ｵ)　道路以外の場所で、自動車等を運転した場合は、次の区分に応じた期間

ａ　故意により建造物を損壊したときは、180日の期間

ｂ　人を負傷させ（故意によるもの及び負傷者の負傷の治療に要する期間が15日以上であるもの又は後遺障害が存するものを除く。）、又は建造物を損壊したとき（故意によるものを除く。）は、当該事故が、道路におけるものであった場合において、その処分が令第38条第５項第１号に掲げる免許の取消しの基準に該当するものであるときは180日の期間、同項第２号に掲げる免許の効力の停止の基準に該当するものであるときは上記１の(1)に定める処分の基本量定の期間に準じた期間

(ｶ)　自動車等の運転を利用して、著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれのある犯罪を犯したときは、30日以上の期間

(ｷ)　免許の効力の停止の期間中に当該免許を失効させた者又は再試験に係る

免許の取消しを受けた者が、当該免許の効力を停止することとされていた期間が経過しない間に免許を受けたときは、当該処分の日を起算日とする処分の残期間

(ｸ) 運転免許証を偽造し、若しくは変造したとき、又はこれらの行為に関与したときは、60日以上の期間

(ｹ) 不正の手段で免許、免許証又は免許情報記録個人番号カードを取得し、若しくは取得しようとしたとき、又はこれらの行為に関与したときは、60日以上の期間

(ｺ) 前各号に掲げる場合のほか、その者が自動車等を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認められる行為をしたときは、30日以上の期間

(2) 免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の基準（令第33条の２又は第33条の３）に該当する者

上記(1)のアに掲げる期間は、免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定について準用する。

なお、免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の基準に該当する者（他免許等既得者を除く。）については、上記(1)のアに掲げる期間から、当該処分の理由となった重大違反唆し等又は道路外致死傷をした日（令第33条の２第４項各号に掲げる者については、当該各号に定める日とする。）から当該処分の日までの既に経過した期間を除いた残りの期間を処分期間とする。この場合において、重大違反唆し等をした日は、唆した日又は助けた日とする。

３ 麻薬、覚醒剤等の使用等をした者等に対する免許の効力の停止の処分量定基準

次表の左欄に掲げる行為をした者が自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、令第38条第５項第２号ハの規定による免許の効力の停止を行うこととし、その処分の基本量定の期間は、それぞれ右欄に掲げる期間とする。

区　　分	期　間
法定の除外事由なしに、麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、	

反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	180日
免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者	
自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認したもの（令第38条第５項第１号ロに該当する場合を除く。）	90日以上
麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者	

備考　この表における用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

１　麻薬とは、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第２条第１号に規定する麻薬をいう。

２　大麻とは、大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第２条第２項に規定する大麻をいう。

３　あへんとは、あへん法（昭和29年法律第71号）第３条に規定するあへん又はけしがらをいう。

４　覚醒剤とは、覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）第２条に規定する覚醒剤又は覚醒剤原料をいう。

５　麻薬、覚醒剤等の使用等とは、麻薬若しくは覚醒剤を自己に使用し、若しくは施用を受け、あへんを吸食することをいう。

　ただし、大麻草から製造された医薬品（テトラヒドロカンナビノール類を含有するもの）を麻向法の免許制度の下で適正に施用を受ける場合を除く。

６　麻薬、覚醒剤等の譲渡し等とは、次に掲げる行為（未遂を含む。）をいう。

(1)　ジアセチルモルヒネ、その塩類又はこれらのいずれかを含有する麻薬を譲り渡し、交付し、又は他人に施用すること。

(2)　(1)以外の麻薬を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。

(3)　あへんを譲り渡すこと。

(4)　覚醒剤を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。

4　暴走行為者等に対する免許の効力の停止等の処分量定基準

(1)　点数制度による免許の効力の停止等の処分の基本量定

ア　免許の効力の停止の基準（令第38条第５項第２号イ）に該当する者

自動車等の運転者が道路において２台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合における集団の勢力を借りて行う速度超過、信号無視、整備不良等の違反行為（共同危険行為等禁止違反（法第68条の規定に違反する行為をいう。以下同じ。）及び共同危険行為等禁止違反と同時にした違反行為を除く。以下「暴走行為」という。）に係る累積点数が令別表第３の１の表の第１欄に掲げる区分に応じ同表の第７欄に掲げる点数に達したことにより、免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、上記１(1)に定める基本量定の期間に30日を加えた期間とし、その期間が180日を超える場合は180日とする。

イ　免許の保留、免許を与えた後における免許の効力の停止又は６月を超えない範囲内の期間の自動車等の運転の禁止の基準（令第33条の２、第33条の３又は第40条）に該当する者

上記アに掲げる期間は、免許の保留、免許を与えた後における免許の効力の停止又は６月を超えない範囲内の期間の自動車等の運転の禁止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定について準用する。

なお、免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の処分の基準に該当する者（他免許等既得者を除く。）については、上記アに掲げる期間から、当該処分の理由となった一般違反行為をした日（令第33条の２第４項各号に掲げる者については、当該各号に定める日とする。）から、当該処分の日までの既に経過した期間を除いた残りの期間を処分期間とする。

(2)　点数制度によらない免許の効力の停止の処分の基本量定

次表の左欄に掲げる行為をした者が自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、令第38条第５項第２号ハの規定による免許の効力の停止を行うこととし、その処分の基本量定の期間は、それぞれ右欄に掲げる期間とする。

区　　分	期　間
他人を指揮して暴走行為をさせたとき又は暴走行為を率先助勢し	

たとき。	
２人以上の自動車等の運転者が道路以外の場所において、２台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合において、共同して、著しく他人の生命若しくは身体の危険を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる行為をしたとき。	180日
道路若しくは公園、海水浴場、駅構内等の道路以外の公共の場所において２台以上の自動車等を連ねて通行させ、若しくは並進させる機会における自動車等の運転者若しくは同乗者により集団の勢力を借りて行われる石、ガラスびん、金属片その他人若しくは自動車等を損傷するおそれのある物件を投げ、若しくは発射する行為若しくは暴行、傷害、器物毀棄等の行為で道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるもの（以下「集団走行暴力行為」という。）をしたとき又は唆して集団走行暴力行為をさせ、若しくはこれを助けたとき。	90日以上
共同危険行為等禁止違反が行われることを知りながら当該違反に係る自動車等にその集団の一員として乗車していたとき（令第38条第５項第１号ロに該当する場合を除く。）。	
(1)　共同危険行為等禁止違反を行うおそれがある集団（以下「暴走集団」という。）に参加した運転者が、道路における当該暴走集団の通行に際し、道路運送車両法第11条第５項、第19条、第36条（第73条第２項において準用する場合を含む。）、第73条第１項（第97条の３第２項において準用する場合を含む。）又は第98条第１項若しくは第３項（不正使用に関する部分に限る。）の規定に違反する行為をしたとき。 (2)　暴走集団に参加している運転者を指揮して(1)に規定する行為をさせたとき。	60日以上

５　違反者講習を受講しなかった者に対する免許の効力の停止等の処分量定基準

法第108条の３の２の規定による通知を受けた者で法第102条の２に規定する期間内に違反者講習（法第108条の２第１項第13号に掲げる講習をいう。以下同じ。）を受講しなかったものが、違反者講習の理由となった一般違反行為以外に一般違反行為を行っていた場合において、一般違反行為に係る累積点数が令別表第３の

１の表の第１欄に掲げる区分に応じ同表の第７欄に掲げる点数に達したことにより、免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、上記１(1)に定める処分の基本量定の期間に30日を加えた期間とする。

６　処分量定に関する特例

(1)　一般違反行為をしたことを理由とする免許の効力の停止等の処分を猶予された者がその後違反行為をしたときは、処分を猶予されなかったときに比し、処分が過重にならないよう処分量定を行う。

(2)　処分を受ける者の責に帰すべき理由以外の理由により、違反行為又は重大違反唆し等若しくは道路外致死傷（以下「違反行為等」という。）の発生の順に処分を行うことができなかったときは、違反行為等の発生の順に処分が行われたときに比し、処分が均衡を失せず、かつ、処分が過重にならないよう処分量定を行う。

(3)　処分を受ける者の責に帰すべき理由以外の理由により処分が遅れた場合で、その者が当該処分の理由となった違反行為等をした日以後違反行為等をしないで免許を受けていた期間（免許の効力が停止されていた期間を除く。以下同じ。）が通算して１年を経過しているものであるときは、その実績等を考慮して処分量定を行う。

(4)　前歴のある者の処分の場合で、その者が当該前歴の事由となった違反行為をした日以後、違反行為等をしないで免許を受けていた期間が通算して１年に近い期間を経過しているものであるときは、その実績、その後にした違反行為の危険性等を考慮して処分量定を行う。

(5)　前歴のある者の処分の場合で、当該前歴がその者の責に帰すべき理由以外の理由により処分が遅れたことによるものであるときは、通常の手続の範囲の期間内に処分が行われたときに比し､処分が過重にならないよう処分量定を行う。

第２　処分の軽減及び処分の猶予

１　取消し等の処分の軽減

一般違反行為をしたことを理由として処分を行おうとする場合に累積点数が令別表第３の１の表の第１欄に掲げる区分に応じ同表の第２欄から第６欄までに掲げる点数に達し、若しくは特定違反行為をしたことを理由として処分を行おうとする場合に累積点数が令別表第３の２の表の第１欄に掲げる区分に応じ同表の第２欄から第９欄までに掲げる点数に達し、又は令別表第４第１号から第３号まで

に掲げる行為をし、若しくは令別表第５第１号から第４号までに掲げる行為をしたことにより、免許の取消し、免許の拒否又は１年以上10年を超えない範囲内の期間の自動車等の運転の禁止の処分基準に該当することとなった者において、その者の運転者としての危険性がより低いと評価すべき特段の事情があるときは、それぞれ次の区分により処分を軽減することができる。

(1)　免許の取消し（免許を与えた後における免許の取消しを除く。）の処分基準に該当する者

ア　一般違反行為若しくは特定違反行為をしたことを理由として処分を行う場合（イに該当する場合を除く。）又は重大違反唆し等及び道路外致死傷を理由として処分を行う場合で、令第38条第６項又は同第７項に規定する免許を受けることができない期間（以下「欠格期間」という。）が２年以上に該当するときは、当該期間から１年を減じた期間に軽減することができる。欠格期間が１年に該当するときは180日の免許の効力の停止に軽減することができる。

イ　前歴を有しない者が安全運転義務違反をし、よって交通事故を起こしたことを理由に処分を行う場合で、その者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、交通事故が専ら相手側の不注意によって発生したものであるときは、欠格期間が２年に該当するときは180日の免許の効力の停止、当該期間が１年に該当するときは150日の免許の効力の停止に軽減することができる。

(2)　免許の拒否又は免許を与えた後における免許の取消し（以下「免許の拒否等」という。）の処分基準に該当する者（他免許等既得者を除く。）

ア　令第33条の４第１項第２号若しくは第３号又は同条第２項第１号若しくは第２号の規定により、欠格期間が、当該処分の理由となった行為をした日（令第33条の４第３項において準用する令第33条の２第４項各号に掲げる者については、当該各号に定める日とする。以下同じ。）から起算して、２年以上を経過するまでの期間に該当するときは、当該期間から１年を減じた期間に軽減することができる。欠格期間が１年を経過するまでの期間に該当するときは、処分の理由となった行為をした日から180日を経過するまでの期間の免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止に軽減することができる。

なお、これらの期間計算の結果、１年を減じた後の欠格期間又は免許の保留若しくは免許を与えた後における免許の効力の停止に係る期間が既に経過

している場合は、免許の拒否等及び欠格期間の指定又は免許の保留若しくは免許を与えた後における免許の効力の停止をしない。

イ　前歴を有しない者が安全運転義務違反をし、よって交通事故を起こしたことを理由に処分を行う場合で、その者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、交通事故が専ら相手側の不注意によって発生したものであるときは、欠格期間が処分の理由となった行為をした日から２年を経過するまでの期間に該当するときは180日の免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止、欠格期間が処分の理由となった行為をした日から１年を経過するまでの期間に該当するときは150日の免許の保留又は免許を与えた後におけるの免許の効力の停止に軽減することができる。

なお、これらの期間計算の結果、免許の保留若しくは免許を与えた後における免許の効力の停止に係る期間が既に経過している場合は、免許の保留若しくは免許を与えた後における免許の効力の停止をしないものとする。

(3)　自動車等の運転の禁止の処分基準に該当する者

ア　令第40条第１項第２号若しくは第３号又は同条第２項第１号若しくは第２号の規定により、自動車等の運転を禁止される期間が２年以上に該当するときは、当該期間から１年を減じた期間の自動車等の運転の禁止に軽減することができる。自動車等の運転を禁止される期間が１年に該当するときは、180日の自動車等の運転の禁止に軽減することができる。

イ　前歴を有しない者が安全運転義務違反をし、よって交通事故を起こしたことを理由に処分する場合で、その者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、交通事故が専ら相手側の不注意によって発生したものであるときは、自動車等の運転を禁止される期間が２年に該当するときは180日の自動車等の運転の禁止、自動車等の運転を禁止される期間が１年に該当するときは 150日の自動車等の運転の禁止に軽減することができる。

２　停止等の処分の軽減及び猶予

一般違反行為をしたことを理由として処分を行おうとする場合に累積点数が令別表第３の１の表の第１欄に掲げる区分に応じ同表の第７欄に掲げる点数に達し、若しくは令別表第４の第４号に掲げる行為をしたことにより免許の効力の停止、免許の保留若しくは６月を超えない範囲内の自動車等の運転の禁止の基準に該当することとなった者又は危険性帯有により免許の効力の停止の基準に該当す

ることとなった者において、その者の運転者としての危険性がより低いと評価すべき特段の事情があるときは、その者に係る上記第１において規定する処分の基本量定の期間から30日又は60日（前歴のある者については30日に限る。）を減じた期間に処分を軽減することができる。

また、処分の基本量定の期間が30日又は60日に該当する者（法第108条の３の２の規定による通知を受けた者で、法第102条の２に規定する期間内に違反者講習を受けなかったものを除く。）において、上記特段の事情がある場合は、処分を猶予することができる。

第３　停止等の処分の期間の短縮

法第108条の２第１項第３号に掲げる講習を受講した者の法第90条第12項又は第103条第10項の規定による処分期間の短縮は、考査の成績が50パーセント以上の者について、受講態度を加味して改善効果を評価し、次表「処分期間の短縮日数の基準」に準拠して行い、50パーセント未満の者については行わない。ただし、考査の成績が50パーセント未満の者からの申出に係る再考査の成績が50パーセント以上であるときは、上記に準じて処分期間の短縮を行うことができるものとし、この場合における短縮日数は、次表の考査成績が可の場合の短縮日数を超えてはならない。

処分期間の短縮日数の基準

受　講　者			考査成績別短縮日数		
処分区分	講習区分	処分日数	優	良	可
免許の効力の停止 自動車等の運転の禁止	短期講習	30日	29日	25日	20日
	中期講習	60日	30日	27日	24日
	長期講習	90日 120日 150日 180日	45日 60日 70日 80日	40日 50日 60日 70日	35日 40日 50日 60日
免許の保留 免許を与えた後における免許の効力の停止	短期講習	39日以下	受講日を除く残り日数	処分日数の80パーセントに当たる日数	処分日数の70パーセントに当たる日数
	中期講習	40日～	処分日数の50パーセン	処分日数の45パーセン	処分日数の40パーセン

		89日	トに当たる日数	トに当たる日数	トに当たる日数
	長期講習	90日 ～ 180日	処分日数の45パーセントに当たる日数	処分日数の40パーセントに当たる日数	処分日数の35パーセントに当たる日数

備考

1　考査成績の優は85パーセント以上の成績、良は70パーセント以上の成績、可は50パーセント以上の成績とする。

2　免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の短縮日数を算出する場合において、１日未満の端数は切り捨てるものとする。

3　受講態度が不良で改善効果が低いと認めた者の短縮日数については、当該本人の考査成績に係る短縮日数を下回るものとすることができる。ただし、考査成績が優の者の短縮日数については良に係る短縮日数を、良の者の短縮日数については可に係る短縮日数をそれぞれ下回らないものとする。

4　令第33条の２第１項第８号の規定による免許の保留の短縮日数は、当該処分と同時に行われる免許の効力の停止等の短縮日数と同じとなる。

処　分　基　準

令和６年12月12日作成

法　　令　　名	道路交通法
根　拠　条　項	第103条第２項
処 分 の 概 要	運転免許の取消し
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	道路交通法第103条第２項から第５項まで、第８項及び第９項（免許の取消し、停止等）
処　分　基　準	運転免許の取消しを行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う（別紙については、E-38-1ページからE-38-14ページまでを参照）。
問　合　せ　先	運転免許課行政処分係（電話024-591-4372）
備　　考	

処　分　基　準

令和６年12月12日作成

法　　令　　名：	道路交通法
根　拠　条　項：	第103条第４項
処 分 の 概 要：	運転免許の取消し、効力の停止
原権者（委任先）：	福島県公安委員会（免許の効力の停止及びその期間の短縮については、福島県警察本部長）
法 令 の 定 め：	道路交通法第103条（免許の取消し、停止等） 道路交通法施行令第33条の２の３（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条第１項から第５項まで（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）、第38条の２（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）
処　分　基　準：	病気等の事由により運転免許の効力の取消し又は停止を行う場合の基準は、別紙１のとおり（別紙１については、E-51-1ページからE-51-16ページまでを参照） 点数制度等により運転免許の取消しを行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙２に従い処分の軽減を行う。効力の停止を行う場合の基準は、別紙２のとおり（別紙２については、E-51-17ページからE-51-30ページまでを参照）
問　合　せ　先：	運転免許課行政処分係（電話024-591-4372）
備　　考：	

処　分　基　準

令和６年12月12日作成

法　　令　　名	道路交通法
根　拠　条　項	第103条第７項
処 分 の 概 要	運転免許を受けることができない期間の指定
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	道路交通法施行令第38条第６項　（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）
処　分　基　準	運転免許の欠格期間の指定の基準は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う（別紙については、E-38-1ページからE-38-14ページまでを参照）。
問　合　せ　先	運転免許課行政処分係（電話024-591-4372）
備　　考	

処　分　基　準

令和６年12月12日作成

法　　令　　名	道路交通法
根　拠　条　項	第103条第８項
処 分 の 概 要	運転免許を受けることができない期間の指定
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	道路交通法施行令第38条第７項　（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）
処　分　基　準	運転免許の欠格期間の指定の基準は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う（別紙については、E-38-1ページからE-38-14ページまでを参照）。
問　合　せ　先	運転免許課行政処分係（電話024-591-4372）
備　　考	

処　分　基　準

令和元年12月14日作成

法　　令　　名	道路交通法
根　拠　条　項	第104条の２の３第１項
処 分 の 概 要	運転免許の効力の停止
原権者（委任先）	福島県公安委員会（免許の効力の停止及びその期間の短縮については、福島県警察本部長）
法 令 の 定 め	道路交通法第102条第１項から第４項まで（臨時適性検査等）、第103条第１項第１号、第１号の２又は第３号（免許の取消し、停止等） 道路交通法施行令第39条の２第１項（臨時適性検査に係る免許の効力の停止をする場合等）
処　分　基　準	自動車等の運転により交通事故を起こし、かつ、当該交通事故の状況から判断して、一定の病気等に該当する疑いがあると認められるときその他これに準ずるものとして政令で定めるときの免許の効力の停止の期間は、処分の日から、臨時適性検査又は診断書提出命令を行ったとした場合において、当該臨時適性検査又は診断書提出命令の結果を踏まえ、公安委員会が処分の決定をすることができるようになるまでに要すると見込まれる期間を基準として定める。
問　合　せ　先	運転免許課行政処分係（電話024-591-4372）
備　　考	

処　分　基　準

令和７年３月24日作成

法　　令　　名：	道路交通法
根　拠　条　項：	第104条の２の３第３項
処 分 の 概 要：	運転免許の取消し、効力の停止
原権者（委任先）：	福島県公安委員会（免許の効力の停止及びその期間の短縮については、福島県警察本部長）
法 令 の 定 め：	道路交通法第90条第１項第１号から第２号まで（免許の拒否等）、第101条の７（臨時認知機能検査等）、第102条第１項から第７項まで（臨時適性検査等）、第103条第１項第１号から第３号まで（免許の取消し、停止等）、第108条の２第１項第12号（講習） 道路交通法施行令第37条の６の４（認知機能が低下した場合に行われやすい違反行為）、第37条の６の５（臨時認知機能検査の受検期間等の特例）、第37条の７（臨時適性検査）、第39条の２第２項（臨時適性検査に係る免許の効力の停止をする場合等） 道路交通法施行規則第29条の２の６第１項（臨時高齢者講習）、第29条の３第１項（臨時適性検査等）
処　分　基　準：	臨時認知機能検査、臨時高齢者講習若しくは臨時適性検査の通知を受けた者（免許を受けた者に限る。）又は診断書提出命令を受けた者（免許を受けた者に限る。）がそれぞれ当該臨時認知機能検査、当該臨時高齢者講習若しくは当該臨時適性検査を受けないと認める場合又は当該診断書提出命令に従わない場合の免許の取消しは法令の定めを基準とする。効力の停止の期間は、臨時高齢者講習に係る処分については法令の定めを基準とし、臨時認知機能検査、臨時適性検査又は診断書提出命令に係る処分については、処分の日から、当該臨時適性検査又は当該診断書提出命令を行ったとした場合において、その結果を踏まえ、公安委員会が処分の決定をすることができるようになるまでに要すると見込まれる期間を基準として定める。
問　合　せ　先：	運転免許課行政処分係（電話024-591-4372）
備　　考：	

処　分　基　準

令和６年12月12日作成

法　　令　　名：	道路交通法
根　拠　条　項：	第107条の５第１項
処 分 の 概 要：	自動車等の運転禁止
原権者（委任先）：	福島県県公安委員会
法 令 の 定 め：	道路交通法第103条第１項第１号から第３号まで（免許の取消し、停止等）、第107条の５第１項（自動車等の運転禁止等） 道路交通法施行令第33条の２の３（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条の２（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）、第40条第１項（自動車等の運転の禁止の基準）
処　分　基　準：	病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は、別紙１のとおり（別紙１については、E-51-1ページからE-51-16ページまでを参照）。 点数制度等により、６月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙２に従い処分の軽減を行う。６月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は、別紙２のとおり（別紙２については、E-51-17ページからE-51-30ページまでを参照）。
問　合　せ　先：	運転免許課行政処分係（電話024-591-4372）
備　　考：	

処　分　基　準

令和６年12月12日作成

法　　令　　名：	道路交通法
根　拠　条　項：	第107条の５第２項
処 分 の 概 要：	自動車等の運転禁止
原権者（委任先）：	福島県公安委員会
法 令 の 定 め：	道路交通法第107条の５第２項（自動車等の運転禁止等） 道路交通法施行令第40条第２項（自動車等の運転の禁止の基準）
処　分　基　準：	自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う（別紙については、E-38-1ページからE-38-14ページまでを参照）。
問　合　せ　先：	運転免許課行政処分係（電話024-591-4372）
備　　考：	

処　分　基　準

令和６年12月12日作成

法　　令　　名：	道路交通法
根　拠　条　項：	第107条の５第９項
処 分 の 概 要：	自動車等の運転禁止
原権者（委任先）：	福島県公安委員会
法 令 の 定 め：	道路交通法第103条第１項第１号から第３号まで（免許の取消し、停止等）、第107条の５第１項及び第２項（自動車等の運転禁止等） 道路交通法施行令第33条の２の３（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条の２（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）、第40条（自動車等の運転の禁止の基準）
処　分　基　準：	病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は、別紙１のとおり（別紙１については、E-51-1ページからE-51-16ページまでを参照）。 点数制度等により６月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙２に従い処分の軽減を行う。６月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は、別紙２のとおり（別紙２については、E-51-17ページからE-51-30ページまでを参照）。
問　合　せ　先：	運転免許課行政処分係（電話024-591-4372）
備　　考：	

処　分　基　準

令和５年９月19日作成

法　　令　　名：道路交通法	
根　拠　条　項：第108条の３の５第１項	
処 分 の 概 要：特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令	
原権者（委任先）：福島県公安委員会	
法 令 の 定 め： 道路交通法第108条の３の５第１項（特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令）	
処　分　基　準： 道路交通法第108条の３の５第１項に規定する特定小型原動機付自転車危険行為（以下単に「危険行為」という。）をした特定小型原動機付自転車運転者であって、当該危険行為をした日を起算日とする過去３年以内にその他の危険行為をしたものについて、次に掲げる場合を除き、３月以内に行われる特定小型原動機付自転車運転者講習の受講を命ずることとする。 ・　交通事故により下半身不随となるなど、特定小型原動機付自転車の運転によって道路における交通の危険を生じさせるおそれが失われたと認められる場合 ・　既に特定小型原動機付自転車運転者講習を受けた者である場合であって、特定小型原動機付自転車運転者講習を受講した後の危険行為が２回に満たないとき ・　特定小型原動機付自転車運転者の起算日時点の年齢が16歳未満であるとき	
問　合　せ　先：交通企画課交通安全係（電話024－522－2151）	
備　　考：	

処　分　基　準

令和５年９月19日作成

法　　令　　名	道路交通法
根　拠　条　項	第108条の３の５第２項
処 分 の 概 要	自転車運転者講習の受講命令
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	道路交通法第108条の３の５第２項(自転車運転者講習の受講命令)
処　分　基　準	道路交通法第108条の３の５第２項に規定する自転車危険行為（以下単に「危険行為」という。）をした自転車運転者であって、当該危険行為をした日を起算日とする過去３年以内にその他の危険行為をしたものについて、次に掲げる場合を除き、３月以内に行われる自転車運転者講習の受講を命ずることとする。 ・　交通事故により下半身不随となるなど、自転車の運転によって道路における交通の危険を生じさせるおそれが失われたと認められる場合 ・　既に自転車運転者講習を受けた者である場合であって、自転車運転者講習を受講した後の危険行為が２回に満たないとき
問　合　せ　先	交通企画課交通安全係（電話024－522－2151）
備　　考	

処　分　基　準

令和７年３月24日作成

法　　令　　名：	道路交通法
根　拠　条　項：	第108条の32の２第５項
処 分 の 概 要：	運転免許取得者等教育の認定の取消し
原権者（委任先）：	福島県公安委員会
法 令 の 定 め：	道路交通法第108条の32の２第１項(運転免許取得者等教育の認定) 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第１条（課程の区分)、第２条（運転免許取得者等教育指導員)、第３条（設備)、第４条（課程の基準)
処　分　基　準：	都道府県公安委員会は、道路交通法第108条の32の２第１項の認定を受けた運転免許取得者等教育が同項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 この認定を取り消す場合の基準は、別紙１及び別紙２のとおり
問　合　せ　先：	運転免許課講習係（電話024-591-4372）
備　　考：	

別紙１

１　認定の審査について

(1)　「交通安全教育指針に従つて行われるものであること」の審査

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の32の２第１項第３号の「交通安全教育指針に従つて行われるもの」であることは、交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号。以下「指針」という。）のうち、具体的には、指針「第１章　交通安全教育を行う者の基本的な心構え」に示された事項及び指針第２章第５節「２　免許取得後の交通安全教育」に示された目的、内容及び配慮すべき事項に従って行われることを意味する。

このほか、運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第４号。以下「認定教育規則」という。）第１条第３号及び第４号に掲げる課程にあっては、指針第２章「第６節　高齢者に対する交通安全教育」に示された目的、内容及び配慮すべき事項に従って行われる必要がある。

また、いわゆる業務用自動車の運転者を対象として、認定教育規則第１条第８号に掲げる課程等を行う場合にあっては、指針第２章第５節「３　業務用自動車運転者に対する交通安全教育」に示された目的、内容及び配慮すべき事項に従って行われる必要がある。

したがって、法第108条の32の２第１項第３号の「交通安全教育指針に従つて行われるもの」であることの審査を行うに当たっては、認定教育規則第５条第２項の規定により認定の申請書に添付しなければならないこととされている書類を基に、認定を受けようとする運転免許取得者等教育の教育事項や教育方法等が妥当なものかどうかについて審査する。

(2)「課程の基準に適合するものであること」の審査

認定を受けようとする運転免許取得者等教育の課程が、認定教育規則第４条の課程の基準に適合しているかどうかについては、認定の申請書に添付しなければならないこととされている書類によって審査する。

したがって、教育計画書には、教育事項ごとに、教育方法（使用する資器材等）や教育時間を記載させるとともに、認定を受けようとする運転免許取得者等教育の年間の実施回数等についても記載させること。また、教育時間については、全体の教育時間及びコース又は道路における自動車等の運転の実習に係る教育時間を明確に記載させる。

審査を行うに当たって留意すべき事項は、次のとおりである。

ア　教育事項

認定教育規則第４条第３項第１号の表の中欄に掲げる教育事項のうち、自動車等の「運転について必要な技能及び知識」についての運転免許取得者等教育

には、自動車等の運転に必要な技能についての指導と知識についての指導を運転の実習と座学に分けて行うことはもとより、コース又は道路における自動車等の運転の実習を通じて自動車等の運転に必要な知識についての指導を行う場合についても、該当するものと認められる。

イ　教育時間

コース又は道路における自動車等の運転の実習に係る教育時間（認定教育規則第４条第１項第３号及び第３項第２号）には、実際に自動車等を運転させて指導を行う前の事前説明や事後の指導、講評等の時間が含まれていても差し支えない。

ウ　その他

認定教育規則第１条第３号及び第６号に掲げる課程の基準に適合するものであることの審査については、別紙２に定めるところによる。

２　終了証明書の交付

認定教育規則第１条第３号又は第６号に掲げる課程により行う運転免許取得者等教育で法第108条の32の２第１項の認定を受けたもの（以下「特定教育」という。）を行う者が、特定教育を受けた者に対して行う終了証明書の交付については、別紙２に定めるところによる。

また、特定教育以外の運転免許取得者等教育についても、認定を受けた者が独自に終了証明書等を発行することは差し支えない。

別紙２

１　認定の審査

認定教育規則第１条第６号に掲げる課程（以下「更新時講習同等課程」という。）又は同条第３号に掲げる課程（以下「高齢者講習同等課程」という。）の認定の審査に当たっては、「運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査の認定制度の運用について」（令和７年２月28日付け警察庁丙運発第６号、丙交企発第17号）第１の１(1)のほか、以下について留意すること。

(1)　書類による審査

認定を受けようとする更新時講習同等課程又は高齢者講習同等課程が、認定教育規第４条第１項又は第２項に規定する課程の基準に適合しているかどうかについては、認定教育規則第５条第２項の規定により同条第１項に規定する申請書に添付しなければならないこととされている書類によって審査すること。

(2)　教育計画書

認定教育規則第５条第２項第７号に規定する教育計画書については、以下の事項が明記されているかどうかについて確認すること。

ア　認定教育規則第４条第１項第２号の表又は第２項第２号の表に掲げる教育事項及び教育方法（使用する教材を含む。）

イ　１回当たりの全体の教育時間及びコース若しくは道路における自動車等の運転の実習に係る教育時間又は自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース若しくは道路における普通自動車の運転をさせることにより行う検査によるものに基づく指導に係る教育時間

ウ　年間の実施回数

エ　その他必要な事項

(3)　課程の基準の適合性

ア　更新時講習同等課程

認定の審査に当たっては、当該課程の内容が「更新時講習の運用について」（令和７年３月３日付け警察庁丙運発第27号）及び「更新時講習の運用に関する細目について」（令和７年３月３日付け警察庁丁運発第71号）に準拠しており、更新時講習（道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の２第１項第11号に掲げる講習をいう。）と同等以上になっているかどうかについて判断すること。

イ　高齢者講習同等課程

認定の審査に当たっては、当該課程の内容が「高齢者講習の運用について」（令和７年３月３日付け警察庁丙運発第22号。以下「高齢者講習運用通達」という。）及び「高齢者講習の運用に関する細目について」（令和７年３月３日付け警察庁丁運発第68号）に準拠しており、高齢者講習（法第108条の２第１項第12号に掲げる講習をいう。）と同等以上になっているかどうかについて判

断すること。

この場合において、高齢者講習運用通達に定める「実車による指導」に相当する教育事項については、次のいずれにも該当している必要があることに留意すること。

(ｱ) ならし走行を含め、受講者１人当たり少なくとも20分間行われること。

(ｲ) 受講者１人当たりの走行時間（ならし走行を除く。）がおおむね10分間以上となるよう、1,200メートル以上（ならし走行を除く。）走行させて行われること。

ウ 指定の要件

認定教育規則第４条第２項第４号の「第１条第３号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として公安委員会が指定する者」に該当するかどうかについては、別添に定める指定基準に基づき、判断すること。

２ 指定の申請等

(1) 指定の申請

認定教育規則第４条第２項第４号の規定による指定（以下「指定」という。）は、指定を受けようとする者からの申請に基づき行うこととし、当該申請は、別記様式第１号の指定申請書を提出することにより行わせること。

なお、別記様式第１号の指定申請書には、必要に応じて、当該者が別添に定める指定基準に適合するかどうかを判断するために必要な資料を添付させること。

(2) 指定書の交付

指定は、別記様式第２号の指定書を交付して行うこと。

(3) 指定の取消し

指定の要件を満たさなくなったときは、当該指定を取り消すものとし、当該指定を取り消したときは、別記様式第３号の指定取消通知書により通知すること。

なお、当該指定を取り消したときは、法第108条の32の２第５項の規定による認定の取消しを行うこと。

３ 終了証明書の交付

認定教育規則第８条の規定に基づき、更新時講習同等課程又は高齢者講習同等課程により行う運転免許取得者等教育で法第108条の32の２第１項の認定を受けたもの（以下「特定教育」という。）を終了した者に対し、同規則第８条各号に定める終了証明書を交付させること。

別添

認定教育規則第４条第２項第４号の規定による指定は、次に定める要件のいずれも満たす者について行うものとする。

１　高齢者講習同等課程の認定の申請書を提出していることその他同課程を開設する見込みがあること。

２　都道府県公安委員会からの委託を受けて実施する高齢者講習若しくは特定任意高齢者講習（法第108条の２第２項の規定による講習であって運転免許に係る講習等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第４号）第１条に定める基準に適合するものをいう。）又は都道府県公安委員会からの認定を受けた運転免許取得者等教育又はこれらの講習若しくは教育に準ずるものに係る十分な活動実績を有していること。

３　認定を受けようとする高齢者講習同等課程が、認定教育規則第４条第２項第２号の表の上欄に掲げる教育事項以外の事項について行うものでないこと。

４　教育計画書において高齢者講習同等課程に係る年間の実施回数のほか、毎月の実施回数を定めており、かつ、当該年間の実施回数及び毎月の実施回数が、当該課程における指導に用いる施設の所在する地域の実情等に鑑み、著しく少ないものでないこと。

５　教育計画書の内容に照らして、高齢者講習同等課程における指導に従事する運転免許取得者等教育指導員並びに同課程における指導に用いるコース、建物その他の設備及び自動車、運転適性検査器材その他の教材が十分に確保されていること。

６　教育計画書で定める回数の高齢者講習同等課程を確実に実施することが見込まれること。

７　次のいずれにも該当しないこと。

(1)　過去３年以内に委託講習（法第108条の２第３項の規定に基づき、都道府県公安委員会からの委託を受けて実施する講習をいう。以下同じ。）に係る委託契約の条項に著しい違反があったことを理由として、当該委託契約を解除されたことがあること。

(2)　委託講習の実施に係る直近の委託契約又はこれに基づき作成した実施計画書等で実施回数を定めた場合において、実際の実施回数が、当該委託契約等で定める実施回数と比べて著しく少ないこと（当該委託契約等で定める回数の委託講習を

実施することができなかったことについて、やむを得ない理由がある場合を除く。）。

(3)　過去３年以内に、運転免許取得者等教育の認定の取消し（当該認定を受けた者からの申出により行われたものを除く。）を受けたことがあること。

(4)　高齢者講習同等課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができると認められない事由があること。

別記様式第１号

指　定　申　請　書

年　　月　　日

福島県公安委員会　　殿

住　所
申請者
氏　名

運転免許取得者等教育の認定に関する規則第４条第２項第４号の規定による同規則第１条第３号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。

使用する施設	名　称	
	所在地	
備　　考		

備考　１　申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第２号

第　　号

指　　定　　書

名　　称

所 在 地

運転免許取得者等教育の認定に関する規則第４条第２項第４号の規定により、同規則第１条第３号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として指定する。

年　　月　　日

福島県公安委員会　㊞

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第３号

指 定 取 消 通 知 書

年　　月　　日

住 所

殿

福 島 県 公 安 委 員 会 ㊞

下記の理由により、運転免許取得者等教育の認定に関する規則第４条第２項第４号の規定による指定を取り消したので通知する。

指 定 番 号	
理　　由	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

処　分　基　準

令和７年３月24日作成

法　　令　　名：	道路交通法
根　拠　条　項：	第108条の32の３第２項において準用する第108条の32の２第５項
処 分 の 概 要：	運転免許取得者等検査の認定の取消し
原権者（委任先）：	福島県公安委員会
法 令 の 定 め：	道路交通法第108条の32の３第１項(運転免許取得者等検査の認定) 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第１条（方法の区分)、第２条（運転免許取得者等検査員)、第３条（設備)、第４条（方法の基準)
処　分　基　準：	都道府県公安委員会は、道路交通法第108条の32の３第１項の認定を受けた運転免許取得者等検査が同項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 この認定を取り消す場合の基準は別紙１及び別紙２のとおり。
問　合　せ　先：	運転免許課講習係（電話024-591-4372）
備　　考：	

別紙１

１　認定の審査

運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和４年国家公安委員会規則第８号。以下「認定検査規則」という。）第１条第１号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査（以下「認知機能検査同等方法」という。）の認定の審査に当たっては、以下について留意すること。

(1)　書類による審査

認定を受けようとする認知機能検査同等方法が、認定検査規則第４条第１項に規定する方法の基準に適合しているかどうかについては、認定検査規則第６条第２項の規定により同条第１項に規定する申請書に添付しなければならないこととされている書類（同条第２項第３号ロに掲げる書面を除く。）によって審査すること。

(2)　検査計画書

認定検査規則第６条第２項第７号に規定する検査計画書については、以下の事項が明記されているかどうかについて確認すること。

ア　検査方法（使用する器材を含む。）

イ　年間の実施回数

ウ　その他必要な事項

(3)　方法の基準の適合性

認定の審査に当たっては、当該検査の方法が「認知機能検査の運用について」（令和７年２月28日付け警察庁丙運発第28号。以下「認知機能検査運用通達」という。）及び「認知機能検査の実施要領について」（令和７年２月28日付け警察庁丁運発第72号）に準拠しており、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第97条の２第１項第３号イに規定する認知機能検査と同等以上になっているかどうかについて判断すること。

また、認定検査規則第４条第１項第４号の「第１条第１号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として都道府県公安委員会が指定する者」に該当するかどうかについては、別添に定める指定基準に基づき、判断すること。

２　指定の申請等

(1)　指定の申請

認定検査規則第４条第１項第４号の規定による指定（以下「指定」という。）は、指定を受けようとする者からの申請に基づき行うこととし、当該申請は、別記様式第１号の指定申請書を提出することにより行わせること。

なお、別記様式第１号の指定申請書には、必要に応じて、当該者が別添に定める指定基準に適合するかどうかを判断するために必要な資料を添付させること。

(2)　指定書の交付

指定は、別記様式第２号の指定書を交付して行うこと。

(3)　指定の取消し

指定の要件を満たさなくなったときは、当該指定を取り消すものとし、当該指定を取り消したときは、別記様式第３号の指定取消通知書により通知すること。

なお、当該指定を取り消したときは、法第108条の32の３第２項において準用する法第108条の32の２第５項の規定による認定の取消しを行うこと。

３　書類の交付

認定検査規則第９条の規定により、認定認知機能検査（同条に規定する認定認知機能検査をいう。以下同じ。）を行う者は、認定認知機能検査を受けた者に対して、同条第１号に定める書面を交付することとされているところ、当該書面の交付については、その者が受けた認定認知機能検査の結果に対応した別記様式第４号の認定認知機能検査結果通知書を交付することにより行わせること。

なお、認定認知機能検査の結果は、受検者の重要な個人情報であることから、封書に入れるなどして交付させること。

別添

認定検査規則第４条第１項第４号の規定による指定は、次に定める要件のいずれも満たす者について行うものとする。

１　認知機能検査同等方法の認定の申請書を提出していることその他認知機能検査同等方法を実施する見込みがあること。

２　都道府県公安委員会からの委託を受けて実施する認知機能検査又はこれに準ずるものに係る十分な活動実績を有していること。

３　認定を受けようとする認知機能検査同等方法が、認知機能検査と同等の効果を生じさせるために行う事項以外の事項について行うものでないこと。

４　検査計画書において認知機能検査同等方法の年間の実施回数のほか、毎月の実施回数を定めており、かつ、当該年間の実施回数及び毎月の実施回数が、当該検査に用いる施設の所在する地域の実情等に鑑み、著しく少ないものでないこと。

５　検査計画書の内容に照らして、認知機能検査同等方法に従事する運転免許取得者等検査員並びに同検査に用いる建物その他の設備及び器材が十分に確保されていること。

６　検査計画書で定める回数の認知機能検査同等方法を確実に実施することが見込まれること。

７　次のいずれにも該当しないこと。

(1)　過去３年以内に委託検査（法第108条第１項の規定に基づき、都道府県公安委員会からの委託を受けて実施する認知機能検査又は運転技能検査をいう。以下同じ。）に係る委託契約の条項に著しい違反があったことを理由として、当該委託契約を解除されたことがあること。

(2)　委託検査の実施に係る直近の委託契約又はこれに基づき作成した実施計画書等で実施回数を定めた場合において、実際の実施回数が、当該委託契約等で定める実施回数と比べて著しく少ないこと（当該委託契約等で定める回数の委託検査を実施することができなかったことについて、やむを得ない理由がある場合を除く。）。

(3)　過去３年以内に、運転免許取得者等検査の認定の取消し（当該認定を受けた者からの申出により行われたものを除く。）を受けたことがあること。

(4)　認知機能検査同等方法に係る業務を適正かつ確実に行うことができると認められない事由があること。

別記様式第１号

指　定　申　請　書

年　　月　　日

福島県公安委員会　殿

住　所
申請者
氏　名

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第４条第１項第４号の規定による同規則第１条第１号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。

使用する施設	名　称	
	所在地	
備　　考		

備考　１　申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第２号

第　　号

指　　定　　書

名　　称

所 在 地

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第４条第１項第４号の規定により、同規則第１条第１号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として指定する。

年　　月　　日

福島県公安委員会　㊞

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第３号

指 定 取 消 通 知 書

年　　月　　日

住 所

殿

福島県公安委員会　㊞

下記の理由により、運転免許取得者等検査の認定に関する規則第４条第１項第４号の規定による指定を取り消したので通知する。

指 定 番 号	
理　　由	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第４号

認定認知機能検査結果通知書

住　　所
氏　　名
生年月日
検査年月日
検査場所

総合点 ［　　］ 点
（A　　点）
（B　　点）

記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがあります。

記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり、進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられます。

今後の運転について十分注意するとともに、医師やご家族にご相談されることをお勧めします。

また、臨時適性検査（専門医による診断）を受け、又は医師の診断書を提出していただくお知らせが公安委員会からあります。

この診断の結果、認知症であることが判明したときは、運転免許の取消し、停止という行政処分の対象となります。

運転免許証等の更新手続の際は、この書面を必ず持参してください。

年　　月　　日

所在地
名　称
管理者　　印

別記様式第４号

認定認知機能検査結果通知書

住　　所
氏　　名
生年月日
検査年月日
検査場所

「認知症のおそれがある」基準には該当しませんでした。

今回の結果は、記憶力、判断力の低下がないことを意味するものではありません。

個人差はありますが、加齢により認知機能や身体機能が変化することから、自分自身の状態を常に自覚して、それに応じた運転をすることが大切です。

記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり、進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられますので、今後の運転について十分注意してください。

運転免許証等の更新手続の際は、この書面を必ず持参してください。

年　　月　　日

所在地
名　称
管理者　　印

別記様式第４号

（裏面）

認定認知機能検査の判定や計算等について

総合点による判定

36点未満	記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがある。

判定の基準となる点数（36点）は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

認定認知機能検査は、あなたの記憶力、判断力の状況を簡易な検査によって確認するもので、認知症の診断を行うものではありません。

したがって、総合点が36点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。また、36点以上であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

認知症のおそれがあるとされても、免許証等の更新をすることはできますし、直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、警察から連絡があり、医師の診断を受けることになります。

認知症と診断された場合は、免許が取り消され、又は停止されます。今回の検査の結果について、御質問のある方は、認定認知機能検査を行ったところやお住まいの都道府県警察の運転免許担当課までお問い合わせください。

総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

総合点 ＝ 2.499×Ａ＋1.336×Ｂ

Ａは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

Ｂは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

別紙２

１　認定の審査

認定検査規則第１条第２号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査（以下「運転技能検査同等方法」という。）の認定の審査に当たっては、以下について留意すること。

(1)　書類による審査

認定を受けようとする運転技能検査同等方法が、認定検査規則第４条第２項に規定する方法の基準に適合しているかどうかについては、認定検査規則第６条第２項の規定により同条第１項に規定する申請書に添付しなければならないこととされている書類（同条第２項第３号イに掲げる書面を除く。）によって審査すること。

(2)　検査計画書

認定検査規則第６条第２項第７号に規定する検査計画書については、以下の事項が明記されているかどうかについて確認すること。

ア　検査方法（使用する器材を含む。）

イ　年間の実施回数

ウ　その他必要な事項

(3)　方法の基準の適合性

認定の審査に当たっては、当該検査の方法が「運転技能検査の運用について」（令和７年３月３日付け警察庁丙運発第25号。以下「運転技能検査運用通達」という。）及び「運転技能検査等実施要領の制定について」（令和７年３月３日付け警察庁丁運発第69号）に準拠しており、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第97条の２第１項第３号イに規定する運転技能検査と同等以上になっているかどうかについて判断すること。

この場合において、当該検査の方法については、次のいずれにも該当している必要があることに留意すること。

ア　ならし走行を含め、受検者１人当たり少なくとも20分間行われること。

イ　受検者１人当たりの走行時間（ならし走行を除く。）がおおむね10分間以上となるよう、1,200メートル以上（ならし走行を除く。）走行させて行われること。

また、認定検査規則第４条第２項第４号の「第１条第２号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として公安委員会が指定する者」に該当するかどうかについては、別添に定める指定基準に基づき、判断すること。

２　指定の申請等

(1)　指定の申請

認定検査規則第４条第２項第４号の規定による指定（以下「指定」という。）

は、指定を受けようとする者からの申請に基づき行うこととし、当該申請は、別記様式第１号の指定申請書を提出することにより行わせること。

なお、別記様式第１号の指定申請書には、必要に応じて、当該者が別添に定める指定基準に適合するかどうかを判断するために必要な資料を添付させること。

(2)　指定書の交付

指定は、別記様式第２号の指定書を交付して行うこと。

(3)　指定の取消し

指定の要件を満たさなくなったときは、当該指定を取り消すものとし、当該指定を取り消したときは、別記様式第３号の指定取消通知書により通知すること。

なお、当該指定を取り消したときは、法第108条の32の３第２項において準用する法第108条の32の２第５項の規定による認定の取消しを行うこと。

３　書類の交付

認定検査規則第９条の規定により、認定運転技能検査（同条に規定する認定運転技能検査をいう。以下同じ。）を行う者は、認定運転技能検査を受けた者に対して、同条第２号に定める書面を交付することとされているところ、当該書面の交付については、別記様式第４号の認定運転技能検査受検結果証明書を交付することにより行わせること。

別添

認定検査規則第４条第２項第４号の規定による指定は、次に定める要件のいずれも満たす者について行うものとする。

１　運転技能検査同等方法の認定の申請書を提出していることその他運転技能検査同等方法を実施する見込みがあること。

２　都道府県公安委員会からの委託を受けて実施する運転技能検査又はこれに準ずるものに係る十分な活動実績を有していること。

３　認定を受けようとする運転技能検査同等方法が、運転技能検査と同等の効果を生じさせるために行う事項以外の事項について行うものでないこと。

４　検査計画書において運転技能検査同等方法の年間の実施回数のほか、毎月の実施回数を定めており、かつ、当該年間の実施回数及び毎月の実施回数が、当該検査に用いる施設の所在する地域の実情等に鑑み、著しく少ないものでないこと。

５　検査計画書の内容に照らして、運転技能検査同等方法に従事する運転免許取得者等検査員並びに同検査に用いるコース、建物その他の設備及び自動車その他の器材が十分に確保されていること。

６　検査計画書で定める回数の運転技能検査同等方法を確実に実施することが見込まれること。

７　次のいずれにも該当しないこと。

(1)　過去３年以内に委託検査（法第108条第１項の規定に基づき、都道府県公安委員会からの委託を受けて実施する認知機能検査又は運転技能検査をいう。以下同じ。）に係る委託契約の条項に著しい違反があったことを理由として、当該委託契約を解除されたことがあること。

(2)　委託検査の実施に係る直近の委託契約又はこれに基づき作成した実施計画書等で実施回数を定めた場合において、実際の実施回数が、当該委託契約等で定める実施回数と比べて著しく少ないこと（当該委託契約等で定める回数の委託検査を実施することができなかったことについて、やむを得ない理由がある場合を除く。）。

(3)　過去３年以内に、運転免許取得者等検査の認定の取消し（当該認定を受けた者からの申出により行われたものを除く。）を受けたことがあること。

(4)　運転技能検査同等方法に係る業務を適正かつ確実に行うことができると認められない事由があること。

別記様式第１号

指　定　申　請　書

年　　月　　日

福島県公安委員会　殿

住　所
申請者
氏　名

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第４条第２項第４号の規定による同規則第１条第２号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。

使用する施設	名　称	
	所在地	
備　　考		

備考　１　申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第２号

第　　号

指　　定　　書

名　　称

所 在 地

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第４条第２項第４号の規定により、同規則第１条第２号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として指定する。

年　　月　　日

福島県公安委員会　㊞

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第３号

指 定 取 消 通 知 書

年　　月　　日

住 所

殿

福島県公安委員会　㊞

下記の理由により、運転免許取得者等検査の認定に関する規則第４条第２項第４号の規定による指定を取り消したので通知する。

指 定 番 号	
理　　由	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第４号

第　　号

認定運転技能検査受検結果証明書

住　　所

氏　　名

年　　月　　日生

上記の者は、　　年　　月　　日、　　において、道路交通法第108条の32の３第１項第３号ロに掲げる基準に適合する運転免許取得者等検査で同項の認定を受けたもの（認定運転技能検査）を受けた者であることを証明する。

認定運転技能検査の結果	点

□　大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとし、又は受けている者

〈合格基準〉

・　下記以外の運転免許　→　７０点以上

・　大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許　→　８０点以上

年　　月　　日

所在地

名　称

管理者　　印

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

処　分　基　準

平成６年１０月１日作成

法　　令　　名：	保管場所法
根　拠　条　文：	第９条第１項
処 分 の 概 要：	自動車の運行供用制限
原権者（委任先）：	福島県公安委員会
法 令 の 定 め：	自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第１条（保管場所の要件）
処　分　基　準：	「保管場所が確保されていると認められないとき」とは、 具体的には、 ・　保管場所証明や保管場所に係る届出に係る保管場所としていた場所を現在は使用していないにもかかわらず、新たな保管場所を確保していない場合 ・　保管場所として確保している場所が、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第１条で定める要件を備えていない場合 などである。
問 い 合 わ せ 先：	福島県警察本部交通部交通規制課駐車対策係
備　　考：	

処　分　基　準

令和３年６月１日作成

法　　令　　名：	警備業法
根　拠　条　項：	第８条
処　分　の　概　要：	警備業の認定の取消し
原権者（委任先）：	福島県公安委員会
法　令　の　定　め：	警備業法第３条（警備業の要件）、第４条（認定）、第７条（認定証の有効期間の更新）
処　分　基　準：	警備業法第８条各号に該当する場合、次のように帰責事由が無い場合又は悪性が極めて軽微な場合であって、速やかに是正、回復等をすることができ、現に是正、回復等しようとしているとき等を除き、認定を取り消すこととする。 ・　法人の責めに帰すことのできない事由により法人の役員が法第３条第１号から第７号までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問い合わせ先：	警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考：	

処　分　基　準

令和３年６月１日作成

法　　令　　名：警備業法	
根　拠　条　項：第22条第７項	
処　分　の　概　要：警備員指導教育責任者資格者証の返納命令	
原権者（委任先）：福島県公安委員会	
法　令　の　定　め： 警備業法第３条第１号～第６号（警備業の要件）、第22条第２項（警備員指導教育責任者資格者証の交付）	
処　分　基　準： 警備業法第22条第７項各号に該当し、警備員指導教育責任者として不適当であると認められる場合には資格者証の返納を命ずることとする。 ここで、同項第３号に基づいて資格者証の返納を命ずる場合とは、故意による警備員の指導計画又は教育計画の作成懈怠、偽りの計画作成、明らかに違法な警備業務の指導、故意による長期の指導教育実施の懈怠等その態様、動機等が悪質な法令違反を犯した場合をいうものとする。	
問い合わせ先：警察本部生活安全部生活安全企画課	
備　　考：	

処　分　基　準

令和３年６月１日作成

法　　令　　名：	警備業法
根　拠　条　項：	第23条第５項において準用する第22条第７項
処 分 の 概 要：	合格証明書の返納命令
原権者（委任先）：	福島県公安委員会
法 令 の 定 め：	警備業法第３条第１号～第７号（警備業の要件）、第23条第４項（合格証明書の交付）
処　分　基　準：	警備業法第23条第５項において準用する同法第22条第７項各号に該当し、警備員として不適当であると認められる場合等には合格証明書の返納を命ずることとする。 ここで、同項第３号に基づいて合格証明書の返納を命ずる場合とは、警察官の制服にことさらに似せた服装による警備業務の実施、携帯を禁止されている護身用具であって著しく危険なものを携帯しての警備業務の実施等その態様、動機等が悪質な法令違反を犯した場合をいうものとする。
問 い 合 わ せ 先：	警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考：	

処　分　基　準

令和３年６月１日作成

法　　令　　名：	警備業法
根　拠　条　項：	第42条第３項において準用する第22条第７項
処 分 の 概 要：	機械警備業務管理者資格者証の返納命令
原権者（委任先）：	福島県公安委員会
法 令 の 定 め：	警備業法第３条第１号～第６号等（警備業の要件）、第42条第２項（機械警備業務管理者資格者証の交付）
処　分　基　準：	警備業法第42条第３項において準用する同法第22条第７項各号に該当し、機械警備業務管理者として不適当であると認められる場合には資格者証の返納を命ずることとする。 ここで、同項第３号に基づいて資格者証の返納を命ずる場合とは、故意による警備業務用機械装置の運用計画又は指令業務に関する基準の作成懈怠、偽りの計画等の作成、明らかに違法な指令業務の指導、故意による長期の監督又は指導の懈怠等その態様、動機等が悪質な法令違反を犯した場合をいうものとする。
問 い 合 わ せ 先：	警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考：	

処　分　基　準

令和３年６月１日作成

法　　令　　名：	警備業法
根　拠　条　項：	第48条
処　分　の　概　要：	警備業者に対する指示
原権者（委任先）：	福島県公安委員会
法　令　の　定　め：	
処　分　基　準：	別紙「警備業法に基づく指示及び営業停止命令の基準」のとおり。
問い合わせ先：	警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考：	

別紙

警備業法に基づく指示及び営業停止命令の基準

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この基準は、警備業者又は警備員が行った法令違反行為等に対し福島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が指示又は営業停止命令を行うための要件、指示又は営業停止命令の内容等について必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第２条　この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　指示　警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第48条の規定に基づき、警備業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することをいう。

(2)　営業停止命令　法第49条第１項の規定に基づき、警備業者に対し、警備業務に係る営業の全部又は一部の停止を命ずることをいう。

(3)　法令違反行為　法、法に基づく命令若しくは法第17条第１項の規定に基づく都道府県公安委員会規則の規定に違反する行為又は警備業務に関して行われた他の法令の規定に違反する行為をいう。

(4)　法令違反行為等　法令違反行為又は指示に違反する行為をいう。

(5)　指示対象行為　指示の理由とした法令違反行為をいう。

(6)　営業停止命令対象行為　営業停止命令の理由とした法令違反行為等をいう。

(7)　営業停止期間　営業停止命令において警備業者が営業を停止しなければならないこととする期間をいう。

（法令違反行為等の分類）

第３条　法令違反行為等は、その軽重に応じ、別表第１及び別表第２に定めるとおり、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅ、Ｆ、Ｏ及びＩに分類するものとする。

第２章　指示

（指示を行うべき場合）

第４条　次の各号のいずれかに該当するときは、指示を行うものとする。

(1)　警備業者が重大な法令違反行為としてＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅ、Ｆ又はＯに分類されるものを行ったとき。

(2)　警備業者がその警備員に対し指導及び監督その他その警備員による法令違反行為を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その警備員が重大な法令違反行為としてＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅ、Ｆ又はＯに分類されるものを行ったとき。

(3)　警備業者又はその警備員が法令違反行為を行った場合であって、次のいずれかに掲げるとき。

ア　警備業者又はその警備員が当該法令違反行為を行った日前５年以内に当該警備業者が営業停止命令又は指示を受けたことがあるとき。

イ　警備業者又はその警備員が当該法令違反行為を行った日前３年以内に、当該警備業者が法令違反行為等を行ったこと又は当該警備業者の警備員（当該法令違反行為を行った警備員以外の警備員を含む。）若しくは警備員であった者が当該警備業者の警備業務に関して法令違反行為を行ったことがあるとき。

ウ　ア又はイに掲げるもののほか、当該法令違反行為の原因となった事由が解消されていないとき、当該法令違反行為により生じた違法状態が残存しているとき、その他警備業務の適正な実施が害されるおそれがあると認められるとき。

第５条　警備業者又はその警備員が行った罰則の適用のある法令違反行為について法令の規定により公訴を提起することができないこととされているときは、前条の規定にかかわらず、当該法令違反行為については、指示を行わないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)　当該法令違反行為が極めて重大な法令違反行為としてＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄ又はＥに

分類されるものであるとき。

(2)　警備業者若しくはその警備員により当該法令違反行為と同種若しくは類似の法令違反行為が繰り返し行われ、又は警備業者の多数の警備員によって当該法令違反行為と同種若しくは類似の法令違反行為が行われているとき。

（営業停止命令との関係）

第６条　警備業者又はその警備員が行った法令違反行為について次章の規定により営業停止命令をする場合であっても、当該法令違反行為についてこの章の規定により必要な指示を併せて行うことを妨げない。

（指示の個数）

第７条　１個の法令違反行為に対しては、１個の指示を行うものとする。ただし、２個以上の法令違反行為に対して１個の指示を行うこと、及び１個の指示において２個以上の事項を指示することを妨げない。

（指示の内容）

第８条　指示においては、次の各号に掲げる措置をとるべきことを指示するものとする。

(1)　指示対象行為の原因となった事由を解消するための措置その他の指示対象行為と同種又は類似の法令違反行為が将来において行われることを防止するための措置

(2)　指示対象行為により生じた違法状態が残存しているときは、当該違法状態を解消するための措置（当該指示対象行為が警備業者に一定の行為を行うことを義務付ける法の規定に違反したものであるときは、当該一定の行為を行うことに代替する措置を含む。）

(3)　指示対象行為を行った警備員を引き続き警備業務に従事させることにより警備業務の適正な実施が害されるおそれがあると認められるときは、公安委員会が定める一定の期間（法第14条第１項に規定する者に該当する警備員については、同

項に規定する者に該当しなくなるまでの間）当該警備員を警備業務に従事させない措置

(4)　前各号に掲げるもののほか、警備業務の適正な実施を確保するために必要な措置

(5)　前各号に規定する措置が確実にとられたか否かを確認する必要があるときは、当該措置の実施状況について公安委員会に報告する措置

２　前項第１号、第２号又は第４号に規定する措置の内容は、具体的かつ実施可能なものであって、それぞれ指示対象行為と同種又は類似の法令違反行為が将来において行われることを防止し、指示対象行為により生じた違法状態を解消し、又は警備業務の適正な実施を確保するために必要な最小限のものとしなければならない。

３　第１項各号に規定する措置については、指示対象行為の態様、指示対象行為により生じた違法状態の残存の程度等を勘案し、期限を付すことができる。

第３章　営業停止命令

（営業停止命令を行うべき場合）

第９条　次の各号のいずれかに該当するときは、営業停止命令を行うものとする。

(1)　警備業者が極めて重大な法令違反行為等としてＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄ又はＥに分類されるものを行ったとき。

(2)　警備業者がその警備員に対する指導及び監督その他警備員による法令違反行為等を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その警備員が極めて重大な法令違反行為等としてＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄ又はＥに分類されるものを行ったとき。

(3)　警備業者が法令違反行為（Ｉに分類されるものを除く。）を行った場合又は警備業者がその警備員に対する指導及び監督その他その警備員が法令違反行為を行うことを防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その警備員が法令違反行為（Ｉに分類されるものを除く。）を行った場合であって、次の

いずれかに掲げるとき。

ア　警備業者若しくはその警備員により当該法令違反行為と同種若しくは類似の法令違反行為が繰り返し行われ、又は警備業者の多数の警備員によって当該法令違反行為と同種若しくは類似の法令違反行為が行われているとき（当該法令違反行為がＦ又はＯに分類される罰則の適用のある法令違反行為であって、当該法令違反行為について法令の規定により公訴を提起することができないこととされているときを除く。）。

イ　警備業者又はその警備員が当該法令違反行為を行った日前５年以内に当該警備業者が営業停止命令を受けたことがあるとき。

ウ　警備業者又はその警備員が当該法令違反行為を行った日前３年以内に当該警備業者が指示を受けたことがあるとき。

エ　警備業者又はその従業者（法人である警備業者にあっては、役員を含む。第16条第３項において同じ。）が当該法令違反行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとしたとき。

オ　アからエまでに掲げるもののほか、警備業者が引き続き警備業務に係る営業を行った場合に著しく不適正な警備業務が行われる蓋然性があると認めるとき、その他警備業務の適正な実施が著しく害されるおそれがあると認められるとき。

（営業停止命令の個数）

第10条　１個の法令違反行為等については、１個の営業停止命令を行うものとする。

（営業停止命令の範囲）

第11条　営業停止命令を行う警備業者に複数の営業所がある場合、全ての営業所に対して営業停止を命ずるものとする。ただし、特に必要と認める場合は、営業停止命令対象行為に関係する一部の営業所に対して営業停止命令を行うことができる。

２　営業停止命令を行う警備業者が法第２条第１項各号に規定する警備業務のうち２以上の区分に係る警備業務を行っている場合、当該警備業者が行っている全ての区

分に係る警備業務に対して営業停止を命ずるものとする。ただし、特に必要と認める場合は、営業停止命令対象行為に関係する特定の区分に係る警備業務に対して営業停止命令を行うことができる。

（基準期間等）

第12条　営業停止期間に係る基準期間、短期及び長期（以下それぞれ「基準期間」、「短期」及び「長期」という。）は、次の各号に掲げる法令違反行為等の分類に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1)　A　基準期間、短期、長期とも６月とする。

(2)　B　基準期間は４月、短期は２月、長期は６月とする。

(3)　C　基準期間は２月、短期は１月、長期は５月とする。

(4)　D　基準期間は１月、短期は14日、長期は３月とする。

(5)　E　基準期間は14日、短期は７日、長期は２月とする。

(6)　F　基準期間は７日、短期は３日、長期は１月とする。

(7)　O　基準期間は７日、短期は３日、長期は２月とする。

（観念的競合）

第13条　警備業者若しくはその警備員が行った１個の行為が２個以上の法令違反行為等に該当するものである場合又は警備業者若しくはその警備員が行った法令違反行為等に該当する行為の手段若しくは結果である行為が他の法令違反行為等に該当するものである場合において営業停止命令を行うときは、第10条の規定にかかわらず、１個の営業停止命令を行うものとする。

２　前項に規定するときは、前条の規定にかかわらず、各法令違反行為等について前条の規定により定められた基準期間、短期及び長期のうち最も長いものをそれぞれ基準期間、短期及び長期とする。

（営業停止命令の併合）

第14条　法令違反行為等に該当する行為が２個以上行われた場合において営業停止命

令を行うときは、第10条の規定にかかわらず、１個の営業停止命令を行うものとする。

２　前項に規定するときは、第12条の規定にかかわらず、各法令違反行為等について同条の規定により定められた基準期間のうち最も長いもの（その最も長いものが１月である場合にあっては、30日）にその２分の１の期間を加算した期間（その期間に１日に満たない端数があるときにあっては、これを切り捨てるものとする。）を基準期間とし、各法令違反行為等について同条の規定により定められた短期のうち最も長いものを短期とし、各法令違反行為等について同条の規定により定められた長期のうち最も長いもの（その最も長いものが１月である場合にあっては、30日）にその２分の１の期間を加算した期間（その期間に１日に満たない端数があるときにあっては、これを切り捨てるものとする。）を長期とする。ただし、その基準期間及び長期は、それぞれ各法令違反行為等について同条の規定により定められた基準期間又は長期を合計した期間及び６月を超えることはできない。

（常習違反加重）

第15条　警備業者が営業停止命令を受けた日から５年以内に当該警備業者又はその警備員が法令違反行為等（極めて重大な法令違反行為等としてＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄ又はＥに分類されるものに限る。）を行った場合において営業停止命令を行うときは、第12条の規定にかかわらず、当該法令違反行為等について同条の規定により定められた基準期間、短期及び長期にそれぞれ２を乗じた期間を基準期間、短期及び長期とする。ただし、その基準期間、短期及び長期は、６月を超えることはできない。

（営業停止期間の決定）

第16条　警備業者に次項又は第３項に規定する事由がないときは、第12条から前条までの規定により定められた基準期間を営業停止期間とする。

２　次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第12条から前条までの規定により定められた短期を下回らない範囲内において、基準期間より短い期間を営業停

止期間とすることができる。

(1)　営業停止命令対象行為により生じた警備業務の依頼者その他の者（以下「依頼者等」という。）の被害が極めて軽微であること。

(2)　警備業者又はその警備員が営業停止命令対象行為を行った日前10年以内に当該警備業者が営業停止命令又は指示を受けたことがないこと。

(3)　警備業者又はその警備員が営業停止命令対象行為を行った日前５年以内に、当該警備業者が法令違反行為等を行ったこと及び当該警備業者の警備員（当該営業停止命令対象行為である法令違反行為を行った警備員以外の警備員を含む。）又は警備員であった者が当該警備業者の警備業務に関して法令違反行為を行ったことがないこと。

(4)　警備業者又はその警備員が暴行又は脅迫を受けて営業停止命令対象行為を行ったこと。

(5)　営業停止命令対象行為をその警備員が行うことを防止できなかったことについて、警備業者の過失が極めて軽微であると認められること。

(6)　警備業者が営業停止命令対象行為と同種又は類似の法令違反行為等が将来において行われることを防止するための措置や営業停止命令対象行為により生じた違法状態又は依頼者等の被害を解消し、又は回復するための措置を自主的にとっており、かつ、改悛の情が著しいこと。

３　次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第12条から前条までの規定により定められた長期を超えない範囲内において、基準期間より長い期間を営業停止期間とすることができる。

(1)　警備業者の従業者のうち多数の者が営業停止命令対象行為に関与するなど、営業停止命令対象行為の態様が極めて悪質であること。

(2)　法令又は指示に違反した程度が著しく大きいこと。

(3)　営業停止命令対象行為により生じた依頼者等の被害が甚大であること。

(4)　営業停止命令対象行為により与えた社会的影響が著しく大きいこと。

(5)　警備業者又はその警備員が営業停止命令対象行為を行った日前５年以内に当該警備業者が、当該警備業者又はその警備員（当該営業停止命令対象行為である法令違反行為を行った警備員以外の警備員を含む。）若しくは警備員であった者が行った当該営業停止命令対象行為と同種又は類似の法令違反行為等を理由として、指示又は営業停止命令を受けたことがあること。

(6)　営業停止命令対象行為をその警備員が行うことを防止できなかったことについて、警備業者の過失が極めて重大であると認められること。

(7)　警備業者又はその従業者が営業停止命令対象行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとするなど情状が特に重いこと。

(8)　警備業者に改悛の情が見られないこと。

別表第１（第３条関係）

法令違反行為等	関係条項	分類
（１）　認定申請書等虚偽記載	法第５条第１項、法第58条第１号	Ⅰ
（２）　認定証再交付申請義務違反	法第５条第５項	Ⅰ
（３）　認定証掲示義務違反	法第６条、法第58条第２号	Ⅰ
（４）　認定証更新申請書等虚偽記載	法第７条第４項において準用する法第５条第１項、法第58条第１号	Ⅰ
（５）　営業所のない都道府県における営業所の新設等届出義務違反・営業所のない都道府県における営業所の新設等届出書等虚偽記載	法第９条、法第58条第３号	E
（６）　変更届出義務違反・変更届出書等虚偽記載（主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会関係）	法第11条第１項、法第58条第３号	E
（７）　認定証書換え申請義務違反	法第11条第３項	Ⅰ
（８）　変更届出義務違反・変更届出書等虚偽記載（主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会以外の公安委員会関係）	法第11条第４項において準用する法第11条第１項、法第58条第３号	E
（９）　認定証返納義務違反	法第12条第１項第４号、法第58条第４号	Ⅰ
(10)　名義貸し	法第13条、法第57条第３号	A
(11)　欠格者が警備員となることの禁止違反（警備業者が法第14条第２項に違反した場合を除く。）	法第14条第１項	Ⅰ
(12)　欠格者を警備業務に従事させることの禁止違反 ア　警備業者に故意又は重過失があった場合 イ　警備業者に軽過失があった場合	法第14条第２項	 D E
(13)　警備業務実施の基本原則違反（警備業者又は警備員が法の他の規定、法に基づく命令の規定若しくは法第17条第１項の規定に基づく都道府県公安委員会規則の規定に違反し、又は警備業務に関し他の法令の規定に違反した場合を除く。）	法第15条	E

(14)　服装制限違反	法第16条第１項	D
(15)　服装届出義務違反・服装届出書等虚偽記載	法第16条第２項、法第58条第３号	I
(16)　変更届出義務違反・変更届出書等虚偽記載（服装関係）	法第16条第３項において準用する法第11条第１項、法第58条第３号	I
(17)　護身用具携帯禁止・制限違反	法第17条第１項の規定に基づく公安委員会規則の規定	D
(18)　護身用具届出義務違反・護身用具届出書等虚偽記載	法第17条第２項において準用する法第16条第２項、法第58条第３号	I
(19)　変更届出義務違反・変更届出書等虚偽記載（護身用具関係）	法第17条第２項において準用する法第11条第１項、法第58条第３号	I
(20)　検定合格警備員配置義務違反	法第18条	D
(21)　合格証明書の携帯義務違反	法第18条、警備員等の検定等に関する規則第３条	I
(22)　書面交付義務違反	法第19条、法第57条第４号	D
(23)　教育義務違反 ア　内閣府令で定める内容、時間数の教育が行われた警備員数が、教育の対象となる警備員数の50％未満である場合 イ　内閣府令で定める内容、時間数の教育が行われた警備員数が、教育の対象となる警備員数の50％以上70％未満である場合 ウ　内閣府令で定める内容、時間数の教育が行われた警備員数が、教育の対象となる警備員数の70％以上90％未満である場合 エ　内閣府令で定める内容、時間数の教育が行われた警備員数が、教育の対象となる警備員数の90％以上100％未満である場合	法第21条第２項	 D E F I
(24)　指導・監督義務違反（警備員が法の他の規定、法に基づく命令の規定若しくは	法第21条第２項	F

法第17条第１項の規定に基づく都道府県公安委員会規則の規定に違反し、又は警備業務に関し他の法令の規定に違反した場合を除く。)		
(25)　警備員指導教育責任者不選任	法第22条第１項、法第57条第５号	C
(26)　警備員指導教育責任者に講習を受講させる義務違反	法第22条第８項	F
(27)　機械警備業務開始届出義務違反	法第40条、法第57条第６号	D
(28)　機械警備業務開始届出書等虚偽記載	法第40条、法第58条第３号	D
(29)　機械警備業務変更等届出義務違反・機械警備業務変更届出書等虚偽記載	法第41条、法第58条第３号	E
(30)　機械警備業務管理者不選任	法第42条第１項、法第58条第９号	D
(31)　即応体制の整備義務違反	法第43条	
ア　都道府県公安委員会規則で定める基準に従い速やかに現場における警備員による事実の確認その他の必要な措置を講じることができない警備業務対象施設がある場合又は都道府県公安委員会規則で定める基準に従い速やかに現場における警備員による事実の確認その他の必要な措置を講じるために必要な数の警備員、待機所及び車両その他の装備品が適正に配置されていないことが明らかである場合		D
イ　基地局においてその発生に関する情報を受信した盗難等の事故のうち、都道府県公安委員会規則で定める基準に従い現場における警備員による事実の確認その他の必要な措置が講じられなかったものが占める割合が50％以上である場合		D
ウ　基地局においてその発生に関する情報を受信した盗難等の事故のうち、都道府県公安委員会規則で定める基準に従い現場における警備員による事実の		E

確認その他の必要な措置が講じられなかったものが占める割合が30％以上50％未満である場合 エ　基地局においてその発生に関する情報を受信した盗難等の事故のうち、都道府県公安委員会規則で定める基準に従い現場における警備員による事実の確認その他の必要な措置が講じられなかったものが占める割合が10％以上30％未満である場合 オ　アからエまでに規定する場合以外の場合		F I
(32)　基地局備付け書類に係る不整備・虚偽記載	法第44条、法第58条第10号	F
(33)　警備員名簿等に係る不整備・虚偽記載	法第45条、法第58条第10号	F
(34)　報告等義務違反・虚偽報告等	法第46条、法第58条第８号	D
(35)　立入検査拒否、妨害等	法第47条第１項、法第58条第８号	D
(36)　指示処分違反	法第48条、法第57条第７号	B
(37)　(１)から(36)までのいずれかに掲げる法令違反行為等（罰則の適用があるものに限る。）を教唆し、若しくは幇(ほう)助する行為又は当該行為を教唆する行為		当該法令違反行為等に係る分類と同一の分類

別表第２（第３条関係）

法令違反行為	分類
（１）　刑法第108条、第112条（第108条に係る部分に限る。）、第117条第１項（第108条に規定する物を損壊した場合に限る。）、第119条、第126条、第127条、第128条（第126条第１項又は第２項に係る部分に限る。）、第146条後段、第148条第２項（輸入に係る部分に限る。）、第151条（第148条第２項（輸入に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第181条、第199条、第203条（第199条に係る部分に限る。）、第225条の２、第228条（第225条の２第１項に係る部分に限る。）、第240条、第241条又は第243条（第240条又は第241条に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	B
（２）　刑法第95条、第100条、第101条、第102条（第100条又は第101条に係る部分に限る。）、第103条、第104条、第109条第１項、第110条第１項、第112条（第109条第１項に係る部分に限る。）、第114条、第117条第１項（他人の所有に係る第109条に規定する物を損壊した場合又は他人の所有に係る第110条に規定する物を損壊し、よって公共の危険を生じさせた場合に限る。）、第117条の２（第108条に規定する物若しくは他人の所有に係る第109条に規定する物を損壊した場合又は他人の所有に係る第110条に規定する物を損壊し、よって公共の危険を生じさせた場合に限る。）、第118条、第120条第１項、第124条第２項、第125条、第128条（第125条に係る部分に限る。）、第129条第２項、第130条若しくは第132条に規定する罪、同法第136条若しくは第137条（これらの規定中輸入に係る部分に限る。）に規定する罪又は同法第141条（第136条又は第137条（これらの規定中輸入に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第146条前段、第176条から第178条まで、第180条（第176条、第177条又は第178条に係る部分に限る。）、第202条、第203条（第202条に係る部分に限る。）、第204条、第205条、第208条の２第２項、第211条、第218条、第219条（第218条に係る部分に限る。）、第220条、第221条、第223条から第225条まで、第226条、第226条の３、第227条、第228条（第224条、第225条、第226条、第226条の３又は第227条（第４項後段を除く。）に係る部分に限る。）、第233条から第236条まで、第238条、第239条、第243条（第235条から第236条まで、第238条又は第239条に係る部分に限る。）、第246条から第250条まで、第252条、第253条、第256条、第258条から第260条まで若しくは第262条の2に規定する罪のいずれかに当たる違法な行為	C
（３）　刑法第124条第１項、第128条（第124条第１項に係る部分に限る。）、	D

第208条の２第１項又は第222条に規定する罪に当たる違法な行為	
（４） 刑法第206条、第208条、第254条、第261条又は第263条に規定する罪に当たる違法な行為	E
（５） 刑法第209条第１項又は第210条に規定する罪に当たる違法な行為	F
（６） 爆発物取締罰則第１条又は第２条に規定する罪に当たる違法な行為	B
（７） 爆発物取締罰則第３条から第６条まで、第８条又は第９条に規定する罪のいずれかに当たる違法な行為	C
（８） 爆発物取締罰則第７条に規定する罪に当たる違法な行為	F
（９） 暴力行為等処罰に関する法律第１条、第１条の２第１項若しくは第２項又は第１条の３に規定する罪に当たる違法な行為	C
(10) 暴力行為等処罰に関する法律第２条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(11) 盗犯等の防止及び処分に関する法律第４条に規定する罪に当たる違法な行為	B
(12) 盗犯等の防止及び処分に関する法律第２条又は第３条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(13) 軽犯罪法第１条（第２号、第３号、第５号、第６号、第８号、第13号、第15号、第16号、第18号、第23号、第28号又は第32号に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	F
(14) 消防法第39条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(15) 消防法第44条（第10号、第13号又は第20号に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為又は第16条の３第１項若しくは第２項、第24条第１項若しくは第25条第１項若しくは第２項の規定に違反する行為	F
(16) 道路運送法第101条第２項又は第102条（これらの規定中人を死亡させた場合に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	B
(17) 道路運送法第100条第１項若しくは第２項、第101条第１項、第２項（人を傷つけた場合に限る。）若しくは第３項又は第102条（人を死亡させた場合を除く。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
(18) 森林法第202条第１項又は第204条（第202条第１項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
(19) 航空法第150条（第３号、第３号の２、第３号の３又は第６号に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	F
(20) 航空機の強取等の処罰に関する法律第１条又は第２条に規定す	B

る罪に当たる違法な行為	
(21)　航空機の強取等の処罰に関する法律第４条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(22)　航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律第２条、第３条第２項又は第５条（第２条第１項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	B
(23)　航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律第１条、第３条第１項、第４条、第５条（第１条、第３条第１項又は第４条に係る部分に限る。）又は第６条第２項の罪に当たる違法な行為	C
(24)　人質による強要行為等の処罰に関する法律第２条から第４条までに規定する罪のいずれかに当たる違法な行為	B
(25)　人質による強要行為等の処罰に関する法律第１条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(26)　流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法第９条第２項に規定する罪に当たる違法な行為	B
(27)　流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法第９条第１項又は第３項に規定する罪に当たる違法な行為	C
(28)　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第３条又は第４条に規定する罪（同法第３条第１項第７号又は第10号に掲げる罪に係るものに限る。）に当たる違法な行為	B
(29)　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第３条第１項（第８号、第９号又は第11号から第15号までに掲げる罪に係るものに限る。）若しくは第２項に規定する罪（第１項第８号、第９号、第11号、第12号、第14号又は第15号に掲げる罪に係るものに限る。）、第４条に規定する罪（第３条第１項第９号、第13号又は第14号に掲げる罪に係るものに限る。）又は第７条若しくは第11条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(30)　特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第15条又は第16条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(31)　出入国管理及び難民認定法第70条第１項（第１号、第２号又は第４号に係る部分に限る。）、第73条の２、第74条又は第74条の６に規定する罪に当たる違法な行為	C
(32)　出入国管理及び難民認定法第71条又は第73条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(33)　関税法第108条の４第１項、第２項若しくは第３項、第109条第１項、第２項若しくは第３項又は第112条第１項（第108条の４第１項若しくは第２項又は第109条第１項若しくは第２項に係る部	C

分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	
(34)　銃砲刀剣類所持等取締法第31条の２第２項又は第３項（第２項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	B
(35)　銃砲刀剣類所持等取締法第31条の２第１項若しくは第３項（第１項に係る部分に限る。）、第31条の3、第31条の７、第31条の11第１項（第１号又は第２号に係る部分に限る。）若しくは第２項、第31条の16第１項（第１号に係る部分に限る。）又は第31条の17第１項に規定する罪に当たる違法な行為	C
(36)　銃砲刀剣類所持等取締法第31条の17第２項（第３号に係る部分に限る。）若しくは第３項（第３号に係る部分に限る。）又は第32条第４号若しくは第５号に規定する罪に当たる違法な行為	D
(37)　銃砲刀剣類所持等取締法第35条第２号（第22条の２第１項又は第22条の４に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	F
(38)　大麻取締法第24条（輸入又は輸出に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
(39)　覚醒剤取締法第41条第２項（輸入又は輸出に係る部分に限る。）又は第３項（第２項（輸入又は輸出に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	B
(40)　覚醒剤取締法第41条第１項（輸入又は輸出に係る部分に限る。）若しくは第３項（第１項（輸入又は輸出に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）又は第41条の３（第30条の６に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
(41)　麻薬及び向精神薬取締法第64条第２項（輸入又は輸出に係る部分に限る。）又は第３項（第２項（輸入又は輸出に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	B
(42)　麻薬及び向精神薬取締法第64条第１項（輸入又は輸出に係る部分に限る。）若しくは第３項（第１項（輸入又は輸出に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第65条（輸入又は輸出に係る部分に限る。）又は第66条の３（輸入又は輸出に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
(43)　あへん法第51条（輸入又は輸出に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
(44)　国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第５条（輸入又は輸出に係る罪に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	B

(45)　国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第７条又は第８条第１項に規定する罪に当たる違法な行為	C
(46)　道路法第101条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(47)　道路法第102条又は第103条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(48)　道路法第104条から第106条までに規定する罪のいずれかに当たる違法な行為	F
(49)　道路交通法第115条、第117条、第117条の２又は第117条の２の２に規定する罪に当たる違法な行為	C
(50)　道路交通法第116条、第117条の３、第117条の３の２、第117条の５（第３号に係る部分を除く。）、第118条、第118条の２、第118条の３又は第119条第１項に規定する罪に当たる違法な行為	D
(51)　道路交通法第119条第２項、第119条の２、第119条の３第１項（第７号又は第８号に係る部分を除く。）、第２項、第120条又は第121条に規定する罪に当たる違法な行為	F
(52)　自動車の保管場所の確保等に関する法律第17条第１項に規定する罪に当たる違法な行為	D
(53)　自動車の保管場所の確保等に関する法律第17条第２項又は第３項に規定する罪に当たる違法な行為	F
(54)　自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第２条から第６条までに規定する罪に当たる違法な行為	C
(55)　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第78条（第27号（第64条第１項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	D
(56)　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第80条（第２号（第63条に係る部分に限る。）又は第３号に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為又は第64条第２項の規定に違反する行為	F
(57)　放射性同位元素等の規制に関する法律第52条（第11号（第33条第１項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	D
(58)　放射性同位元素等の規制に関する法律第55条（第８号又は第14号（第32条に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為又は第33条第２項の規定に違反する行為	F
(59)　放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（第３条（第１項及び第２項に係る部分に限る。））	B

に規定する罪に当たる違法な行為	
(60)　放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律第５条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(61)　労働基準法第117条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(62)　労働基準法第118条第１項（第６条又は第56条に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	D
(63)　職業安定法第63条（第１号に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
(64)　職業安定法第64条（第９号に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
(65)　児童福祉法第60条第２項（第34条第１項第４号の２に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
(66)　下請代金支払遅延等防止法第10条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(67)　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第４条第３項の規定に違反する行為	E
(68)　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第59条第１号（第４条第１項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
(69)　法、法に基づく命令及び法第17条第１項の規定に基づく都道府県公安委員会規則以外の法令の規定に違反する行為で(１)から(68)までに掲げる行為以外のもの（罰金以上の刑が定められている罰則の適用があるものに限る。）	O
(70)　法、法に基づく命令及び法第17条第１項の規定に基づく都道府県公安委員会規則以外の法令の規定に違反する行為で(１)から(68)までに掲げる行為以外のもの（罰金以上の刑が定められている罰則の適用があるものを除く。）	I
(71)　(１)から(70)までのいずれかに掲げる法令違反行為（罰則の適用があるものに限る。）を教唆し、若しくは幇(ほう)助する行為又は当該行為を教唆する行為	当該法令違反行為に係る分類と同一の分類

処　分　基　準

令和３年６月１日作成

法　　令　　名：	警備業法
根　拠　条　項：	第８条
処　分　の　概　要：	警備業の認定の取消し
原権者（委任先）：	福島県公安委員会
法　令　の　定　め：	警備業法第３条（警備業の要件）、第４条（認定）、第７条（認定証の有効期間の更新）
処　分　基　準：	警備業法第８条各号に該当する場合、次のように帰責事由が無い場合又は悪性が極めて軽微な場合であって、速やかに是正、回復等をすることができ、現に是正、回復等しようとしているとき等を除き、認定を取り消すこととする。 ・　法人の責めに帰すことのできない事由により法人の役員が法第３条第１号から第７号までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問い合わせ先：	警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考：	

処　分　基　準

令和３年６月１日作成

法　　令　　名：警備業法
根　拠　条　項：第22条第７項
処　分　の　概　要：警備員指導教育責任者資格者証の返納命令
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法　令　の　定　め： 警備業法第３条第１号～第６号（警備業の要件）、第22条第２項（警備員指導教育責任者資格者証の交付）
処　分　基　準： 警備業法第22条第７項各号に該当し、警備員指導教育責任者として不適当であると認められる場合には資格者証の返納を命ずることとする。 ここで、同項第３号に基づいて資格者証の返納を命ずる場合とは、故意による警備員の指導計画又は教育計画の作成懈怠、偽りの計画作成、明らかに違法な警備業務の指導、故意による長期の指導教育実施の懈怠等その態様、動機等が悪質な法令違反を犯した場合をいうものとする。
問い合わせ先：警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考：

処　分　基　準

令和３年６月１日作成

法　　令　　名：	警備業法
根　拠　条　項：	第23条第５項において準用する第22条第７項
処 分 の 概 要：	合格証明書の返納命令
原権者（委任先）：	福島県公安委員会
法 令 の 定 め：	警備業法第３条第１号～第７号（警備業の要件）、第23条第４項（合格証明書の交付）
処　分　基　準：	警備業法第23条第５項において準用する同法第22条第７項各号に該当し、警備員として不適当であると認められる場合等には合格証明書の返納を命ずることとする。 ここで、同項第３号に基づいて合格証明書の返納を命ずる場合とは、警察官の制服にことさらに似せた服装による警備業務の実施、携帯を禁止されている護身用具であって著しく危険なものを携帯しての警備業務の実施等その態様、動機等が悪質な法令違反を犯した場合をいうものとする。
問 い 合 わ せ 先：	警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考：	

処　分　基　準

令和３年６月１日作成

法　　令　　名：	警備業法
根　拠　条　項：	第42条第３項において準用する第22条第７項
処 分 の 概 要：	機械警備業務管理者資格者証の返納命令
原権者（委任先）：	福島県公安委員会
法 令 の 定 め：	警備業法第３条第１号～第６号等（警備業の要件）、第42条第２項（機械警備業務管理者資格者証の交付）
処　分　基　準：	警備業法第42条第３項において準用する同法第22条第７項各号に該当し、機械警備業務管理者として不適当であると認められる場合には資格者証の返納を命ずることとする。 ここで、同項第３号に基づいて資格者証の返納を命ずる場合とは、故意による警備業務用機械装置の運用計画又は指令業務に関する基準の作成懈怠、偽りの計画等の作成、明らかに違法な指令業務の指導、故意による長期の監督又は指導の懈怠等その態様、動機等が悪質な法令違反を犯した場合をいうものとする。
問 い 合 わ せ 先：	警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考：	

処　分　基　準

令和３年６月１日作成

法　　令　　名：	警備業法
根　拠　条　項：	第48条
処　分　の　概　要：	警備業者に対する指示
原権者（委任先）：	福島県公安委員会
法　令　の　定　め：	
処　分　基　準：	別紙「警備業法に基づく指示及び営業停止命令の基準」のとおり。
問い合わせ先：	警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考：	

処　分　基　準

令和元年12月14日作成

法　　令　　名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	
根　拠　条　項：第７条第１項	
処 分 の 概 要：自動車運転代行業の認定の取消し	
原権者　（委任先）：福島県公安委員会	
法 令 の 定 め： ○　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 ・第３条（第７号及び第８号を除く。）（自動車運転代行業の要件） ・第４条（認定）	
処　分　基　準： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第７条第１項各号に該当するときは、以下のように、欠格要件に該当するが、速やかに是正、回復することができ、現に是正、回復しようとしている場合等を除き、自動車運転代行業の認定を取り消すものとする。 ・　法人の役員が自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第３条第１号から第５号までに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。	
問 い 合 わ せ 先：福島県警察本部交通部交通企画課	
備　　考：問い合わせ先電話番号（024-522-2151　内線5035）	

処　分　基　準

平成16年１月８日作成

法　　令　　名：	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根　拠　条　項：	第19条第１項の規定により読み替えて適用される道路交通法第22条の２第１項
処 分 の 概 要：	最高速度違反行為に係る指示
原権者 （委任先）：	福島県公安委員会
法 令 の 定 め：	
処　分　基　準：	「最高速度違反行為を防止するため必要な運行の管理を行っていると認められないとき」とは、自動車運転代行業者が使用する車両（代行運転自動車を含む。）について通常行うべき運行の管理を十分に行っていないため、その結果としてその車両について最高速度違反が行われたと認められるような場合であり、具体的には、 ・　自動車運転代行業者が、当該運転者に対して、当該自動車運転代行業者の業務に関して最高速度違反行為を誘発するような行為をしていた場合 ・　同一の車両について、最高速度違反が繰り返されたような場合 ・　自動車運転代行業者が使用する複数の車両（代行運転自動車を含む。）について最高速度違反が行われたような場合 などである。
問 い 合 わ せ 先：	福島県警察本部交通部交通企画課
備　　考：	問い合わせ先電話番号（024-522-2151　内線5035）

処　分　基　準

平成16年１月８日作成

法　　令　　名	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根　拠　条　項	第19条第１項の規定により読み替えて適用される道路交通法第58条の４
処 分 の 概 要	過積載車両に係る指示
原権者 （委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	
処　分　基　準	「過積載を防止するため必要な運行の管理を行っていると認められないとき」とは、自動車運転代行業者が、車両の使用者として通常行うべき運行の管理を十分に行っていないため、その結果としてその車両について過積載が行われたと認められるような場合であり、具体的には、 ・　自動車運転代行業者が、運転者に対して、過積載をすることを誘発するような行為をしていた場合 ・　同一の車両について過積載走行が繰り返されたような場合 ・　自動車運転代行業者が使用する複数の車両について過積載が行われたような場合 などである。
問 い 合 わ せ 先	福島県警察本部交通部交通企画課
備　　考	問い合わせ先電話番号（024-522-2151　内線5035）

処　分　基　準

平成16年１月８日作成

法　　令　　名	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根　拠　条　項	第19条第１項の規定により読み替えて適用される道路交通法第66条の２第１項
処 分 の 概 要	過労運転車両に係る指示
原権者 （委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	
処　分　基　準	「過労運転行為を防止するため必要な運行の管理を行っていると認められないとき」とは、自動車運転代行業者が使用する車両（代行運転自動車を含む。）について通常行うべき運行の管理を十分に行っていないため、その結果としてその車両について過労運転が行われたと認められるような場合であり、具体的には、 ・　自動車運転代行業者が、当該運転者に対して、当該自動車運転代行業者の業務に関して過労運転をすることを誘発するような行為をしていた場合 ・　同一の車両について、過労運転が繰り返されたような場合 ・　自動車運転代行業者が使用する複数の車両（代行運転自動車を含む。）について過労運転が行われたような場合 などである。
問 い 合 わ せ 先	福島県警察本部交通部交通企画課
備　　考	問い合わせ先電話番号（024-522-2151　内線5035）

処　分　基　準

平成18年10月31日作成

法　　令　　名	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根　拠　条　項	第19条第１項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条第２項
処 分 の 概 要	自動車の使用制限命令
原権者 （委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第１項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条第１項（自動車の使用者の義務等） 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第４条の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令第26条の６（自動車の使用の制限の基準）
処　分　基　準	別添のとおり。
問 い 合 わ せ 先	福島県警察本部交通部交通企画課
備　　考	問い合わせ先電話番号（024-522-2151　内線5035）

別添

自動車の使用制限命令の処分量定の基準

使用制限の期間の量定については、原則として、次の基準により行う。

1　用語の定義

この基準において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

(1)　処分対象行為

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第４条規定により読み替えて適用される道路交通法施行令第26条の６第１号及び第２号に規定する使用制限の処分基準に該当する場合における当該処分の事由となる自動車運転代行業者等の違反行為をいう。

(2)　処分事情

次に掲げる事情をいう。

ア　自動車運転代行業者等が、その自動車運転代行業の業務に関し、過去１年以内に、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第１項の規定により読み替えて適用される道路交通法第117条の２第２号若しくは第３号、第117条の４第５号から第７号まで、第118条第１項第４号若しくは第５号、第119条第１項第11号、又は第119条の３第１項第３号の違反行為をした者であること。

イ　自動車運転代行業の用に供される自動車の運転者が、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第４条の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令第26条の６第１号の表の下欄、又は第２号の表の中欄に掲げる違反行為（随伴用自動車については、道路交通法第118条第１項第２号若しくは第７号又は第119条第１項第３号の２の違反に限る。）をし、よって交通事故を起こして人を死亡させ、若しくは傷つけ、又は建造物を損壊したこと。

(3)　処分前歴

自動車運転代行業者が、その自動車運転代行業の用に供される自動車の運転について、過去１年以内に、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第１項の規定により道路交通法第75条第２項又は第75条の２第１項若しくは第２項の規定による公安委員会の命令を受けたことをいう。

2　期間の計算

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第４条規定により読み替えて適用される道路交通法施行令第26条の６第２号の表の下欄中「過去１年以内」という場合の期間の計算は、処分対象行為をした日を起算日として計算するものとする。

なお、この場合において、処分前歴の計算は、その処分期間の始期が過去１年以

内にあるものについて計算するものとする。

また、１年間は、365日とするものとする。

３　処分量定の基準

(1)　処分量定の基準

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第４条の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令第26条の６に規定する使用制限の処分基準に該当することとなった自動車運転代行業者対する使用制限の処分期間の量定については、処分対象行為及び処分事情ごとに、その内容に応じてそれぞれの点数を付し、その合計点数を基礎として行うものとする。

(2)　処分対象行為等に付する基礎点数

ア　処分対象行為に付する基礎点数

処分対象行為に付する基礎点数は、それぞれ別表１に掲げるとおりとする。

イ　処分事情に付する点数

(ｱ)　処分事情のうち、前記１(2)アに掲げる事情については、自動車の運転者が下命又は容認行為に係る違反行為を行った場合にのみ別表１に掲げる点数を付するものとする。

(ｲ)　処分事情のうち、前記１(2)イに掲げる事情については、別表２に掲げる点数を付するものとする。

(ｳ)　使用者等の違反行為の数え方

処分事情のうち、前記１(2)アに掲げる自動車運転代行業者等の違反行為の数え方については、自動車運転代行業者等の下命又は容認ごとに１回として数えるものとする。

(3)　処分量定の方法

ア　点数計算の方法

処分量定の基準となる点数の計算方法は、前記(2)に従い、処分対象行為及び処分事情ごとに付された点数を合計するものとする。

イ　処分期間の量定

処分期間の量定は、前記アの合計点数及び処分前歴の回数に応じて行うものとし、その基準は別表３に掲げるとおりとする。

(4)　政令で定める基準との関係

前記(3)の方法により処分量定を行った結果、処分期間が自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第４条規定により読み替えて適用される道路交通法施行令第26条の６第１号及び第２号にそれぞれ処分対象行為ごとに区分して規定されている処分期間の上限を超える場合には、その上限をもって処分期間とする。

別表１　処分対象行為及び処分事情の違反行為に付する基礎点数

区分		点数
酒酔い運転		３６点
麻薬等運転		３６点
無免許運転		２６点
無資格運転		１６点
酒気帯び運転		１６点
過労運転等		１６点
速度超過運転		６点
放置駐車違反		６点
積載物重量制限超過車両運転	１０割以上	６点
	５割以上１０割未満	４点
	５割未満	２点
積載物大きさ制限超過車両運転		２点
積載方法制限超過車両運転		２点

別表２　交通事故に付する点数

交通事故の種別	点　　数
死　　亡　　事　　故	４０点
傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が３月以上であるもの又は後遺障害が存するもの	３０点
傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が３０日以上３月未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）	２０点
傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が３０日未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）	１０点
建造物損壊事故	

別表３　処分期間の量定

区分 点数	前歴なし	前歴１回	前歴２回	前歴３回 以　　上
６～１０点		２０日	４０日	６０日
１１～１５点	１０日	３０日	５０日	７０日
１６～２０点	２０日	４０日	６０日	８０日
２１～２５点	３０日	５０日	７０日	９０日
２６～３０点	４０日	６０日	８０日	１００日
３１～３５点	５０日	７０日	９０日	１１０日
３６～４０点	６０日	８０日	１００日	１２０日
４１～４５点	７０日	９０日	１１０日	１３０日
４６～５０点	８０日	１００日	１２０日	１４０日
５１～５５点	９０日	１１０日	１３０日	１５０日
５６～６０点	１００日	１２０日	１４０日	１６０日
６１～６５点	１１０日	１３０日	１５０日	１７０日
６６点以上	１２０日	１４０日	１６０日	１８０日

処　分　基　準

平成16年１月８日作成

法　　令　　名：	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根　拠　条　項：	第19条第１項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条の２第１項
処 分 の 概 要：	自動車の使用制限命令
原権者 （委任先）：	福島県公安委員会
法 令 の 定 め：	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第４条の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令第26条の７（自動車の使用の制限の基準）
処　分　基　準：	使用制限の期間の基本量定については、違反行為関係累計点数、前歴の回数及び車種に応じ、別添２に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。
問 い 合 わ せ 先：	福島県警察本部交通部交通企画課
備　　考：	問い合わせ先電話番号（024-522-2151　内線5035）

別添　２

処分量定の基準

前歴	累積点数／車種	２点又は３点	４点又は５点	６点から８点	９点以上
なし	大型車等			３０日	４５日
	普通車			２０日	３０日
	二輪車等			１０日	１５日
一回	大型車等		３０日	４５日	６０日
	普通車		２０日	３０日	４０日
	二輪車等		１０日	１５日	２０日
二回	大型車等	３０日	４５日	６０日	７５日
	普通車	２０日	３０日	４０日	５０日
	二輪車等	１０日	１５日	２０日	２５日
三回以上	大型車等	４５日	６０日	７５日	９０日
	普通車	３０日	４０日	５０日	６０日
	二輪車等	１５日	２０日	２５日	３０日

注：１　「大型車等」とは、大型自動車、大型特殊自動車又は重被けん引車をいう。
　：２　「普通車」とは、普通自動車をいう。
　：３　「二輪車等」とは、大型自動二輪車、普通自動二輪車又は小型特殊自動車をいう。

処　分　基　準

平成18年10月31日作成

法　　令　　名	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根　拠　条　項	第19条第１項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条の２第２項
処 分 の 概 要	車両の使用制限命令
原権者　（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第４条の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令第26条の８（自動車の使用の制限の基準）
処　分　基　準	使用制限の期間の基本量定については、前歴の回数、保内違反金の納付命令の回数及び自動車の車種に応じ、別添に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。
問 い 合 わ せ 先	福島県警察本部交通部交通企画課
備　　考	問い合わせ先電話番号（024-522-2151　内線5035）

別添　処分量定の基準

前歴の回数・放置違反金の納付命令の回数 自動車の種類	前歴なし			前歴１回			前歴２回以上
	３回	４回	５回以上	２回	３回	４回以上	１回以上
大型自動車、大型特殊自動車又は重被牽引車	３０日	４０日	５０日	６０日	７０日	８０日	３月
普通自動車	２０日	３０日	４０日	４０日	５０日	２月	２月
大型自動二輪車、普通自動二輪車、小型特殊自動車又は原動機付自転車	１０日	１５日	２０日	２０日	２５日	１月	１月

処　分　基　準

令和６年４月１日作成

法　　令　　名	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根　拠　条　項	第22条第１項
処 分 の 概 要	自動車運転代行業者に対する指示
原権者　（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め：	
処　分　基　準：	自動車運転代行業者に対する指示の基準は、別添のとおり。
問 い 合 わ せ 先	福島県警察本部交通部交通企画課
備　　考	問い合わせ先電話番号（024-522-2151　内線5035）

別添

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく営業停止命令等の基準

第１　用語の意義

この基準における用語の意義は、法及び政令で使用する用語の例によるほか、以下に掲げるとおりとする。

１　「法の指示」とは、法第22条第１項若しくは第２項又は第25条第２項第１号の規定による指示をいう。

２　「読替え後の道路交通法の規定による指示」とは、読替え後の道路交通法第22条の２第１項又は第66条の２第１項の規定による指示をいう。

３　「営業停止命令」とは、法第23条第１項又は第25条第２項第２号の規定により、営業停止を命ずることをいう。

４　「違反行為」とは、法の指示に違反する行為、読替え後の道路交通法の規定による指示に違反する行為又は自動車運転代行業者が法の指示を受けるに至った場合における当該指示の理由となった政令第５条第１項第１号ハの表行為の欄に掲げる行為をいう。

５　「自動車運転代行業者等」とは、自動車運転代行業者並びにその安全運転管理者等及び運転代行業務従事者をいう。

第２　営業停止命令を行う基準

１　自動車運転代行業者に対する営業停止命令は、政令第５条第１項第２号に定める基準に該当することとなった場合に行うことを原則とする。

２　政令第５条第１項第２号に定める基準に該当しない場合であっても、以下に掲げる場合には、政令第５条第１項第３号の規定により営業停止命令を行うことができる。

(1)　自動車運転代行業者が法第22条第１項又は第25条第２項第１号の規定による指示に違反した場合。ただし、自動車運転代行業者の安全運転管理者等又は運転代行業務従事者が当該行為を行った場合であって、自動車運転代行業者が違反行為を防止するため相当の注意・監督義務を尽くしていた場合等当該違反を自動車運転代行業者の責に帰すことが相当でないと認められる特別の事情があるときには、営業停止命令を行わないことができるものとする。

(2)　自動車運転代行業者等が、運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第75条第１項第１号から第４号までの規定に違反する行為をし、よって死亡事故又は重傷事故（人の傷害に係る事故のうち、当該傷害事故に係る負傷者の負傷の治療に要する期間が30日以上であるもの又は後遺障害（道路交通法施行令別表第２の３の表に規定する後遺障害をいう。）が存するものをいう。以下同じ。）を起こした場合。

(3)　(1)及び(2)に掲げる場合のほか、以下に掲げる場合その他の業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められる場合。

ア　自動車運転代行業者等が違反行為をし、検挙された場合であって、当該事案の悪質性に鑑み、営業停止命令を行うことが適当と認められるとき。

イ　自動車運転代行業者等が行った違反行為に関連して他の法令に違反する行為が行われた場合であって、当該事案の悪質性に鑑み、営業停止命令を行うことが適当と認められるとき。

3　政令第５条第１項第２号に定める基準に該当しない場合であっても、以下に掲げる場合に該当したとして、都道府県知事から法第23条第２項の規定による要請があったときは、政令第５条第１項第４号の規定により営業停止命令を行うものとする。

(1)　自動車運転代行業者が法第22条第２項の規定による指示に違反した場合。ただし、自動車運転代行業者の安全運転管理者等又は運転代行業務従事者が当該行為を行った場合であって、自動車運転代行業者が違反行為を防止するため相当の注意・監督義務を尽くしていた場合等当該違反を自動車運転代行業者の責に帰すことが相当でないと認められる特別の事情があるときには、営業停止命令を行わないことができるものとする。

(2)　自動車運転代行業者等が、運転代行業務に関し道路運送法第４条第１項、第43条第１項又は第78条の規定に違反する行為をし、よって死亡事故又は重傷事故を起こした場合。ただし、自動車運転代行業者の安全運転管理者等又は運転代行業務従事者が当該行為をした場合であって、自動車運転代行業者が違反行為を防止するため相当の注意・監督義務を尽くしていた場合等当該違反を自動車運転代行業者の責に帰すことが相当でないと認められる特別の事情がある場合には、営業停止命令を行わないことができるものとする。

(3)　(1)及び(2)に掲げる場合のほか、以下に掲げる場合その他の業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められる場合。

ア　自動車運転代行業者等が違反行為をし、検挙された場合であって、当該事案の悪質性に鑑み、営業停止命令を行うことが適当と認められるとき。

イ　自動車運転代行業者等が行った違反行為に関連して他の法令に違反する行為が行われた場合であって、当該事案の悪質性に鑑み、営業停止命令を行うことが適当と認められるとき。

4　１、２又は３により営業停止命令を行う場合には、以下の事項に留意すること。

(1)　累積点数の算出の基礎として自動車運転代行業者に点数が付されるのは、以下の場合に限られること（政令第５条第１項第１号）。

ア　自動車運転代行業者が法の指示に違反した場合。

イ　自動車運転代行業者等が運転代行業務に関し読替え後の道路交通法の規定による指示に違反した場合。

ウ　自動車運転代行業者が法の指示を受けるに至った場合において、当該指示の理由が、当該自動車運転代行業者等により政令第５条第１項第１号ハの表行為の欄に掲げる行為がされたことである場合。

(2)　累積点数は、政令第５条第１項第２号イからへまでに掲げる事由が生じた日から起算して過去２年以内に行われた違反行為のそれぞれについて自動車運転代行業者に付された点数を合算することにより算出されるものであること（政令第５

条第１項第２号)。

(3)　自動車運転代行業者が営業停止命令を受けたことがある場合には、当該命令を受ける前に行われた違反行為に付された点数は、以後の営業停止命令発動の根拠となる累積点数には含まれないこと（政令第５条第１項第２号)。

第３　営業停止の期間について

１　営業停止命令により営業の停止を命ずる期間は、以下に掲げる場合に応じ、それぞれに定める日数を超えない範囲内のものとする。

(1)　政令第５条第１項第２号の規定により営業停止を命ずる場合

別表１の「前歴の回数」欄及び「累積点数」欄に掲げる区分に応じ、それぞれ以下の方法により算出した日数（小数点以下は切り上げるものとする。）

Ｔ＝ｔ（Ｃ＋９）／10Ｃ

・Ｔ＝営業停止の期間

・ｔ＝「期間」の欄に定める日数

・Ｃ＝直近の違反行為が行われた時点における随伴用自動車の台数

(2)　政令第５条第１項第３号又は第４号の規定により営業停止を命ずる場合

別表２の「前歴の回数」欄及び「累積点数」欄に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)の方法により算出した日数

２　１にかかわらず、以下のような事由があるときは、情状により、処分を加重することができるものとする。ただし、政令第５条第１項第２号又は第３号若しくは第４号に定める上限の期間を超えることはできない。

(1)　違反行為の態様が著しく悪質であること。

(2)　交通の安全又は利用者の利益が害される結果が生じている場合等違反行為の結果が重大であること。

３　１にかかわらず、次のような事由があるときは、情状により、処分を軽減することができるものとする。

(1)　自動車運転代行業者の安全運転管理者等又は運転代行業務従事者が違反行為を行った場合であって、自動車運転代行業者が違反行為を防止するため相当の注意・監督義務を尽くしていたと認められること。

(2)　違反行為を行った後、自ら改善措置を講じていること。

第４　法の指示等を行う基準

法の指示及び点数の付与を行う基準は、次に掲げるとおりとする。

なお、注意は、法の指示を行うには至らないが、業務の適正な運営の確保に資すると認められる場合に、福島県警察が定める様式の書面により行うものとする。

１　別表３の１の項に掲げる行為が行われた場合には、法の指示及び点数の付与を行うものとする。

２　別表３の２の項に掲げる行為が行われた場合には、自動車運転代行業者に対し点数を付与するものとする。この場合においては、以下の事項に留意すること。

(1)　自動車運転代行業者が法の指示に違反したとして点数の付与を行うのは、原則として、法の指示を受けた後１年以内に当該指示に違反した場合に限ること。

(2)　読替え後の道路交通法の規定による指示に違反する行為が行われたかどうかについての判断は、当該指示を受けた後１年以内に運転代行業務に関し最高速度違反行為又は過労運転が行われた場合に、自動車運転代行業者の運行管理の状況を勘案して行うこと。

３　別表３の３の項に掲げる行為が行われた場合には、以下の基準によるものとする。

(1)　違反の態様が悪質であると認められる場合又は違反の結果が重大と認められる場合には、法の指示及び点数の付与を行うものとする。

(2)　(1)に掲げる場合以外の場合には、以下のとおりとする。

ア　過去２年以内（直近の違反行為が行われた日から起算して過去２年以内をいう。以下同じ。）に行政処分等（注意、法の指示、点数の付与又は営業停止命令をいう。以下同じ。）を受けていない場合には、注意を行うものとする。

イ　過去２年以内に行政処分等を受けている場合には、法の指示及び点数の付与を行うものとする。

４　別表３の４の項に掲げる行為が行われた場合には、以下の基準によるものとする。

(1)　自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等が、運転者に対して、当該駐停車違反行為をすることを誘発するような行為をしていた場合には法の指示を行うものとする。

(2)　(1)以外の場合には、以下のとおりとする。

ア　過去２年以内に行政処分等を受けておらず、かつ、運転代行業務に関し、過去１年以内（直近の違反行為が行われた日から起算して過去１年以内をいう。）に駐停車違反行為が１回以上行われている場合には、注意を行うものとする。

イ　過去２年以内に行政処分等を受けている場合には、法の指示を行うものとする。

(3)　(1)及び(2)にかかわらず、当該駐停車違反行為について、別に法の指示又は営業停止命令を行うこととなる場合には、注意又は法の指示を行わないものとする。

(4)　(1)又は(2)イの場合に行う法の指示においては、自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等が講ずべき措置をできるだけ明確かつ具体的に示すように努めるものとする。

なお、その具体例は、別表４のとおりである。

別表1

前歴の回数	累積点数	期　間
なし	4点・5点・6点	30日
	7点・8点・9点	60日
	10点・11点・12点	90日
	13点以上	120日
1回	3点・4点・5点	30日
	6点・7点・8点	60日
	9点・10点・11点	90日
	12点・13点・14点	120日
	15点以上	150日
2回以上	2点・3点・4点	30日
	5点・6点・7点	60日
	8点・9点・10点	90日
	11点・12点・13点	120日
	14点・15点・16点	150日
	17点以上	180日

別表２

前歴の回数	累積点数	期　間
なし	１点･２点･３点	３０日
１回	１点･２点	
２回以上	１点	

別表3

項	行　　為	備　考
1	① 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第75条第1項第1号から第4号まで及び第7号の規定に違反する行為	○ 下命容認行為の禁止違反
	② 法第10条の規定に違反する行為	○ 名義貸し禁止違反
2	③ 法第22条第1項若しくは第2項又は第25条第2項第1号の規定による指示に違反する行為	○ 法の指示違反
	④ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第22条の2第1項又は第66条の2第1項の規定による指示に違反する行為	○ 読替え後の道路交通法の規定による指示違反
3	⑤ 法第5条第1項の規定に違反する行為	○ 申請書等虚偽記載
	⑥ 法第6条第1項の規定に違反する行為	○ 標識掲示等義務違反
	⑦ 法第8条第1項の規定に違反する行為	○ 変更届出義務違反
	⑧ 法第14条第2項の規定に違反する行為	○ 運転代行業務従事制限違反
	⑨ 法第16条の規定に違反する行為	○ 代行運転自動車標識表示義務違反
	⑩ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第1項の規定に違反する行為	○ 安全運転管理者未選任
	⑪ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第2項の規定に違反する行為	○ 安全運転管理者業務不履行
	⑫ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第4項の規定に違反する行為	○ 副安全運転管理者未選任
	⑬ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第7項の規定に違反する行為	○ 権限付与義務違反
	⑭ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第9項の規定に違反する行為	○ 安全運転管理者等講習受講義務違反
	⑮ 法第20条第1項の規定に違反する行為	○ 帳簿等備付け義務違反
	⑯ 法第21条第1項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避する行為	○ 立入検査拒否等
4	⑰ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第75条第1項第7号に掲げる行為	○ 駐停車違反

別表４

運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第75条第１項第７号に掲げる行為に係る指示の具体例

運転代行業務従事者その他の従業員に対して、駐停車に関する法令を遵守させるために必要な指導又は交通安全教育を一定時間以上行うべきこと。
運転代行業務従事者に対して、一定の期間、待機場所等に関する記録を作成させ提出させるべきこと。
一定の期間、営業所に駐車記録簿を備えて、営業所の安全運転管理者に必要な記載をさせるべきこと。
一定の期間、随伴用自動車内の見やすい場所に、駐停車違反行為を行ってはならない旨を記載した標章等を取り付けておくべきこと。
あらかじめ客待ちの際の待機駐車場を定めておき、それを運転代行業務従事者に周知徹底すべきこと。

処　分　基　準

令和６年４月１日作成

法　　令　　名	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根　拠　条　項	第23条第１項
処 分 の 概 要	自動車運転代行業者に対する営業の停止命令
原権者　（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	○　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令 ・第５条（営業の停止の基準）
処　分　基　準	自動車運転代行業者に対する営業の停止の基準は、別添（ＨＩ－８－１からＨＩ－８－８）のとおり。
問 い 合 わ せ 先	福島県警察本部交通部交通企画課
備　　考	問い合わせ先電話番号（024-522-2151　内線5035）

処　分　基　準

令和元年12月14日作成

法　　令　　名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	
根　拠　条　項：第24条第１項	
処 分 の 概 要：自動車運転代行業を営む者に対する営業の廃止命令	
原権者　（委任先）：福島県公安委員会	
法 令 の 定 め： ○　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 ・第３条（第７号及び第８号を除く。）（自動車運転代行業の要件） ・第４条（認定） ・第５条第３項（認定拒否の通知） ・第７条第１項（認定の取消し）	
処　分　基　準： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第２４条第１項各号に該当する場合、自動車運転代行業に当たることの認識が全くないままに自動車運転代行業を営んでおり、かつ、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情のある者については必要に応じ指導を行うこととし、このような場合を除いては営業の廃止を命ずることとする。	
問 い 合 わ せ 先：福島県警察本部交通部交通企画課	
備　　考：問い合わせ先電話番号（024-522-2151　内線5035）	

処　分　基　準

令和６年４月１日作成

法　　令　　名	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根　拠　条　項	第25条第２項第１号
処 分 の 概 要	自動車運転代行業者に対する指示
原権者　（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	
処　分　基　準	自動車運転代行業者に対する指示の基準は、別添（ＨＩ－８－１からＨＩ－８－８）のとおり。
問 い 合 わ せ 先	福島県警察本部交通部交通企画課
備　　考	問い合わせ先電話番号（024-522-2151　内線5035）

処　分　基　準

令和６年４月１日作成

法　　令　　名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	
根　拠　条　項：第25条第２項第２号	
処 分 の 概 要：自動車運転代行業者に対する営業の停止命令	
原権者　（委任先）：福島県公安委員会	
法 令 の 定 め： ○　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令 ・第５条（営業の停止の基準）	
処　分　基　準： 自動車運転代行業者に対する営業の停止の基準は、別添（ＨＩ－８－１からＨＩ－８－８）のとおり。	
問 い 合 わ せ 先：福島県警察本部交通部交通企画課	
備　　考：　問い合わせ先電話番号（024-522-2151　内線5035）	

処　分　基　準

令和元年12月14日作成

法　　令　　名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	
根　拠　条　項：第25条第２項第３号	
処 分 の 概 要：自動車運転代行業を営む者に対する営業の廃止命令	
原権者　（委任先）：福島県公安委員会	
法 令 の 定 め： ○　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 ・第３条（第７号及び第８号を除く。）（自動車運転代行業の要件） ・第４条（認定） ・第５条第３項（認定拒否の通知） ・第７条第１項（認定の取消し）	
処　分　基　準： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第２４条第１項各号に該当する場合、自動車運転代行業に当たることの認識が全くないままに自動車運転代行業を営んでおり、かつ、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情のある者については必要に応じ指導を行うこととし、このような場合を除いては営業の廃止を命ずることとする。	
問 い 合 わ せ 先：福島県警察本部交通部交通企画課	
備　　考：問い合わせ先電話番号（024-522-2151　内線5035）	

処　分　基　準

令和５年９月12日作成

法　　令　　名：	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
根　拠　条　項：	第13条
処 分 の 概 要：	インターネット異性紹介事業者に対する指示
原権者（委任先）：	福島県公安委員会
法 令 の 定 め：	
処　分　基　準：	別紙１「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく指示の基準」のとおり
問 い 合 わ せ 先：	福島県警察本部生活安全部少年女性安全対策課
備　　考：	

別紙１

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく指示の基準

１　趣旨

この基準は、インターネット異性紹介事業者が行った法令違反行為（インターネット異性紹介事業に関して行われたインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号。以下「法」という。）若しくは法に基づく命令又は他の法令の規定に違反する行為をいう。以下同じ。）に対し、福島県公安委員会が指示を行うための要件等について必要な事項を定めるものとする。

２　指示を行うべき場合

(1)　インターネット異性紹介事業者が、法第33条に規定する罪、刑法（明治40年法律第45号）第182条に規定する罪、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第60条第１項に規定する罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）に規定する罪、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和５年法律第67号）第２条から第６条までに規定する罪（その被害者に児童が含まれているものに限る。）又はインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成20年政令第346号）第１条で定める罪に当たる行為を行ったと認めるときは、指示を行うものとする。ただし、児童の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するために必要な指示を行うことができないと認められるときは、この限りではない。

(2)　インターネット異性紹介事業者が、法に違反する行為（法第６条第１号から第４号までに違反する行為を除く。）を行ったと認める場合であって、当該行為に対す

る指導又は警告に従わず、当該行為により生じた違法状態が残存しているとき、当該行為が偶然的なものではなく、繰り返されるおそれがあるとき、その他児童の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、指示を行うものとする。

(3)　上記(1)及び(2)に掲げるもののほか、インターネット異性紹介事業者が法令違反行為を行ったと認める場合であって、児童の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、指示を行うものとする。

(4)　上記(1)から(3)までの規定にかかわらず、当該インターネット異性紹介事業者に対し、インターネット異性紹介事業の廃止を命ずるときは、指示を行わないものとする。

3　事業停止命令との関係

インターネット異性紹介事業者が行った法令違反行為について、当該インターネット異性紹介事業者に対し、インターネット異性紹介事業の全部又は一部の停止を命ずる場合であっても、当該法令違反行為について指示を併せて行うことは妨げない。

処　分　基　準

令和６年12月12日作成

法　　令　　名：	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
根　拠　条　項：	第14条第１項
処 分 の 概 要：	インターネット異性紹介事業の停止命令
原権者（委任先）：	福島県公安委員会
法 令 の 定 め：	
処　分　基　準：	別紙２「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく事業停止命令の基準」のとおり
問 い 合 わ せ 先：	福島県警察本部生活安全部少年女性安全対策課
備　　考：	

別紙２

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく事業停止命令の基準

１　趣旨

この基準は、インターネット異性紹介事業者が行った事業停止命令対象行為に対し、福島県公安委員会が事業停止命令を行うための要件等について必要な事項を定めるものとする。

２　用語の定義

この基準における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

(1)　事業停止命令　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号。以下「法」という。）第14条第１項又は第15条第２項第２号の規定に基づき、インターネット異性紹介事業者に対し、当該インターネット異性紹介事業の全部又は一部の停止を命ずることをいう。

(2)　事業停止命令対象行為　インターネット異性紹介事業に関して行われた、法、刑法（明治40年法律第45号）第182条、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第60条第１項若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）に規定する罪若しくは性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和５年法律第67号）第２条から第６条までに規定する罪（その被害者に児童が含まれるものに限る。）（法に規定する罪にあっては、第31条の罪及び同条の罪に係る第35条の罪を除く。）その他児童の健全な育成に障害を及ぼす罪でインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成20年政令第346号）第１条各号に掲げるもの

に当たる行為をいう。

(3)　事業停止期間　事業停止命令においてインターネット異性紹介事業者が事業を停止しなければならないこととする期間をいう。

3　事業停止命令対象行為の分類

事業停止命令対象行為は、別表に定めるとおり、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅ、Ｆ及びＮに分類するものとする。

4　事業停止命令を行うべき場合

(1)　インターネット異性紹介事業者がＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄ又はＥに分類される事業停止命令対象行為を行ったと認めるときは、事業停止命令を行うものとする。ただし、当該事業停止命令対象行為により生じた児童の健全な育成に及ぼす障害が極めて軽微であると認められるときは、この限りではない。

(2)　インターネット異性紹介事業者がＦ又はＮに分類される事業停止命令対象行為を行ったと認める場合であって、次のいずれかに該当するときは、事業停止命令を行うものとする。

ア　インターネット異性紹介事業者が当該事業停止命令対象行為と同種又は類似の事業停止命令対象行為を繰り返し行っているとき。

イ　インターネット異性紹介事業者が当該事業停止命令対象行為を行った日前５年以内に当該インターネット異性紹介事業者が事業停止命令を受けたことがあるとき。

ウ　インターネット異性紹介事業者が当該事業停止命令対象行為を行った日前３年以内に当該インターネット異性紹介事業者が指示を受けたことがあるとき。

エ　インターネット異性紹介事業者が当該事業停止命令対象行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとしたとき。

オ　上記アからエまでに掲げるもののほか、当該事業停止命令対象行為に対する

指導又は警告に従わず、当該事業停止命令対象行為により生じた違法状態が残存しているとき、その他インターネット異性紹介事業者が引き続きインターネット異性紹介事業を行った場合に児童の健全な育成に著しく障害を及ぼすと認められるとき。

(3)　上記(1)及び(2)の規定にかかわらず、当該インターネット異性紹介事業者に対し、インターネット異性紹介事業の廃止を命ずるときは、事業停止命令を行わないものとする。

5　基準期間等

事業停止期間に係る基準期間、短期及び長期（以下それぞれ単に「基準期間」、「短期」及び「長期」という。）は、次に掲げる事業停止命令対象行為の分類に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

A　基準期間、短期、長期とも６月

B　基準期間は４月、短期は２月、長期は６月

C　基準期間は２月、短期は１月、長期は４月

D　基準期間は１月、短期は14日、長期は２月

E　基準期間は14日、短期は７日、長期は１月

F　基準期間は７日、短期は３日、長期は14日

N　基準期間、短期、長期とも６月

6　インターネット異性紹介事業者が行った１個の行為が２個以上の事業停止命令対象行為に該当するものである場合は、上記５の規定にかかわらず、各事業停止命令対象行為について同規定により定められた基準期間、短期及び長期のうち最も長いものをそれぞれ基準期間、短期及び長期とする。

7　事業停止命令対象行為に該当する行為が２個以上行われた場合において１個の事業停止命令を行うときは、上記５の規定にかかわらず、各事業停止命令対象行為に

ついて同規定により定められた基準期間のうち最も長いもの（その最も長いものが１月である場合にあっては、30日）にその２分の１の期間を加算した期間（その期間に１日に満たない端数があるときにあっては、これを切り捨てるものとする。）を基準期間とし、各事業停止命令対象行為について同規定により定められた短期のうち最も長いものを短期とし、各事業停止命令対象行為について同規定により定められた長期のうち最も長いもの（その最も長いものが１月である場合にあっては、30日）にその２分の１の期間を加算した期間（その期間に１日に満たない端数があるときにあっては、これを切り捨てるものとする。）を長期とする。ただし、その基準期間及び長期は、それぞれ各事業停止命令対象行為について同規定により定められた基準期間又は長期を合計した期間及び６月を超えることはできない。

８　インターネット異性紹介事業者が事業停止命令を受けた日から５年以内に当該インターネット異性紹介事業者が事業停止命令対象行為でＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅ又はＮに分類されるものを行った場合において事業停止命令を行うときは、上記５の規定にかかわらず、当該事業停止命令対象行為について同規定により定められた基準期間、短期及び長期にそれぞれ２を乗じた期間を基準期間、短期及び長期とする。ただし、その基準期間、短期及び長期は、６月を超えることはできない。

９　事業停止期間の決定

(1)　事業停止期間は、上記５から８までの規定により定められた基準期間とする。

(2)　上記(1)の規定にかかわらず、次のアからウのいずれかに該当する事由があるときは、上記５から８までの規定により定められた短期を下回らない範囲内において、基準期間より短い期間を事業停止期間とすることができる。

ア　事業停止命令対象行為により生じた児童の健全な育成に及ぼす障害が軽微であること。

イ　インターネット異性紹介事業者が暴行又は脅迫を受けて事業停止命令対象行

為を行ったこと。

ウ　インターネット異性紹介事業者が事業停止命令の対象とする事業停止命令対象行為と同種又は類似の事業停止命令対象行為が将来において行われることを防止するための措置又は事業停止命令の対象とする事業停止命令対象行為により生じた違法状態若しくは児童の健全な育成に及ぼす障害を解消し、若しくは回復するための措置を自主的に執っており、かつ、改悛の情が著しいこと。

(3)　上記(1)の規定にかかわらず、次のアからオのいずれかに該当する事由があるときは、上記５から８までの規定により定められた長期を超えない範囲内において、基準期間より長い期間を事業停止期間とすることができる。

ア　事業停止命令対象行為の態様が極めて悪質であること。

イ　事業停止命令対象行為により児童の健全な育成に障害を及ぼす重大な結果が生じたこと。

ウ　インターネット異性紹介事業者が事業停止命令対象行為を行った日前５年以内に同種又は類似の事業停止命令対象行為を理由として、事業停止命令又は指示を受けたことがあること。

エ　インターネット異性紹介事業者が事業停止命令対象行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとするなど情状が特に重いこと。

オ　インターネット異性紹介事業者に改悛の情がみられないこと。

別表

事業停止命令対象行為	分類
（１）　法第32条第１号に規定する罪又は当該罪に係る同法第35条に規定する罪に当たる行為（事業開始届出義務違反）	N
（２）　法第32条第２号に規定する罪又は当該罪に係る同法第35条に規定する罪に当たる行為（名義貸し）	N
（３）　法第32条第３号に規定する罪又は当該罪に係る同法第35条に規定する罪に当たる行為（指示に違反する行為）	B
（４）　法第33条に規定する罪に当たる行為（禁止誘引行為）	B
（５）　法第34条第１号に規定する罪又は当該罪に係る同法第35条に規定する罪に当たる行為（開始届出書等虚偽記載）	F
（６）　法第34条第２号に規定する罪又は当該罪に係る同法第35条に規定する罪に当たる行為（変更届出義務違反・変更届出書等虚偽記載）	F
（７）　法第34条第３号に規定する罪又は当該罪に係る同法第35条に規定する罪に当たる行為（報告・資料の提出義務違反）	D
（８）　刑法第182条に規定する罪に当たる行為	A
（９）　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第２条から第６条までに規定する罪（その被害者に児童が含まれるものに限る。）に当たる行為	A
(10)　二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律第５条又は第６条に規定する罪（児童に販売する行為に係るものに限る。）に当たる行為	F
(11)　刑法第136条又は第137条に規定する罪（児童に販売する行為に係るものに限る。）に当たる行為	C
(12)　刑法第174条に規定する罪又は同法第175条第１項に規定する罪（児童に頒布し、又は公然と陳列する行為に係るものに限る。）に当たる行為	E
(13)　刑法第176条に規定する罪（児童に対するわいせつな行為に係るものに限る。）、同法第177条に規定する罪（児童に対する性交等に係るものに限る。）、同法第179条に規定する罪、同法第180条（児童に対するわいせつな行為又は性交等に係るものに限る。）又は同法第183条に規定する罪（児童である女子を勧誘して姦淫させる行為に係るものに限る。）に当たる行為	C
(14)　刑法第181条に規定する罪（児童に対するわいせつな行為又は性交等に係るものに限る。）に当たる行為	B

(15)　刑法第186条第２項に規定する罪（賭博場を開帳する行為に係るものに限る。）に当たる行為	C
(16)　刑法第187条第１項又は第２項に規定する罪に当たる行為	D
(17)　刑法第187条第３項に規定する罪（児童と授受する行為に係るものに限る。）に当たる行為	F
(18)　刑法第224条から第226条まで（第225条の２を除く。）に規定する罪（児童を略取し、又は誘拐する行為に係るものに限る。）、同法第226条の２に規定する罪（児童を売買する行為に係るものに限る。）、同法第226条の３に規定する罪（児童を移送する行為に係るものに限る。）、同法第227条第１項から第３項までに規定する罪（児童を引き渡し、収受し、輸送し、蔵匿し、又は隠避させる行為に係るものに限る。）、同条第４項に規定する罪（略取され又は誘拐された児童を収受する行為に係るものに限る。）又はこれらの罪（同法第227条第４項後段に規定する罪を除く。）に係る同法第228条に規定する罪に当たる行為	C
(19)　刑法第225条の２に規定する罪（児童を略取し、又は誘拐する行為に係るものに限る。）又は当該罪（同法第225条の２第１項に係る部分に限る。）に係る同法第228条に規定する罪に当たる行為	B
(20)　二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第３条第１項又は第４条に規定する罪（児童に販売し、又は供与する行為に係るものに限る。）に当たる行為	F
(21)　労働基準法第117条に規定する罪（児童に労働を強制する行為に係るものに限る。）又は当該罪に係る同法第121条に規定する罪に当たる行為	C
(22)　労働基準法第118条第１項（同法第56条に係る部分に限る。）若しくは第119条第１号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）に規定する罪又はこれらの罪に係る同法第121条に規定する罪に当たる行為	D
(23)　職業安定法第63条第１号に規定する罪（児童である求職者に対して暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって行われる職業紹介、児童に対する労働者の募集又は児童である労働者を対象とする労働者の供給に係るものに限る。）、同条第２号に規定する罪（児童である求職者に対する職業紹介、児童に対する労働者の募集、児童に対する労働者の募集に関する情報若しくは労働者になろうとする児童に関する情報を対象とする募集情報等提供又は児童である労働者を対象とする労	C

働者の供給に係るものに限る。）又はこれらの罪に係る同法第67条に規定する罪に当たる行為	
(24)　児童福祉法第60条第１項に規定する罪又は当該罪に係る同法第62条の４に規定する罪に当たる行為	A
(25)　児童福祉法第60条第２項（同法第34条第１項第４号の３、第５号、第７号又は第９号に係る部分に限る。）に規定する罪又は当該罪に係る同法第62条の４に規定する罪に当たる行為	C
(26)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第50条第１項第４号（同法第22条第１項第６号に係る部分を除く。）、第５号（同法第28条第12項第５号に係る部分を除く。）、第６号、第８号（同法第31条の13第２項第６号に係る部分を除く。）若しくは第９号に規定する罪、同法第50条第１項第４号（同法第22条第１項第６号に係る部分に限る。）、第５号（同法第28条第12項第５号に係る部分に限る。）若しくは第８号（同法第31条の13第２項第６号に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に提供する行為に係るものに限る。）又はこれらの罪に係る同法第56条に規定する罪に当たる行為	D
(27)　競馬法第30条第３号に規定する罪（児童に勝馬投票類似の行為をさせる行為に係るものに限る。）又は同法第31条第１号に規定する罪に当たる行為	C
(28)　競馬法第35条に規定する罪（児童による同法第28条の規定に違反する行為があった場合における当該違反行為の相手方となる行為に係るものに限る。）に当たる行為	F
(29)　自転車競技法第56条第２号に規定する罪（児童に勝者投票類似の行為をさせる行為に係るものに限る。）、同法第57条第２号に規定する罪又はこれらの罪に係る同法第69条に規定する罪に当たる行為	C
(30)　自転車競技法第59条に規定する罪（児童による同法第９条の規定に違反する行為があった場合における当該違反行為の相手方となる行為に係るものに限る。）又は当該罪に係る同法第69条に規定する罪に当たる行為	F
(31)　小型自動車競走法第61条第２号に規定する罪（児童に勝車投票類似の行為をさせる行為に係るものに限る。）、同法第62条第２号に規定する罪又はこれらの罪に係る同法第74条に規定する罪に当たる行為	C
(32)　小型自動車競走法第64条に規定する罪（児童による同法第13条の規定に違反する行為があった場合における当該違反行為の相手	F

方となる行為に係るものに限る。）又は当該罪に係る同法第74条に規定する罪に当たる行為	
(33)　毒物及び劇物取締法第24条の２第１号に規定する罪（児童に販売し、又は授与する行為に係るものに限る。）又は当該罪に係る同法第26条に規定する罪に当たる行為	D
(34)　モーターボート競走法第65条第２号に規定する罪（児童に勝舟投票類似の行為をさせる行為に係るものに限る。）、同法第66条第２号に規定する罪又はこれらの罪に係る同法第71条に規定する罪に当たる行為	C
(35)　モーターボート競走法第69条に規定する罪（児童による同法第12条の規定に違反する行為があった場合における当該違反行為の相手方となる行為に係るものに限る。）又は当該罪に係る同法第71条に規定する罪に当たる行為	F
(36)　覚醒剤取締法第41条の２に規定する罪（児童に譲り渡し、又は児童から譲り受ける行為に係るものに限る。）、同法第41条の３（同法第19条に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に対して使用する行為に係るものに限る。）、同法第41条の３（同法第20条第２項又は第３項に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に対して施用し又は施用のため交付する行為に係るものに限る。）、同法第41条の４（同法第30条の９第１項に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に譲り渡し、又は児童から譲り受ける行為に係るものに限る。）、同法第41条の４（同法第30条の11に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に対して使用する行為に係るものに限る。）、同法第41条の５第１項第３号に規定する罪、同法第41条の11若しくは第41条の13に規定する罪（児童に対する譲渡し又は児童からの譲受けの周旋をする行為に係るものに限る。）又はこれらの罪（同法第41条の２第１項、第41条の３第１項、第41条の４第１項、第41条の11及び第41条の13に規定する罪を除く。）に係る同法第44条に規定する罪に当たる行為	C
(37)　麻薬及び向精神薬取締法第64条の２に規定する罪（児童に譲り渡し、児童から譲り受け、又は児童に交付する行為に係るものに限る。）、同法第64条の３に規定する罪（児童に対して施用する行為に係るものに限る。）、同法第66条に規定する罪（児童に譲り渡し、又は児童から譲り受ける行為に係るものに限る。）、同法第66条の２（同法第27条第１項、第３項又は第４項に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に対して施用し又は施用のため交付する行為に係るものに限る。）、同法第66条の４に規定する罪	C

（児童に譲り渡す行為に係るものに限る。）、同法第68条の２に規定する罪（児童に対する譲渡し又は児童からの譲受けの周旋をする行為に係るものに限る。）、同法第69条第５号に規定する罪（児童に譲り渡す行為に係るものに限る。）、同条第６号に規定する罪又はこれらの罪（同法第64条の２第１項、第64条の３第１項、第66条第１項、第66条の２第１項、第66条の４第１項及び第68条の２に規定する罪を除く。）に係る同法第74条に規定する罪に当たる行為	
(38)　麻薬及び向精神薬取締法第69条の５に規定する罪（児童に対する譲渡し又は児童からの譲受けの周旋をする行為に係るものに限る。）、同法第70条第17号に規定する罪（児童に譲り渡す行為に係るものに限る。）、同条第18号に規定する罪又はこれらの罪（同法第69条の５に規定する罪を除く。）に係る同法第74条に規定する罪に当たる行為	D
(39)　あへん法第52条に規定する罪（児童に譲り渡し、又は児童から譲り受ける行為に係るものに限る。）、同法第54条の３に規定する罪（児童に対する譲渡し又は児童からの譲受けの周旋をする行為に係るものに限る。）又はこれらの罪（同法第52条第１項及び第54条の３に規定する罪を除く。）に係る同法第61条に規定する罪に当たる行為	C
(40)　売春防止法第５条に規定する罪、同法第６条第１項に規定する罪（児童をその相手方とする売春の周旋をする行為に係るものに限る。）、同条第２項第１号に規定する罪（児童を売春の相手方となるように勧誘する行為に係るものに限る。）又は同項第２号若しくは第３号に規定する罪に当たる行為	D
(41)　売春防止法第７条、第10条若しくは第12条に規定する罪（児童に売春をさせる行為に係るものに限る。）又はこれらの罪（同法第７条に規定する罪を除く。）に係る同法第14条に規定する罪に当たる行為	C
(42)　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第58条に規定する罪（児童である労働者を対象とする労働者派遣に係るものに限る。）又は当該罪に係る同法第62条に規定する罪に当たる行為	C
(43)　スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条若しくは第33条第２号に規定する罪又はこれらの罪に係る同法第36条に規定する罪に当たる行為	C
(44)　スポーツ振興投票の実施等に関する法律第35条に規定する罪	F

（児童による同法第９条の規定に違反する行為があった場合における当該違反行為の相手方となる行為に係るものに限る。）又は当該罪に係る同法第36条に規定する罪に当たる行為	
(45)　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律に規定する罪に当たる行為	A
(46)　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第３条第１項（第６号に係る部分に限る。）に規定する罪（賭博場を開帳する行為に係るものに限る。）に当たる行為	C
(47)　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第３条（第１項第10号に係る部分に限る。）に規定する罪（児童を略取し、又は誘拐する行為に係るものに限る。）に当たる行為	B
(48)　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第６条（第１項第２号に係る部分に限る。）に規定する罪（児童を略取し、又は誘拐する行為に係るものに限る。）に当たる行為	D
(49)　特定複合観光施設区域整備法第237条第１項第６号（同法第69条に係る部分に限る。）に規定する罪（児童をカジノ施設に入場させ、又は滞在させる行為に係るものに限る。）に当たる行為	C
(50)　性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律第20条に規定する罪（これに当たる行為が児童である出演者に対してされた場合における当該行為に係るものに限る。）又は当該罪に係る同法第22条第１項に規定する罪に当たる行為	C
(51)　性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律第21条に規定する罪（これに当たる行為が児童である出演者に対してされた場合における当該行為に係るものに限る。）又は当該罪に係る同法第22条第１項に規定する罪に当たる行為	D
(52)　次に掲げる行為又はこれらに類する行為であって、当該行為が行われた場所を管轄する都道府県の条例の規定により罪とされているものに当たる行為 イ　児童と淫行をすること。 ロ　児童に対しわいせつな行為をすること。 ハ　児童に淫行又はわいせつな行為の方法を教えること。 ニ　児童に淫行又はわいせつな行為を見せること。	E

処　分　基　準

令和５年９月12日作成

法　　令　　名：	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
根　拠　条　項：	第14条第２項
処 分 の 概 要：	インターネット異性紹介事業の廃止命令
原権者（委任先）：	福島県公安委員会
法 令 の 定 め：	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第８条（欠格事由）
処　分　基　準：	インターネット異性紹介事業者がインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第８条各号のいずれかに該当する場合には、事業の廃止を命ずることとする
問 い 合 わ せ 先：	福島県警察本部生活安全部少年女性安全対策課
備　　考：	

処　分　基　準

令和５年９月12日作成

法　　令　　名：	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
根　拠　条　項：	第15条第２項第１号
処 分 の 概 要：	インターネット異性紹介事業者に対する指示
原権者（委任先）：	福島県公安委員会
法 令 の 定 め：	
処　分　基　準：	別紙１「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく指示の基準」のとおり
問 い 合 わ せ 先：	福島県警察本部生活安全部少年女性安全対策課
備　　考：	

処　分　基　準

令和６年12月12日作成

法　　令　　名：	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
根　拠　条　項：	第15条第２項第２号
処 分 の 概 要：	インターネット異性紹介事業の停止命令
原権者（委任先）：	福島県公安委員会
法 令 の 定 め：	
処　分　基　準：	別紙２「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく事業停止命令の基準」のとおり
問 い 合 わ せ 先：	福島県警察本部生活安全部少年女性安全対策課
備　　考：	

処　分　基　準

令和５年９月12日作成

法　　令　　名：	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
根　拠　条　項：	第14条第２項
処 分 の 概 要：	インターネット異性紹介事業の廃止命令
原権者（委任先）：	福島県公安委員会
法 令 の 定 め：	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第８条（欠格事由）
処　分　基　準：	インターネット異性紹介事業者がインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第８条各号のいずれかに該当する場合には、事業の廃止を命ずることとする
問 い 合 わ せ 先：	福島県警察本部生活安全部少年女性安全対策課
備　　考：	

処　分　基　準

令和５年９月12日作成

法　　令　　名：	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
根　拠　条　項：	第15条第２項第１号
処 分 の 概 要：	インターネット異性紹介事業者に対する指示
原権者（委任先）：	福島県公安委員会
法 令 の 定 め：	
処　分　基　準：	別紙１「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく指示の基準」のとおり
問 い 合 わ せ 先：	福島県警察本部生活安全部少年女性安全対策課
備　　考：	

処　分　基　準

令和５年９月12日作成

法　　令　　名：	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
根　拠　条　項：	第15条第２項第２号
処 分 の 概 要：	インターネット異性紹介事業の停止命令
原権者（委任先）：	福島県公安委員会
法 令 の 定 め：	
処　分　基　準：	別紙２「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく事業停止命令の基準」のとおり
問 い 合 わ せ 先：	福島県警察本部生活安全部少年女性安全対策課
備　　考：	

処　分　基　準

令和３年６月１日作成

法　　令　　名：	探偵業の業務の適正化に関する法律
根　拠　条　項：	第14条
処　分　の　概　要：	探偵業者に対する指示
原権者（委任先）：	福島県公安委員会
法　令　の　定　め：	
処　分　基　準：	別紙「探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく指示及び営業停止命令の基準」のとおり
問い合わせ先：	警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考：	

別紙

探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく指示及び営業停止命令の基準

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この基準は、探偵業者又は探偵業者の業務に従事する者（以下「探偵業従事者」という。）が行った法令違反行為等に対し福島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が指示又は営業停止命令を行うための要件等について必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第２条　この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　指示　探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「法」という。）第14条の規定に基づき、探偵業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することをいう。

(2)　営業停止命令　法第15条第１項の規定に基づき、探偵業者に対し、探偵業の全部又は一部の停止を命ずることをいう。

(3)　法令違反行為　法の規定に違反する行為又は探偵業務に関して行われた他の法令の規定に違反する行為をいう。

(4)　法令違反行為等　法令違反行為又は指示に違反する行為をいう。

(5)　指示対象行為　指示の理由とした法令違反行為をいう。

(6)　営業停止命令対象行為　営業停止命令の理由とした法令違反行為等をいう。

(7)　営業停止期間　営業停止命令において探偵業者が営業を停止しなければならないこととする期間をいう。

（法令違反行為等の分類）

第３条　法令違反行為等は、その軽重に応じ、別表第１及び別表第２に定めるとおり、

Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅ、Ｆ、Ｏ及びＩに分類するものとする。

第２章　指示

（指示を行うべき場合）

第４条　次の各号のいずれかに該当するときは、指示を行うものとする。

(1)　探偵業者が重大な法令違反行為としてＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅ、Ｆ又はＯに分類されるものを行ったとき。

(2)　探偵業者がその探偵業従事者に対し指導及び監督その他その探偵業従事者による法令違反行為を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その探偵業従事者が重大な法令違反行為としてＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅ、Ｆ又はＯに分類されるものを行ったとき。

(3)　探偵業者又はその探偵業従事者が法令違反行為を行った場合であって、次のいずれかに掲げるとき。

ア　探偵業者又はその探偵業従事者が当該法令違反行為を行った日前５年以内に当該探偵業者が営業停止命令又は指示を受けたことがあるとき。

イ　探偵業者又はその探偵業従事者が当該法令違反行為を行った日前３年以内に、当該探偵業者が法令違反行為等を行ったこと又は当該探偵業者の探偵業従事者（当該法令違反行為を行った探偵業従事者以外の探偵業従事者を含む。）若しくは探偵業従事者であった者が当該探偵業者の業務に関して法令違反行為を行ったことがあるとき。

ウ　ア又はイに掲げるもののほか、当該法令違反行為の原因となった事由が解消されていないとき、当該法令違反行為により生じた違法状態が残存しているとき、その他探偵業の業務の適正な運営が害されるおそれがあると認められるとき。

第５条　探偵業者又はその探偵業従事者が行った罰則の適用のある法令違反行為について法令の規定により公訴を提起することができないこととされているときは、前

条の規定にかかわらず、当該法令違反行為については、指示を行わないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)　当該法令違反行為が極めて重大な法令違反行為としてＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄ又はＥに分類されるものであるとき。

(2)　探偵業者若しくはその探偵業従事者により当該法令違反行為と同種若しくは類似の法令違反行為が繰り返し行われ、又は探偵業者の多数の探偵業従事者によって当該法令違反行為と同種若しくは類似の法令違反行為が行われているとき。

（営業停止命令との関係）

第６条　探偵業者又はその探偵業従事者が行った法令違反行為について次章の規定により営業停止命令をする場合であっても、当該法令違反行為についてこの章の規定により必要な指示を併せて行うことを妨げない。

（指示の個数）

第７条　１個の法令違反行為に対しては、１個の指示を行うものとする。ただし、２個以上の法令違反行為に対して１個の指示を行うこと、及び１個の指示において２個以上の事項を指示することを妨げない。

（指示の内容）

第８条　指示においては、次の各号に掲げる措置をとるべきことを指示するものとする。

(1)　指示対象行為の原因となった事由を解消するための措置その他の指示対象行為と同種又は類似の法令違反行為が将来において行われることを防止するための措置

(2)　指示対象行為により生じた違法状態が残存しているときは、当該違法状態を解消するための措置（当該指示対象行為が探偵業者に一定の行為を行うことを義務付ける法の規定に違反したものであるときは、当該一定の行為を行うことに代替する措置を含む。）

(3)　指示対象行為を行った探偵業従事者を引き続き探偵業者の業務に従事させることにより探偵業の業務の適正な運営が害されるおそれがあると認められるときは、公安委員会が定める一定の期間当該探偵業従事者を探偵業者の業務に従事させない措置

(4)　前各号に掲げるもののほか、探偵業の業務の適正な運営を確保するために必要な措置

(5)　前各号に規定する措置が確実にとられたか否かを確認する必要があるときは、当該措置の実施状況について公安委員会に報告する措置

２　前項第１号、第２号又は第４号に規定する措置の内容は、具体的かつ実施可能なものであって、それぞれ指示対象行為と同種又は類似の法令違反行為が将来において行われることを防止し、指示対象行為により生じた違法状態を解消し、又は探偵業の業務の適正な運営を確保するために必要な最小限のものとしなければならない。

３　第１項各号に規定する措置については、指示対象行為の態様、指示対象行為により生じた違法状態の残存の程度等を勘案し、期限を付すことができる。

第３章　営業停止命令

（営業停止命令を行うべき場合）

第９条　探偵業者が指示に違反したときは、営業停止命令を行うものとする。

２　次の各号のいずれかに該当するときは、営業停止命令を行うものとする。

(1)　探偵業者が極めて重大な法令違反行為としてＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄ又はＥに分類されるものを行ったとき。

(2)　探偵業者がその探偵業従事者に対する指導及び監督その他探偵業従事者による法令違反行為を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その探偵業従事者が極めて重大な法令違反行為としてＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄ又はＥに分類されるものを行ったとき。

(3)　探偵業者が法令違反行為（Ｉに分類されるものを除く。）を行った場合又は探

偵業者がその探偵業従事者に対する指導及び監督その他その探偵業従事者が法令違反行為を行うことを防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その探偵業従事者が法令違反行為（Ｉに分類されるものを除く。）を行った場合であって、次のいずれかに掲げるとき。

ア　探偵業者若しくはその探偵業従事者により当該法令違反行為と同種若しくは類似の法令違反行為が繰り返し行われ、又は探偵業者の多数の探偵業従事者によって当該法令違反行為と同種若しくは類似の法令違反行為が行われているとき（当該法令違反行為がＦ又はＯに分類される罰則の適用のある法令違反行為であって、当該法令違反行為について法令の規定により公訴を提起することができないこととされているときを除く。）。

イ　探偵業者又はその探偵業従事者が当該法令違反行為を行った日前５年以内に当該探偵業者が営業停止命令を受けたことがあるとき。

ウ　探偵業者又はその探偵業従事者が当該法令違反行為を行った日前３年以内に当該探偵業者が指示を受けたことがあるとき。

エ　探偵業者又はその探偵業従事者が当該法令違反行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとしたとき。

オ　アからエまでに掲げるもののほか、探偵業者が引き続き探偵業を行った場合に著しく不適正な探偵業の業務の運営が行われる蓋然性があると認めるとき、その他探偵業の業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められるとき。

（営業停止命令の個数）

第10条　１個の法令違反行為等については、１個の営業停止命令を行うものとする。

（基準期間等）

第11条　営業停止期間に係る基準期間、短期及び長期（以下それぞれ「基準期間」、「短期」及び「長期」という。）は、次の各号に掲げる法令違反行為等の分類に応じ、

それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1)　A　基準期間、短期、長期とも６月とする。

(2)　B　基準期間は４月、短期は２月、長期は６月とする。

(3)　C　基準期間は２月、短期は１月、長期は４月とする。

(4)　D　基準期間は１月、短期は14日、長期は２月とする。

(5)　E　基準期間は14日、短期は７日、長期は１月とする。

(6)　F　基準期間は７日、短期は３日、長期は14日とする。

(7)　O　基準期間は７日、短期は３日、長期は２月とする。

（観念的競合）

第12条　探偵業者若しくはその探偵業従事者が行った１個の行為が２個以上の法令違反行為等に該当するものである場合又は探偵業者若しくはその探偵業従事者が行った法令違反行為等に該当する行為の手段若しくは結果である行為が他の法令違反行為等に該当するものである場合において営業停止命令を行うときは、第10条の規定にかかわらず、１個の営業停止命令を行うものとする。

２　前項に規定するときは、前条の規定にかかわらず、各法令違反行為等について前条の規定により定められた基準期間、短期及び長期のうち最も長いものをそれぞれ基準期間、短期及び長期とする。

（営業停止命令の併合）

第13条　法令違反行為等に該当する行為が２個以上行われた場合において営業停止命令を行うときは、第10条の規定にかかわらず、１個の営業停止命令を行うものとする。

２　前項に規定するときは、第11条の規定にかかわらず、各法令違反行為等について同条の規定により定められた基準期間のうち最も長いもの（その最も長いものが１月である場合にあっては、30日）にその２分の１の期間を加算した期間（その期間に１日に満たない端数があるときにあっては、これを切り捨てるものとする。）を

基準期間とし、各法令違反行為等について同条の規定により定められた短期のうち最も長いものを短期とし、各法令違反行為等について同条の規定により定められた長期のうち最も長いもの（その最も長いものが１月である場合にあっては、30日）にその２分の１の期間を加算した期間（その期間に１日に満たない端数があるときにあっては、これを切り捨てるものとする。）を長期とする。ただし、その基準期間及び長期は、それぞれ各法令違反行為等について同条の規定により定められた基準期間又は長期を合計した期間及び６月を超えることはできない。

（常習違反加重）

第14条　探偵業者が営業停止命令を受けた日から５年以内に当該探偵業者又はその探偵業従事者が法令違反行為等（極めて重大な法令違反行為等としてＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄ又はＥに分類されるものに限る。）を行った場合において営業停止命令を行うときは、第11条の規定にかかわらず、当該法令違反行為等について同条の規定により定められた基準期間、短期及び長期にそれぞれ２を乗じた期間を基準期間、短期及び長期とする。ただし、その基準期間、短期及び長期は、６月を超えることはできない。

（営業停止期間の決定）

第15条　探偵業者に次項又は第３項に規定する事由がないときは、第11条から前条までの規定により定められた基準期間を営業停止期間とする。

２　次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第11条から前条までの規定により定められた短期を下回らない範囲内において、基準期間より短い期間を営業停止期間とすることができる。

(1)　営業停止命令対象行為により生じた探偵業務の依頼者その他の者（以下「依頼者等」という。）の被害が極めて軽微であること。

(2)　探偵業者又はその探偵業従事者が営業停止命令対象行為を行った日前10年以内に当該探偵業者が営業停止命令又は指示を受けたことがないこと。

(3)　探偵業者又はその探偵業従事者が営業停止命令対象行為を行った日前５年以内に、当該探偵業者が法令違反行為等を行ったこと及び当該探偵業者の探偵業従事者（当該営業停止命令対象行為である法令違反行為を行った探偵業従事者以外の探偵業従事者を含む。）又は探偵業従事者であった者が当該探偵業者の業務に関して法令違反行為を行ったことがないこと。

(4)　探偵業者又はその探偵業従事者が暴行又は脅迫を受けて営業停止命令対象行為を行ったこと。

(5)　営業停止命令対象行為をその探偵業従事者が行うことを防止できなかったことについて、探偵業者の過失が極めて軽微であると認められること。

(6)　探偵業者が営業停止命令対象行為と同種又は類似の法令違反行為等が将来において行われることを防止するための措置や営業停止命令対象行為により生じた違法状態又は依頼者等の被害を解消し、又は回復するための措置を自主的にとっており、かつ、改悛の情が著しいこと。

３　次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第11条から前条までの規定により定められた長期を超えない範囲内において、基準期間より長い期間を営業停止期間とすることができる。

(1)　探偵業者の探偵業従事者のうち多数の者が営業停止命令対象行為に関与するなど、営業停止命令対象行為の態様が極めて悪質であること。

(2)　法令又は指示に違反した程度が著しく大きいこと。

(3)　営業停止命令対象行為により生じた依頼者等の被害が甚大であること。

(4)　探偵業者又はその探偵業従事者が営業停止命令対象行為を行った日前５年以内に当該探偵業者が、当該探偵業者又はその探偵業従事者（当該営業停止命令対象行為である法令違反行為を行った探偵業従事者以外の探偵業従事者を含む。）若しくは探偵業従事者であった者が行った当該営業停止命令対象行為と同種又は類似の法令違反行為等を理由として、指示又は営業停止命令を受けたことがあるこ

と。

(5)　営業停止命令対象行為をその探偵業従事者が行うことを防止できなかったことについて、探偵業者の過失が極めて重大であると認められること。

(6)　探偵業者又はその探偵業従事者が営業停止命令対象行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとするなど情状が特に重いこと。

(7)　探偵業者に改悛の情が見られないこと。

別表第１（第３条関係）

法令違反行為等	関係条項	分類
（１）　開始届出書等虚偽記載（欠格事由に係る虚偽記載を除く。）	法第４条第１項、法第19条第１号	Ⅰ
（２）　変更届出義務違反・変更届出書等虚偽記載（欠格事由に係る変更届出義務違反又は虚偽記載を除く。）	法第４条第２項、法第19条第２号	Ⅰ
（３）　名義貸し	法第５条、法第18条第２号	A
（４）　探偵業務の実施の原則違反（探偵業者又はその探偵業従事者が法の他の規定に違反し、又は探偵業務に関し他の法令の規定に違反した場合を除く。）	法第６条	E
（５）　書面受理義務違反	法第７条	F
（６）　書面交付義務違反等	法第８条、法第19条第３号	D
（７）　違法な行為のために用いられることを知った上での探偵業務の実施	法第９条第１項	E
（８）　探偵業者以外の者への探偵業務の委託	法第９条第２項	C
（９）　守秘義務違反	法第10条第１項	C
(10)　資料の不正又は不当な利用の防止措置義務違反	法第10条第２項	D
(11)　教育義務違反 イ　違法行為を助長し、又は容認する内容の教育を行った場合 ロ　大部分の従業者が教育を受けていない場合及び教育に必要な体制やマニュアル等が調っていないと認める場合 ハ　イ又はロに規定する場合以外の場合	法第11条	 D E Ⅰ
(12)　従業者名簿に係る不整備・虚偽記載	法第12条第１項、法第19条第４号	F
(13)　届出証明書掲示義務違反	法第12条第２項	Ⅰ
(14)　報告義務違反・立入検査拒否等	法第13条第１項、法第19条第５号	D
(15)　指示処分違反	法第14条、法第18条第	B

	３号	
(16)　（１）から(15)までのいずれかに掲げる法令違反行為等（罰則の適用があるものに限る。）を教唆し、若しくは幇(ほう)助する行為又は当該行為を教唆する行為		当該法令違反行為等に係る分類と同一の分類

別表第２（第３条関係）

法令違反行為	分類
（１）　刑法第108条、第112条（第108条に係る部分に限る。）、第117条第１項（第108条に規定する物を損壊した場合に限る。）、第181条、第199条、第203条（第199条に係る部分に限る。）、第225条の２、第228条（第225条の２第1項に係る部分に限る。）、第240条、第241条又は第243条（第240条又は第241条に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	B
（２）　刑法第95条、第96条の６、第99条、第100条、第102条（第99条又は第100条に係る部分に限る。）、第103条、第104条、第109条第１項、第110条第１項、第112条（第109条第１項に係る部分に限る。）、第114条、第117条第１項（他人の所有に係る第109条に規定する物を損壊した場合又は他人の所有に係る第110条に規定する物を損壊し、よって公共の危険を生じさせた場合に限る。）、第124条第２項、第130条、第132条、第155条、第156条（第155条の文書又は図画に係る部分に限る。）、第157条第１項若しくは第３項（第１項に係る部分に限る。）、第158条（第155条の文書若しくは図画、第156条（第155条の文書又は図画に係る部分に限る。）の文書若しくは図画又は第157条第１項の文書若しくは電磁的記録に係る部分に限る。）、第159条第１項若しくは第２項、第160条、第161条（第159条第１項の文書若しくは図画若しくは同条第２項の文書若しくは図画又は第160条の文書若しくは図画に係る部分に限る。）、第161条の２、第163条の２、第163条の３、第163条の４第１項若しくは第２項、第163条の５、第165条から第167条まで、第168条（第164条第２項に係る部分を除く。）、第169条、第172条、第176条から第178条まで、第180条、第182条、第198条、第202条、第203条（第202条に係る部分に限る。）、第204条、第205条、第208条の２第２項、第211条、第218条、第219条（第218条に係る部分に限る。）、第220条、第221条、第223条から第225条まで、第226条、第228条（第224条、第225条又は第226条に係る部分に限る。）、第230条第１項、第233条から第236条まで、第238条、第239条、第243条（第235条から第236条まで、第238条又は第239条に係る部分に限る。）、第246条から第250条まで、第252条、第253条、第256条又は第258条から第260条まで	C

に規定する罪のいずれかに当たる違法な行為	
（３） 刑法第105条の２、第113条、第124条第１項、第128条（第124条第１項に係る部分に限る。）、第133条、第134条、第140条、第157条第２項若しくは第３項（第２項に係る部分に限る。）、第158条（第157条第２項の文書又は図画に係る部分に限る。）、第159条第３項、第161条（第159条第３項の文書又は図画に係る部分に限る。）、第201条、第208条の２第１項、第222条、第228条の３又は第237条に規定する罪に当たる違法な行為	D
（４） 刑法第175条、第206条、第208条、第254条、第261条又は第263条に規定する罪に当たる違法な行為	E
（５） 刑法第116条第１項若しくは第２項（他人の所有に係る第110条に規定する物を焼損した場合に限る。）、第117条第２項（第116条第１項又は第２項（他人の所有に係る第110条に規定する物を焼損した場合に限る。）に係る部分に限る。）、第209条第１項、第210条又は第231条に規定する罪に当たる違法な行為	F
（６） 爆発物取締罰則第１条又は第２条に規定する罪に当たる違法な行為	B
（７） 爆発物取締罰則第３条（所持に係る部分に限る。）、第４条又は第９条に規定する罪に当たる違法な行為	C
（８） 暴力行為等処罰に関する法律第１条、第１条の２第１項若しくは第２項又は第１条の３に規定する罪に当たる違法な行為	C
（９） 暴力行為等処罰に関する法律第２条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(10) 盗犯等の防止及び処分に関する法律第４条に規定する罪に当たる違法な行為	B
(11) 盗犯等の防止及び処分に関する法律第２条又は第３条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(12) 軽犯罪法第１条（第１号から第３号まで、第６号、第８号から第13号まで、第15号、第16号、第23号、第24号又は第26号から第34号までに係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	F
(13) 人質による強要行為等の処罰に関する法律第２条又は第４条に規定する罪に当たる違法な行為	B
(14) 人質による強要行為等の処罰に関する法律第１条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(15) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第３条又は第４条に規定する罪（同法第３条第１項第７号又は第10号に掲げる罪に係るものに限る。）に当たる違法な行為	B

(16)　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第３条第１項に規定する罪（同項第８号、第９号又は第11号から第15号までに掲げる罪に係るものに限る。）、同法第３条第２項に規定する罪（同条第１項第８号、第９号、第11号、第12号、第14号又は第15号に掲げる罪に係るものに限る。）、同法第４条に規定する罪（同法第３条第１項第９号、第13号又は第14号に掲げる罪に係るものに限る。）、同法第６条に規定する罪（同条第１項第１号に掲げる罪に係るものに限る。）又は同法第７条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(17)　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第６条に規定する罪（同条第１項第２号に掲げる罪に係るものに限る。）に当たる違法な行為	D
(18)　特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第15条又は第16条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(19)　大麻取締法第24条の２又は第24条の３（第４条第１項（第２号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
(20)　覚醒剤取締法第41条の２又は第41条の３（第19条に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
(21)　麻薬及び向精神薬取締法第64条の２、第64条の３（施用に係る部分に限る。）、第66条、第66条の２（第27条第１項（施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の３（輸入、輸出又は製造に係る部分を除く。）又は第66条の４に規定する罪に当たる違法な行為	C
(22)　あへん法第52条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(23)　銃砲刀剣類所持等取締法第31条の３、第31条の11第１項（第１号に係る部分に限る。）又は第31条の16第１項（第１号に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
(24)　銃砲刀剣類所持等取締法第32条（第４号又は第５号に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	D
(25)　銃砲刀剣類所持等取締法第35条（第22条の２第１項又は第22条の４に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	F
(26)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第47条（第１号又は第４号に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
(27)　貸金業法第47条の３第１項（第３号に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	D

(28)　会社法第960条から第962条まで、第967条第２項、第968条第１項又は第970条第２項、第３項若しくは第４項に規定する罪のいずれかに当たる違法な行為	C
(29)　ストーカー行為等の規制等に関する法律第７条の規定に違反する行為又は同法第18条、第19条若しくは第20条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(30)　ストーカー行為等の規制等に関する法律第３条の規定に違反する行為	F
(31)　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第29条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(32)　道路法第103条（第２号、第４号又は第５号に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	D
(33)　道路法第104条又は第105条（第48条第４項に係る部分を除く。）に規定する罪に当たる違法な行為	F
(34)　道路交通法第115条、第117条、第117条の２又は第117条の２の２に規定する罪に当たる違法な行為	C
(35)　道路交通法第116条、第117条の３、第117条の３の２、第117条の５（第３号に係る部分を除く。）、第118条、第118条の２、第118条の３又は第119条第１項に規定する罪に当たる違法な行為	D
(36)　道路交通法第119条第２項、第119条の２、第119条の３第１項（第７号又は第８号に係る部分を除く。）若しくは第２項、第120条又は第121条に規定する罪に当たる違法な行為	F
(37)　自動車の保管場所の確保等に関する法律第17条第１項に規定する罪に当たる違法な行為	D
(38)　自動車の保管場所の確保等に関する法律第17条第２項又は第３項に規定する罪に当たる違法な行為	F
(39)　自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第２条から第６条までに規定する罪に当たる違法な行為	C
(40)　戸籍法第134条に規定する違法な行為	D
(41)　戸籍法第135条又は第136条に規定する違法な行為	F
(42)　住民基本台帳法第42条又は第44条から第46条までに規定する罪のいずれかに当たる違法な行為	D
(43)　住民基本台帳法第47条第２号、第51条又は第52条に規定する違法な行為	F
(44)　国家公務員法第109条（第100条第１項に係る部分に限る。）又は第111条（第109条第12号（第100条第１項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	D

(45)　地方公務員法第60条（第34条第１項に係る部分に限る。）又は第62条（第60条第２号（第34条第１項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	D
(46)　外務公務員法第27条（第４条において準用する国家公務員法第100条第１項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	D
(47)　特定秘密の保護に関する法律第23条第１項、第２項若しくは第３項又は第25条（第23条に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
(48)　特定秘密の保護に関する法律第23条第４項又は第５項に規定する違法な行為	D
(49)　自衛隊法第118条（第59条第１項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	D
(50)　独立行政法人通則法第69条の２に規定する罪に当たる違法な行為	D
(51)　地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第８条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(52)　不動産登記法第159条又は第161条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(53)　家事事件手続法第292条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(54)　人事訴訟法第11条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(55)　個人情報の保護に関する法律第84条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(56)　個人情報の保護に関する法律第16条第１項若しくは第２項、第17条１項、第18条第１項、第２項若しくは第３項、第20条から第22条まで、第23条第１項、第３項若しくは第６項、第27条、第28条第２項若しくは第３項、第29条第２項若しくは第３項若しくは第30条第２項、第４項若しくは第５項の規定のいずれかに違反する行為又は同法第85条に規定する罪に当たる違法な行為	F
(57)　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第53条から第55条までに規定する罪のいずれかに当たる違法な行為	D
(58)　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第57条に規定する違法な行為	F
(59)　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第50条から第52条までに規定する罪のいずれかに当たる違法な行為	D
(60)　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第54条に規定する違法な行為	F

(61)　情報公開・個人情報保護審査会設置法第18条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(62)　保健師助産師看護師法第44条の４第１項に規定する罪に当たる違法な行為	D
(63)　弁護士法第77条（第３号又は第４号に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	D
(64)　司法書士法第76条第１項又は第78条第１項に規定する罪に当たる違法な行為	D
(65)　行政書士法第21条（第２号に係る部分に限る。）又は第22条第１項に規定する罪に当たる違法な行為	D
(66)　診療放射線技師法第35条第１項に規定する罪に当たる違法な行為	F
(67)　臨床検査技師等に関する法律第23条第１項に規定する罪に当たる違法な行為	F
(68)　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第67条第１項に規定する罪に当たる違法な行為	D
(69)　外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第17条等の特例等に関する法律第25条第１項に規定する罪に当たる違法な行為	D
(70)　外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第17条等の特例等に関する法律第25条第３項に規定する罪に当たる違法な行為	F
(71)　救急救命士法第54条第１項に規定する罪に当たる違法な行為	F
(72)　郵便法第77条、第78条又は第86条第１項（第77条又は第78条に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
(73)　郵便法第80条又は第86条第１項（第80条に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	D
(74)　電波法第108条の２に規定する罪に当たる違法な行為	C
(75)　電波法第109条、第109条の２第１項、第２項若しくは第４項又は第110条（第１号又は第４号に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	D
(76)　有線電気通信法第13条、第13条第２項、第14条第２項又は第３項（第14条第２項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
(77)　有線電気通信法第14条第１項又は第３項（第14条第１項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	D
(78)　電気通信事業法第179条第２項又は第３項（第２項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
(79)　電気通信事業法第179条第１項若しくは第３項（第１項に係る	D

部分に限る。）又は第180条第１項若しくは第３項に規定する罪に当たる違法な行為	
(80)　日本電信電話株式会社等に関する法律第21条第１項に規定する罪に当たる違法な行為	C
(81)　不正アクセス行為の禁止等に関する法律第11条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(82)　不正アクセス行為の禁止等に関する法律第12条（第５号に係る部分を除く。）に規定する罪に当たる違法な行為	D
(83)　不正アクセス行為の禁止等に関する法律第13条に規定する罪に当たる違法な行為	F
(84)　電子署名及び認証業務に関する法律第42条（第２号に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	D
(85)　民間事業者による信書の送達に関する法律第44条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(86)　民間事業者による信書の送達に関する法律第45条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(87)　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第74条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(88)　特許法第197条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(89)　特許法第200条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(90)　実用新案法第57条又は第60条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(91)　意匠法第70条又は第73条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(92)　商標法第79条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(93)　半導体集積回路の回路配置に関する法律第52条又は第53条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(94)　工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第42条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(95)　不正競争防止法第21条第１項に規定する罪に当たる違法な行為	C
(96)　種苗法第68条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(97)　弁理士法第79条又は第80条第１項に規定する罪に当たる違法な行為	D
(98)　労働基準法第117条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(99)　労働基準法第118条第１項（第６条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条（第３条、第17条又は第61条に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	D
(100)　職業安定法第63条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(101)　職業安定法第66条（第９号に係る部分に限る。）に規定する	F

罪に当たる違法な行為	
(102)　児童福祉法第60条第１項又は第２項に規定する罪に当たる違法な行為	C
(103)　児童福祉法第61条、第61条の２第１項又は第61条の３（第21条の12又は第25条の５に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	D
(104)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第49条(第４号（第26条の規定による処分（同法第18条の２第１項又は第22条（第３号又は第４号に係る部分に限る。）の規定に違反した行為に係る処分に限る。)、第30条の規定による処分（同法第28条第11項において準用する第18条の２第１項又は第28条第12項（第３号に係る部分に限る。）の規定に違反した行為に係る処分に限る。)、第31条の５第１項若しくは第２項の規定による処分（同法第31条の３第１項において準用する第18条の２第１項又は第31条の３第３項（第１号に係る部分に限る。）の規定に違反した行為に係る処分に限る。)、第31条の６第２項第２号若しくは第３号の規定による処分（同法第31条の３第１項において準用する第18条の２第１項又は第31条の３第３項（第１号に係る部分に限る。）の規定に違反した行為に係る処分に限る。)、第31条の15の規定による処分（同法第31条の13第２項（第３号又は第４号に係る部分に限る。）の規定に違反した行為に係る処分に限る。)、第31条の20の規定による処分（同法第31条の18第２項（第１号に係る部分に限る。）の規定に違反した行為に係る処分に限る。)、第31条の21第２項第２号の規定による処分（同法第31条の18第２項（第１号に係る部分に限る。）の規定に違反した行為に係る処分に限る。)、第34条第２項の規定による処分（同法第32条第３項において準用する第22条（第４号に係る部分に限る。）の規定に違反した行為に係る処分に限る。）又は第35条の４第２項若しくは第４項第２号の規定による処分（同法第35条の３の規定に違反した行為に係る処分に限る。）に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）又は第50条第１項（第４号（第22条第１項第３号又は第４号（第32条第３項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。)、第５号（第28条第12項第３号に係る部分に限る。)、第６号、第８号（第31条の13第２項第３号又は第４号に係る部分に限る。）又は第９号に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	D
(105)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第18条の	F

２第１項、第28条第11項（第18条の２第１項に係る部分に限る。）、第31条の３第１項（第18条の２第１項に係る部分に限る。）又は第35条の３の規定に違反する行為	
(106)　売春防止法第７条から第13条までに規定する罪のいずれかに当たる違法な行為	C
(107)　売春防止法第６条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(108)　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第４条、第５条第１項、第６条第１項、第７条第２項、第３項（輸入に係る部分を除く。）、第４項、第６項若しくは第７項（輸入に係る部分を除く。）又は第８条第１項若しくは第３項（第１項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
(109)　職務に関して知り得た秘密を漏らすことを禁止する法令の規定（法第10条第１項の規定を除く。）に違反する行為で(１)から(108)までに掲げる行為以外のもの	O
(110)　法以外の法令の規定に違反する行為で(１)から(109)までに掲げる行為以外のもの（罰金以上の刑が定められている罰則の適用があるものに限る。）	O
(111)　法以外の法令の規定に違反する行為で(１)から(109)までに掲げる行為以外のもの（罰金以上の刑が定められている罰則の適用があるものを除く。）	I
(112)　(１)から(111)までのいずれかに掲げる法令違反行為（罰則の適用があるものに限る。）を教唆し、若しくは幇助する行為又は当該行為を教唆する行為	当該法令違反行為に係る分類と同一の分類

処　分　基　準

令和３年６月１日作成

法　　令　　名：	探偵業の業務の適正化に関する法律
根　拠　条　項：	第15条第１項
処　分　の　概　要：	探偵業の停止命令
原権者（委任先）：	福島県公安委員会
法　令　の　定　め：	
処　分　基　準：	別紙「探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく指示及び営業停止命令の基準」（ＨＪ－１－１ページからＨＪ－１－20ページまで）のとおり。
問い合わせ先：	警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考：	

処　分　基　準

令和３年６月１日作成

法　　令　　名：	探偵業の業務の適正化に関する法律
根　拠　条　項：	第15条第２項
処 分 の 概 要：	探偵業の廃止命令
原権者（委任先）：	福島県公安委員会
法 令 の 定 め：	探偵業の業務の適正化に関する法律第３条（欠格事由）
処　分　基　準：	法第３条各号のいずれかに該当する者が探偵業を営んでいる場合（法第４条第１項の規定による届出をしないで探偵業を営んでいる者にあっては、探偵業に当たることについての認識が全くなく、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情があり、かつ、指導、警告に従って営業を廃止することが確実であるときを除く。）には、営業の廃止を命ずることとする
問 い 合 わ せ 先：	警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考：	

処　分　基　準

平成19年12月10日作成

法　　令　　名	遺失物法
根　拠　条　項	第26条第１項
処 分 の 概 要	施設占有者に対する指示
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	遺失物法26条第１項（指示）
処　分　基　準	別紙「遺失物法に基づく指示の基準」を参照
問 い 合 わ せ 先	警察本部警務部会計課監査係
備　　考	

別　紙

遺失物法に基づく指示の基準

（趣旨）

第１条　この基準は、施設占有者若しくは特例施設占有者（以下「施設占有者等」という。）又はその代理人、使用人その他の従業者（以下「代理人等」という。）が行った法令違反行為等に対し福島県公安委員会が指示を行うための要件等について必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第２条　この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　指示　遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）第26条第１項又は第２項の規定に基づき、施設占有者又は特例施設占有者に対し、必要な措置をとるべきこと等を指示することをいう。

(2)　法令違反行為等　法第26条第１項に規定する各条項に違反する行為及び同条第２項に規定する各条項に違反して保管物件の売却若しくは処分をし、又はしようとする行為をいう。

(3)　指示対象行為　指示の理由とした法令違反行為等をいう。

（指示を行うべき場合）

第３条　次の各号のいずれかに該当するときは、指示を行うものとする。

(1)　施設占有者等又はその代理人等が法令違反行為等を行った場合であって、当該法令違反行為等の原因となった事由が解消されていないとき又は当該法令違反行為等により生じた違法状態が残存しているとき。

(2)　施設占有者等又はその代理人等が法令違反行為等を行った場合であって、当該法令違反行為等を行った日前５年以内に当該施設占有者等が指示を受けたことがあるとき。

(3)　施設占有者等又はその代理人等が法令違反行為等を行った場合であって、当該法令違反行為等を行った日前３年以内に、当該施設占有者等が法令違反行為等を行ったこと又は当該施設占有者等の代理人等（当該指示対象行為を行った代理人等以外の代理人等を含む。）若しくは代理人等であった者が当該施設占有者等の業務に関して法令違反行為等を行ったことがあるとき。

(4)　前各号に掲げるもののほか、施設占有者等又はその代理人等が法令違反行為等を行った場合であって、遺失者又は拾得者の利益が害されるおそれがあると認めるとき。

（指示の個数）

第４条　１個の法令違反行為等に対しては、１個の指示を行うものとする。ただし、２個以上の法令違反行為等に対して１個指示を行うこと、及び１個の指示において２個以上の事項を指示することを妨げない。

（指示の内容）

第５条　指示においては、次の各号に掲げる事項を指示するものとする。

(1)　指示対象行為の原因となった事由を解消するための措置その他の指示対象行為と同種又は類似の行為が将来において行われることを防止するための措置

(2)　指示対象行為により生じた違法行為が残存しているときは、当該違法状態を解消するための措置（当該指示対象行為が施設占有者等に一定の行為を行うことを義務付ける法の規定に違反したものであるときは、当該一定の行為を行うことに代替する措置を含む。）

(3)　前各号に掲げるもののほか、遺失者又は拾得者の利益を保護するために必要な措置

(4)　前各号に規定する措置が確実にとられたか否かを確認する必要があるときは、当該措置の実施状況について公安委員会に報告する措置

2　前項第１号から第３号までに規定する措置の内容は、具体的かつ実施可能なものであって、遺失者又は拾得者の利益を保護するために必要な最小限のものとしなければならない。

3　第１項各号に規定する措置については、指示対象行為の態様、指示対象行為により生じた違法状態の残存の程度等を勘案し、期限を付すことができる。

附　則

この基準は、平成19年12月10日から施行する。

処　分　基　準

平成19年12月10日作成

法　　令　　名	遺失物法
根　拠　条　項	第26条第２項
処 分 の 概 要	特例施設占有者に対する指示
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	遺失物法26条第２項（指示）
処　分　基　準	別紙（ＨＫ－１－１からＨＫ－１－２）を参照
問 い 合 わ せ 先	警察本部警務部会計課監査係
備　　考	

処　分　基　準

平成１２ 年　６月２７日作成

法　　令　　名 ：	自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則
根　拠　条　文 ：	第９条
処 分 の 概 要 ：	指定法人の指定の取消し
原権者（委任先）：	福島県公安委員会
法 令 の 定 め ：	自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則第１条第２号（指定の基準） 同第７条（是正又は改善の勧告）
処　分　基　準 ：	自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則第９条各号に該当する場合、帰責事由が無い場合又は悪性がごく軽微な場合であって、是正等することができ、現に是正等しようとしているとき等を除き、許可を取り消すこととする。
問 い 合 わ せ 先 ：	福島県警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考 ：	

処　分　基　準

平成１５年１１月４日作成

法　　令　　名 ：	古物営業法施行規則
根　拠　条　項 ：	第１９条の１０第１項
処 分 の 概 要 ：	認定古物競りあっせん業者に係る認定の取消し
原権者（委任先）：	福島県公安委員会
法 令 の 定 め ：	古物営業法施行規則第１９条の５第２号から第４号まで又は第６号 （古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由） 第１９条の６（盗品等の売買の防止等に資する方法の基準） 古物営業法第２１条の５第３項（表示の禁止） 第２１条の７（競りの中止）
処　分　基　準 ：	古物営業法施行規則第１９条の１０第１項各号に該当する場合に、認定を取り消すこととする。ただし、次のように認定古物競りあっせん業者に帰責事由が無い場合又は悪性がごく軽微な場合であって、速やかにこれを是正、回復等することができ、現にその是正、回復等をしようとしているとき等を除く。 ・　法人の責めに帰すことのできない事由により法人の業務を行う役員が規則第１９条の５第２号から第４号までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 い 合 わ せ 先 ：	福島県警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考 ：	

処　分　基　準

平成１５年１１月４日作成

法　　令　　名 ：	古物営業法施行規則
根　拠　条　項 ：	第１９条の１４第１項
処 分 の 概 要 ：	認定外国古物競りあっせん業者に係る認定の取消し
原権者（委任先）：	福島県公安委員会
法 令 の 定 め ：	古物営業法施行規則第１９条の１２、第１９条の５第２号から第４号まで又は第６号（外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由） 第１９条の６（盗品等の売買の防止等に資する方法の基準） 古物営業法第２２条第４項、第３項（認定外国古物競りあっせん業者に対する報告徴収）
処　分　基　準 ：	古物営業法施行規則第１９条の１４第１項各号に該当する場合に、認定を取り消すこととする。ただし、次のように認定外国古物競りあっせん業者に帰責事由が無い場合又は悪性がごく軽微な場合であって、速やかにこれを是正、回復等することができ、現にその是正、回復等をしようとしているとき等を除く。 ・　法人の責めに帰すことのできない事由により法人の業務を行う役員が規則第１９条の１２において準用する規則第１９条の５第２号から第４号までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 い 合 わ せ 先 ：	福島県警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考 ：	

処　　分　　基　　準

平成１７年３月２２日作成

法　　令　　名	： 古物営業法施行規則
根　拠　条　項	： 第29条
処 分 の 概 要	： 盗品売買等防止団体に係る承認の取消し
原権者（委任先）	： 福島県公安委員会
法 令 の 定 め	： 古物営業法施行規則第23条（盗品売買等防止団体に係る承認）
処　分　基　準	： 古物営業法施行規則第29条各号に該当する場合、次のように帰責事由が無い場合又は悪性がごく軽微な場合であって、かつ、当該事態を速やかに是正、回復等することが可能であると認められる場合で、現に是正、回復等しようとしているとき等を除き、承認を取り消すこととする。 ・　法人の責めに帰すことのできない事由により法人の役員が古物営業法第４条第１号から第５号までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 い 合 わ せ 先	： 福島県警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考	：

処　分　基　準

令和元年12月14日作成

法　　令　　名	遺失物法施行規則
根　拠　条　項	第30条第１項
処 分 の 概 要	特例施設占有者の指定の取消し
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	遺失物法第17条（特例施設占有者） 遺失物法施行令第５条第５号（特例施設占有者の要件） 遺失物法施行規則第30条第１項（指定の取消し）
処　分　基　準	遺失物法施行令第５条第５号イ若しくはハに該当しなくなった場合又は同号ロ(1)から(4)までのいずれかに該当することとなった場合において、次のように、帰責事由がなく、又は悪性が極めて軽微であって、速やかに是正、回復等をすることができ、現に是正、回復等をしようとしているとき等を除き、特例施設占有者の指定を取り消すこととする。 ・　法人の責めに帰することのできない事由により法人の役員が令第５条第５号ロ(1)から(3)までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、当該法人が速やかにその者の解任手続を進めているとき。
問 い 合 わ せ 先	福島県警察本部警務部会計課監査係
備　　考	

処　分　基　準

平成１２年　６月２７日作成

法　　令　　名 ：	行商従業者証等の様式の承認に関する規程
根　拠　条　文 ：	第７条
処 分 の 概 要 ：	行商従業者証等の様式の承認の取消し
原権者（委任先）：	福島県公安委員会
法 令 の 定 め ：	行商従業者証等の様式の承認に関する規程第１条（承認を受けることができる団体） 同第５条（資料の提出） 同第６条（作成・交付事業の廃止の届出）
処　分　基　準 ：	行商従業者証等の様式の承認に関する規程第７条各号に該当する場合、以下のようなとき等を除き、承認を取り消すこととする。 １　次のように帰責事由がない場合又は悪性がごく軽微な場合であって、速やかに是正、回復等することができ、現に是正、回復等しようとしているとき。（同条第１号） ・　法人の責めに帰すことのできない事由により法人の役員が古物営業法第４条第１号から第５号までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。 ２　資料を提出しなかったことについて相当の理由があり、速やかに資料を提出することができ、現に提出しようとしているとき。（同条第２号） ３　資料を届け出なかったことについて相当の理由があり、速やかに資料を届け出ることができ、現に届け出ようとしているとき。（同条第３号）
問 い 合 わ せ 先 ：	福島県警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考 ：	

処　分　基　準

令和５年９月６日作成

法　　令　　名	火薬類取締法
根　拠　条　項	第17条第３項
処 分 の 概 要	猟銃用火薬類等の譲渡し又は譲受けの許可の取消し
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	火薬類取締法第17条第１項（譲渡又は譲受の許可）、同第50条の２第１項（猟銃用火薬類等の特則）
処　分　基　準	譲渡又は譲受の許可後に生じ、又は許可後に判明した事由により、当該火薬類の譲渡又は譲受に伴い事件、事故等が発生する危険が認められる場合は、引渡し前に限り、許可を取り消すものとする。
問　合　せ　先	福島県警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考	

処　分　基　準

令和５年９月６日作成

法　　令　　名	火薬類取締法
根　拠　条　項	第25条第３項
処 分 の 概 要	猟銃用火薬類等の消費の許可の取消し
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	火薬類取締法第25条第１項（消費）、同第50条の２第１項（猟銃用火薬類等の特則）
処　分　基　準	爆発又は燃焼の許可後に生じ、又は許可後に判明した事由により、当該火薬類の爆発又は燃焼に伴い事件、事故等が発生する危険が認められる場合は、爆発又は燃焼前に限り、許可を取り消すものとする。
問 い 合 わ せ 先	福島県警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考	